令和８年第３回定例会

湯前町議会会議録

開会　令和８年　３月　６日

閉会　令和８年　３月１３日

熊本県球磨郡湯前町

令和８年第３回定例会

会　期　令和８年３月　６日（金）から　令和８年３月１３日（金）まで　８日間

会　期　日　程　表

月	日	曜	区分	時　　刻	日　　程
３	６	金	本会議	午前１０時	会期の決定、諸般の報告、行政報告、 施政方針及び予算編成方針、一般質問
	７	土	休　庁		
	８	日	休　庁		
	９	月	休　会		13：30　企画経済建設常任委員会 13：30　総務厚生文教常任委員会
	１０	火	休　会		
	１１	水	本会議	午前１０時	議案審議
	１２	木	本会議	午前１０時	議案審議
	１３	金	本会議	午前１０時	議案審議

第 1 号

3 月 6 日 （ 金 ）

令和８年第３回湯前町議会定例会　　〔第１号〕

令 和 ８ 年 ３ 月 ６ 日
午前１０時００分開議
湯 前 町 議 会 議 場

１．議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定
日程第　３		諸般の報告
日程第　４		行政報告
日程第　５		施政方針及び予算編成方針
日程第　６		一般質問
日程第　７	議案第１２号	湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第　８	議案第１３号	工事請負契約の変更について
日程第　９	議案第１４号	湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第１５号	湯前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第１６号	特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１２	議案第１７号	湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１３	議案第１８号	湯前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第１４	議案第１９号	湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第１５	議案第２０号	湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第１６	議案第２１号	令和７年度湯前町一般会計補正予算（第１４号）について

２．応招議員

１番　田 山 幸 平	２番　吉 田 精 二
３番　西　　靖 邦	４番　遠 坂 道 太
５番　椎 葉 弘 樹	６番　森 山　　宏
７番　味 岡　　恭	８番　倉 本　　豊
９番　山 下　　力	１０番　金 子 光 喜

３．不応招議員

なし

４．出席議員

応招議員に同じ

５．欠席議員

なし

６．職務のため会議に出席した者

議会事務局長	赤池昌信	議会事務局主事	中山政人

７．説明のために出席した者

町長	長谷和人	副町長	清藤浩文
教育長	栃原秀明	総務課長	西村洋一
税務町民課長	黒木博行	保健福祉課長	佐藤由美子
建設水道課長	髙木堅介	企画観光課長	伊藤賢一郎
教育課長	赤池寛子	農林振興課長兼農業委員会事務局長	浅田徹

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和８年第３回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、吉田議員、西議員を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期の決定

○議長（金子光喜君）　日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月 13 日までの８日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月 13 日までの８日間に決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（金子光喜君）日程第３、「諸般の報告」を行います。

まず、議長の公務について報告します。

12 月 24 日、球磨郡正副議長事務局合同会議が開催され、椎葉　副議長と共に参加しました。

1 月４日、20 歳を祝う会がグリーンパレスで開催されましたので、各議員と共に出席しました。

１月５日、役場洋会議室において職員辞令交付式が開催されましたので、出席しました。

１月 11 日、小学校において、湯前町消防団出初め式が開催されましたので、全議員で出席しました。

１月 19 日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、議長会事業について協議を行いました。

1 月 20 日、本町において、熊本県町村議会議長会主催の議員研修会がオンラインにて行われ、全議員で出席しました。研修では、地方創生の行方と議会の役割、との演題で、

ジャーナリスト、青山晃久氏による講演が行われました。

1月22日から23日にかけて、東京都において、国会議員要望のため、全議員で上京し、金子国土交通大臣、松村参議院議員、馬場参議院議員、犬童参議院議員へ議会要望を行いました。要望内容は、町道、路面舗装及び橋梁の長寿命化修繕の促進について。老朽水道管の耐震化に係る財政支援の強化についての2点について行いました。

2月6日、球磨郡町村議会議長、失礼しました。球磨郡町村議会議員研修会が錦町で開催されましたので、全議員で出席しました。研修では、国の治水対策、インフラＤＸ等と題して、全川辺川ダム砂防事務所所長で、国土交通省大臣官房技術調査課の斎藤企画官による講演が行われました。

2月10日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。

2月20日、熊本市において、熊本県町村議会議長会、第76回定期総会が開催されましたので、出席しました。令和6年度決算の認定。令和8年度予算の議決等が行われ、全議案とも全会一致で承認されました。また、各郡提出案件の審議では、球磨郡から提出した、球磨川における抜本的な治水対策の促進について。球磨地域幹線道路網の整備促進について。豪雨災害等から国土を守る、治山事業及び森林整備の強化について。雇用対策についての4件が盛り込まれました。

2月24日、本町及び水上村において、上球磨町村議会議員交流会及び研修会が行われ、全議員で出席しました。研修では、「町村議会をめぐる昨今の動向」との演題で、熊本県町村議会議長会、古家事務局長による講演が行われました。続いて、本定例会の付議事件等について報告します。町長提出は、付議事件一覧の通り、議案20件。議会提出は、議員派遣1件となります。一般質問は2人の議員が通告されております。続いて、陳情の受理と処理経過及び結果について報告します。陳情2件を受理しております。

2月26日開催の議会運営委員会において、処理について協議を行い、町または議会の権限に属しないもの。町単独で判断できないものという理由により、いずれも議長預かりと決定しました。

続いて議員派遣結果について報告します。先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

続いて、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、「令和７年度定期監査の結果報告」及び12月、１月、２月の「例月現金出納検査結果報告書」が、提出されています。

続いて、執行部から議会へ提出されました計画書・報告書等について報告を行います。

教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が提出されております。

以上、これまで報告しました関係書類は、タブレットに掲載しておりますので、各自

ご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○４番（遠坂道太君）　改めておはようございます。令和８年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会、１日目の報告をいたします。

令和８年２月 26 日木曜日午前 10 時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。球磨村議会の選挙に伴い、議長が不在となっており、議長が決定するまで、田中哲副議長（人吉）が議長の職を行いました。議長選挙は指名推選で行うことが決定し、各地から選出された、８名の選考委員により、山口和幸議員（あさぎり町）が推薦され、全員一致によって、議長に当選されました。山口和幸議員より、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の辞職措置が出され、追加日程として審議し、許可することが決定しました。

会期の決定は、中村龍喜議員運営委員会委員長（山江村）の報告の後、会期を２月 26 日に開会し、２月 27 日から３月 23 日までを休会、３月 24 日を閉会とする。27 日間に決定しました。新ごみ処理施設建設に関する、調査特別委員会委員長の互選は、議長選挙によって、委員長が不在となっているため、委員会を開催し、院長の互選を行った結果、委員長に、西信八郎議員等が互選されました。委員長の互選によって副委員長が不在となったため、同委員会で日程を追加し、新たに副委員長の互選を行った結果、副委員長に、私遠坂道太が互選されました。

行政報告は、理事会代表理事から、令和７年度第４回議会定例会以降の、定例理事会における主な審議等について報告がありました。議案第１号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第２号、令和７年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第５号）。議案第３号、令和８年度、人吉球磨広域行政組合一般会計予算。議案第４号。令和８年度人吉球磨広域行政組合一般館会計経費の負担金の総額、この４件の提案理由を一括して、理事会代表理事から説明を受けました。続けて、議案第１号から、第２号の２件について、補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、２件とも原案通り可決しました。以上で、定例会１日目の審議を終了し、散会しました。なお、一般質問及び議案第３号並び、議案第４号の当初予算関係の採決は、閉会日の３月 24 日に行うことになっております。以上、令和８年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会、１月の議会結果について報告します。

○議長（金子光喜君）　次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。吉田議員。

○２番（吉田　精二君）　球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告をします。

令和８年第１回定例会は、３月５日木曜日に開催されました。一般質問が３件。議案が７件上程され、慎重に審議した結果、全議案可決されました。本町に関係する部分を報告します。

議案第 1 号令和 7 年度球磨郡公立多良木病院企業団、病院事業、介護保険介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第３号）につきましては、収益的収入におきまして、入院患者数の減などによる 2,682 万円を減額し、50 億 23 万 2000 円となり、収益的支出において、主なものとして、職員人件費、薬品等高騰に対応するため、１億 4,343 万 3,000 円を増額し、51 億 2,470 万 8,000 円となりました。資本的収入及び支出においては、収入において、僻地医療拠点病院整備施設整備補助金、国保直進補助金の減額など、3,104 万 7,000 円を減額し、４億 463 万 3,000 円となり、支出においては、備品購入費の入札残及び購入見送りなどの不用額を 4,747 万 8,000 円減額し、６億 7,659 万 1,000 円となりました。

次に、議案第２号、令和７年度上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ 59 万 4,000 円増額し、歳入歳出それぞれ 6,177 万 2,000 円とするものです。包括支援センターで主催する「地域ケア会議」を紹介するパンフレット印刷に使用するイラスト使用料を補正するものです。

次に、議案第３号、令和８年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算につきましては、収益的収入におきまして、前年比３億 1,143 万 4,000 円増の 53 億 1,084 万 6,000 円。収益的支出におきまして、前年比２億 9,661 万 7,000 円増の 52 億 5,844 万 5,000 円となりました。収入増の主な要因としましては、医師の増による分と、診療報酬改定に伴う入院及び外来単価の増によるものであります。支出増の主な要因としましては、人件費及び薬品等材料費の増によるものであります。資本的収入において、前年比４億 2,662 万 1,000 円増の 54 万 7,899 円となりました。企業債元金繰入や有価証券売却に伴う収入増が主なものです。資本的支出におきましては、前年比 6,266 万円増の７億 5,852 万 9,000 円となりました。支出増の主な要因としましては、機械備品購入費及び企業債償還金の増によるものです。

次に、議案第７号、令和８年度間上球磨地域包括支援センター特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ前年比 208 万 2,000 円増の 6,422 万 3,000 円となりました。増の主な要因としましては、人件費の増によるものです。これによりまして、本町の負担額は 1,308 万 8,321 円となります。

次に、議案第５号、令和８年度病児・病後児保育事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ対前年比 35 万 3,000 円増の 2,087 万円となりました。増の主な要因としましては、人件費の増及びエアコン、デジカメ等の備品購入費。繰越償還額の増によ

るものです。本町の負担額は 80 万 3,711 円となります。一般質問では、多良木町の猪原清議員が、2026 年 6 月診療報酬改定の対応について、当院における、医療ＤＸの状況について、早期離退職者の防止対策策定等はどうなっているかについての質問。私吉田が本地域における地域包括ケアと在宅医療について、多良木町の久保田武治議員は、医師奨学貸付金について、決算の意見書について、それぞれ質問し、病院側の答弁を求めました。以上で、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君）　次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。倉本議員。

○８番（倉本　豊君）　おはようございます。上球磨消防組合議会の報告を行います。令和８年第１回定例会が２月 27 日に開催されました。冒頭、米本議長の議長辞職に伴いまして、新しく議長に、あさぎり町の橋本議員、副議長に多良木町の落合議員が、指名により推薦をされました。議案は３件でありまして、議案第１で火災予防条例の一部改正。議案第２が一般会計補正予算につきましては、主に入札残による、1,220 万円の減額補正ということでありました。議案第３号におきまして一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額を９億 3,100 万円とし、前年比 6,700 万円の増であります。主な増の原因は人件費等々であります。主な歳出につきましては、消防車購入で 9,000 万円。浸水対策、設計業務に関わる委託料 300 万円などでありました。いずれも全会一致で原案の通り可決されました。同意１号にて、監査委員に、私倉本が監査委員に同意をされました。以上で上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君）　これで、諸般の報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（金子光喜君）　日程第４、「行政報告」

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。長谷町長。

○町長（長谷和人君）　改めまして皆さんおはようございます。本日からの３月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。それでは行政報告、第３回湯前町議会定例会にあたりまして、行政報告を行わせていただきます。なお、主な行政報告のみとさせていただきます。

令和 7 年 12 月１日、熊地域振興局におきまして、12 月球磨郡定例町村長会議が開催されましたので、出席をしております。会議では、管内主軸事業状況要望内容等について協議を行っております。

２日、湯前町商工会におきまして、湯前町地域振興事業に関する意見交換会が開催されましたので、出席をしております。会議では、小規模事業者の経営力強化や、持続的発展及び商品開発や観光振興について意見交換を行っております。

３日、応接室におきまして、令和７年第 10 回議会定例会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので、出席し、議案の概要等を説明しております。

４日、公立多良木病院におきまして、令和７年第３回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので、出席しております。会議に上程された全議案とも原案通り可決いただいております。

７日、須恵文化ホールにおきまして、第 26 回球磨人吉ラッパ吹奏競技大会が開催されましたので、出席をしております。大会結果につきましては、第一部団体で準優勝、個人の部で安井佳奈ラッパ手が優勝、第二部におきましては、個人で、橋本千晴ラッパ手が優勝をしております。

11 日から 16 日におきまして、議会議場におきまして、令和７年第 10 回定例会が開催されましたので出席をしてます。12 月定例会には、承認２件、議案 12 件、同意１件を提出し、全議案ともご可決をしていただいております。

16 日洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、物価高騰対応、子育て応援手当について、住宅施策に関する提言に関する回答について説明を行っております。

22 日、京都市龍谷大学におきまして、龍谷大学柔道部を訪問し、湯前町ロゴマーク契約に伴う広告料及びユニフォーム等表示ワッペン贈呈式を開催しております。龍谷大学において初の取り組みということであり、令和８年度は柔道部のみならず、大学を挙げて湯前町のＰＲに努めたい旨のお話をいただいております。

23 日、錦町役場におきまして、くま川鉄道第 150 回取締役会が開催されましたので、出席をしております。会議では、球磨川第４橋梁建設工事をはじめ、災害復旧工事等の協議を行っております。

24 日、クリーンプラザにおきまして、令和７年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので、出席をしております。同日、令和７年 12 月、人吉球磨広域行政組合定例議会理事会が開催されましたので、出席をしております。会議では、新ごみ処理施設建設予定地等について協議を行っております。

12 月の 25 日、東京都におきまして、包括連携協定を締結しておるフードゲート株式会社との取り組みに関します協議を行っております。

開けて、令和 8 年１月９日、人吉市役所におきまして、人吉球磨観光地域づくり協議会臨時社員総会が開催されましたので、出席をしております。会議では事務所の所在地をあさぎり町から人吉に変更する定款変更変更を決議しております。

13 日、球磨地域振興局におきまして、１月球磨郡定例町村長会議が開催されましたので、出席をしております。会議では県町村会定期総会。管内主軸事業状況要望、令和８年度球磨郡町村会、一般会計予算等について協議を行っております。

14 日、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合、令和８年１月定例理事会が開催されましたので、出席をしております。会議では随意契約について承認し、入札及び随意契約締結結果について報告を受けた後、新ごみ処理施設建設について協議を行っております。

１月 16 日、熊本県庁におきまして、企業法人等の協働の森づくり紅の森湯前協定締結式を、木村知事、ご臨席いただき、開催しております。このたびの協定は、４期目となり、令和 13 年までの５年間、4.77 ヘクタールの町有林に杉の植栽、鳥獣害防護柵の設置、下刈り、保育間伐等を行う予定としております。

20 日、議長室におきまして、令和８年第１回議会臨時会開催に伴う、議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案の概要等を説明しております。同日、議会議場におきまして、令和８年第１回臨時会が開催されましたので出席をしております。議案６件を提出し、議案、全議案とも御可決をいただいております。同日洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、６つの議題について説明を行っております。

22 日、東京都、国土交通省ほか、湯前町議会によります、金子恭之国土交通大臣をはじめ、地元選出国会議員への要望活動が開催されましたので、同行をしております。

23 日、東京都、東京国際フォーラムにおきまして、第 18 回Ｂ＆Ｇ全国サミットが開催されましたので、出席をしております。本町の活動が高く評価され、16 年連続で「特Ａ」の表彰を受けております。

１月の 24 日、改善センターにおきまして、アニメ夏目友人帳声優トークショーが開催されましたので出席し、歓迎の挨拶をしております。定員 250 名の 2 回開催に対しまして、県内外から定員を上回る応募があり、また当日は町内の店舗においてお土産等の購入をしていただくなど経済効果も生まれております。

２月２日町長室におきまして、湯前町農業振興検討委員会で諮問した農業振興補助事業（町単独事業）について答申がありましたので、答申の内容の説明を受けております。

2 月 5 日、上球磨消防組合におきまして、令和８年度第１回上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので出席をしております。会議では、議会定例会の付議事件、起債事業の案文、設備の更新計画等について協議を行っております。同日、議長室におきまして、令和８年第２回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、提出議案等の概要説明を行っております。同日、議会議場におきまして、令和８年第２回、議会臨時会が開催されましたので、出席をしております。臨時会には、承認１件、議案５件を提出し、全議案ご可決をいただいております。

９日から 10 日にかけまして、東京都におきまして、令和８年度、管内主軸事業要望が開催されましたので、出席をしております。国土交通省及び地元選出国会議員に対して、道路事業の整備促進について、球磨川に係る抜本的な治水対策の促進について要望を行

っております。

10 日、東京都におきまして、里中満智子事務所におきまして、日本を代表する漫画家である里中満智子先生の事務所を訪問し、本町の漫画の取り組みについての協力をお願いしております。

２月 16 日、自治会館におきまして、令和８年第１回熊本県市町村総合事務組合議会定例会が開催されましたので出席をしております。提案された議案はすべて承認されたほか、監査委員に南小国町、髙橋町長が選任されております。同日、令和７年第４回熊本県町村会評議委員会が開催されましたので出席をしております。会議では、宮川事務局長の再任を承認したほか、負担金の見直し、各種事業等について協議を行っております。

19 日、集団健診室におきまして、湯前駐在所連絡協議会が開催されましたので、出席をしております。会議では多良木警察署管内及び湯前駐在所管内の情勢説明が行われております。同日集団健診室におきまして、湯前町農業再生協議会臨時総会を開催しております。会議では、令和７年度経営所得安定対策補助金交付実績について、令和８年産米の生産数量目安及び作付面積の提示方法について、令和８年度産地交付金について協議を行っております。

20 日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設協議会が開催されましたので、出席をしております。会議では、令和８年第１回定例会の内容について協議を行っております。

22 日から 25 日にかけまして小学校体育館ほかにおいて、龍谷大学女子柔道部湯前合宿が開催されましたので、初日の到着時、２日目は、九州内の大学、高校との合同練習と夜の交流会、３日目は役場庁舎訪問時において、それぞれ歓迎とお礼の挨拶を行っております。

25 日、保健センターにおきまして、議会全員協議会を開催し、条例改正、予算関係その他の議題について説明を行っております。

26 日、クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席をしております。同日、応接室におきまして、令和８年第３回議会定例会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、提出議案等の概要説明を行っております。

27 日、　上球磨消防組合におきまして、令和８年第１回上球磨消防組合議会定例会が開催されましたので、出席をしております。

28 日、熊本市アークホテルにおきまして、地域医療の構築に向けた合同研修会が開催されましたので、出席をしております。研修内容は「熊本県僻地医療における、医療ＭａａＳの現状と今後の課題」というタイトルでシンポジウムが行われたところでございます。以上を主な行政報告を終わらせていただきます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　施政方針及び予算編成方針

○議長（金子光喜君）これで行政報告は終わりました。日程第５、「施政方針及び予算編成方針」町長より施政方針及び予算編成方針の表明があります。これを許します。

○町長（長谷和人君）それでは、令和８年度施政方針を述べさせていただきます。施政方針の方のタブレットをご覧いただきたいと存じます。本定例会に提出しております議案の説明に先立ち、令和８年度の町政運営にあたっての私の基本的な姿勢や考え方を申し述べますとともに、令和８年度当初予算案の概要を説明させていただきますので、議員の皆様、及び町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

私にとって、令和８年度は町長２期目最後の年度となります。これまでの７年間を振り返りますと、就任後間もない令和元年 12 月に中国武漢において、新型コロナウイルス感染症が確認され、見えない敵は、瞬く間に全世界に広がり、本町においても、５年間という長きにわたり、感染症対対策の徹底と、コロナ克服新時代開拓のための経済対策を様々に講じることになりました。また町内では甚大な被害が発生した令和２年７月豪雨災害ですが、道路橋梁の復旧工事は一部繰り越しはしているものの、ほぼ目途が立ち、やっと令和８年度から林道の復旧工事が本格的に迎えるなど、新型コロナウイルスと災害復旧に時間の多くを割かれた７年間となりました。

次に、令和７年度を振り返りますと、国内では猛暑による令和６年産米の収穫量の減少と、インバウンド需要の増加、一部の買いだめが加速要因となり、店舗から米が消え価格が急騰した令和の米騒動が起こりました。米産地であります本町にとりましては、価格の上昇は喜ばしいことではありますが、町としては、生活者支援の観点から、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、様々な支援策を講じたところです。また、日本が戦後の復興から高度成長へ移行する時代の象徴であった、プロ野球ＯＮコンビの長嶋茂雄さんがお亡くなりになりました。記録の王、記憶の長嶋と言われ、引退セレモニーでの言葉、野球少年であった私の記憶には、いまだに「我が巨人は、永遠に不滅です。」が、鮮明によみがえります、背番号３昭和のスーパースターとして、日本人の心を掴んだヒーローを労うとともに、昭和は遠くなっていますが、昭和が残した多くの教訓をしっかりと未来に向けて、日本のよさを継承していかなきゃならないと、思い始めた自分自身に喝を入れて臨んでいくところです。国政に目を向けますと、11 月に県政史上初となる女性の総理大臣、高市早苗内閣が誕生しました。高市氏は、決断と前進の内閣を掲げ、強い日本経済を作り上げ、外交安全保障での日本の国益を守り抜くと主張されたところです。我々町に対しても力強い政策を実行していただくよう、強く念じているところです。

一方町内におきましては、湯前町が持つ杵つき精米などの技術の向上やブランド化を

目指すため、フードゲート株式会社と包括連携協定を締結したほか、地域資源の活用、地域経済の活性化、健康増進、防災対応など多岐にわたる分野での連携を強化するとして、ドゥ・ヨネザワグループ株式会社とも包括連携を締結しました。また、20 年以上の交流が続いております。龍谷大学柔道部と連携し、公式ウェアのロゴマーク広告を活用し、地方創生として、地域ブランドの構築、強化または情報発信と、関係人口の創出を目的に、さらなる魅力的な地域づくりを進める契約を締結しました。

さて、本町におけるまちづくりの理念は、①安全で安心して生活を送ることができる暮らしやすいまちづくり、②美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくり。③未来に繋がる人資源を最大限に活用する持続可能なまちづくりであります。その上に立って、令和６年度から令和９年度を計画期間とする第６次総合計画後期基本計画においては、将来像として、マイホームタウン湯前を掲げています。これは町民の皆様にとって、湯前町がいつまでも、心の拠り所であるふるさとであり続けるために、人と自然と歴史が調和し、町民一人一人が夢と誇りを持って明るい未来を創造することを目標としています。本町を含む地方は、都市部への人口流出や少子化への進展による、人口減少や少子高齢化、地域産業の空洞化などが加速度的に進んでいる状況にあります。こうした時代の変化をとらえ、新しい時代へのまちづくりの転換を図るために、町民憲章の基本姿勢と将来像を尊重し、マイホームタウン湯前の実現に向けて、これまでの行政経験を生かし、引き続き、新たな気持ち、新たな力、新たな知恵を注ぎ、全力でまちづくりに傾注して参る所存です。具体的には、第６次総合計画に示した項目について、次の政策方針に基づき、施策を実行して参ります。

命を守る安全安心のまちづくりについてです。近年、気候変動等により、激甚化頻発化する自然災害に備えるため、防災減災の取り組みを進めて参ります。まず、令和２年７月豪雨災害。令和４年、台風 14 号の未曾有の大災害の復旧はいまだ道半ばであり、1日も早い復旧完了を目指して取り組みます。次に、自主防災組織の強化について。地域住民の防災士の養成を図るとともに、総務課に防災専門職を新たに採用し、その任に当たらせることとします。次に、地域防災力の中核を担う消防団については、団員の士気向上を図るために、処遇改善を行うとともに、上球磨消防署等の連携強化を図りながら、地域住民と一体となって、自助共助公助の確立に努めて参ります。また消防体制の効率化と消防力の効果的な充実強化に対応するため、令和７年４月から、消防指令センターの共同運用が開始されました。さらに２消防組合の広域化の協議についても、議会議員の皆様とともに、１つ１つ共通理解しながら、丁寧に進めて参ります。

次に、山地災害の未然防止については、治山施設の設置、森林の整備、山地防災力の強化など、流域治水の取り組みの推進について、国と県に対し、引き続き積極的に要望して参ります。

次に、大規模災害時の備えとして、球磨川水防防災減災ソフト対策など補助金を活用し、災害時備蓄用備品類を計画的に整備します。また町民の皆様の安全安心を確立するため、災害発生時の指令本部となる防災センターの整備とあわせ、多目的トイレの整備も実施します。

次に、次世代につなぐ、持続可能な産業づくりについてです。農林商工業の事業者支援、若手経営者の積極的なチャレンジや基盤の強化及び健全な発展などの支援を強化します。まず、農業振興については、農業従事者の高齢化や担い手不足など、農業農村を取り巻く内外の環境は依然として厳しいものがあります。これらの課題を総合的に対応するため、湯前町農業委員会から提出のあった農地等利用最適化推進施策に関する、意見書や、農業振興検討委員会からの答申を踏まえ、令和８年度から各種の農業振興制度の見直しを実施し、効果的な施策を実施して参ります。特に、担い手の確保については、新規参入や営農組織も念頭に置きながら、担い手支援制度を継続するところです。湯前町農業公社の運営につきましては、初心に返り、農地を農地として次世代に受け継ぐことを理念にリスタートしており、少しずつですが、手応えを感じております。ただし、その経営にはまだまだ積み重ねとさらなる知恵、手間、経費等が必要です。農業者の負担軽減という本町農業を持続可能なものにするために、しっかりと将来の農業を見据え、必要な公益性のある業務や組織の強化を進めていくところです。このために、町から農業専門技術者の派遣や経営安定のための支援を引き続き行って参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。次に林業は造林や保育には人手を要し、また、永続的に続く事業であり、地域内の雇用を創出する重要な産業であります。地域の雇用と森林整備事業を支える、林業事業者を確保するため、上球磨森林組合などの林業事業体と行政が一体となって施策を実施して参ります。また本町では、ＪＴ日本たばこ産業株式会社、ダイダン株式会社、株式会社紅中、株式会社みらい工房の企業４社との協働の森づくりを進めており、これは県内でも先進的な取り組みです。この企業の森づくりは、民間企業の意見を聞く絶好の機会であり、森林木材活用ネットワークを構築し、球磨産木材の普及拡大を地域の林業事業体とともに進めて参ります。なお、株式会社紅中とは、本年 1 月に４期目の企業の森づくり協定を締結していただきました。このご縁をさらに深め、これからの５年間、しっかりと森づくりを進めて参ります。さらに町有林の管理整備については、町有林管理計画を基本に、災害被災林地の復旧治山事業や林道災害復旧事業の、進捗と調整しながら、流木地を計画的に主伐または間伐し、森林資源の更新を実施します。また、土砂流出防止や、水源涵養など森林の有する公益的な機能が十分発揮されるよう、適切な森林造成整備を進めて参ります。

次に、商工業の振興についてです。事業主の高齢化や後継者不足に対応するため、商工会と連携し、事業承継サポート事業を引き続き実施します。また企業誘致の取り組み

については、上里分譲地の一角にサテライトオフィスが完成しましたので、この施設を拠点にＩＴ関連企業など、湯前町に関心を持ち、進出を検討していただいている企業との交流機会を増やし、信頼関係を築き、1社でも多くの企業に利用していただくよう取り組んで参ります。

次に、観光業の振興についてです。いよいよ令和８年度の上半期にくま川鉄道が全線開通する見込みです。創造的復興として、千載一遇のチャンスとするために、令和８年度は、各種イベント時に、全線開通記念を冠としたイベントとして、くま川鉄道全線開通をＰＲし、利用促進と地域活性化に取り組みます。また、人吉球磨10市町村での共同イベントも計画実施するとともに、漫画を活用したイベントとグッズ販売も行いたいと考えています。来庁された訪問客に対しては、本町の歴史文化、豊かな自然を生かした体験宿泊や食事提供、お土産販売など、稼げるイベントに仕立てたいと考えているところです。次に、ゆのまえ温泉湯楽里については、コロナ禍以降、大変厳しい不安定な経営状態が続いています。このためコロナ禍において運転資金として借り入れた借入金の償還を町において補填したいと考えております。また引き続き、地域おこし協力隊員、経営アドバイザーとともに、集客力の向上と魅力アップについて取り組んで参ります。さらには潮神社潮ため池とその周辺、グリーンパレス公園とゆらり施設や、Ｂ＆Ｇ海洋センター、町民グラウンドなど、地域全体で魅力ある観光施設として整備するための青写真を描き、その後のアクションプランへつなげたいと思っております。

次に、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくりについてです。町民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは時代とともに変化する社会の要請を踏まえ、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であります。インフラの整備なくして、安全安心な地域社会の構築はありえないということは言うまでもありません。引き続き、インフラ整備に取り組んで参ります。道路整備として、町道等の改良、舗装のやりかえ、交通安全施設の整備を進めるとともに、道路構造物の老朽化への対応につきましても、経年劣化や疲労等に伴う損傷が、利用者や第三者の被害に繋がることがないよう、修繕更新を着実に進め、インフラ機能の適正な維持を図って参ります。上水道の整備については、経年劣化対策と地震災害への備えとして、耐震性能を有する管へ更新するなど、耐震化を着実に進めて参ります。住宅対策については、駅前の再開発とあわせ、繰越事業となりますが、駅前団地の住宅１棟を建設するとともに、単身住宅の建設整備を進めます。また、移住定住の受け皿として、上里地区の宅地分譲販売を開始します。継続事業では、個人住宅の新築支援、リフォーム等について支援を行います。

次に、支え合いで心温まる福祉づくりについてです。持続可能な福祉政策として、児童福祉、高齢者福祉、ひとり親福祉、障害福祉、そして全住民の健康増進と、高齢者の介護予防を推進し、お互いに支え合う地域社会の充実に努めているところです。未来の

まちづくりの担い手である子供たちが夢に向かって羽ばたくことができるよう、さらに子育て支援に取り組んで参ります。

多岐にわたる、町民の皆様の生活実態において、困窮されている状況を幾らかでも軽減するために、これからも支え合う体制を充実し、包括的な支援体制の充実を進めるところです。また高齢者の生活移動手段確保の一助として、福祉タクシー制度を拡充するとともに、電動車椅子の購入の助成も引き続き実施するところです。

公立多良木病院につきましては、住民のための病院であるとの認識のもとに、その時代に沿って対応していくことが自治体病院の役割といいます。医師の確保など、人材不足の問題など、医療体制の充実が求められるなど大きな課題問題となっています。これらを踏まえた中での健全経営はこれまで以上に大変厳しさが増すものと予想されますが、今後の経営を見据えた中長期の体制づくりが必要となります。また、人吉球磨圏域における周産期医療において、迅速な救急対応が必要とされる産科医救急疾患や、胎児妊婦等のハイリスク妊婦に対しては、地域産科中核病院に産婦人科医師が不足していることが、産科医療体制の喫緊の課題となっています。南九州中部地域医療連携協議会のもと、南九州中部地域医療圏の連携強化と、医療提供体制の充実を図るとともに、婦人科医師の確保を図り、安心して分娩ができるよう、その取り組みを行って参ります。

次に地域をつなぐ人づくりについてです。未来を担う子供たちに充実した教育活動が展開できるよう、教育大綱に基づきながら、学校教育の実現に努めると同時に、住民一人一人が生涯にわたって学び続けることのできる環境を構築して参ります。また先人たちが受け継いだ文化を継承し発展させることで、文化を守り、次世代につなげて参ります。持続可能な子育てへの支援として、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、出生祝い金の支給、小中学校の給食費無償化事業に取り組みます。なお、小学校へは、国の支援が始まります。くま川鉄道の復旧の願いを込めて、定期券購入の一部助成、小中学校生の入学時のお祝い金と、修学旅行費補助等の制度もしっかりとした財源を元に、引き続き継続して実施して参ります。あわせて、学校社会体育施設等の環境も整備していくところです。また、教育のＩＴ化に対応する学習環境も整備します。ゆのまえ漫画美術館に収蔵されている町の重宝である、故那須良輔氏の作品や関連資料を有効に全国に情報を発信し、漫画県熊本の老舗の町として、漫画文化をさらにブラッシュアップし、活力ある漫画のまちを目指していくところです。令和７年度、熊本県とのコラボで実施しました。第３回夏目友人帳声優トークショーは、全国から来町いただくなど、その人気の高さを示したところであり、令和８年度も、熊本県との協力のもと、イベントを実施する予定です。熊本県が漫画関係者の皆様から新しい発想や事例を拝聴し、ご協力を仰ぎながら推し進めて参ります。

次に、みんなで描き育むまちづくりについてです。人口ビジョンの将来推計人口では、

24 年後の 2050 年の本町の人口は 2020 年と比較して、50%減の 1,809 人になると。発表されました。ショッキングな数値であり、危機感を感じるところです。政府においては、今後６年から７年が少子化傾向を反転するラストチャンスとして、子供未来戦略案として、異次元の少子化対策を具体化した支援メニューを制度化し、実施されたところです。本町の生き残りをかけ、いかにして地域住民と協働し、地域の特性や潜在能力を最大限に生かしながら、自立できるまちづくりを進め、公共の福祉の向上に努めて参る所存です。これまでも申し上げておりますが、本町が継続し、発展し続けるためには、財政健全化が基本であります。入りを量りて出ずるを為すの言葉のように、身の丈に合った歳出規模でまちづくりを進めます。なお、事業を行う場合は、財政の規律を守りながら、優先順位等を定め、経験知識等を最大限生かし、歳入歳出のバランスのとれた計画的かつ効率的な財政運営を行って参ります。

最後に、今を生きる私たちも、新しい時代をつくるため、決して諦めることなく、町民の皆様と手を携え、英知を結集し、挑戦を続け、課題を克服していかなければなりません。　論語に、「子曰く、速やかならんと欲することなかれ。小利を見ることなかれ。速やかならんと欲すれば即ち達せず。小利をみれば即ち大事成らず。」正にこの一節ように町づくりという永遠に続くものであります。この論語の意味は成果を急ぐな、小利に気をとられるな。早く成果を挙げたと思うと目的を果たせず、目の前の小利に気をとらえると大事は成し遂げられない。を胸に刻み町民皆様とともに一歩一歩着実に進めていかなければならないと強く思うのであります。町民の皆様の幸せを実現することが行政の最大の使命です。その目的達成のために、議事機関である議会からのご提案ご意見を参考に、町政発展のため、議会と力を合わせて頑張っていく所存でございます。まちづくりの将来像に関わっている湯前町が、いつまでも心の拠り所であるふるさとであり続け、町民一人一人が夢と誇りを持って、活力ある未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりの実現に向けて、行政運営を推し進めるところです。また私自身も現場第１主義を引き続き掲げ、職員とともに、概要内容を通じて業務内容を協議しながら、施策を展開していく所存です。引き続き、これまでに築き上げた礎をさらに強化し、今ある地域資源をさらに磨きをかけ、よりよい状態を高めさせる意味である「昇華」として、心豊かで活力があり未来を創造するまちを目指して、しっかりと前を向いて行動して参ります。議員各位並びに町民の皆様のさらなるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針表明といたします。

続きまして、令和８年度当初予算案の概要について説明を申し上げます。一般会計につきましては、令和８年度一般会計当初予算の編成にあたっては、これまで通り、災害復旧等、令和２年７月豪雨災害からの創造的復興に関連する事業を最優先し、あわせて、第６次湯前町総合計画の事業計画に位置付けられた事業について、編成することを基本

としましたが、特にくま川鉄道の全線復旧に伴う本町活性化の起爆剤となる事業の構築に対して、特別に予算を用意するなど、積極的な予算編成といたしました。また、物価エネルギー高騰など、情勢の変化に対応するものや、町議会で議論されたもので、町の振興に必要な事業については、新規事業として取り組みました。なお、財源にあたっては、国の地方創生交付金、社会資本整備交付金、農山漁村振興交付金、今後示される経済対策事業補助金など、地方向け国庫補助金を最大限活用することを検討するとともに、過疎債や緊急自然災害防止事業債など、起債率や交付税率の高い町にとって有利な起債の活用を予定しております。

歳入についてですが、町税は、労働者の賃金の上昇や、米を初め、農産物の価格高騰により、個人所得、事業所得も増加しております。また、新築住宅が増えたことによる固定資産税の増などにより、総額２億 7,375 万 3,000 円を計上しました。令和７年と比較して 753 万 9,000 円の増、率にして、2.8%の増を見込んでいます。地方交付税は、公務員の給与引き上げや国税収入の増加を踏まえ、前年度より 1 億 1,500 万円の増となる 18 億 4,000 万円を見込んでいます。国庫支出金と県支出金は、教育福祉、道路整備のほか、特定の事務を行うための補助金として、合計で 11 億 2,805 万 7,000 円を見込んでおります。町債は、災害対策本部となる災害対策室の建設工事や、二溝改修工事など、町道改良工事、城泉寺屋根修繕工事等により、総額３億 2,730 万円を見込みました。なお、繰入金は、財政調整基金などから、３億 8,719 万 4,000 円を繰り入れることとしています。

歳出についてですが、固定的な経費である人件費や物件費は 15 億 4,498 万 9,000 円を計上しました。そのうち、人件費が 7,503 万 9,000 円の増となりましたので、物件費を 7,757 万 5,000 円減とし、収支のバランスを図りました。町道や林道等の災害復旧事業費については、早期完了を図るため、令和８年度実施可能な分として３億 5,068 万 4,000 円を計上しました。災害対策室などの普通建設事業費については、５億 4,289 万円を計上しました。扶助費については、社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者の支援にかかる経費として、5 億 2,001 万円を計上しました。公債費については、３億 4,312 万 6,000 円工事を計上しました。公共施設の長寿命化や防災減災に関する工事事業に力を入れたため、増加しております。

繰り出しについては、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計等の人件費等の分として、２億 7,391 万 4,000 円を計上しました。これにより、一般会計の歳入歳出予算の総額は、過去最大級の 45 億 1,491 万円となり、令和７年度と比較して、1 億 5,908 万 9,000 円の増。率にして 3.7%の増となり、積極的な予算編成となりました。

次に、国民健康保険特別会計についてでございます。国民健康保険特別会計予算の総額は４億 6,124 万 3,000 円を計上しています。令和７年度予算額と比較すると、2,721 万

6,000 円の減額となります。国民健康保険は都道府県が財政運営の責任主体となり、かかった医療費の支払いについては、町が納付金を納めることにより、県が全額負担する仕組みとなっています。今後ともより効果的な保険事業に取り組み、また、適正な賦課徴収を行い、徴収率向上を努めながら、財政的にも安定した健全な運営に取り組んで参ります。

次に、介護保険特別会計についてでございます。介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は６億 9,483 万 7,000 円を計上しております。令和７年度予算額と比較すると、1,755 万 8,000 円の増額となります。令和８年度は３年を１期とする第９期湯前町介護保険事業計画の最終年度であります。介護保険事業の適正な運営のため、要介護認定及び介護給付の適正化と、介護予防事業の充実を図るとともに、令和５年度から開始した後期高齢者医療保険制度における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、地域支援事業の中で連携し、内容の充実を図って参ります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計についてでございます。後期高齢者医療保険特別会計予算の総額は 9,409 万 4,000 円を計上しています。令和７年度予算額と比較すると、685 万 7,000 円の増となります。令和８年は、令和７年度に引き続き、保険制度の会計、保険事業の垣根を越えた、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むなど、熊本県後期高齢者医療広域連合とともに、関係団体と協力しながら、より効果的な事業に取り組んで参ります。

次に水道事業会計についてでございます。水道事業会計予算の総額は、収益的収入に 8,375 万 4,000 円、収益的支出に 6,789 万円を、また、資本的収入に 2,183 万 2,000 円、資本的支出に 4,493 万 3,000 円を計上しました。老朽化した配水管の更新とあわせ、耐震化を計画的に進めます。令和８年度は、上猪地区において、送水管更新、植木地区において、配水管、新築、給水管切り換えを予定しています。今後も、水資源の保全を図り、安全安心な水の供給に努めるとともに、老朽化した施設の更新や維持管理の強化に努めて参ります。

次に、下水道事業会計についてです。下水道事業会計予算の総額は、収益的収入に１億 5,063 万 1,000 円。収益的支出に１億 5,342 万 8,000 円を、また、資本的収入に 2,256 万、資本的支出に 7,198 万 9,000 円を計上しました。令和６年度から地方公営企業法適用としましたが、法的化だけでは経営は改善しませんので、令和８年度も公営企業の経営の基本である経営戦略の見直しを行います。見直しにあっては、料金システム、料金改定への対応などの諸問題に対しても、見極めることが重要となります。また本町では、30 年以上経過した管路はありませんが、路面のひび割れや沈下の他、マンホール内での継ぎ目の異常などをチェックするなど、日頃の点検にも取り組んで参ります。

以上、令和８年度一般会計及び特別会計予算の概要の説明を終わります。ご清聴あり

がとうございました。

○議長（金子光喜君）　以上で、施政方針及び予算編成方針を終わりました。ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時１６分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり、会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　一般質問

○議長（金子光喜君）　日程第６、「一般質問」を行います。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。それでは、順番に発言を許します。１つ。子供のスポーツ遠征費支援について、田山議員の質問を許します。

○１番（田山幸平君）

それでは私の方から一般質問をさせていただきます。本日は町の宝である子供たちの挑戦を支えるという観点から、子供のスポーツ遠征費支援と題して質問いたします。町内では、子供たちが高いレベルの大会に出場できる力を持ちながらも、遠方での開催となると、交通費や宿泊費の負担が大きく、経済的な事情によって、その挑戦の機会が十分に広がらない恐れがあります。とりわけ、本町からの遠征では、近年の物価高騰も重なり、その負担は決して小さくないものと考えます。そのような中、湯前町には全国スポーツ大会等出場奨励金の制度があり、子供たちを含め、大会出場を後押ししています。

私は、この制度が設けられていること、そして、子供たちの挑戦を支える取り組みが続けられていること自体は大いに評価しております。その上で、こうした現状も踏まえながら、現行制度が今の実態に合っているかを確認し、必要であれば見直しに繋げていくことが大切だと考えております。なお、今回、私が特に念頭に置いているのは、九州外で開催される大会への出場であります。子供たちの習い事や競技活動には、家庭として支えていくべき面もあるでしょうし、どの競技においても、子供たちや保護者の皆さんが、時間的にも経済的にも大きな努力を重ねられていることは十分承知しております。そうしたことを踏まえ、今回は特に交通費や宿泊費の負担が重くなりやすい九州外の場合を中心に伺います。現に子供たちが大きな舞台へ挑戦している以上、この挑戦を町としてどのような考え方で支えていくのか、制度のあり方を順に確認して参ります。

それでは要旨１としまして、まず教育課から示された令和６年度及び令和７年度 12 月までの実績資料を踏まえ、九州外で開催される大会への出場について伺います。この制

度に基づき、子供たちの、どのような競技大会で申請があり、利用実績がどのような傾向になるのか、その概要をお示しください。

○教育課長（赤池寛子君）　議員ご質問の、近年の利用の申請の実績の状況をご報告いたします。令和６年度の奨励金についてご説明したいと思います。まず九州大会が 16 名、内訳がトランポリンが５名、陸上が６名、空手が４名、テニスが１名、全国大会が 21 名。内訳としまして空手が 14 名、陸上が４名、トランポリンが１名、テニスが１名、弓道が１名。それから、団体申請でありますが、２団体ございまして、空手と社会人の野球チームとなっている状況です。

○１番（田山幸平君）　それら町民全体方々とお見受けするんで、承知してるんですけども、そのうち、子供たち、小学校中学校の皆さんに関しての出場の概要というのはどのような状況でしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　すみません。小学校と中学校に関しまして、分けてまだ整理しておりませんので、後程ご回答させていただいたらと思います。

○１番（田山幸平君）　すみません。事前にですね教育課さんの方から資料をいただきまして、6 年度、7 年度 12 月までに関しましては、もう、小中学生について言いますと、もう空手のみだったのかなというような認識ではおりまして、それも踏まえてなんですけども、現状の実績では、九州外で開催される大会出場に関しましては、こちらから申し上げましたけども空手の事例が多く見られるようです。

ここで申し上げたいのは、特定の団体や競技だけをどうこうするということではありません。こうした子供たちの実績は、現に制度がどのような場面で活用されているかを確認する上で、１つの具体的な例になるものと受けとめております。その上で申請書では、予選または選考会の経緯を記載した書類の提出を求めていますが、町はこの申請の際にどのような資料を確認しているのでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　申請時の確認の方法ですけれども。出場される大会の大会要項、それから、その大会の予選または選考会の経緯を記載した書類、例えば予選大会の大会要項、それから新聞記事などで確認できるのであれば、それでも可能としております。また、予選大会がなく、選考による出場する場合は、推薦状や推戴状のご提出をいただいております。その大会が出場資格を得て出場するものなのか、またその大会が奨励金交付要綱の対象となる大会なのかを、大会要項で確認して事務を進めております。いずれも交付要綱に則り交付事務を行っております。

○１番（田山幸平君）　手続き上はそのような各資料等を踏まえて適切に承認、そして交付されてるということで、受けとめてたんですけども、併せて確認なんですが、要綱では対象外とする大会の整理も置かれてる一方で、実際には申請が承認され、交付されていると思われる事例もあります。

私はここで過去の個別判断そのものを論じたいわけではないんですけども、現に承認の上で支給されている以上、町として一定の考え方に基づいて、対象判断をしているものと受けとめております。そうであれば、その承認の考え方が、利用する側にもわかりやすく伝わっているかも含めてなんですけども、どのように整理されているかを伺います。

○教育課長（赤池寛子君）　対象大会の整理といたしましては、本町を含む地域を対象とする対外競技大会等の予選を経て、出場する大会。それからスポーツ競技大会の実施要項等で規定された標準記録等を達成して出場する大会。それから郡などの競技団体等の推薦選考及び選抜を受けて出場する大会。になっております。それから対象としない大会の１つとしまして、政治団体や、宗教団体及び民間企業が主催する大会。と親睦及び交流が目的の大会。各競技流派団体、これに準ずる団体が主催する大会を対象としないということで区分しております。

○１番（田山幸平君）　すみません私が調べたんですが、もう事実事例があるということで過程についての話にはなってしまいますが、この各流派っていう部分あたりがちょっと、どうなってるのかなあということでお尋ねした面がございます。ただし、今のご答弁を踏まえますと、きちんとそこも選考を審査をした上で交付されてるというような、受けとめておりますがそれでお間違いないでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　提出されました書類をきちんと審査いたしまして、交付の手続きをとっております。

○１番（田山幸平君）　今確認したかったのはそういったなんでしょうか。ものを懸念しての質問をさせていただいた次第なんですけども。こういったものがしっかりわかりやすく、整理されているかという点をお尋ねした次第です。あわせて、子供たちが努力して掴んだ大会の出場機会が、制度のわかりにくさによって、誤った受けとめ方をされることのないようにしていくことも大切だと考えております。その上で、次に、そうした運用の前提となる制度設計そのものについて伺います。

現行制度はスポーツ振興並びに文化芸術活動の推進を図ることを目的とする奨励金として、開催地ごとの定額支給を基本としながら、小学生、中学生の九州外開催には加算があり、さらに中体連の九州大会以上については、実費支給の特例も設けられています。つまり町としても、子供たちについては、特に負担の大きくなりやすい場合には、一律の定額だけでは整理しきれないことがあるという考え方を、制度の中に持っているものと受けとめていますが、この認識で間違いないでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　現行制度の設計について少しご説明させていただきたいと思います。現行制度は、令和元年に補助金制度から改正したもので、申請者や議会等の意見を踏まえまして、制度設計を行っております。改正のポイントとしましては、申請

者の提出資料を簡素化すること。それから、実施後の精算払いから事前交付にできるようにすることでありました。

また、全国大会等に出場する子供たちの栄誉とその努力をたたえることを目的とした奨励金とし、給付についても、客観的でわかりやすい定額制としております。なお、給付額につきましては、改正前の補助金の実績等を考慮し、加算制度を設けているものでございます。また中体連の実費特例といいますか、その件につきましては、学校部活動は学校教育活動の一環であります。例えば、全国中学体育大会、いわゆる全中と言われてるものですけども。学校教育活動の延長として位置付けられている大会となっております。つまり学校長の管理下のもと、教育課程外ですけれども、教育活動の一環としまして、公務としての引率となっております。教育行政の責任の範囲内にあります。そのため、公費による出場経費の措置が制度上整理されているといったところであります。

一方地域クラブにつきましては、任意の加入、それから民間や地域団体が運営主体ということで、学校の教育活動ではないということで、行政の直接の管理下ではないという整理を行っております。法的、制度的に、学校教育活動とは異なります。

従いまして、部活動と同一の公費の負担構造にはなっていないところであります。こうした制度上の位置付けの違いにありまして、このような規定を設けているといったところです。

○１番（田山幸平君）　正直かなりのボリュームを答えていただいた、ところでちょっと、後々すいません改めて聞く場面もあるかもしれませんが、一応お尋ねとしましてはこの奨励金っていう言葉の意味の奥に実際過去には補助金というような、元になるものがあった上で、都度その状況に合わせて更新をされてきたというふうに、お話の、まず前段では受けとめさせていただきました。

つまりすみません質問に戻りますが、本町の場合のこの奨励金に関しましては、定額制、それにもう１つ、子供たちに対して、こうなんでしょうか、応援といいますか。支え方の１つを考え方として持ってるかというお尋ねなんですけども、この点はもう一度、ご答弁いただけますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　先ほどちょっとそう答弁しました通りですね、現行制度は、令和元年の補助金制度から引き継いだものでありまして、給付額についても補助金制度時の実績を考慮して設定しております。

また現行制度は、全国大会等への出場の激励の思いを込めた給付金ということで、加算の制度は、遠方地開催支援という意味合いのものとは考えておりません。現行制度の加算は小学校と中学校の児童生徒に限定してやるものであり、九州外の大会といいますと、一般的に全国大会を想定いたします。全国大会は、都道府県の代表が集まる日本一を決める重みのある大会であるため、子供のときからスポーツ等に励み、全国大会へ出

場するという成果をたたえまして、将来への期待を込めて加算を行っているという状況であります。

○１番（田山幸平君）　すみませんちょっと話に追いつけなく部分がありまして、何度も申しわけないんですけども、ちょっと質問の仕方を変えますと、言うたら町民全体のも、町民の皆さん全体に対する奨励金ではありながらも、小学生、中学生に対しては、加算を設けられている。これっていうのは、いろいろな学校の兼ね合いとかだとかいうのがあるんでしょうけども。単にポンと、頑張ってこいよというような、プラスアルファの、この何ですかね制度的なその町民に対しての、支援的なものを踏まえたものなのかっていう。尋ね方をしたと場合にはどうでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　プラスアルファという部分については先ほど説明しました中に小学生と中学生に関しましては、将来ですね子供たちが、子供のときからスポーツに励んで、もう全国大会出場するという成果をたたえて、将来への期待を込めて、その加算制度というのを、設けた部分がプラスアルファと考えております。

○１番（田山幸平君）　何度も、ありがとうございました。要は、補助金ではないっていうようなことをおっしゃってるのかなというふうにはちょっと理解したところではあります。

そうしましたら続いてなんですけども、また目的として、スポーツ振興とあわせて、文化芸術活動の推進を挙げられてますが、具体条文には、例えば音楽、芸術であれば、コンクールとかコンテストみたいな記載が見られず、スポーツ競技大会中心の構成になっていると感じております。そこで伺います。理念としての目的、条文設計、そして実際の運用が全体として整合しているかという点について、町としてどのように受けとめられてるでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　現在制定しております、交付要綱についてですけれども、この中にもありますように第１条に、湯前町におけるスポーツ振興並びに文化芸術活動の推進を図るためという記載がございます。

実際文化芸術活動の関係する奨励金の申請というのが、今まで上がってきてないところでありまして、実際審査をまだ行ったことがないという実態がありまして、しかしながらここに書いてございます、交付の対象大会でありましたり、交付の対象とならない大会とか記載がございますけれども、申請が上がってきた際には、これに合致するのかとかですね、きちんと審査をできる体制にはなっていると理解しております。

○１番（田山幸平君）　そういった声が上がってきた場合は、対応されるというようなことでございますけども、それにしても要綱名もですね全国スポーツ大会等出場奨励金となってまして、保護者であったり、関係者さん、要は利用者さんに対してもわかりにくい面があるように感じます。こうした点も踏まえてもですね現行制度の設計について、

必要な確認や検証を行う視点も必要ではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　現行の制度につきまして検証が必要ではないかということですけれども、そういった住民さん含め、今の質問の中でも、もしそういったわかりづらいとかいうお声が多数上がってくるのであれば、中身を検証することも必要かと考えております。

○１番（田山幸平君）　その都度の対応。でも実際いろんな広報であるとかそういったところでもお伝えはされるんでしょうけども。実際なんですかね、要綱なりがわかりにくいというものをその場が来たら対応するみたいなものっていうのは、いかがかなあとも思いながらですね、何かこういう面をぜひですねちょっと検証をされてみてもいいんじゃないかなと思うんですが。

改めてお伺いします。起きてから、そういった需要があってから対応されるというような姿勢でいらっしゃいますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　今現行の規定に基づいて交付事務を進めておりますけれども、現在のところ大きなトラブルも起こってないことから、要項は確かに一般の方が見たらわかりづらいと思いますので、もう少しわかりやすい、記載内容をホームページなどでお知らせしていくということを考えていきたいと思います。

○１番（田山幸平君）　ホームページとこの要綱も含めて、もうホームページにされるんであれば、要綱の方も整理されてはどうかなって思う次第です。次にですけども先ほどなんでしょうか、補助金ではないという旨は十分押さえたうえでなんですけども、次に九州外開催時の負担についてお伺いします。というかちょっとここの部分を確認したいと思います。九州外での主に全国大会では、町の制度による後押しがあっても、なお大きな自己負担が残る事例があります。

そこで伺います。その上で現行の九州開催時の加算額について、先ほどもお答えいただいたのはあるんですけど、もう一度町としてどのような考え方や根拠に基づいて判断されてるのかお示しください。

○教育課長（赤池寛子君）　先ほどの答弁と重なる部分になるんですけれども、この制度は令和元年度にありました補助金制度から、それを引き継いだ奨励金の制度となっております。その給付額につきましても、そのときの補助制度だったときの実績を考慮しながら、大きく金額に差がないようにという、そこも含めまして、現行制度になったわけでございます。現行制度は、全国大会の出場の激励の思いを込めた給付金という取り扱いでありまして、加算の制度は、遠方地開催支援という意味合いのものとは考えてはないというところです。

現行制度の加算は先ほど申し上げました通り、湯前小学校と中学校の児童生徒に限定した加算の制度でありまして、高校生とか一般の方には加算はございません。九州外の大会といいますと、一般的に全国大会というものを想定いたします。全国大会は、都道府県の代表が集まる、日本一を決める、大変重みのある大会であるということで、その大会出場する子供たちですね、子供たちが、子供のときから、このスポーツに励んで全国大会へ出場するという成果をたたえまして、将来この子供たちがもっともっと活躍するという期待を込めて、加算を行っているというものでございます。

○１番（田山幸平君）　承知しました。としましたら、なんでしょうか。努力なりそういったものをたたえてですね出されてるっていうことでしたら、一応今現状が九州、関東以南ですけどちょっとすいません、正確な表現あれですけども、対象を線引きとして、ここまでだったら、2 万円、ここまでだったら 3 万円みたいな数字、加算額を設けられてますけども。これの根拠としてはどういったものに基づいたものでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　この要綱を制定する際に小学校、中学校、中学生加算を決める際の地域区分を決定しております。関東以南と申し上げますと、関東地方、それから中部、近畿、中国四国地方を関東以南と扱っております。北海道以南が加算が 3 枚になるところですけれども、北海道東北北陸を 3 万円の加算というふうに区分しております。

○１番（田山幸平君）　確認いただいたところですけれども、東北、関東以南と北海道以南のこの２万円と３万円。これがどういった根拠によって、この金額にされたかどうかについてなんですけども。その点をお尋ねいたします。

○教育課長（赤池寛子君）　以前ありました補助金制度のときに、それを引き継いだ奨励金の制度と申し上げましたけれども、やはり北海道以南、関東以南と言いますと、補助金制度だったときの積算の根拠となりましたのは旅費でありましたので、その旅費がやはり北海道に近くなると高くなる。関東、関東以南よりも北海道以南の方が、旅費の積算をしたときに高くなっていた。それを、今の奨励金制度に引き継ぐときに、大体、旅費の３大会算出上の経費の４割、５割といった設定で、補助金を交付しておりましたので、その部分を加味して、今回の補奨励金の制度で金額を設定するときに、その金額を参考にしながら設定したということで、その金額を挙げてあります。

○１番（田山幸平君）　それが平成 30 年のお話でしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　令和３年度に加算を見直しております。加算について、規定をきちんと設けているのが、令和３年度になります。令和３年以前にはですね、内規という取り扱いで加算をしておりましたけれども、それを明文化したのが令和３年度になっております。

○１番（田山幸平君）　令和３年度にこの加算の方を設けられたということをですよね。そしたらそんなにその時代的な錯誤といいますか、ズレ、近年のインバウンド等で宿代がゴスっと上がったりとか、そういった時期と被ってるような時でしょうかね。その時に設けられたということですけども、すみません先ほど内規っていう言葉が出ましたのでちょっとその辺についても確認させていただきます。同じなんでしょうかね。

令和３年８月 24 日の全員協議会の会議録にですね、議員からの加算額の説明に関しまして、教育課の方の答弁としまして内規として載ってたものというような答弁があったことを承知しております。この支給額の加算の考え方について、当時要綱とは別に、内規や運用基準があったものを令和３年度の改正時に、要は、要綱上に載せ替えられたみたいなふうな答弁に先ほど受けとめたんですけども。実際その時の説明の資料が、指導者みたいなものに対してのような、指導者２名に対して、問われてるような一面も見受けられたんですけども。

今、現状もうすべて要綱の中に整理されたのか、別の運用基準としてまだ残っているのか、現在の運用については、その内規についてはどうなってるでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　現在の内規や運用基準についての有無ですけれども、今はですね、本制度は要綱に基づいて運用しておりまして、支給要件や金額についてはすべて明文化しております。内部のみで判断基準を設けるといった内規は今ございません。公平性透明性を確保する観点からも、要綱で完結する制度設計としております。要綱において必要な事項を網羅しているためあえて別途内規を設けていないということです。

○１番（田山幸平君）　内規とはもうすべて要綱の中に整理されてるって、すいません追加でのお尋ねだったんですけども、令和３年にこの金額自体を設けられてるとはいえですね、近年の物価高騰の影響もあります。また、現行の支給額が実際の負担に対してどの程度の後押しになっているかというものの観点からですね、今の整理が実態に合っているかを見ていくべきだと考えています。その中で、なお重い負担があるのであれば、少なくとも子供たちの九州外開催については、現行の加算の考え方を必要に応じて整理し、見直しにつなげていく必要が、あると考えているんですがその点はいかがでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　本奨励金なんですけれども、先ほども何回も申し上げましたけれども、子供たち全国大会とかに出場するということは、激励とか、そういった意味合いで、この奨励金制度というのを設けておりますので、この、距離とかですね、そういったことで、変動するものではないと考えておりますので、改正するとか加算の考えを変えるとかですね、そういった考えは今のところはございません。

○議長（金子光喜君）　ここで昼食のため休憩いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、田山議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○１番（田山幸平君）　最後この加算金に関して、いわゆる教育長にご答弁いただければと思います。まず旅費や宿泊費等などを補うものではないと、あくまでも奨励金という形でありまして、その経緯についても少し私のほうでも混乱してるんですけどもスライドした当時のものを４割５割というような基準でもって算出してあるだとか、それをスライドしたようなご答弁をいただいておりますが、今後ですけども、おそらく物価等が下がっていくようなことは見込まれないと思うんですが、今後その費用等がですね、負担等が上がってきた時なんかっていうのは、その都度検証であるとか、見直しをされるお考えはおありでしょうか。

○教育長（栃原秀明君）　先ほどから赤池課長のほうからも答弁がありましたように、この奨励金制度につきましては、議員の皆様からの一般質問などを契機に、先ほどもありましたように、令和元年及び令和３年、議論を重ねていただきながら、ご理解を得ながら制度設計を行い、現在に至っているというふうに認識しております。奨励金制度に見直しをされた、その理由として、町民のスポーツと文化振興のため、全国大会等への出場の栄誉と、その努力を称えることが目的であり、先ほども説明がありましたけれども、参加費や遠征費の全額補助ではないということをご理解をいただきたいと思っております。また定額制にしたことは、先ほどもありましたように、交付の事務を迅速に行うためであり、補助金制度と違いまして、実績により交付するのではなくて、要望があれば事前交付も行っております。

議員がお話されるとおりですね、全国大会ともなりますと必要経費も高額となり、ご家庭のご負担も増えることは十分承知をしておりますけれども、本制度の趣旨をご理解いただきまして、町としては、精一杯の激励の思いを込めて、現状を維持していきたいと考えております。したがいまして、現段階での制度の拡充や補助金制度を見直すといった考えはございません。以上でございます。

○１番（田山幸平君）　私の勉強不足なところもあったんでしょうけども、令和３年に議会のほうで同意したと言いますか、可決した上での現状の制度になっているっていうことですけども、今私がここに立たせていただいていますのも、今もってなおですね、そういった対象の方々から、やっぱりこう遠征をするのに苦しいと、１人親の方々もいらっしゃいまして、お子さんが要は遠方に行くのに対してもまさか小学生中学生だけで

行かせられないだとか、もう事例として、空手というものを例に挙げるんであれば、大会場で実際にですね、心肺停止状態になったような事故的なものもあったそうでして、やっぱ子どもだけをやればいいって、同時に保護者も行かれているようなんです。それでもうすでにですね、そういった経済的な理由で出場資格を持ち合わせながらも、もう全国大会にはもう私は行かないみたいな、うちの子は連れていけないみたいなような事案も聞いております。もう検討は今のところされないということではありますけども、他自治体なんかを比較しましたら、これはですね、本当に何と言いましょうか、ちょっと表現間違うかもしれませんが、多良木、湯前、水上というふうに挟まれたような状態で、実費負担の町村となっております多良木と水上がですね、このような保護者間でやっぱりそういった話題が出ると思うんですよ。うちは全部出るばいとかですね、そういった状況がもうこれはもう想像できるかと思います。その中でなんですけども、これやっぱりこういったことがですね、町自体として、子どもをどういうふうに支える町かみたいな評価にも繋がってくると思うんです。ぜひこういったことも踏まえてなんですけども、もう再三あれですが、もう一度改めてお伺いします。

こういったことも踏まえてですが、すぐに見直せだとか、拡充しろとかいうようなお話ではなくてですね、せめて検証なりですね、実際どれぐらい保護者の方、ご家庭において、負担が起きているのだろうかとか、そういった調査からでも結構です。そういったことを行われるようなお考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君）　私のほうでちょっと答弁させていただくところでございますけども、午前中からのですね、赤池課長の質問にプラスまたちょっとさせていただくところでございますけども、経緯につきましては、もう先ほどからずっとお話の内容をですね、繰り返しになるんですけども、これ議会からのご質疑・ご指摘がございまして、その都度内容の精査を行いながら、現実の制度設計になっているということでございます。ですから、今おっしゃっている要綱の改正をするために、各町村の実態も調べてくれということなんですけども、調べてもうすでにおります。今回質問をされるということで。ただその中にですね、加算金の割り増しとか物価高騰だとかという話をされているんですけども、今回の奨励金っていうのは補助金と違いまして、激励をするための制度ではないかなというふうに私は思っております。経済的に困窮されているからということでのお話も重々私も理解はいたします。ただ奨励金にしましたのも、この形で整ったのが31 年ですか、この時に見直しが行われまして、そして、令和３年に今加算金というような話がなってきましたんで、これもその都度議会のほうからお話がございまして、制度設計をやり直しているということで、今５年ぐらい経ちますか、７年ですから、４年ぐらい経って今動いているというふうな状況でございますので、どうもこの質問の中にですね、特定のスポーツ団体のお話ばっかりしか聞こえてこないわけですよ。そこになり

ますと、皆さんがやっぱり均等に利用していただくという部分も私はあるんじゃないかなというふうに思いますし、それからこの補助金のガイドラインというのもございますけども、その中にも奨励金というのがあるんですけども、大体元々の補助金っていうのは２分の１という考え方のもとにもなっているわけでございますんで、おっしゃっているのは、扶助費的な性格の部分の奨励金ではないかなというふうに思われますもんで、今のところは、先ほどから教育長と課長が答弁しておりますように、現状の制度でいかせていただきたいと、かように思っているところでございます。以上でございます。

○１番（田山幸平君）　奨励金であると。しつこいようなんですけども、なぜ２万円、地域を絞って２万円なのかとか、３万円なのかとかいうようなお話もできるんじゃないかなって思ってしまうところです。そこにはやっぱり一概に奨励金だからっていうようなものよりか町の子どもたちを支える姿勢みたいなものを感じるわけですけども、そういった今後ですね、ぜひ子どもたちのことを思っていただければというようなことはお伝えしておきます。

○町長（長谷和人君）　もう１回申し上げるところですけども、加算額につきましては、見直しの時にご異論がございまして、旅費的な性格の意味も確かにあるかもしれません性格的には。

ただですね、先ほどちょっと私がガチッときましたのが、子どものためにというふうなお話をされてるんですけど、しっかりとその分については子どもに予算をつけさせていただきまして強弱をつけた予算とさせていただきますんで、その一部だけ切り取ってそうおっしゃるとですね、私が何もしてないようにちょっと聞こえましたもんでちょっと申し訳ないんですけど、一生懸命私が子ども子育てをやっていると、これだけはご理解していただければと思っております。

ちょっと質問と内容が違うかもしれんが、私の気持ちを率直に申し上げるところでございます。以上でございます。

○１番（田山幸平君）　私のほうにそのような意図は全くございません。もし気分を害されたならお詫びしますけども、何もされてないとかいうようなことは決して言っておりませんので、あくまでも私としては、そのようなお声をいただいて、どうにかっていう思いでここに立たせてもらってますので、そこは誤解があるようでしたらぜひそのような思いで言ってるわけではないということをちょっとお伝えさせていただきます。

続いてなんですけども、要旨２に入らせていただきたいと思います。これまで現行の制度の考え方や九州外開催時の負担に対する考え方についてですね、私なりに伺ってまいりました。その上で今後こういった事例と言いますか、現場においての課題が挙がってくるんではないかという上でですね、お尋ねしたいんですけども、湯前町ふるさと応援基金条例では、寄附金を活用した事例により誇れるまちを実現することを目的とし、

対象事業として、子どもたちの安心した暮らしに関わる福祉事業や未来を担う子どもたちの教育環境の整備に関わる教育関連事業などが挙げられています。そうであれば本件では、これ再三おっしゃっておられますけども、そういった子どもたちの挑戦をですね、支えるような取り組みがですねこれに対象としうるんじゃないかというところでお尋ねなんですけどもそういった考え方はできますでしょうか。担当課のほうにお尋ねいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　ふるさと納税につきましては、湯前町を応援したいという全国の皆様の思いが込められた貴重な財源であります。これまでも子育て支援や教育、福祉、地域振興など幅広い施策に活用して参っております。参考までですけれども、令和６年度の決算額におきますと、出生祝い金、それと小中学校の祝い金等々を含めまして、365 万円程度、ふるさと応援基金を活用しまして、子どもたちに支援をさせていただいているところでございます。議員ご提案のふるさと応援基金条例の中に、対象事業として明確に位置づけることにつきましては、１つの考え方ではございますけれども、できるだけ広く、町民、町全体の施策に柔軟に活用できる形を維持することが重要であると考えております。町としましても子どもたちの健全育成を引き続き支援してまいりますが、現時点では奨励金事業などのスポーツ振興に関する事項を基金条例上の個別事業として、新たに位置づけることについては考えておりません。

○１番（田山幸平君）　内容等も含めてはっきりと確認をさせていただいたところなんですけども、ご答弁中にもありました、まさにですね、ふるさと納税の主要事業としましてが、出産祝い金であるとか、修学旅行の費用の助成であるとか、そういった子どもたちのために活用されてるようなものを見受けまして、これでですね、この活用でもって、さらに大きな舞台に挑戦している子どもたちを支援することができないかなというところでなんですけども、改めてなんですが町長にお尋ねいたします。こういった、今の取り組みの中にですね、このようなものっていうのは、もう最終的なご答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（長谷和人君）　支援拡充のためのふるさと納税の活用という、ご質問だろうと思うんですけども、このふるさと納税につきましては湯前町を応援したいということで全国の皆様の思いが込められた貴重な財源でございます。先ほど課長のほうから答弁しておりますように、このふるさと納税につきましては、子育て支援や教育、福祉、地域振興など幅広い施策に活用してまいりたいというふうに思っております。議員ご提案のふるさと応援基金条例に示します対象事業として、明確に位置付けすることにつきましてはですね、１つの考え方ではございますけども、できる限り、広く町の全体の施策に柔軟に活用する形でですね、維持していくことが重要ではないかなというふうに思っております。町といたしまして私先ほど申しましたように、子どもの健全育成のために、

強弱をつけて、いろんなことを予算をつけさせていただいておりますので、支援してまいりたいというふうに思っております。現時点で奨励金の事業などのいわゆるスポーツ振興関係についてはですね、基金条例上、個別の対象事業として、新たに現時点では位置づけるというのは考えていないところでございます。以上でございます。

○１番（田山幸平君）　ぜひですね、もう今の取り組みなんかも、承知した上での、今回は実際に活躍している子どもたちをよりですね、支えることができないかというところで、質問させていただきました。結びになりますが、子どもたちが努力して掴んだ、挑戦の機会を町としてしっかり後押ししていける、そういう町であってほしいと考えます。そのためにもまずは現行制度が、今の実態に合っているかを丁寧に確かめて、必要な整理や見直しに繋げていただくことを求めまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（金子光喜君）　１つ、子どものスポーツ遠征費支援について、田山議員の質問が終わりました。以上で田山議員の質問を終わります。

次に、１つ、公共施設の利便性向上と持続可能な運営について、椎葉議員の質問を許します。

○５番（椎葉弘樹君）　５番議員の椎葉です。公共施設の利便性向上と持続可能な運営について、一般質問を行います。

人口減少と少子高齢化が進む中、公共施設を将来にわたり維持していくことは町政運営の重要な責務です。そのためには、利用者目線でのＤＸ推進と受益者負担の適正化の両輪が不可欠です。この観点から、２つの要旨について一般質問を行います。

本一般質問の対象施設は、町ホームページの施設予約状況で示されている次の４つです。まず、中央公民館。この中には、視聴覚室、会議室、調理室があります。婦人会室と青年団室は、現在教育長室としてリニューアルされましたので対象外としています。次に、農村環境改善センター。この中には、中会議室、大集会場、ステージ、ロビーがあります。Ｂ＆Ｇ海洋センター。この中には、体育館、ミーティングルームがあります。町民グラウンド。この中には、野球場、ソフトボール場、多目的コートがあります。なお、指定管理者が管理する施設は、民間活力で運営されているため対象外としています。

それでは要旨の１、公共施設のオンライン予約システムを導入し、町民の利便性向上と職員の事務負担軽減を図る考えはあるかについてお尋ねします。現在、町ホームページから施設予約状況への直接的なリンクはなく、閲覧はできても予約や変更は窓口か電話のみとなっています。利用者は、平日の開業時間に絞られ、職員は本来の業務を止めてアナログ対応を行っているのが実態ではないでしょうか。

そこで担当課にお尋ねします。公共施設の予約状況における、直近の年間件数はどの程度でしょうか。また、電話や台帳記入などのアナログ対応に伴う職員の事務負担の実

態はどうなっていますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　公共施設の予約の状況ですけれども、令和６年度の状況についてご説明いたします。農村環境改善センターが 185 件。うち、町外利用者が 11 件。中央公民館が 125 件。町外利用者がそのうち６件です。Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館が 342 件。うち、町外利用者 210 件。町民グラウンドが 108 件。うち、町外利用者 20 件。多目的コートが 90 件。うち、町外利用者が 52 件であります。

また電話や台帳記入などアナログ対応に伴う職員の事務負担の実態ですけれども、予約受付業務におきましては、特定の職員に著しい業務が集中が生じている状況にはないと認識しておりまして、現場職員から過度な負担が生じているとの報告は受けていないところであります。

○５番（椎葉弘樹君）　過度な負担は生じていないということですが、例えば、窓口にお客様が予約に来られた時に、その時に作業というのは中断されないんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　通常の窓口業務として、事務作業は中断となりますけれども、窓口業務の１つとして、業務をしているところであります。

○５番（椎葉弘樹君）　通常の窓口業務ということですが、これはですね、これを当たり前と考えてしまうと負担にならないかもしれないんですが、例えば、私たちから見ますと、これは一生懸命作業している最中に作業を止められるわけですから、自分がやっている仕事というのは、当然中断するのは必然的だと思います。よってそこはですね、前提の違いだと思っています。

次にですね、町民、特にスマホ世代は、窓口を通さずオンラインで完結したいと考え、職員は、管理の手間を減らしたいと考えるのが一般的ではないでしょうか。職員の視点からすると先ほどの答弁のように、通常業務だから問題ないと考えるかもしれませんが、我々から見ますと、作業が中断してしまうことは、やっぱり業務に支障があるというふうに認識しております。そこで補足で質問しますが、現在行われている施設予約の対応は、業務改善の余地があると認識されていますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　一定の業務改善の余地はあるかとは思っております。

○５番（椎葉弘樹君）　一定あるということですが、基本的には改善の余地はあるんだと私は思っています。なぜかというと、先ほどの受付件数を見ました時に、一番多いところで、Ｂ＆Ｇ342 件とか町外の方も 210 件っていう、結構予想よりも多い窓口業務が発生しているはずです。その件数を見ましても、かなりの負担の軽減というのは見込めるんではないかと思っております。

次に、現状システムのリアルタイム性と施設の有効活用について伺います。対象施設である農業環境改善センターと中央公民館において、情報発信の正確性や即時性に課題があると考えています。そこで担当課にお尋ねします。予約状況が空欄のまま更新され

ていないケースが見受けられますが、これは手動更新による、リアルタイム性の欠如が原因なのでしょうか。お尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君）　議員がおっしゃいます、予約状況の確認サイトでございますけれども、確かに更新はできておりません。といいますのが、このサイトが令和２年度に町のホームページがリニューアルした際に、予約状況の登録システムをデモとして利用させていただきましたが、電話と窓口で予約受付を行い、台帳への記入と併せて、システムへの入力を行うといった手間が生じたことから、この予約確認システムの導入は見合わせたという経緯がございます。本来であればデモ期間が終了しましたら、閉じるべきシステムでありましたけれども、それができておらず、一部の施設につきましては現在もなお、定期的に予約状況を登録しているという状況でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　仮に運用されて閉じる予定だったシステムを、これまでずっと５年以上運用されているということと理解しました。ただ私このデモの時にですね、実はユーザー登録しておりまして、それが突然使えなくなったという過去があります。したがいまして、その理由もなく一方的にその予約ができなくなってしまったっていう現状と、今もなおですね、スポーツ施設においては、空き状況をそのシステムで確認をしているという現実もあります。したがいまして、この中途半端に運用しているっていうのは、あまりよろしくないなと思っていますので、やるならやる、やらないならやらないというふうに、しっかりと白黒つけないといけないのかなというふうに思っているところです。電話対応や窓口対応による業務中断は、先ほど言いましたとおり、職員の生産性を低下させます。また、予約状況の見えにくさは、日中働いている現役世代から利用機会を奪い、結果として施設の稼働率を下げる要因になっていると考えます。

そこで担当課にお尋ねします。オンライン化による予約の可視化は、町民の利便性向上だけでなく、施設の有効活用を最大化させるための重要な要素であると認識されているかについてお尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君）　オンライン化によります予約の可視化が、町民の利便性向上に繋がるとは思っております。しかし、施設の有効活用を最大化させるための重要な要素であるとは考えておりません。

○５番（椎葉弘樹君）　この予約がですね、しっかり見えて、そして予約もできれば、これはですね、施設の有効活用を今まで以上に活用できると私は思っております。多分その予約のシステムが今機能していないので、今ある範疇で窓口に出向いて予約をしたり、電話で予約をしたりっていうのが現状ではないのでしょうか。やはり、ここはですね、執行部として、現状の予約状況というのは、しっかり認識された上で、この施設の有効活用というのをもっと活用するにはどうしたら良いのか、そこの観点というのは絶対必要だと思っております。

先ほど赤池課長からあった施設の予約状況。もうこれ、予約システムがなくてもこれだけの件数があるわけですから、これはですね、例えば予約システムを入れると、これ以上の効果が見込まれる可能性もあります。したがいまして、重要な要素ではないという答弁については、私はちょっと否定的な考えであります。

次に、本町の計画と他自治体の動向について伺います。私が独自に調査したところ、熊本県内 45 市町村のうち、すでに半数以上にあたる 24 市町村がオンライン予約システムを本格導入されています。本町のように閲覧のみなど、機能制限がある 4 町村は含めていません。本町と交流のある長洲町でも、昨年でしたかね、すでに導入されており、南阿蘇村では、スマートロックと連携した無人管理を実現されています。さらに注目すべきは、県内９つの自治体が本町と全く同じシステムを導入されており、本町が令和２年に予約機能を一時的に試験運用された、この予約機能を有効化することで、オンライン予約を実現しているということです。つまり令和２年度予約システムを、一時的に施行された本町としては、これは先進的な事例だったわけです。それ以降も９つの自治体が実際に予約機能をオンにして、有効にして、今運用されているっていうのが実態です。

そこで担当課にお尋ねします。あと一言言わせてください。情報化計画の基本目標には、来庁しなくても完結できる電子申請などにより、働く世代の負担軽減を図るとあり、先進事例として、公共施設予約システムが示されています。さらに、第６次総合計画でも、デジタル手続きによる行政事務の効率化が示されています。

ここで担当課にお尋ねします。情報化計画では、基本目標や先進事例が示され、総合計画で、行政事務のデジタル化を掲げているにもかかわらず、いまだ具体的な検討が始まっていない。この現状をどのように認識されていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　一応これにつきましては、情報を担当しております総務課のほうでお答えさせていただきたいと思います。当然情報化を進めていくというところが基本的なスタンスですが、自治体の規模とかそういった窓口の数とかそういったことによりまして、情報化のメリットがある場合もあるし、デメリットがあるところもある。そういったところで見極めをしておるところですが、実際その予約システムを、デモをした時には私はおりませんでしたが、その時の話を聞きますと、窓口の仕事、手作業とデジタルと両方いる。経費も掛かる。今の受付の数でしたら、窓口で十分だというところと判断があったと聞いております。ですので、当然費用対効果というのも検証しておりますので、今後汎用化されたり、経費的な面がですね、クリアできるとか、それがあったらもう検討はしていかなければならないとは思っております。

自治体の場合がちょっと難しいのは、セキュリティの問題とかもありますんで、そういったところの問題もちょっと検討していかなければならないと思っておりますので、椎葉議員のご指摘もごもっとものところもございますので、今後検討してまいりたいと

思います。

○５番（椎葉弘樹君）　令和２年からしますと、月日も流れておりまして、今はもうスマホの世代もだんだんだんだん増えてきている状況でございますので、時代に応じた、そのシステム導入というのもぜひ検討をしていただきたいと思うところです。

調査によりますと、県内でオンライン予約システムを導入していない 21 町村のうち、実に９町村が、この球磨郡に集中しています。近隣の錦町や球磨村においても、本町と同じシステムを導入しながら、このオンラインでの予約機能は制限している状況です。先ほど申し上げたとおり、本町が現在利用しているシステムは、機能を有効にすれば、即座にオンライン予約が可能になる仕様だと思われます。莫大な費用をかけてゼロから構築せずとも、まずは、既存の機能を開放するだけで第一歩を踏み出すことができます。また、現在国は、自治体のＤＸ推進を強力に後押ししており、システムの導入やリニューアルにおいて、交付金などの支援を受けやすい絶好の機会です。これは、執行部もご承知のとおりだと思います。そこで、教育長にお尋ねします。公共施設予約システムの具体的な検討フェーズに入り、費用対効果の試算を行う考えはありますでしょうか。また、早期に検討を開始し、その結果を議会へ報告する考えはありますでしょうか、お尋ねします。

○教育長（栃原秀明君）　先ほど赤池課長から予約件数の状況や職員の負担感など説明をさせていただきましたけれども、システムを導入した場合でも、推測ではありますが、特に改善センター、それから中央公民館におきましては、利用者のほとんどが高齢者でありますので、オンラインでの予約は少ないのではないかと予測できます。施設予約は、オンラインからのみにしない限り、職員はオンラインとアナログ予約を二重に管理するといった負担が増え、またその２つを併用するなら、入力のタイムラグが生じるなどのリスクも増えると考えられます。本町の施設規模や利用状況、導入運用に要するコスト、或いはシステム更新に伴う経済的な財政負担。さらには、高齢者を含む全ての利用者への対応などを総合的に勘案した結果、現時点においては、新たな予約システムの導入について、検討する考えはございません。

○５番（椎葉弘樹君）　教育長これは検討はちゃんと深くされたんでしょうか。結構推察のところもあるのかなと思っております。どれだけの利用者が増えるのか、それは実際に検討してみないとわかりません。また二重管理と言われましたが、これも私は否定したいと思います。例えば、予約システムを導入しても、完全に移行しない限り、アナログとデジタルの二重管理、これはおそらくそういう答弁が返ってくるんだろうなとは思っていました。でもそうではないと私は思っております。既存の電話や窓口受付を無くす必要はありません。これまで通り受付をし、職員がシステムに入力さえすれば、今の台帳との二重管理は防げますし、スマホを使える世代がオンラインに移行してくれる

だけで、電話や窓口の受付業務は減ります。先ほど高齢者が沢山いるからとおっしゃられましたが、当然若い人たちも本当は窓口予約したい、でもできない方もいらっしゃるはずです。ですから、一概に二重管理というのがマイナス要因にはならないと考えております。先ほど総務課長もですね、検討の必要があると考えておるって言ったのに、教育長は検討のする必要はないという矛盾した答弁が出てきております。

そこで町長にお尋ねしますが、担当課同士で矛盾しているところを町長としてはどうしたいと考えておられますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　先ほどの答弁で教育課と相違があったというところで、情報の担当課としましては、情報化の推進については総合的に、全体的に常に検討しておりますのでそういった意味の検討ということで、具体的に私どもとしましては、予約システムは一旦は必要ないと判断したところで、今後に向かってはそういったところも、新たなところを検討しますというところでございますので、相違があるというところではございません。

○５番（椎葉弘樹君）　では教育長に再確認しますが、現在の予約システムありますよね、公共施設の。これを予約を可能にした場合の費用というのはどのくらいを考えておられますか。

○総務課長（西村洋一君）　こちらも情報の担当課のほうから説明させていただきます。クラウド型と言いますか、一般的なやつは数万円から多分大丈夫だとは思いますが、本町の場合、もし役所であれば、セルフメイド化というか、オリジナルで作りますとやっぱり数百万円程度から。

○教育長（栃原秀明君）　今の予約確認システムを正式に稼動する場合 50 万円程度。ランニングは不要ということです。それを予約システムにするならば、イニシャルで 100 万円。ランニングで月２ないし３万円掛かるというふうに認識しています。

○５番（椎葉弘樹君）　イニシャルで 100 万円と言われましたが、もうすでに機能というのは、おそらくホームページと同じ会社が運用していると思うんですけど、そこまでかからないはずです。なぜかというと、もう機能として、埋め込まれていますので、オンにするのはオプション機能として毎月の３万円程度かと思っております。そこはちょっと正確なデータを出していただきたいと思います。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため、暫時休憩します

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時４６分

再開　午後１時４９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、椎葉議員の質問の途中です。発言を許します。

○総務課長（西村洋一君）　総務課の職員のほうでホームページの開発した会社に確認していただいておりまして、その数字がまいりましたので、ご紹介します。先ほど教育長が言われましたとおり、今閲覧するだけのシステムなんですが、それを採用すれば 50 万円程度。予約システムに変更した場合は、最低でも 100 万円、100 万円をくだらないとランニングで２～３万円というところが製造会社からの回答でございました。

○５番（椎葉弘樹君）　本町においては、４か所の施設しかないわけですけど、この一般質問でやっているですね、その前提での金額でしょうかそれは。

○総務課長（西村洋一君）　そのとおりでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　先ほど教育長のほうから二重管理と言われましたが、これはですね、全て高齢者の場合はですね、それは当然二重管理になるかもしれません。全部窓口で受付けなくちゃいけないので、システムを入れつつ、予約も高齢者に対応するから、それは二重管理になるかもしれませんが、その部分が、若者とか高齢者でスマホが使える世代、そこが移行していけば当然その分は軽減できるはずです。ですから、その前提をですね、ちゃんとしっかり検討した上で、あと他所のシステム導入状況とかも加味した上で、ちゃんと検討した上で、やらないならやらないという理由付けをして欲しいんです。教育長、ぜひここについてはもう少し詳細に検討した結果を議会に示していただけませんでしょうか。

○教育長（栃原秀明君）　椎葉議員のご指摘のとおり、確かにシステムを全ての方が利用できるようになるということは、利便性の向上にも非常に役に立つことだと思いますし、そのシステムの導入につきましては、近隣の町村等の様子辺りも踏まえながら、本町としても、財政的な部分もございますので、そういったこともしっかり考えながら、今後検討を進めていく必要があるとは思っております。以上です。

○５番（椎葉弘樹君）　先ほども申しましたが、近隣の町村導入してないところばかりです。球磨郡は特に遅れています。したがいまして、近隣町村に確認するというよりは、熊本県で導入されている先進のところに確認をする必要があると思っていますので、そういったところも含めてご検討いただきたいと思います。町長これについては、本町もＤＸ化推進しておられますので、当然これは検討の余地があると思っているんですが、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君）　費用対効果や、それから業務量、それから住民のニーズですか。これらを踏まえまして、また加えまして、先ほどちょっと答弁があっておりますけども、改善センター、中央公民館、これほとんどが高齢者の方ではないかなというふうに私は思っております。中身はまたこれ調べさせますけども、それからその本町の施設規模、それから利用状況、それから導入、運用に関しますコストシステム。これらもその更新

に伴いまして、先ほど経費も出てまいりましたので、継続的な財政負担、これらもあろうかなというふうに思いますので、利用者のサービス提供と言いますか、そちらから見ました時には、総合的に考慮する必要があるのかなというふうに思いますんで、この点につきましてはですね、今後の宿題にさせていただけないかなというふうに思っております。以上でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　Ｂ＆Ｇとかグリーンパレスのグラウンドにおいては、若者も結構多いんですよね。逆に公民館とか中央公民館は高齢者の人が多いと思っていますので、そこはですね、しっかりと分析をしていただきたいというのがまず１点あります。それから先ほど、費用対効果で 50 万円から 100 万円の経費が掛かるということですが、例えば、南阿蘇村さんにおきましても、デジタル田園都市国家構想の交付金を受けられておりますし、今国がそういうＤＸ推進の様々な補助事業や交付金を準備しておりますので、初期費用についてはそういったところの財源を使えば、しっかり対応できると思っています。それを踏まえまして、長谷町長にもう一度答弁を求めますが、宿題と言われましたが、これはいつぐらいまでにこの宿題を解決する予定でしょうか。

○町長（長谷和人君）　先ほど答弁しております、概要のいわゆる初期導入の費用関係ですね、これらもですね、やっぱりしっかりと見なくちゃいけないんで、状況が今５か所程度ですか、公共施設の予約の部分の見える化の部分。これらもやっぱり、しっかりと見る必要がございますので、その点を踏まえたところで私今後の宿題というふうに申し上げたところでございまして、一律全てシステム化をしなくてもいい部分もあるのかもしれません。そういうのも含めてですね、今のＤＸの交付金ですか、それらも国があるというふうに、おっしゃっていただきましたので、その点も含めてですね、ちょっと調査をさせていただくということで今後の宿題ということで答弁をさせていただいたところでございます。ですからいつまでというふうなことは、いつまでということでのご質問でございますけども、早めに調べはさせておきたいというふうに思っております。以上でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　私自身の個人調査においても、ある程度検討は短い期間でしたが進めることができました。これについてはですね、やはり今後の町外の方の利用の増進も含めて、予約システムというのは、私はなくてはならないものだと思っております。例えば、湯楽里とかに宿泊された方が、テニスコートを利用したい。でも予約する時には、わざわざ窓口に行かなくちゃならないとかですね、そういうのを本当は旅行される方は事前にテニスコートを押さえて、それから行かれるという事例も本当に一事例ですけどもあります。今後その交流人口を増やしていく意味でも、この利用促進をする上でも、この予約システムというのは、町外向けにも必要なことだと思っております。先ほど赤池課長のほうから町外利用の件数がありました。特にスポーツ施設、これ非常に多

いなというふうに感じたところでした。

したがいまして、特にこのスポーツ施設においては、予約システムというのは、当然必要なものだと思っておりますので、利便性の向上並びに交流人口の増加に向けて、ここはですね、私は速やかに検討していただきたいと思うところです。本町のようにですね、この小さな小規模自治体だからこそ、職員数が限られているからこそ、できるだけ職員の業務負担を軽減していきたいと、将来に向けて、今すぐには無理かもしれませんが、このシステムを入れることで、年々年々その職員の負担というのも軽くなってくる可能性が高いと思います。

したがいまして、このデジタル化による業務効率化、これはぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますが町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君）　私先ほどちょっと申し上げておりますけども、システムを一元化、５施設ぐらいございますんで、そこの逆に言いますと、利用者が、若い人がスポーツ施設とか、そういうふうなお話もされたんで、そういうところにはやっぱり私は早くすべきというふうに思っております。

先ほど申しました、改善センターとかですね、そういうのは高齢者が多分多いんじゃないか、多分そういうふうなところに今利用者の人たちの見ますと、高齢者が多分私は多いと思うので、そこら辺を見据えたところでですね、急ぐべきところは、私も急ぐべきだというふうに思っておりますので、そこはしっかりと前を向いたところでですね、利用の促進に当たっていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○５番（椎葉弘樹君）　ちょっと強い口調で言ってしまいましたが、ぜひですね、担当課におかれましても、検討は大変かもしれませんが、本当に今タイムリーな話題、本町の課題でもありますので、ぜひ他所の町村とかですね、いろんな予約システムをまずご確認いただいて、この予約システム良いなというのが当然あるはずですので、そういったところも含めて、ご検討いただければと思います。

○議長（金子光喜君）　ここで休息のため、休憩します

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後２時０１分

再開　午後２時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○５番（椎葉弘樹君）　要旨の２、公共施設の持続可能な運営を図るため、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化と周知を進める考えはあるかについてお尋ねします。多額の一般財源が投入されています公共施設の維持管理において、受益者負担の適正化は

避けては通れない課題です。まずは、現状の周知体制について伺います。担当課にお尋ねしますが、公共施設の使用料について、町民がホームページなどで容易に確認できる体制になっているかについてお尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君）　公共施設の使用料につきましては、町民がホームページなどで容易に確認できる体制にはなっておりませんので、早急に対応したいと考えております。

○５番（椎葉弘樹君）　この点は改善の余地がありますので、ぜひご対応いただきたいと思います。冒頭で本一般質問の対象施設は、町ホームページの施設予約状況で示されている４つと申し上げましたが、ここで学校体育館とまんが美術館についてちょっと追加で確認させていただきます。これはわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

小中学校の体育館については、条例で体育館、照明、冷房の使用料が定められており、毎年度の予算や決算にも計上されています。しかし、この予約方法や使用料の情報は、町ホームページでは確認できませんでした。一方、まんが美術館についても、条例で使用料が定められており、観覧料とは別に１日当たり町内利用者3,000円。町外利用者5,000円となっています。しかし、どの部分が対象になるのかわかりにくく、この存在自体を知らない町民も多いのではないでしょうか。私もこの 3,000 円と 5,000 円というのがあったことに、今回の一般質問の調査で初めて知ったところでした。そこでお尋ねしますが、この学校体育館やまんが美術館、１日当たりの使用料について、十分周知できているといえるでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　まんが美術館それから学校体育施設につきましては、十分な周知はできていないと思っております。

○５番（椎葉弘樹君）　この２つについても先ほどの改善のところでご対応いただければと思うところです。次に、利用料の料金設定について伺います。調査したところ、農村環境改善センターの使用料は、町外が町内の２倍に設定されている一方で、Ｂ＆Ｇ体育館やプール、多目的コート、昼間使用のグラウンドでは、町内と町外の利用料金が同額であり、一貫性を欠く状況が見受けられます。

そこで担当課にお尋ねします。自治体の多くが、町外利用者料金を設定している中、本町がこれまで町内外同額としてきた政策的な背景は何でしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　本町の体育施設につきましては、これまで町内外同額の使用料としてまいりましたが、その政策的背景には、スポーツを通じた広域的な交流促進と地域活性化を重視してきたと推察されます。体育施設は町民の健康増進や体力向上を目的とすることはもとより、各種大会や練習試合、それから合同合宿などを通じて、町内外の利用者にも広く活用してもらいたいということで、競技力の向上や人的交流の拡大、さらには町内経済への波及効果も期待できる施設であります。そのため本町におき

ましては、利用者の居住地によって、料金に差を設けるのではなく、スポーツ振興の観点から、広く利用機会を確保することを優先し、町内外同額としてきたものと思われます。また団体利用において、町内外の利用者が混在するケースが多く、厳密な住所区分を適用した場合、構成員の確認や名簿管理等、事務負担が増大するほか、利用者間の公平性をめぐるトラブルが発生する恐れがあります。これらを総合的に勘案しまして、実務の円滑化及び利用促進の観点から、町内外による料金区分は設けていないといったところであります。

○５番（椎葉弘樹君）　これにつきましては、中央公民館や改善センター、これについても同じようなことがいえると思います。要は、町内外の方、わからない時には、身分を確認するところ、それはスポーツにおいても同じだと思っています。スポーツであるか文化での違いであって、確認方法というのは、多分ルールを決めれば、それにしたがって対応できるのかなと思っております。例えばですけど、スポーツの団体で、その中に町民の方がいらっしゃって、町民の方が受けつければ、それはちょっと普通の町内の料金としてみるとかですね、そこは決めの話ですので、そこさえ決めてしまえば、混乱は生じないものと理解をしているところです。

次に、経済情勢の変化という視点から検証します。現在、公共施設の維持管理に係る経費には消費税 10 パーセントが含まれていると思います。一方で、使用料の算定は、消費税３パーセントのままと伺っております。そこで担当課にお尋ねします。現行料金は、平成元年の消費税３パーセント時代から 30 年以上据え置かれていますが、物価高騰や維持管理コストとの乖離を数字として客観的に検証されていますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　現在のスポーツ施設の使用料につきましては、議員おっしゃいますとおり 30 年以上にわたりまして、据置きの状況となっております。この間、物価やエネルギーコスト、人件費等大きく変動しまして、維持管理に要する経費も増加してきているところは事実であります。必要な予算を計上して、施設運営を行ってきておりますが、このような状況を数字として、客観的に検証は行ってはいないところです。

○５番（椎葉弘樹君）　当時が消費税３パーセントを加味して、料金設定がされておりますので、当然その消費税が本当にいるかどうかも含めて、今の消費税に合わせなくちゃいけないのかも含めて検討が必要だと思っております。やはり 30 年以上据え置いてきたっていうことは、1 つの本町の課題ではないでしょうか。また受益者負担の観点から、町内と町外の使用料が同額のまま町の一般財源で補填し続ける現状は、適切な徴収といえるのでしょうか。例えば、スポーツ施設においても、町の一般財源を活用して、維持管理されていますので、町内の方には少しは恩恵があって、町外の方には少し割高にというような料金設定等も考えられると思います。そこで担当課にお尋ねしますが、公共施設の使用料を 30 年以上据置き、町外者を同額としている現状をどのように認識されて

いますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　これまで本町におきましては、町民の負担軽減やスポーツ振興、広域的な交流促進を重視しまして、利用しやすい料金設定を維持してきた経緯がございます。一方でこの間、消費税率の引き上げや物価、エネルギー価格の上昇、それから施設の老朽化に伴います維持管理費の増加など、経済環境は大きく変化していることは認識しております。30 年以上を据置きで改定を行ってきていないことは、住民負担の増加を避ける観点から長年据え置いてきた経緯がございます。また、料金を引き上げ、利用者、利用団体の活動縮小への影響も懸念しまして、利用促進を優先してきたところではあります。また、町外利用者の使用料を同額としている理由は、先ほど答弁しましたとおりであり、現状、利用しやすい設定であると認識しております。

○５番（椎葉弘樹君）　これまでの質疑、これ前回、以前の話なんですが、令和６年９月には、前課長からＩＣＴ活用と併せて、料金改定を検討したいというご答弁が前向きな答弁がありました。令和７年９月の一般質問でも、教育長のほうから消費税の段階的引き上げや経済情勢の変化を考慮し、料金改定の必要性を検討したい。との力強い答弁をいただいております。前の要旨でお伝えしました。長洲町の予約システムでは、町内と町外の使用料が明確に区分けされています。そこで教育長にお尋ねします。

公共施設の使用料改定について、明確な算定ルールを構築し、具体的な検討を開始する考えはありますでしょうか。

○教育長（栃原秀明君）　議員のご指摘のとおり、先般の９月の議会でもそういう答弁をさせていただいたというふうに私も認識をしております。公共施設の使用料改定につきましては、施設の維持管理コストの上昇等を踏まえますと、一定の整理が必要であるというふうに認識をしております。その際には、その算定根拠を明確にしたルールづくりが重要であるというふうに考えます。しかし、改定には、使用者の施設を利用していただく方々への影響も大きいというふうに思いますので、経済状況や近隣の自治体の動向、それから利用実態などを総合的に勘案しながら、進めるべき課題であると思っております。今後、近隣自治体、或いは県内等の算定基準等も調査をし、本町としての基本的な算定ルールの整理について、検討を開始する考えでございます。本町にあります、社会教育委員会等にもしっかりご相談をしながら、今後対応していきたいと考えております。

○５番（椎葉弘樹君）　この使用料の改定については、例えば見直しが、実施された場合には当然住民全体に周知をしていく必要があると思っております。その際にはですね、ぜひ、先ほどのホームページでの掲載だったり、或いは、前回私が一般質問しました、暮らしの便利帳、この辺りも活用しながらですね、ぜひ住民に広く周知していただきたいと思います。ホームページだけだと、高齢者の方々が、ホームページを見れない方々

が、ちょっと置去りになってしまいますので、ぜひそれを周知する方法についても検討をしていただきたいと思います。また、本件は予算編成や事業計画にも関わる、町の行財政において極めて重要な検討事項だと認識しております。そのため、一定の方向性については、できるだけ早い段階で、これについても議会に示していただく必要があると考えております。そこで、最後の質問ですが、公共施設の使用料について、いつ頃までに整理される予定か、現時点での考えをお示しいただきたいと思います。教育長の方にまずお願いします。

○教育長（栃原秀明君）　速やかにとお答えしたいところではございますけれども、それぞれ関係団体等とも相談をしながらというふうに思いますので、なるべく早い段階に関係者の方々にもお集まりをいただいて、ご意見をしっかり聞きながら、対応を進めていきたいというふうに思っております。

○５番（椎葉弘樹君）　この件は行財政運営にも関わることですので町長にも同じ質問なんですが、やはりこの使用料などについては、予算とかにも絡んでまいりますし、あと町外の方への利用料も含まれることから、年度ごとの、やっぱりもし改定する場合は、その年度ごとでの対応ということが一番理想なのかなと思っております。そういった意味では、令和８年度中に検討されて令和９年に、例えばですね、令和９年度から料金改定とかですね、その節目節目での対応が必要になってくると思っておりますが、町長今までの議論を聞かれてきて、どのように考えておられますか。

○町長（長谷和人君）　開始時期とはちょっと別な言い方をさせていただくところでございますけど、現在、国際情勢、イラン情勢において、非常に動乱が起きているというふうなことでございまして、インフレが止まらない状況になっているんではなかろうかというふうに思っております。その時期に、公共料金の見直し、公共料金と言いますか、体育館使用料等のですね、見直しを今ここで行う必要があるのかどうか、ちょっとそこも今椎葉議員の質問を受けながらですね、考えたところでございます。例えば、令和８年から検討して令和９年とかっていうなお話もございましたけども、そこら辺の状況をですね、よくよく鑑みながら、最終的には利用者の皆様方に影響することでございます。これは多分町外というふうなお話もあっておりますけども、町内もやっぱり、その中に一緒に検討すべきところがあるんではなかろうかと、そんなことも思います。これするからということではございませんので、影響はやっぱり町内町外にあるんではなかろうかというふうに思っております。体育施設だけのお話だけではなくて、例えばまんが図書館なんかはですね、議員の皆様方のご意見がございまして無料にしております。これも本当にそのままでいいのかどうか、こういうのもちょっと全部含める必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、時期は別にいたしまして、さらに検討する必要があるのかなというふうに思ったところでございます。以上でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　町長はその時期については明確に答えられなかったわけですが、栃原教育長におかれましては速やかに検討したいということでしたので、私はこれは速やかにまずは検討していただく必要があるのかなと思っております。また町長のちょっと、お言葉を返すようですが、現在本町は、平成元年、消費税３パーセントの時に算定した料金になっているっていうことの事実はしっかりと受けとめていただきたいと思います。そして、町が納税事業者であるとすれば、経費が 10 パーセントで使用料が３パーセント、このかえりもありますので、そこも含めて、これは速やかに検討すべき課題だと認識しております。町長この消費税の考え方については、当時３パーセントで検討した料金で今まできているということについてはどのように考えておられますか。

○町長（長谷和人君）　申し訳ございません。先ほど栃原教育長、速やかにっていう言葉を、すぐにやるということではないように私は聞いた、後からちょっとまた、速やかに検討ということで、実行するとかという意味での速やかにというのは違いますんで、ちょっとそこら辺は違う意見だというふうに思うことで、ちょっと言わせていただきたいと思います。

それから消費税３パーセント、これから約 30 年間見直しが行われてない、これはもう事実でございますので、その点は考慮すべきかなというふうに思っております。それから加えまして、先ほどとまた同じになるかもしれませんが、今なぜそのインフレ時代におりながら、例えば先ほど８年のやつを９年までに結論を得るべきなのか、そんなことも思いますので、ここはやっぱり慎重に対応させていただきたいというふうな思いでございます。以上でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　慎重にということは良いんですが、私は速やかに検討していただきたいという答弁に対して共感を持っております。実行を速やかにせろという話は一言も言っておりませんので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。そしてまた消費税３パーセントの時代の計算で今の使用料が成り立っておりますので、これが本当に妥当なのか、これ監査が入ると本当は厳しいんじゃないでしょうか。だから私は、速やかに検討したほうが良いですよっていうことで、教育長の答弁には同意しているところです。ですから検討はですね、速やかにすべきだと思うんですが、町長は何でそこで速やかに対応しようとしないのかが不思議でなりません。

町長もう一度聞きますが、これ消費税３パーセントですよ。30 年以上据え置かれている使用料ですよ。もう見直しの時期に来ているんじゃないですか、もういい加減にですね。首を傾げられていますが、これ速やかな検討必要だと思うんですが、町長その考えはないんでしょうか。

○町長（長谷和人君）　消費税につきましては、当然３パーセントから 30 年これは事実でございます。しかし、それの今 10 パーセントでございますんで、それをもってですね、

即座にその使用料の値上げっていうのは私はどうかなと思っています。私はですよ。今なぜこのインフレ時代によってですね、その見直しを今やるべきなのか、やらなくてはいけないのか、それも私は思っています。ただ検討するというのは、私はしても良いと思うんですけども、いわゆる検討した結果、先ほど８年から９年という例示もございましたんで、ここら辺はですね、その状況、世の中の状況を見ながら値上げしてするという意味も私は含まれているということでご理解していただければというふうに思っております。しないとは私は言っておりません。なぜ今の時にやらなくちゃいけないかというのを私は疑問に思っているということでございます。以上でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　私はですね、そのなぜという部分は、もう 30 年以上据え置かれた料金、しかも消費税３パーセント時代に検討したものが、今日に至っているから、速やかにもう検討すべきじゃないですかって言っているだけなんですよ。何でそこをなかなか即答されないのかというのは不思議でなりません。教育長については速やかに検討されると言われましたので、ぜひ教育長については、教育課のほうでは大変ですけども、使用料の検討について、早速取り組んでいただきたいと思います。

結びになりますが、その前に、公共施設の使用料を見直す際やその内容をお知らせする際には、何よりも町民の皆様が安心して利用しやすい仕組み、これが必要だと思っております。例えば、今の現状を維持するためには、やはり町外の利用者には少し割高ではありますが、少しそういう料金設定も必要ではなかろうかなという個人的な意見でございますので、その辺も踏まえてですね、今後ご検討いただきたいと思います。

結びになりますが、今回は、公共施設のＤＸ推進と使用料の適正化について、提案しました。利便性を高め、その対価として適正な負担をお願いする。この考え方こそが町民の理解を得ながら、限られた公共施設を持続可能に運営していくための現実的な道だと考えています。将来世代に過度な負担を残さないためにも、今こそ着実な見直しに取り組んでいただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（金子光喜君）　一つ、公共施設の利便性向上と持続可能な運営について、椎葉議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　議案第 12 号　湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（金子光喜君）　日程第 7、議案第 12 号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 12 号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。湯前町過疎地域持続的発展計画の一部に、事業の追加修正が生じたため、同計画の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　議案第 12 号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について」をご説明いたします。この計画は、令和７年、第 10 回議会定例会において、令和８年度から令和 12 年度までの、湯前町過疎地域持続的発展計画を上程し、ご可決をいただきましたが、その後事業の追加等がありましたので、計画の一部を変更するものでございます。なお事業の追加等を行いました、過疎地域持続的発展計画につきましては、議案説明資料のフォルダー内に格納しておりますので、参考までにご覧いただければなと思っております。

それでは２ページの新旧対照表にてご説明いたします。発展計画では 16 ページとなりますが、３、産業の振興、（３）の計画で、事業内容を、農産物加工施設に整備事業を追加し、対象施設の追加修正を行いました。次に発展計画、21 ページとなりますが、５、交通施設の整備、交通手段の確保において、（２）その対策。公共交通で球磨川鉄道の復旧に、及び利用促進を追加しました。３ページをお開きください。それに伴いまして（３）計画で、事業内容と事業主体をそれぞれ追加しております。

次に、発展計画は 27 ページ、７、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進で、（２）その他対策の中で、利用する施設の整備の追加を行い、４ページになりますが、（３）計画に事業の内容を追加しております。最後に、８、医療の確保、（３）計画の事業内容に南部九州中部地域医療連携協議会負担金を追加しました。

以上簡単でございますが、議案第 12 号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について」の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

起立全員。従って、議案第 12 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第 13 号　工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君）　日程第８、議案第 13 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 13 号、「工事請負契約の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。Ｒ５災補道第 877 号、町道猪倉横谷線災害復旧工事（第２工区）について、契約の金額に変更が生じましたので、地方自治法第 96 条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせますどうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君）　議案第 13 号工事請負契約の変更についてご説明いたします。契約の目的、契約の内容を方法については、変更前と同じです。契約の金額について、変更前の、7,568 万円を、変更後において、614 万 6,515 円増の、8,182 万 6,515 円とするものです。主な変更理由につきましては、大雨などの影響により、道路崩落箇所の状況が変わり、主な工種であります軽量盛り土工の施工面積。施工断面積が増となったことなどによるものです。契約の相手方については、変更前と同じです。2 ページに仮契約書を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 13 号「工事請負契約の変更について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 13 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　議案第 14 号　湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君）　日程第 9、議案第 14 号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 14 号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。令和６年３月議会の改正時に、条ずれの改正漏れがあることから、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させますどうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君）　２ページをご覧ください。このたびの改正は、令和６年３月議会定例会において、熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行いました際に、条ずれの改正を行ったのですが、その際に、本文内に含まれます引用箇所の改正ができておりませんでしたので、この度その箇所を改正するものです。条例の中身の改正ではございません。

３ページの新旧対照表をご覧ください。令和６年の改正では、第 15 条と第 24 条の２つの条が新設されたことによる条ずれでございました。ですので、本文の引用箇所の条を現行の条に改正いたします。具体的には、上から４行目の下線が引いてございます、右側改正前、第 24 条は、左側改正後の第 26 条に改正いたします。

４ページをご覧ください。１行目をご覧いただきますと、改正前が第 26 条第１項、改正後は、第 28 条第１項と改正します。なおこれ以降も同様の改正でございますので、これ以降の説明を割愛させていただきたいと思います。

２ページにお戻りください。附則としてこの条例は公布の日から施行となります。以上で説明を終わりますが、この度は改正漏れの対応ということで、議員の皆様には重ねてご審議を賜りましたこと、心よりお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 14 条「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って議案第 14 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 10　議案第 15 号　湯前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君）　日程第 10、議案第 15 号、「昼前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 15 号、「湯前町公益的法人等への職員の派遣等に関する

条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明申し上げます。

湯前町公益的法人等への職員の派遣について、人材や担い手の不足が想定されることから、任期の定めのある職員や専門的な知見を有する職員等を、公益的法人等へ派遣できるように改正し、人材確保を図るために、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせますどうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君）　この度の条例改正の目的は、ただいま町長も申されました通り、広域的法人等への職員の派遣について、人材不足や、専門的な人材の派遣による担い手の育成を目的に、任期付職員や会計年度任用職員を派遣できるように、条例を、の改正を行うものでございます。

法では、条例中に派遣できない職員を条例中に定めることができるとされていることから、派遣できない職員のうち、派遣できる職員を除く、改正を行うものでございます。また、職員の名称等が最近変更になったり、新たな呼び名の職員が追加になったりしておりますので、派遣可能な職員を明確にするため、改正を行うものでございます。

３ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となります。上から３行目。法第２条第１項に、規定する条例で定める職員は、とありますが、これは派遣できない職員ということでございます。改正後の、（１）、（２）の下線が引いてある、最後のところに、除く。という言葉がございます。よって、括弧内の記載の職員は、派遣できない職員から除く。端的に申し上げますと、派遣してよい職員という意味でございます。わかりづらい表現になっておりますが、できない職員から除く＝派遣できる職員ということでございます。

具体的には、（１）では、まず短時間再任用職員。次に、暫定再任用職員。次に、任期付職員で、高度の専門的な知識経験またはすぐれた見識を有するもの。次に、一定の期間限定採用の職員。または一定期間内の業務量が増加するため、採用した職員、次に、短時間勤務職員が派遣可能となります。条例の番号等書いてありますが、実際にはこの職員が派遣可能ということでございます。

次に（２）では、会計年度任用職員が派遣可能となります。附則として、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。

○５番（椎葉弘樹君）　今回の改定は、高度な知見を持つ人材を町の外郭団体へ、公益的な団体へ派遣できる法的な道を新たに設けられたという認識でおります。その上で、確認しますが、これは改めての確認になります。本町において、公益的な法人というのはどことどこが該当しますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　まず農業公社があると思います。次に、ゆのまえ湯楽里。あと社会福祉協議会、あ、失礼しました。今想定してるところは、この３つでございま

す。

○５番（椎葉弘樹君）　例えばシルバー人材センター、観光物産協会、プレカット、この辺りについてはいかがなもんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　専門的な知識をどこまで求められるかというところの、括りもあろうかと思いますので、具体的には１つ１つ中身を検討しなければならないと思います。またプレカット等出資比率が 50%切っておりますので、そういったところの扱い等も、細かく、１つ１つ確認しなければならないと思います。

すいません、ここで具体的には回答できませんが、申し訳ございません。

○５番（椎葉弘樹君）　あと（２）の第２号なんですけど、この条文だけ見ますと、会計年度任用職員を除くということで、会計年度任用職員さんは、派遣できるのかなあと。いうふうにとらえることができます。ただ、先ほどあったのは、高度な知見を持つ人材ということで、果たして会計年度任用職員が含まれるのか、そこはちょっと疑問なんですが、これについてはどのようなお考えでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　これ様々な雇用形態がございまして、会計年度任用職員さんとして、雇用する場合もありますので、その人その人によって、またそういった高度な仕事を求めるのに、採用した人が会計年度任用職員さんとして採用する場合もございますので、その可能性を、省かないというところでございますので、現在おられる方を、そのように派遣するとかということではまた、ございませんのでこれも個別個別に。誰でもかれでもを派遣できるということではないという認識でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　私はこの会計年度任用職員さんを単純に除くというよりも、国の上位法では、会計年度任用職員さんは、派遣が禁止されてるっていうその規定があるので、上位法で、禁止しているから、この町の重複している条文は除くのかなあと思ったもんですから、これはもう、上位法では会計年度任用職員さんはやはり、禁止されているけども、この条例で、許容するという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　議員お見込みの通りでございます。条例で定めることができるとされておりますので、そこでの運用でございます。

○５番（椎葉弘樹君）一応ですね国で会計年度任用職員さんは派遣できないというふうな上位法があると私は思ってまして、その上位法を、はもう条例の方が強いんでしょうかね。やっぱり。

○総務課長（西村洋一君）　はい。結構法律ではこういったやつが、相反する法律があって、法律では条例で定めることができる。もともとの臨時的な職員さんはだめだというようなところでそっから会計年度さんというところが、記載があると思うんですが、そこの整理を行って市町村課とかも確認した上でこの条例は制定しておりますので、大丈夫だと判断しております。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　これから議案第 15 号、「湯前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立多数。従って議案第 15 号は、原案の通り可決されました。ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後２時５８分

再開　午後３時０７分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 11　議案第 16 号　特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

日程第 11、議案第 16 号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 16 号、「特別特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

球磨郡医師会による各種報酬及び日当の改正、並びに消防団員の組織改革並びに農業委員会、農地利用最適化推進委員の報酬見直しを実施し、報酬等を改定するために、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させますどうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（西村洋一君）　それでは具体的な改正内容につきましてご説明をいたします。５ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、球磨郡医師会関係です。表の真ん中ほど、町医、保育所医、それと健診医、予防接種医、これがそれぞれ日額１万 6,320 円から１万 7,950 円に改正となります。

次に、学校医の小学校内科医が、年額 25 万 920 円から、27 万 6,010 円に改正となります。

次に、学校医の小学校内科医以外と中学校内科医及び内科医以外が、それぞれ年額、22万。3,380円から、24万5,710円に改正となります。６ページをお願いします。中頃に、健康管理医が年額4万1,870円から、4万6,050円に、７ページをお願いいたします。医師の職務従事日当が、6,120円から6,730円に、また、看護師の職務従事日当を3,060円から、3,360円に改めるものです。

次に消防団関係です。６ページにお戻りください。下の方、新たに追加するものです。勤続年数10年以上15年未満の団員の年額報酬に加え、5,000円を上乗せします。同様に、勤続年数15年以上20年未満の団員、１万円。勤続年数。20年以上25年未満の団員、１万5,000円。７ページをお願いいたします。勤続年数25年以上30年未満の団員、２万円。勤続年数30年以上の団員の年額報酬に加えて、３万円をそれぞれ、上乗せするよう改めるものです。

以上が令和８年４月１日施行分でございます。次に８ページをご覧ください。

これからは、農業委員会農地利用最適化推進委員関係になりますが、任期が令和８年７月19日まででございますので、この表は、令和８年７月20日施行分となります。ページの一番下、農地利用最適化推進委員の年額報酬を、24万2,000円から、28万1,000円に改めるものです。２ページにお戻りください。附則として、この条例は、球磨郡医師会関係、消防団関係が令和８年４月１日から。ただし書き部分、農業委員会、農地利用最適化推進委員関係分が、令和８年７月20日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。吉田議員。

○２番（吉田精二君）　農地利用最適化推進委員の増額の件なんですけども。農地利用最適化推進委員さんが制度ができた段階のときに、この報酬額決まったんですけども、その時の議会に対する答弁としまして、農業委員さんと推進員さんの職責の違いから、これだけの差をつけた。今後、最適化推進委員さんの活動状況を見て、見直しをしていきたいというふうな答弁だったと思います。私がしたんですけども。それから実際３期過ぎているわけですけども、なぜ今になったのかというふうな部分。それから、現在、最低化推進委員さんと農業議員さんの業務量がほぼ同格というふうなことで踏み切られたと思いますけれども、それがなぜ今になったのかというようなことで説明をお願いしたいと思います。

○農林振興課長（浅田　徹君）　この件につきましては、さきの２月25日の議会全員協議会でちょっとお示ししたところでございますけども、湯前の農業委員会としましては長年の課題であったものを、今回改選の時期となりましたので、郡市の町村と合わせようという発想から、いわゆる任期更新の機会ととらえた、改正となります。

○２番（吉田精二君）　もうそあれから３期ほど、経っておりますがねこの制度ができてからですね。なぜ今になったのかというふうな部分を、もう少し説明お願いします。

○農林振興課長（浅田　徹君）　この件について先ほど農業委員会の中で長年の課題だったということだったんですけども、会長の考えですね、これ会長変わられておりますので、今の現会長が、もうこの機会だから変えようというところで、なかなか改定できてなかったものが、今回を機会ととらえたという、先ほどの答弁と重複いたします。以上です。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 16 号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を、採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 16 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 12　議案第 17 号　特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君）　日程第 12、議案第 17 号、「湯前町消防団員の定年、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 17 号、「湯前町消防団員の定年、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。機能別消防団員の退職報償金の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（西村洋一君）　２ページをご覧ください。このたびの改正は、機能別消防団員には、退職報償金を支給しない。と改めるものです。消防団の幹部会で様々な角度から協議がなされましたが、郡市内のほとんどの消防団で支給していないということなどの理由に、このたびの改正となりました。ただし、これまで掛け金は納入しておりますので、令和 8 年 3 月 31 日付けで、形上、一旦退職扱いとし、在職年数により退職報償金をお支払いいたします。また、団長の求めにより出動した際には、一般団員と同じく

出動報酬と費用弁償をお支払いいたします。附則として、この条例は令和８年４月１日から施行するものです。以上で説明を終わりますよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 17 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 13　議案第 18 号　湯前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（金子光喜君）　日程第 13、議案第 18 号、「湯前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を、議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 18 号、「湯前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。子供子育て支援法の一部改正に伴い、給付の対象となる特定乳児等通園支援事業として確認するための基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　議案第 18 号、「湯前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明いたします。今回の条例制定につきましては、先の 12 月議会定例会にて可決いただきました、「湯前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に関連する条例制定となります。

まず、今回の条例制定の根拠等についてご説明いたします。子供子育て支援法の一部を改正する法律により、生後６ヶ月から満３歳未満で、保育所等に通っていない子供を育てる家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度が導入されております。本町でも、令和８年４月１日から、本事業を実施するために、設備運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、12 月議会定例会においては、利用対象者、利用の認定、利用時間、利用料、利用方法、場所等の認可に関する条例制定に

ついて可決いただいたところです。その条例に基づきまして、令和８年度から新たな給付事業を提供する乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可設置基準を満たすことを前提とし、子供子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことになっております。この基準を満たしていることの確認を、市町村が、国が定める基準、従うべき基準、または参酌すべき基準等により、行うこととされておりますため、今回本町の基準を条例で定めるものです。また、本条例で定める乳児等通園支援事業者とは、事業実施を希望する町内の保育園、こども園が対象となります。

次に、本条例で定める主な事項につきましてご説明いたします。２ページをご覧ください。本条例は、目次、第１章から第３章によるもので、全 33 条立てとなります。第１章に基本的事項を定めております。第１章の条例趣旨は、先ほどご説明した内容となります。第２条に特定乳児等通園支援事業者の一般原則を定めており、特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、子供の保護者の経済的負担軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通院事業支援事業の提供を行うことにより、すべての子供が健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目指すことをうたっております。２ページから３ページの、同条第２項から第４項までに、一般原則を目指すための具体的な内容及び水準の詳細事項を定めております。３ページから最終 15 ページにかけましては、主な概要のみご説明をいたします。第２章の第三条から第 32 条には、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準についてを定めております。３ページの第１節、３条には、利用定員に関する基準。３ページから 13 ページにかけての第２節､第４条から第 32 条にかけましては､運営に関する基準の詳細事項を定めています。運営に関する基準では、第４条から第 11 条に、主に特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けた子供及びその保護者の心身の状況や、養育環境の把握や、申請に係る援助、保育施設等との連携、当該支援を提供した記録の整理などに努めることをうたっております。５ページから６ページの第 2、第 12 条、第 13 条には、支払い方法等に関して、７ページから８ページにかけましては、第 14 条、第 15 条には、支援方針、評価等について、第 16 条から第 18 条には、相談及び援助、緊急時の対応、町への通知に関する事項を定めております。８ページから 13 ページ上段にかけまして、第 19 条から第 32 条につきましては、第 19 条の運営規定。第 20 条の勤務体制の確保等、第 21 条の利用定員の遵守や、第 22 条以降には児童虐待等の禁止、秘密保持等、事業所の職員及び管理者が日々の当該支援事業の提供に関して、遵守すべき詳細事項等を定めております。最終 15 ページ、附則におきまして、施行日を令和 8 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。椎葉議員。

○５番（椎葉弘樹君）　今回、本事業の最大の懸念点は、やはり事故対応であります。普段、集団生活に慣れていない乳児、こういう方々を預かるわけですので、見知らぬ環境で強いストレスなども想定されます。不慮の事故やＳＩＤＳ、例えば乳幼児突然死症候群等のリスクもあると考えています。第30条あたりを見ますと、その事故に対する規定が書いてありまして、いろんな整備事項とか方針指針を定めるとかあります。このチェックについては行政が責任を持って行う考えでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　椎葉議員のお見込みの通り、今回の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、先ほどご説明しました通り、この、先ほど懸念される各事故、詳細事項につきまして市町村が確認を行うこととされておりますので、そのために、町の基準として、この条例を制定するものでございます。

町で、その確認を行うところでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　施行日が一応４月１日となっておりますので、残された３月期間中にはしなくちゃいけないと思うんですけど、対応というのはもう準備ができているんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　令和８年の４月１日施行に向けまして、各種準備の方を、12月の定例会の条例制定より進めておるところでございます。ただいま、12月の条例制定につきましては、この事業を行うための認可の、設備基準等についてを定めたところでございます。

ただいま申し上げました条例の制定につきましてはさらにその町の方で、確認を行うための運営基準を定める条例ということで、進めております。さらに、この認可の変更等につきまして当町で設置しております子ども子育て協議会、こちらの方に、お諮りする必要もございましたので、こちら３月４日の日に会議の方も開催しまして、そこで承認を経まして、あと、これを実施希望する町内の両園の方、希望する園の方からの認可届けの方を、今後、県の方に、町の方から提出をしまして、県の認可を経た上で、4月1日からの実施開始ということで、今、スケジュールの方進めております。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第18号、「湯前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 18 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 14　議案第 19 号　湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君）　日程第 14、議案第 19 号、「湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 19 号、「湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明申し上げます。障害者基本法の一部改正に伴い、湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　議案第 19 号、「湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

３ページの新旧対照表をご覧ください。まず、障害者基本法の一部改正に伴いまして、本町条例で上位法を引用しております箇所の改正となります。条例第１条中の改正前の下線部分。２行目と４行目、２ヶ所の、第 26 条を改正後の第 36 条に改めるものです。

次に、４ページをご覧ください。第３条第２項中、改正前の下線部分、任命を、改正後の、委嘱に改めるものです。本改正につきましては、任命と委嘱は、地方公務員上の任用であることには変わりございませんが、本協議会の司る事務につきましては、主に調査審議であり、これを外部の有識者や、住民に依頼する際、敬意を表して使用する意味合いとしましても、現行の事例よりも、委任がより適当と考えますので、今回あわせて改正させていただくものとなっております。

附則におきまして、施行日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 19 号、「湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 19 号は原案の通り可決されました。

日程第15　議案第20号　湯前町障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君）　日程第15、議案第20号、「湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第20号、「湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明申し上げます。令和７年度税制改正による給与所得控除の引き上げを踏まえた、介護保険法施行令の改正に伴い、令和８年度の保険料の算定に関する特例を定めるために、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　議案第20号、「湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。今回の改正は、令和７年度税制改正による、給与所得控除の引き上げを踏まえた介護保険法施行令の改正に伴い、令和８年度の保険料算定に関する特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、令和８年度の保険料算定において、令和７年度税制改正に伴いまして、令和７年度課税の人が、令８年度非課税となることが想定されております。その影響による保険料の収入不足を防ぐため、算定上で、令和７年度税制改正を遮断することで、就労調整した人が、非課税から課税判定になってしまう可能性が生じますため、その救済措置措置としまして、前年度非課税者で課税になった人に関しては、非課税枠のままで、保険料を減免するというものでございます。この特例減免について、附則で追加するものです。

２ページの別記をご覧ください。湯前町介護保険条例、平成12年湯前町条例第21号の一部改正です。附則に次の一条を加える。令和８年度の保険料に係る減免の特例について、第８条第１項に、町長は、第17条の規定にかかわらず、令和７年度分の市町村民税が課せられていないものであった第１号被保険者、またはその属する世帯の世帯主、及び、すべての世帯について、令附則第25条の規定により、令和８年度分の本町の町民税が課せられているものとみなされたものの、状況を勘案して、必要があると認めるときは、当該者に係る令和８年度分の保険料に限り、この一部を減免することができる。同条第２項に、町長は、第17条第２項の規定にかかわらず、前項の規定による減免を申請によらず行うことができる。以上の改正となります。

また、附則において、施行日を令和８年４月１日としております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、「議案第20号、湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って議案第20号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第16　議案第21号　一般会計補正予算（第14号）について

○議長（金子光喜君）　日程第16、議案第21号、「令和７年度湯前町一般会計補正予算（第14号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第21号「令和７年度湯前町一般会計補正予算両（第14号）」の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,020万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億3,501万円とするものです。主な補正につきましては、年度末であり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。あわせまして、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正も行うものでございます。詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（金子光喜君）　これから説明をいただきますが、時間が４時を過ぎる可能性がございます。終わるまで議事を進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○総務課長（西村洋一君）　令和７年度も年度末を迎えまして、多くの事業が完了または完了の目途が立っているところでございます。よって今回の補正につきましては、入札残や事業費の確定に伴います減額。それと、年度末までの必要経費の見込み額を想定して、減額または増額となります。よって補正の箇所はかなり多くございますが、そのほとんどがただいま申し述べた理由でございますので、説明は増額分を中心に行いたいと思います。減額分につきましては、説明が必要なもののみ行いたいと思います。

事項別明細書の歳出30ページをご覧ください。款１議会費、節４共済費、１万8,000円は、市町村共済組合負担金でして、熊本県人事委員会勧告に伴いまして、本町職員の給料も12月に引き上げた関係で、３月の随時改定時に、共済費が増額となる職員がおりますので、その分を追加計上いたしました。なおこの共済費の増額は、この後出て参ります、すべての款でも同じ理由でございますので以降の説明は省略いたします。

節 17 備品購入費。マイナス 58 万 2,000 円は、議場様。椅子購入の入札残となります。管理総務費項 1 総務管理費費目 1 一般管理費、節 10 需用費マイナス 100 万円は、消耗品費でして、電子決済の導入や、全職員にタブレットを整備させていただきましたことにより、各種資料の印刷枚数が減少し、コピー用紙代、トナー代など、更正減額いたしました。ペーパーレスの取り組みが、効果が現れたというところで、大変安堵しているところでございます。

31 ページをお願いいたします。目３財政管理費、節 24 積立金として、総額で１億 5,788 万 5,000 円を、増額計上いたしました。一番上、財政調整基金積立金、5,332 万 6,000 円は、この度の補正予算において生じた剰余金を、令和８年度以降の、必要経費として積み立てるものでございます。２段目、減債基金積立金 524 万 4,000 円は、令和７年度の普通交付税再算定により創設された、臨時財政対策債償還基準費に係る基金への積み立ての増額分を計上いたしました。５段目。ふるさと応援基金積立金。マイナス 334 万円は、ふるさと納税からかかった経費を差し引いた額を積み立てているものですが、令和７年度は、寄付額が当初の予定額を下回ることを見込み、更正減額いたしました。なお、ふるさと納税関係につきましては、以降出て参ります経費もすべて更正減額いたしました。６段目。湯前町情報通信関連事業整備基金積立金 1 億 23 万円は、今後予定しております、地デジ難視聴世帯解消事業及び光ケーブルの撤去など、多額な費用が見込まれることから、このたびの補正予算において生じた剰余金を積み立てるものです。下から２段目。熊本地震復興基金積立金 113 万 8,000 円は、熊本県から追加交付がありましたので増額計上しました。その他、ここに記載してます各基金について、利息見込み額をそれぞれ増額計上いたしました。

目５財産管理費節 1 報酬 2 万 2,000 円は、町長運転士の諸所定労働時間を超えた分の報酬となります。

節 11 役務費、32 ページをお願いいたします。ドローン保険料マイナス 23 万 2,000 円は、令和７年度に保険料の大幅改定がありまして、７倍近い 150 万円程度まで値上げとなることが判明しましたので、保険の更新は行わないと判断し、事故による対外的な賠償は既存の総合賠償保険で、また、自損の修理代は一般財源で対応することといたしました。

節 12 委託料の３段目、庁舎トイレ及び多目的トイレ。整備工事設計業務委託料は、入札残 130 万 9,000 円を更正減額いたしました。

節 15、原材料費マイナス 80 万円は、里道維持補修用原材料費でして、令和７年度は、要望がございませんでしたので、皆減といたしました。

節 26 公課費 8,000 円は、次、自動車重量税でして、貨物車の車検において 13 年後への割り増し分を計上しておりませんでしたので、増額計上いたしました。

目６公有林管理費、節 12 委託料、２段目のＪＴの森、マイナス 177 万円は、予定していた間伐地の災害復旧がうまく進まず、新たに代替地を、選定し、間伐を実施しましたが、授業料が減少したものでございます。３段目、ダイダンの森造成事業委託料マイナス 220 万円は、当初予定していました防護柵の延長が、既設の防護柵を活用しての設置となったため、防護柵延長が減少となったものです。

目８防災諸費、33 ページをお願いいたします。節 12 委託料の１段目、Ｊアラート受信機更新業務委託料、マイナス 119 万 6,000 円は、委託先の料金改定がございまして、より安価で契約できましたので、更正減額いたしました。

節 14 工事請負費、上段の指定避難所空調整備工事、マイナス 252 万円は、中学校体育館空調工事の入札残でございます。下段の防災拠点等整備工事、マイナス 300 万円は、当初、洋会議室を防災対策費として、ＯＡフロア工事を実施する予定でありましたが、大規模災害の際には、国、県自衛隊、消防などから、多くのスタッフの派遣があり、活動スペースが確保できないということが明らかになってくることから、新たに整備しますので、この洋会議室のＯＡフロア工事を中止したことによるものです。また、庁舎トイレの不具合により使用できないケースが頻発しておりまして、改修の必要が生じたことと多目的トイレがありませんでしたので、新たに整備する必要が生じたことにより、庁舎中庭に災害対策室と庁舎用トイレを新たに整備することになりましたので、このＯＡフロアの工事を中止して、令和８年度を、防災対策室とトイレを整備するものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金マイナス 100 万円は、自主防災組織活動補助金でして、申請のない地区がございましたので、その分を更正減額いたしました。なお、申請していない地区は、全く活動していないというわけではございませんで、この補助金を活用した活動がなかったということでございます。

目９企画調整費は、地域おこし協力隊の記述があるものは、隊員の募集に応募がなかったため、それぞれ減額いたしました。

節 10 需用費、34 ページをお願いいたします。光熱水費１万 8,000 円は、お試し住宅分でして、利用が増えたことにより増額計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金、上から４段目。くま川鉄道経営安定化補助金 414 万 70,00 円は、くま川鉄道に対する施設整備に関する、補助金の増額となります。その他は、補助金等の確定により減額いたしました。

35 ページをお願いいたします。目 11 電算情報管理費、、節 11 役務費の上段、電子会議等通信費マイナス 36 万 5,000 円は、新しいタブレット導入が想定より早くなったことにより、古いタブレットの通信費、３ヶ月分が不要となり更正減額いたしました。節 13 使用料及び賃借料の上段、マイナス 41 万 5,000 円は、職員向けのパソコンリース料です

が、想定の職員数に届きませんでしたので、更正減額いたしました。目 12 諸費、マイナス 649 万 2,000 円は、地上デジタルテレビ難視聴世帯解消事業に伴う経費でして、実績に伴い、更正減額いたしました。なお、一部手続きが終了していない世帯もございますが、対象世帯の対応はすべて終了し、各 5 世帯の方向性は定まったところでございます。

目 13 定額減税に係る、調整給付事業費、節 18 負担金補助及び交付金。マイナス 402 万円は、定額減税補足給付金（不足額給付金）でして、事業終了に伴い、不用額を減額いたしました。

36 ページをご覧ください。項３戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料の３段目。住民基本台帳システム改修業務委託料 67 万円と、４段目、戸籍付票システム回収業務委託料 266 万 2,000 円は、いずれも戸籍の付票システムに旧氏及び旧氏の、ふりがなを記載するためのシステム改修と、インターフェイス切り換え作業を委託するため新たに計上いたしました。なお、財源は国の社会保障税番号制度システム整備費補助金で全額補助されます。

節 13 使用料及び賃借料、37 ページをご覧ください。下の段、ガバメントクラウド利用料、マイナス 490 万円は、当初予算を１年分計上しておりましたが、利用開始が遅れたため更正減額いたしました。

飛びまして 39 ページお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節 11 役務費 7,000 円は、主治医意見書作成手数料が年度末まで不足が見込まれるため増額計上いたしました。

節 19 扶助費、3 段目、高齢者移動支援助成金マイナス 100 万円は、福祉タクシーの利用実績により更正減額いたしました。40 ページをご覧ください。目２老人福祉費、節 27 繰出金、下の段。介護保険特別会計繰出金、両括弧、社会保障財源化分。540 万円は、国による社会保障税一体改革において、国から交付された。地方消費税交付金のうち、社会保障財源分を介護保険事業に充当するため、特別会計に繰り出すものです。また上の段の介護保険特別会計繰出金、マイナス 863 万 2,000 円は、先ほどご説明いたしました、社会保障財源化分 540 万円を含め、事務費等の不用見込み額を合わせて減額しています。

目５後期高齢化医療費、節 12 委託料９万円は健康診査委託料が年度末まで不足が見込まれることから、増額計上いたしました。

節 27 繰出金、２段目。後期高齢者医療保険特別会計繰出金マイナス 240 万 6,000 円は、事務費等の不用見込み額を減額しています。

41 ページをお願いします。項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節 18 負担金補助及び交付金、１段目の放課後児童健全育成事業補助金マイナス 841 万 2,000 円と、３段目放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金マイナス 155 万 5,000 円。また下から２段目。

放課後児童クラブ支援事業補助金、マイナス 188 万 6,000 円は、慈光学童クラブが、２つの支援から１つの支援となったため、大幅に減額となりました。

目２児童措置費、節 18 負担金補助及び交付金、１段目、湯前保育園運営費 466 万 7,000 円。２段目。広域入所運営費負担金 250 万 7,000 円は、公定価格の上昇と想定していた人数より、入所児童が増えたことにより増額となりました。３段目慈光こども園運営費のマイナス 433 万 9,000 円は、逆に、入所児童数が想定より少なかったということで更正減額となりました。42 ページをご覧ください。節 19 扶助費マイナス 275 万円は、児童手当が当初の見込みより少なかったため更正減額いたしました。

款４衛生費、広域保健衛生費、目１保健衛生総務費、節 12 委託料１段目。緊急医療対応委託金 182 万 6,000 円は、人吉球磨管内の、休日当番医について、インフルエンザの大流行により、年末年始期間を含む当番医の数を増やしたことにより、増額計上いたしました。

節 19 扶助費、上段、子ども医療費助成金 30 万円は、年度末まで不足が見込まれますので、増額計上いたしました。

目２予防費、節 10 需用費、消耗品費１万 8,000 円は、犬の鑑札の在庫が不足しておりますので、増額計上いたしました。

43 ページをご覧ください。節 12 委託料、マイナス 1,315 万 2,000 円は、各種検診と予防接種の費用ですが、この手の予算は、可能性がある最大の額で組みますので、このように実績により、大きな更正減額となります。特に一番下の予防接種委託料は、新型コロナウイルスを予防接種が一部有料となったことや、流行の沈静化により、接種者が大幅に減となりました。

44 ページをご覧ください。項３上水道費、目２上水道事業費は、財源の更正です。地方創生臨時交付金 396 万 7,000 円を、水道料金、減免事業分として充当したものです。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節１報酬、マイナス 219 万 8,000 円は、最適化推進活動に応じた報酬でして、活動実績により更正減額いたしました。

45 ページをご覧ください。目３農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金マイナス 491 万円は、各種補助金の実績による更正減額です。

46 ページをご覧ください。目４畜産業費、節 18 負担金補助及び交付金、上段の酪農ヘルパー制度補助金 18 万 7,000 円は、複数の酪農家の方がけがをされるなど、利用が増えており、不足が見込まれますので増額計上いたしました。

目５農地費、節 18 負担金補助及び交付金、、上段の、農村地域防災減災事業負担金 110 万円は、県営の蓑谷溜池土砂吐水路の負担金です。工事費の増により負担金が増加しました。下段の段の県営水利施設等保全高度化事業負担金マイナス 663 万 3,000 円は、県営の、上中溝水路改修等工事の負担金で、工事費の減により負担金が減額となりました。

項２林業費目１林業振興費、節 27 積立金 54 万円は、森林環境譲与税。基金積立金でして、森林環境譲与税に予定した事業費から、所有者の希望により事業ができなくなった分を、森林環境譲与税基金に積み立てるものです。

款６商工費、項１商工費、目２商工振興費、節 12 委託料、47 ページをお願いします。下の段、企業誘致促進事業委託料 790 万円は、実際は令和８年度事業となりますが、国の令和７年度補正予算を財源としており、令和８年３月 31 日付けで交付決定となるため、繰り越して事業を実施するものです。企業誘致を促進するため、首都圏での交流イベント、本町への視察ツアーなどを行うものです。なお財源は国の、地域未来交付金、補助率２分の１を充当いたします。

節 14 工事請負費マイナス 877 万 8,000 円は、いずれも入札残による更正減額です。節 18 負担金補助及び交付金、２段目。商工業振興補助金マイナス 605 万 9,000 円は、申請を予定していた２社の事業者が、令和８年度に延期となったため更正減額といたしました。３段目、商工会青年部ＡＲ事業補助金、マイナス 200 万円は、当該事業が県のスタートアップ補助金に採択されましたので、町補助金を減額いたしました。

目３観光費の地域おこし協力隊に関する費用は、応募していた隊員に応募がなかったため減額いたしました。

48 ページをご覧ください。節 11 役務費。上の段広告費、マイナス 1,400 万円は実績により減額いたしました。

節 12 委託料。下段の湯前町観光プロモーション業務委託料 400 万円は、先ほどもご説明いたしました国の令和７年度補正予算分でして、こちらも令和８年度に繰り越して、観光ＰＲのため、ＳＮＳ運営や、インフルエンサー招致を行います。なお財源は国の地域未来交付金、補助率２分の１を充当いたします。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費、49 ページをご覧ください。負担金補助及び交付金、マイナス 191 万円は、いずれも修正がありませんでしたので皆減でございます。

項２道路橋りょう費、目１道路維持費、節 14 工事請負費マイナス 700 万円は、町道舗装修繕工事ですが、国の内示が減額となりましたので、その分の事業費を落として、向上したため更正減額いたしました。

項５住宅費、目１住宅管理費、節 11 役務料２万 7,000 円は、建築確認等手数料でして、熊本建築審査センターの手数料改定が行われましたので、増額計上いたしました。

款８消防費はすべて入札残、実績等により更正減額いたしました。

50 ページをご覧ください。目３消防施設費、節 17 備品購入費マイナス 300 万円は、ＡＥＤの更新を計画し、消防団施設設備費補助金を申請しておりましたが、採択されませんでしたので更正減額いたしました。令和８年度において、改めて電源立地地域対策交

付金を活用して、更新を予定しております。ただしこの交付金は上限が決まっておりますので、上限額を超える５機は令和７年度に単費で更新済みでございます。

なお更新できていない機器は、令和８年１月にバッテリーの交換推奨機期限を迎えておりますので、現在は毎週点検を行っているところでございます。故障を確認した場合は、短期間ではございますが、無償貸与のＡＥＤがございますので、令和８年度の導入まで、この制度の利用を考えております。

51 ページをお願いします。項１教育総務費、目３学校施設整備費、節 12 委託費 106 万円は、小・中学校トイレ改修工事業務管理業務委託料です。当初、補助金が採択されず、心配しておったところですが、追加で採択されることになりましたので、令和７年度の予算に計上し、令和８年度に繰り越して工事を行うために、新たに計上いたしました。

52 ページをご覧ください。項２小学校費、目２教育振興費、節 18 負担金補助及び交付金に 50 万円を計上いたしました。湯前町の子供たちへということで、個人の方から寄付がございましたので、小学校ＰＴＡ活動補助金として支出いたします。

53 ページをご覧ください。項３中学校費、目２教育振興費、節 19 扶助費、1 段目、学用品費補助補助に１万 4,000 円は、特別支援学級生徒の校外活動費を追加計上いたしました。

少し飛んで 56 ページをご覧ください。項５保健体育費、目３給食費、節 10 需用費、２段目修繕料 4 万円は、給食調理場の洗濯、乾燥機の故障による修繕となります。

款 10 災害復旧費、項１農林業用施設災害復旧費、目１林業用施設災害復旧費、節 14 工事請負費マイナス 845 万円は、Ｒ２災　林道宮の谷線３号箇所と牧良線３号箇所、同じく４号箇所の執行見込み額により更正減額いたしました。

57 ページをお願いいたします。項２公共土木施設災害復旧費、目１河川災害復旧費、節 14 工事請負費マイナス 140 万 3,000 円は、Ｒ４災　蓑谷川箇所の執行見込み額により更正減額いたしました。

目２道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費 150 万円は、執行見込み額により、Ｒ４災　町道猪鹿倉横谷線（第３工区）、Ｒ４災　町道蓑谷線、Ｒ５災　町道猪鹿倉横谷線（第１工区）の３工事で 800 万円の減額、また、令和７年度の追加交付に伴い、Ｒ４災　伍八橋とＲ５災　町道猪鹿倉横谷線（第２工区）の２工事で 950 万円の増額となり、差し引き 150 万円の増額となります。なお、財源は国からＲ４災は 95.5 パーセント、Ｒ５災は 66.7 パーセント補助されます。

款 11 公債費、目１元金マイナス 69 万 8,000 円は、当初見込んでいた返済額と実際の返済額の差額となります。目２利子マイナス 76 万 2,000 円は、同じく返済利息の差額を更正減額いたしました。

歳入です。20ページをご覧ください。歳入につきましても、歳出の事業実績などに伴い、それぞれ、財源となる歳入の調整を行い計上しておりますので、それ以外のものについてご説明いたします。

款7地方消費税交付金780万円は、県が徴収した消費消費税が増加したことにより、市町村への配分が増えたものです。

款10地方交付税8,712万5,000円は、交付額が確定したことによる増額です。

款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金52万6,000円は、老人福祉施設の入所者が増えたことにより増となります。目2衛生費負担金173万9,000円は、緊急医療対策負担金でして、歳出でもご説明しましたとおり、インフルエンザの流行拡大によりまして、年末年始休暇時の当番医の数を増やし対応したことによる、郡市内の市町村からの負担金の増額となります。本町が事務局であるためでございます。

21ページをご覧ください。款12使用料及び手数料、項1使用料、目1民生使用料、節1社会福祉使用料25万5,000円は、高齢者生活福祉センター居住部門使用料です。入居者の増により増額となります。

款13国庫支出金、22ページをお願いします。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費補助金、1段目、デジタル基盤改革支援補助金2,560万1,000円は、地方公共団体システムの標準化共通化に関する費用で補助されました。23ページから25ページまでの県支出金は、事業実績によるものです。

26ページをご覧ください。款15財産収入、目1財産貸付収入、節2建物貸付収入3万4,000円は、お試し住宅の貸付料を増額計上いたしました。利用が増えたものでございます。

目2利子及び配当金345万8,000円は、主に各基金利子の上昇に伴う増額となります。

款16寄付金、目1一般寄付金マイナス4,000万円は、ふるさと納税の見込みにより更正減額いたしました。

目2指定寄付金50万円は、歳出でもご説明いたしました個人の方からの、小学校に対する寄付金となります。

27ページをご覧ください。款17繰入金、項1基金繰入金、目1ふるさと応援基金繰入金マイナス962万5,000円は、新築応援補助金や出生生祝い金など、ふるさと応援基金を活用した事業費の実績による減額となります。

28ページをご覧ください。款20町債は、起債限度額確定により、それぞれ増減額を計上いたしました。58ページから62ページにかけて、給与費明細書を載せております。

次に8ページに戻っていただきたいと思います。第2表繰越明許費は、令和7年度から令和8年度への繰越明許費の内容です。

総務費の球磨川鉄道安定化補助金両括弧災害復旧費事業から、９ページの災害復旧費の、道路橋梁災害復旧事業まで、総額３億 2,008 万 8,000 円となります。なお 10 ページから 11 ページにかけて、繰越理由をそれぞれ掲載しております。

次に 14 ページをご覧いただきたいと思います。第３表債務負担行為の補正で、まず１廃止です。役場ＬＥＤ照明リース料は、本来令和８年度の当初予算に計上すべきところを、令和７年の補正予算に計上しておりましたので、一旦廃止といたします。

次に２、変更です。番号２、湯前駅レールウイング指定管理料の限度額について、令和７年度から人件費及び光熱水費の増額が見込まれることから、2,100 万円から 2,340 万円に変更するものです。15 ページに参考として、契約期間内の限度額を掲載しております。

16 ページ、17 ページをご覧ください。第４表。地方債の補正で変更です。掲載しております各事業について、記載額が確定しましたので、限度額を変更するものです。町債の総額は４億 4,750 万円となります。以上説明を終わります。

○議長（金子光喜君）　ただいま、日程第 16、議案第 21 号の説明が終わったところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

［異議なしの声］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。従って本日はこれで延会することに決定しました。次の会議は 3 月 11 日午前 10 時に開きます。議事は、補正予算、当初予算の議案審議を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。ご起立ください。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

延会　午後４時１３分

第 2 号
3 月 11 日 （ 水 ）

令和８年第３回湯前町議会定例会　　〔第２号〕

令和８年３月１１日
午前１０時００分開議
湯前町議会議場

１．議事日程

日程第　１	議案第２１号	令和７年度湯前町一般会計補正予算（第１４号）について
日程第　２	議案第２２号	令和７年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について
日程第　３	議案第２３号	令和７年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第５号）について
日程第　４	議案第２４号	令和７年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第　５	議案第２５号	令和７年度湯前町下水道事業会計補正予算（第７号）について
日程第　６	議案第２６号	令和８年度湯前町一般会計予算について

２．応招議員

１番　田山幸平	２番　吉田精二
３番　西　靖邦	４番　遠坂道太
５番　椎葉弘樹	６番　森山　宏
７番　味岡　恭	８番　倉本　豊
９番　山下　力	１０番　金子光喜

３．不応招議員

なし

４．出席議員

応招議員に同じ

５．欠席議員

なし

６．職務のため会議に出席した者

議会事務局長　赤池昌信　議会事務局主事　中山政人

7．説明のために出席した者

町長	長谷和人	副町長	清藤浩文
教育長	栃原秀明	総務課長	西村洋一
税務町民課長	黒木博行	保健福祉課長	佐藤由美子
建設水道課長	髙木堅介	企画観光課長	伊藤賢一郎
教育課長	赤池寛子	農林振興課長兼農業委員会事務局長	浅田徹

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議会事務局長（赤池昌信君）　我が国に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から、本日３月 11 日で、15 年を迎えました。震災で犠牲となられた方々に対し、改めて追悼の意を表し、心からご冥福をお祈りするために、黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立ください。黙祷。

お直りください。ご着席ください。

○議長（金子光喜君）　現在の出席議員は、10 名です。

定足数に達していますので、ただいまから令和８年、第３回湯前町議会定例会第６日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　議案第 21 号　令和７年度湯前町一般会計補正予算（第 14 号）について

○議長（金子光喜君）　日程第１、議案第 21 号、「令和７年度湯前町一般会計補正予算（第 14 号）について」を議題とします。ただいま、議案説明が終わったところです。

これから質疑を行います。発言を許します。

○１番（田山幸平君）　おはようございます。34 ページの節、委託料のふるさと納税業務委託料についてですけども。こちら 2,900 万円ほどの大幅な減額となっておりまして、ふるさと納税自体も、4,000 万ほどでしょうか。下方修正等のものも拝見されますが、これについてはなんでしょうか寄付があった上で、この連動して動いていくようなものなのか、それとも、どかっと入れた上での、今の現状の仕組みなのかっていうような部分をお尋ねできたらと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　田山議員のふるさと納税業務委託料についての質問でございますけれども、年度当初に２億円で一応ふるさと納税目標額定めておりまして、それに伴う経費を今回、当初予算で計上しておりまして、実績に伴いまして、大体今推移でいきますと１億 5,000 万程度という感じで推移しております。ですので 5,000 万程度、経費を削減するという部分で、委託料関係を、関係する部分をですね、今回補正予算で落としてるということでございます。

○１番（田山幸平君）　これ寄付をされる方の動きによるものなんでしょうけども、これっていうのはその改善であるとか、なんかこう、そういった何かこう、課題みたいなものって、あるんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　総務省の方がですねふるさと納税については非常に今注目をされておりまして、制度改正がその都度、年度年度で変わってきております。年ですね、もともとポータルサイト等でポイント制関係を、以前総務省認めておりまし

たけれども、ポイントを使えないように、今回なっておりまして、もともと、年末に向けてふるさと納税が増えてきておりましたけれども、ポイント制が９月末で終わっているという部分がございまして、今回、今年度はですね、９月にふるさと納税の納税額、増えてる部分もございます。そういったタイムラグもありまして今回は伸び悩んだ部分もあります。予定していたことよりも、ちょっと予定してる金額よりも、あまりちょっと伸びてなかったのかなと思っておりますけれども。今後の課題としましては、やはり魅力ある返礼品をどう町としてやっていくか、部分を、中間業者おりますので、そういう消費者というか、寄付者の動向を見ながらですね、町で寄付ができる返礼品ですね。また売り込みっていうか、やっていくという方法を今後やっていかないと、やはりなかなかふるさと納税の額が、上がってこないのかなあというのは、今、実情でございます。ただ総務省の方もですね、非常に制度改正を都度都度やっておりまして、それに見合うように、やはり私たちも、アンテナを張りながらですね、ふるさと納税の自治体から外れないような仕組みづくりも大事なもんですから、ここは慎重に、私たちはやっていきたいと思っているところでございます。

○３番（西　靖邦君）　31 ページですけども。目の２文書広報費、節 10 の広報印刷製本費及び、旬報印刷製本について、48 万円の減額補正となっています。また令和６年度においても 53 万 7000 円の減額補正が行われております。世帯数の増減やですね、発行部数、印刷単価、ページ数などについては例年大きな変動はないものと考えますが、今回の減額補正の主な理由について説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君）　これにつきましては入札残とまたあとページ数がですね、その時その時の、記事の依頼数によって、ページ数が変わってきますので、その想定よりページ数が少なかった、予算は最大限のところで見ておりますので、ページ数の減と入札だということになります。

○２番（吉田精二君）　32 ページ、財産管理費の 15 の原材料費ですけども、これ 80 万減額してありますが、当初予算が 80 万で丸々減額でありますが、これにつきましては当初の予定とか区長さんとか住民からも要望があったから上げてるんじゃなかったんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　もうこれにつきましてはもう完全な待ち受け予算でございますので、80 万ぐらいっていうのは想定してあげておって、たまたま今年度はもう要望がなかったというところでございます。

○３番（西　靖邦君）　34 ページの節の 18 新築応援補助金、705 万円の減額について伺います。令和６年度においても 895 万円の減額補正が行われております。同様の状況が続いております。こうした状況を踏まえると、実績に基づいた、より精度の高い予算編成も可能ではないかと考えておりますが、今後の予算編成において見直しの考えは、あ

るのでしょうか伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　新築応援補助金につきましては、一応４件、今回補助を行っております。西議員の言われる通り 1,080 万程度、当初予算を組んでおりまして、実績に伴いまして 700 万ぐらい程度を落としておりますけれども。やはり今ふるさと応援基金を充当しておりまして、３年のローリングで新築応援の部分については、目標を、今、予算を、組んでおりますので、件数的には来年度までは同じ規模で予算を組ませていただいて、来年度以降、見直しするべきところは、見直しをしていきたいと思っております。新築応援につきましても、国の補助金が今制度化されております。省エネ対応の家を新築される場合についてはですね、国の補助金が有利に働く場合もありますので、そこの部分も踏まえてですね、今後、件数については見直しをしたいと思っております。

○５番（椎葉弘樹君）　54 ページの公民館費についてお尋ねします。当初予算では、公民館運営審議会委員報酬３万 1,000 円が計上されていました。まず、この、令和７年度の実績についてお尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君）　２回開催しております。

○５番（椎葉弘樹君）　２回開催したときの、予算というのは３万 1,000 円で足りているのでしょうか。何名委員は出席されていますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　１回の会議の開催に６名を想定しておりまして、7 名欠席という状況です。

○５番（椎葉弘樹君）　確かこの審議会の委員長報酬は 4,300 円。委員の報酬が 4,100 円だったと思っております。これ６名参加されたということは、単純に計算しても２万 4,000 円。それが２回だと、この予算をオーバーするわけですが、このあたり、どのような予算の配分になってますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　会議につきましては、社会教育委員と公民館運営審議会と美術館運営委員会。３つの役職を兼ね、まとめて会議を開催しておりまして、社会教育総務費の方から報酬は１回は支出しております。

○５番（椎葉弘樹君）　あと参考までにお尋ねしますが、この審議会は公民館長が、諮問して開催するような流れになっているかと思うんですが、現在の公民館長というのは、どなたでしょうか、教育長なんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　はい。お見込みの通り教育長となっております。

○５番（椎葉弘樹君）　参考までなんですけど、この、教育長が公民館長になられた、どのような手順で、公民館長になられたのかについてお尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君）　教育委員会の方にお諮りいたしまして、自薦という形で決定しております。

○５番（椎葉弘樹君）　公民館長は確か教育長は推薦して、そしてその審議会の中で任命するという手順で決められるというふうに、条例にはうたわれているようです。したがいまして、栃原教育長が自ら公民館長というのを、推薦されたのか、そこについてはどうなんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　自ら推薦という形になっております。教育長の推薦という形です。

○５番（椎葉弘樹君）　この審議会を開催するにあたって、公民館長という位置付けが非常に大事だと思っているんですが、これ教育長自らが、私がやりますっていう、私が適任ですということで、手を挙げられているのか、よその自治体と同じように、例えばもう公民館長というのは民間から、推薦されるのか、その辺はもう本町は伝統的にもう教育長が公民館長になるというものなんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　過去には別にやられたのかもしれませんけど、その辺ちょっと私の方も把握しておりませんが、もう大分長いこと、教育長の方が兼ねるということで館長の方はされている状況です。

○５番（椎葉弘樹君）　この続きはですね当初予算に絡んで参りますので、また当初予算の方で改めて聞かせていただきます。ここでは補正予算ですので、ここまでで止めたいと思います。

○４番（遠坂道太君）　11ページでですね、繰越明許費につきまして、上がってる事業ですけども。№.９から№.13につきまして、工事の完成はいつまでになってるかそれまずお聞きしたいと思いますが。

○議長（金子光喜君）　もう一度質問についてお聞かせください。

○４番（遠坂道太君）　繰り越し明許の件数が16件あがっておりますが、その中で№.９から№.13のですね、工事完了はいつまでになってるか、それまず聞きたいと思います。

○建設水道課長（高木堅介君）　理由につきましてはこの説明に書いてある通りでございますが、７年度発注工事の年度内完了が難しいものが９番、10番で、12、13番。７年度中、発注も、補正予算等のついたものもありますし、工事がうまく、うまくというかここに書いてるように、人員が、ちょっと、回らないとかですねそういう理由で、３月中の工期内では終わらないと、8年度で終わらせるというところで今回、繰り越しをするものでございます。

○４番（遠坂道太君）　それでですね、人員が足らないという理由をですね、元にして工事が遅れるってことはないと思うんですよ。いろいろと民間の方の業者さんと、西議員からもお聞きましたけども。まず、工事の完了内に、終わるのが１つ契約だということになっておると思います。そこで人員が足らないってことで、理由にはならないと、いうふうに私は思ってるとこですが、それをお聞きしたいと思いますが。

○建設水道課長（高木堅介君）　町で入札しまして請負業者が決まりまして、その業者が、この工事だけじゃなくて複数受注しているケースもございまして、１つの現場で集中すれば、繰り越しせずに終わるのかもしれませんが、そこがうまくできないという部分もあるかと思います。

○４番（遠坂道太君）　先ほども言いますけども、これも見積もりの金額の中にまず終わるというような状況の中で、人員の方の数字も入ってると思います。やはりそれはもう町としても、やはり完了するような体制を、指導するような形の体制づくりをですね、お願いをしたいというふうに思っておるところでございます。それについてまず町長、お願いします。

○町長（長谷和人君）　今課長の方から言っておりますけども、近年の災害による労働需要の増大から、請負業者の人員が予定を大幅に下回る人員となっているということで、今回は、繰り越しということでお願いしたところでございまして。現実に、本町におきましては災害関係につきましてはですね、今山地の部分、山間部の方に、実は、シフトしたような形で工事が進んでおります。この中でもですね、特に町内業者に限らず、町外の業者でも、外国人の労働者を採用してでもですね、いわゆる工事の進捗を進めようという努力も実はされております。がしかし、なかなかに今ここに理由書いてございますように、人員が少ないということでもございますし、それから、ようやく入札関係についてはですね、入札の方も、執行が成り立つような形にまでなってきたところでございます。ただまだまだ災害の方の件数も多く、それから本町におきましても、工事請負の予算もまだ続いておるということでございますんで、なかなかにいきなり人員を増やせと言っても、相手方の建設業土木業につきましても、現状の体制で入札を取られてると現状もございまして、その年の件数、発注の件数にもよるかもしれませんが、やはりまだ近年こういう状況が続くんではなかろうかなというふうに思っております。

　ただ、今、遠坂議員がおっしゃるように、いついつまでにはですねちゃんと工事をしてくださいという指導はさせますけども。交付決定日が、遅れてくる場合が多々ございますので、その場合どうしても工事の進行が、翌年度に繰り越してしまうと。こういう現状も実は残っておりますので、適正工期を守りながらですね、ちゃんと対応はさせておきたいというふうに思っております。ご助言ありがとうございます。

○４番（遠坂道太君）　町長が今言われてましたように、やはりこのチェックはですねやっぱりこう指導をするというなことが欲しいと思いますので、それにつきまして業者の方の指導の方よろしくお願いしたいと思います。

○３番（西　靖邦君）　37 ページですかね。節の 13 のガバメントクラウド利用料が 490 万減額となっておりますが、これ住民基本台帳とか戸籍関連、税関連、子ども子育て関連、介護福祉関連など、標準化対策、対象業務が複数ある中でですね、まず１点目とし

て今後今回の減額主にどの業務システムの利用によるものなのか、お伺いします。

○総務課長（西村洋一君）　これどの業務ではなくって全体を標準化しましたので、標準化自体が少し時期が遅れたということでその分の利用料が減ったということでございます。１個１個ではなくて、全体の標準化になります。これにつきましては、かなり複雑な業務であって、国全体が遅れておりますので、本町の場合は、他の町村に比べれば、何番目かという早めにしていただいたので、それでも遅くなったのは遅くなったんですが。業者には努力していただいて早く終わったというところでございます。

○税務町民課長（黒木博行君）　今の 37 ページに記載されてる 490 万円につきましては、戸籍システムのみのガバメントクラウド利用料となります。戸籍システムだけです。

○総務課長（西村洋一君）　失礼しました。総務課分のガバメントクラウドのところで答弁しましたので、総務課の部分はそうで、税務町民課の部分は、今説明した通りでございますので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○３番（西　靖邦君）　このガバメントクラウド利用料ってありますけど従来のシステム利用料等を参考に予算計上されたのかなと思っておりますが、ガバメントクラウド使用料が、当初見込みよりもちょっと安価であったいうことはないんですか。

○税務町民課長（黒木博行君）　このガバメントクラウドの利用料に関しましては、利用料が業者からデジタル庁を通して、市町村に請求が来るんですけれども。それが以前からも、多分説明があっております通りドル建てでされております。それを予算化する際に１ドル 160 円、概算で計算してあげておりました。実際始まってから、それ以降についてですけども、160 円台から始まって 140 円台までなったり、150 円台になったりと、ちょっと不安定な部分がありますので、ちょっと高めに概算で組んでたという部分もあります。

それとですね、実際の支払った、利用料、逆算して、どれくらいになったかといいますと、ひと月当たりが約 1,800 ドル。当初国から示されたのが 3,800 ドルを見込む、国というかＲＫＫの方がそれぐらい使うんじゃないかというところで、3,800 ドル。１月あたりを見込まれてましたんで、半分程度まで落ち込んだというところになります。

○３番（西　靖邦君）　39 ページのですね。節の 19 高齢者移動支援助成金がですね 100 万円減額となっております。この本制度には助成を受けることができる３つのメニューがあると認識しておりますが、その３つのメニューそれぞれについてですね、当初予算で見込んだ申請人数、実際の申請人数をメニュー別に説明を求めます。また、当初見込みとの差が生じた理由についても併せて、伺います。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため、暫時休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時３２分

－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩を終わり。会議を開きます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　西議員のご質問にお答えいたします。まず当初予算の積算根拠についてです。こちらが先ほどおっしゃいました３本のメニューごとの詳細な積算というのを行っておりません。当初予算編成時には、過去数年間の実績に基づく積算を行っておりますため、どうしてもですね、当初の件数から７年度の実績見込みということでのお答えがちょっと難しいところではございます。ただ、当初の積算については先ほど申し上げた積算になります。

実績に見込みにつきましてが、令和７年度につきまして、こちらの方が３つのメニューございますけれども、まず１つタクシー利用助成券、こちらの発行人数の方が 338 人です。２番目のタクシー利用券と、それと産交バス乗車助成金、こちらを利用された方が１件になります。３つ目の産交バス利用助成のみ、こちらを利用された方の件数がございません。一応、実績の方になっております。こちらの実績見込みを、当初予算と比較しましたときに、当初が 672 万円計上の歳出見込みで、今、572 万円程度見込んでおりまして、その差額 100 万円を今回減額計上させていただいておるところです。

○３番（西　靖邦君）　毎年そういう 338 人とか１件とか申請がある中で、やっぱりその、予算を編成されるときですね。近似値の予算を編成できるのが可能ではないかと私は思ったんですけども、その辺どうですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今の寄せた積算ができないかということにつきましてですが、こちらもですねやはり利用者数がどちらかというと、減少傾向にございます。これはやはり、対象となり得る層の人口が減少してきているということもございますし、また背景には、実際送迎可能なご家庭もあるのかなということと、あと免許保有者っていうのが、過去に比べまして、保有率の方が上がっているのかなっていうこともございます。高齢になられても、免許返納まで、なかなかですねそれがもう足になられてますから、そこまで行き着かれてないっていう現状もあるかと思います。

あとは今回、タクシー券の利用状況の方も把握させていただいておりますが、町外の病院これが一番利用としてですね需要が多い部分になっております。ですので、今回、タクシー券の利用枚数とかですね距離によってその枚数何枚使われるかっていうことと、あと１人当たり 20 枚の２冊っていうのを、年度中発行が可能になっておりますが、その２冊目の発行までを、要望されない方とかですね、あと２冊を発行しても、最終的には 24 枚使われなかったとかですね、そういった年度ごとにですね、需要見込みというのがなかなか難しい部分になっております。ですので、不足が生じないように、こちら、やはり当初予算の方では、見込んだところでですね、計上させていただいておるところ

です。

○１番（田山幸平君）　47ページの款、商工費、目、商工振興費の委託料についてなんですけども、企業誘致促進事業委託料とありますが、こちら、具体的にはどのようなことをされてるんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　企業誘致促進事業の内容ですけれども、今回サテライトオフィス進出企業ございまして、一応そこの業務委託っていうか企業誘致に向けての委託を、まず受託者にお願いします。今回やったのはですね、地方に進出したい企業さん向けにダイレクトメールを 9,000 社ぐらい投げて、メールをして、そこに返ってきたところから、まず面談をさせていただいております。それが 30 社ぐらいの面談をしたところでございます。そことあわせてですね、東京の方で企業誘致のイベントを開催しまして、そして地方進出に興味のある企業さんを今度はツアーで、２回、12 月と１月ですね。やった委託料がこの業務になります。以上です。

○１番（田山幸平君）　もう本当まさしくサテライトオフィスなんかも完成して期待をするところであるんですけども、令和６年度決算でしょうか、865 万円ほどの予算を承知してるところで、今回 70 万ほどでしょうか。ちょっと額としては減少したように見受けてるんですけども、これそういった活動の、頑張って欲しいなという思いの部分ではあるんですが、なんかこう縮小した理由、縮小をされたのか何かこう、やり方の中で、何か改善など、あられたのかそういった部分をいかがでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　令和６年度まではですね、ワーケーション事業ということで、ちょっと業務の内容はちょっと変わっておりまして、今回サテライトオフィスができることによって、企業誘致を促進させようということで、令和７年度から新たにやったものでございます。ワーケーション事業につきましては３年間やりまして、一応そういう企業進出したい企業さんの意見をですね、まず取り入れて、町がどうやっていければいいのかと、企業進出に対しての意見を、ワーケーションを通じてですね、やっていくというのが３年間やっておりまして。令和７年度にも企業誘致に向けての事業の展開をやってきたということでございます。

○２番（吉田精二君）　51ページ。教育総務費の３学校施設整備費で、委託料 106 万円増額補正してありますが、この部分につきまして小・中学校トイレ改修工事の監理業務委託となっておりますが、監理業務というのは着工してから監理が始まると思いますけども、この工事につきましてのは今どのような状況でしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　小中学校のトイレの改修工事につきましては、３月に工事の入札を予定しております。繰り越しを行いまして、年度入りまして工事を行いまして、５月末ぐらいに終了予定ということで計画しております。

○２番（吉田精二君）　今から入札して着工ということで、してまた８年度に繰越明許で上げてあると思いますけれども、工事自体が繰越明許で８年度に繰り越しならば、設計監理部門につきましても繰り越しをするべきじゃないんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　この監理費につきましても繰越事業費の中に含めて計上しております。

○３番（西　靖邦君）　40 ページになりますけども。目３社会福祉施設費においてですけども。節の 12 設計監理業務委託料及び節 14 の工事請負費が合計 1,073,000 円の減額となっております。今回の減額の主な要因は何か伺いますが、改修工事においては状況変化に伴う増減も想定されますが、今回の減額は設計内容の精査によるものなのか或いは入札差金によるものなのか説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今回の補正につきましては入札残になります。

○３番（西　靖邦君）　48 ページのですね、目２観光費、節 11 の広告料が 1,400 万円の減額となっております。説明では実績による減額とのことでしたが、当初はどのような広告施策予定されていたのかを伺います。またですね、今回の減額の広告内容見直しによるものなのか、それとも広告の方法や、媒体の変更によるものか伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　広告料につきましては、一応いろんなウェブサイトにおいてですね、湯前町の観光ＰＲを行っております。クリックをすることによって費用が発生するという部分でございまして、予定していたよりも少なかったという部分で、今回予算を削減っていうか、更正減額をさせていただいてるところでございます。

○３番（西　靖邦君）　それ予定を含んだ予算難しいですわな。それどないしてはりまんの。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため、暫時休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４４分

再開　午前１０時４５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。他に質疑ありませんか。

○６番（森山　宏君）　52 ページのですね、教育振興費の中で、負担金及び補助交付金ですね、小学校ＰＴＡ活動助成かな。補助金に 50 万。補正で上がっておりますが、これはどういった趣旨の補助金なんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　これにつきましては、小学校の方に 50 万円の寄付をいただいておりまして、その分をＰＴＡの活動補助金として、今回歳出のほうで計上いたしております。

○６番（森山　宏君）　多分鹿児島の方から 100 万円だったとは思ってますけども。そ

のうち50万円、これ小学校限定だったんですかね。これが町の方で、元先生か何かでしたかね。で、教育費の方の補助にっていうふうに思ってたもんですから。だけん、これが小学校のＰＴＡ活動補助じゃなくって、町Ｐ連の方にした方が、全部に行くんではないかなっていうふうに思ったんですけども、これ小学校限定だったんですかね。

○教育課長（赤池寛子君）　はい。この寄付につきましては、小学校の方に直接50万円寄付をいただきまして、それを会計の方に歳入として入れまして、ＰＴＡの補助金として、小学校の方のＰＴＡ補助金として計上いたしたものでございます。

○８番（倉本　豊君）　45ページ。ドローンの保険料の件ですけど、23万2000円が丸々減額してあるということは保険をかけなかったということで理解していいんですかね。

○総務課長（西村洋一君）　はい。説明の際も、説明申し上げましたが、ドローンという分野がですね、また保険とかもまだ確立しておりませんで、今回更新のときに、確認しましたところ、料率が7倍にはね上がっておりまして、150万円ぐらいの保険料となりました。ですので、相手に対しては、町の総合賠償保険がききますので、相手に対してはその総合賠償保険を対応。自ら自損した場合は、修理を一般財源から出すというところで、150万円以内の修理で収まればもう、可能でございますので保険をかけないという判断をしたところでございます。なかなかドローンもですね小さい個人用から町で使っておりますプロ用まで、いろいろありますのでなかなかこう保険会社も、料金の設定には苦労しておるようでございまして、実際本町が、昨年事故した分も大分かなりの金額になりましたのでやっぱりこう、保険会社の方も料率を上げてきたというところでございます

○８番（倉本　豊君）　ということは今後も、もう保険には加入せずに、今の段階ではということ、来年度以降もですね。ということになるわけですね。役場に庁舎にあるのは結構大きいドローンが入ってますんで。もう採算が合わんばですね、課長が言われる、方法でいいのかなと思って、その保険会社も他の保険会社とか等々はなかわけでしょう。

○総務課長（西村洋一君）　保険会社の確認をしまして、なかなか受けてくれるところがないというのも現実でございまして、具体的にもう相手での契約的なところもございますので、今後もそういった保険が広がってくれば、当然パイが大きくなって、保険金も下がってきますので、状況は確認しながら、保険をかけても大丈夫というような判断ができましたときにはもう、新規でまたかけるっていうところで検討しておるところでございます。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑ありませんか。

○４番（遠坂道太君）　47ページですけども、商工振興費で負担金及び交付金ですけども、商工会青年部のＡＲ事業で説明のとき200万円減額ということは町の方から持ち出

し分を減額しましたというような説明でありましたけども。一応３年間これ取り組みやられたと思うんですけれども、その中での、令和８年度分についてはもう予算化されてないもんですから。この事業について取り組まれての、町に対しての成果というのがあったのかそれにつきましてお願いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　商工会青年部ＡＲ事業の補助金に関しまして事業実績ですけれども、３年間県の補助金を活用しまして事業展開を青年部の方で行いました。まずＡＲということで、なかなか馴染みがない部分でですね、町民の方、町外の方がもう、恐る恐る体験をされたんではないかなと思っております。しかし漫画のですね、那須良良輔先生の漫画を活用しましたＡＲなんかを、まんが美術館かいわいとか、里宮神社、あと湯楽里とか観光施設も含めてですね、いろんな体験を、ＡＲを使いまして事業展開をしたところでございます。また青年部の方でですね、今回はおっぱいマルシェを２月に行いましたけれども、そこでもゆるキャラ関係も含めましてＡＲ事業の展開を今後また、それを含めましてですね、来年度以降も、やってくれると思っておりますので、事業の成果という部分については、他の町村にはない事業展開を、青年部の方で取り組んでいただきまして、認知度が上がったのではないかと思っております。インスタグラムの方でも非常に好評を得ておりますので、これを今後もですね続けていただきたいと思っているところでございます。

○４番（遠坂道太君）　３年間取り組んで、いろんな形の中で、成果が私もあったというふうに思ってるところでございますし、また今度おっぱい神社の取り組みについても評価をしたいと思います。そこでやはり取り組む時期の問題をですね今後取り組んでいただければ、もっとこのＡＲ事業取り組んだ中での、９月のまた、町外からのお客さんも増えてくるんじゃなかろうかと思いますのでその分につきまして、検討していただければと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　令和８年度くま川鉄道の全線開通を見据えております。時間もありますので、その付近も含めてですね、くま川鉄道全線開通時に、終着駅効果として、ＡＲが事業展開ができればなと思っております。青年部とも協議をしながら、町としてもサポートできる部分についてはですね、サポートしていきたいと思っております。

○議長（金子光喜君）　他に。

○６番（森山　宏君）　34ページのですね、負担金及び補助及び交付金か。これで住宅リフォームと空き家リフォームがありますよね。助成金が、補助金か。これの実績とですね、ちょっと多分手挙げなった人が多かった思うとですけども、残があるということは、再募集っていいますか。再抽選といいますか、そういうのはなかったんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まず住宅リフォーム補助金につきましては10件分の

支出をしております。これにつきましては抽選まで行かなかったかもしれませんけども、予定しておりました金額が上限30万円ですもんですから、申請した額が下がってきている部分で対応してるというところでございます。もう金額が30万円ちょっとでしたので、この部分についてはもう不用額として、残すよりももう更正減額で落とすということで再募集を行っておりません。空き家リフォームにつきましては1件の実績がございます。これについては空き家の解体について実績がございまして、この分についてはもう今後見込みがないということで、40万円の減額としておるところでございます。

○６番（森山　宏君）　住宅リフォームの方ですよね。これが一番人気があったと。昔50万のときが今30万ですかね、なってると思うんですけども。こんときに、募集が多かったと思ってたんですけども。本年度はもう抽選にも至らないし、この数だったのみだったということで、再募集はしなしなかったということでよろしいんですか。はい。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第14号）」についてを採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。したがって、議案第21号は原案の通り可決されました。ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時０９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　議案第22号　令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。日程第２、議案第22号、「令和７年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第22号、「令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予

算（第５号)」の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,400 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,448 万 5,000 円とするものでございます。主な補正につきましては、一般被保険者医療給付金など、年度末に当たり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務町民課長（黒木博行君）　それでは、議案第 22 号、「令和７年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算第５号について」ご説明いたします。８ページの事項別明細書、歳出からお願いします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費については、実績及び実績見込みによる過不足額をそれぞれ追加減額計上しました。なお、節 12 委託料につきましては、当初予算に概算見積もりで計上しておりましたところ、額の方が確定しましたので、331 万 1,000 円を更正減額しております。項３運営協議会費については、開催回数の減などによりまして、10 万円を更正減額しております。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費については、実績見込みにより、一般被保険者療養給付費を 1,500 万円更正減額しております。目２一般被保険者療養費につきましては、実績見込みによりまして、一般被保険者療養費に 60 万円を計上しております。また、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費に 300 万円を計上しております。

９ページをご覧ください。款４保健事業費、項１特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費につきましては、実績見込みにより、節７報償費、節８旅費をそれぞれ更正減額しました。項２保健事業費、目１保健衛生普及費については、保険事業等保険者支援負担金 4 万 9,000 円を計上しました。これは国保データベースシステムの負担金のうち、均等割分が当初予算から漏れていたため、今回計上しました。今後はこのようなことがないよう気をつけたいと思います。申し訳ありませんでした。

款５基金積立金は、積立金利子の確定により、21 万 3,000 円を計上しました。款６諸支出金、項１償還金及び還付加算、目７県支出金返還金は、実績の確定しました令和６年度特別交付金返還金 77 万 6,000 円を計上しました。

続きまして、歳入を説明します。７ページをご覧ください。款３県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金については、節１普通交付金に交付金の確定によりまして、1,140 万円を更正減額しました。また節２特別交付金に実績見込みにより、1 万 3,000 円を計上しております。目２国民健康保険システム改修補助金につきましては、歳出で説明しました通り、額が確定しましたので、歳出と同額の 331 万 1,000 円を更正減額しました。

款４財産収入、項１財産運用収入は、積立金利子が確定しましたので、21 万 3,000 円

を計上しました。

款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、節４、職員給与費等繰入金につきましては、実績見込みによりまして、29 万 6,000 円を更正減額しました。

款６繰越金については、令和６年度特別交付金が確定し、返還金に充当するため、歳出と同額の 77 万 6,000 円を計上しました。歳入歳出それぞれ 1,400 万 5,000 円を減額した補正予算となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 22 号、「令和７年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」についてを採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 22 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議案第 23 号　令和７年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第５号）について

○議長（金子光喜君）　議案第 23 号、「令和７年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第５号）」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 23 号、「令和７年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第５号）の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,348 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 9,766 万 2,000 円とするものでございます。主な補正につきましては、球磨郡介護認定審査会負担金の補正など、年度末にあたり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　議案第 23 号、「令和７年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第５号）」についてご説明いたします。今回の補正は主に、年度末までの実績見込みをもとに、更正減額または増額計上するものです。主なものにつきまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。

９ページをご覧ください。款１総務費、項３介護認定審査会費、目１認定調査等費、

節 18 負担金補助及び交付金は、球磨郡介護認定審査会負担金。146 万円を減額しました。減額の主な要因は、令和 7 年度、臨時経費として含まれております認定審査会システム標準化対応分の減です。当初導入予定でありました、標準化対応クラウドシステムについて、国の運用が変更になったことに伴いまして、再度、導入費、ランニングコスト等を比較検討しました結果、導入システムを見直し、運用方針を変更したことに伴います減額となっております。

10 ページをご覧ください。款２保険給付費は不足が見込まれる、項１介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費、592 万 1,000 円。項２介護予防サービス等諸費の介護予防福祉用具購入費 5 万円。介護予防住宅改修費 20 万円。介護予防サービス計画給付費 15 万 5,000 円。項４高額介護サービス等費の、高額介護サービス等費を 52 万 2,000 円。高額医療合算サービス費を 61 万 7,000 円増額計上し、その他は不用額を更正減額しております。

11 ページをご覧ください。款３地域支援事業費は、不足が見込まれる項１介護予防日常生活支援サービス事業費の、目１介護予防日常生活支援サービス事業費、節 18 負担金補助及び交付金、第 1 号通所事業負担金 43 万 3,000 円を増額計上し、目２介護予防、マネジメント事業費、節 12 委託料の介護予防マネジメント委託料に 7,000 円を増額計上しております。その他は、不用額を更正減額しました。

12 ページをご覧ください。款４基金積立金は、介護保険給付基金の利子分を計上しております。

次に歳入についてご説明いたします。７ページから８ページになります。歳入については、歳出で計上した額に対しまして、それぞれの負担割合に基づきました額を計上しております。８ページの款６財産収入は、介護保険給付基金利子を計上しました。

13 ページから 16 ページの、給与費明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号、「令和 7 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。したがって、従って議案第 23 号は原案の通り可決さ

れました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第 24 号　令和７年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（金子光喜君）　日程第 4、議案第 24 号、「令和 7 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）」についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 24 号、「令和７年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）」の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 364 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,575 万 4,000 円とするものでございます。主な補正の内容は、保険基盤安定負担金の補正でございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務町民課長（黒木博行君）　議案第 24 号、「令和７年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）」についてご説明いたします。８ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。款１総務費、項１総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、節７報償費、節８旅費、節 10 需用費及び節 11 役務費が、実績見込みから不用額をそれぞれ 1 万円、8,000 円、3 万 1,000 円及び 3 万 3,000 円を更正減額しました。

節 12 委託料は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託事業を実績見込みによりまして、40 万 7,000 円を更正減額しました。また、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修対応業務委託料、後期高齢者医療広域連合システム庁舎内ＬＡＮ配線業務委託については、実績によりそれぞれ 3,000 円、2 万 2,000 円を更正減額しました。

項２徴収費目１徴収費につきましては、通知と、送付用封筒の印刷製本費を実績により、1 万 3,000 円を更正減額しました。款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、保険基盤安定負担金の額が確定しましたので、240 万 6,000 円を更正減額しました。

９ページをご覧ください。款３諸支出金、項１繰出金、目１他会計繰出金につきましては、額の確定により、71 万円を更正減額しました。

次に歳入を説明します。７ページをご覧ください。款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金につきましては、歳出でご説明しました、一般管理費、徴収費に係る事務費と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託料などに対応する額の実績見込みによりまして、52 万 7,000 円を更正減額しました。目２保険基盤安定繰入金、節１保険基盤安定繰入金につきましては、歳出でご説明しました、負担金の額が確定し

ましたため、同額の 240 万 6,000 円を更正減額しました。

款５繰越金、項１繰越金、目１繰越金につきましては、額の確定により、71 万円を更正減額しました。歳入歳出それぞれ 364 万 3,000 円を減額した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。

○３番（西　靖邦君）　８ページのですね、節 12。先ほど説明ありましたけど一体的実施業務委託料についてですね、今回も 40 万 7,000 円の減額補正となっておりますが実際の執行額は 36 万 3,000 円になると思いますが、実績見込みにより減額ということはちょっとわからないんですけども。36 万 3,000 円のその内訳はどのようになっとんですかね。

○税務町民課長（黒木博行君）　一体的実施業務委託料ですけれども。中身はハイリスクアプローチ。ポピュレーションアプローチの２つを公立病院の方に委託しているところです。必要な方への個別支援の方ですが、そちらの対象ですね、個別支援対象が４人分でしたけれども、１名分に減らしたところです。それが、一応、39 万 6,000 円をその分減額しております。ポピュレーションアプローチで予防教室として通いの場で運動指導を行うものについても、１ヶ所ちょっと実施をしておりませんので、その分、１ヶ所分の１万 1,000 円を減額しているところです。合わせて 40 万 7,000 円というところになります。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 24 号「令和７年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号)」についてを採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 24 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第 25 号　令和７年度湯前町下水道事業会計補正予算（第７号）について

○議長（金子光喜君）　日程第５、議案第 25 号、「令和７年度湯前町下水道事業会計補正予算（第７号)」についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 25 号「令和７年度湯前町下水道事業会計補正予算（第７

号)」の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては流域下水道維持管理負担金などでございます。また企業債の変更と一時借り入れの補正も行うものでございます。詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設水道課長（髙木堅介君）　議案第 25 号「令和７年度湯前町下水道事業会計補正予算（第７号)」についてご説明いたします。２ページをお願いします。第２条、資本的収入及び支出の補正につきましては、湯前町下水道事業会計予算、第４条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,048 万 2,000 円を、5,048 万 5,000 円に、当年度利益剰余金のうち、5,048 万 2,000 円を 5,048 万 5,000 円に改め、収入の第１款資本的収入は、120 万円を減額し、補正後の合計を、3,049 万 2,000 円とし、支出の第１款資本的支出は、119 万 7,000 円を減額し、補正後の合計を、8,097 万 7,000 円とするものです。

次に、第３条は企業債の変更です。起債の目的は、下水道事業で、変更前の限度額 1,290 万円を、補正後限度額 1,170 万円とするものです。３ページをお願いします。第４条は一時借入金の補正です。一時借入金の借り入れの最高額から、120 万円を減額し、一時借入金の借り入れの最高額を、1,170 万円とするものです。次に９ページをお願いします。

「令和７年度湯前町下水道事業会計補正予算（第７号)」見積もりの基礎により、資本的収入及び支出をご説明いたします。収入は、款１資本的収入、項１企業債、目１下水道事業債、節１下水道事業債は、120 万円を更正減額しました。支出は、款１資本的支出、項１建設改良費、目４流域下水道建設負担金、節１流域下水道建設負担金は、令和７年度、球磨川上流流域下水道、建設事業の町村負担額の確定により、湯前町の負担金が 1,176 万 8,000 円となりましたので、119 万 7,000 円を更正減額しました。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 25 号、「令和７年度湯前町下水道事業会計補正予算（第７号)」についてを採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 25 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　議案第 26 号　令和８年度湯前町一般会計予算について

○議長（金子光喜君）　日程第６、議案第 26 号、「令和８年度湯前町一般会計予算」についてを議題とします。新年度の予算案については、予算編成方針の説明があったところです。

ここで本案の審議の方法についてお諮りします。最初に、事項別明細書の歳出から款ごとに説明を求め、質疑は款、一部項ごとに行います。次に、議決に付された各表と、歳入全課の説明及び質疑をし、附属調書等の説明は省略します。最後に、予算案全体にわたって、補足または総括しての質疑をすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。従って、最初に事項別明細書の歳出から款ごとの説明。質疑は款、一部項ごとに行い、次に、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に、予算案全体にわたって補足または総括しての質疑をすることにいたします。

なお、本日は、款９教育費を最初に説明、質疑を行います。事項別明細書の歳出、款９教育費の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　それでは款９教育費についてご説明いたします。資料は、80 ページから 98 ページまでとなります。教育費につきましては、総額で４億 7,353 万 7,000 円を計上しました。一般会計歳出合計に占める割合は 10.4 パーセントになります。対前年で１億 1,230 万 5,000 円の増となります。

令和８年度は、小学校管理費及び中学校管理費に計上した公立学校情報機器整備事業 1,560 万 3,000 円、及び、文化財保護費に計上した城泉寺本堂及び九重石塔改修事業１億 349 万 1,000 円などがあり、対前年増となるものです。

次に、項目ごとに説明します。項１教育総務費、目１教育委員会費につきましては、令和７年度より、８万 4,000 円減の 79 万 8,000 円を計上しました。教育委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものです。減額の要因は、２年に１度の九州地区市町村教育委員大会が令和７年度に開催されているため、旅費、食糧費等の費用が減少したものになります。

目２事務局費につきましては、5,290 万 3,000 円を計上しました。令和７年度に対し、388 万 8,000 円の増となります。教育委員会事務局職員の給与等人件費の他、経常的経費と英語指導助手派遣に必要な経費等を計上しました。対前年増の要因は、人件費の増と、小中学校で使用する授業支援共同学習支援ソフト使用料 106 万 1,000 円。高等学校と通学費補助金 337 万 3,000 円等となります。

81ページをお願いします。節７報償費では、小中学校入学祝い金76万円を計上しました。令和８年度から中学校の制服が変更となり、購入費用も増額することから、中学新１年生に関しては、令和７年度より、１万円増額し、２万円給付することとしております。また、節12委託料で、地域学習支援業務委託料52万8,000円を計上しました。これは令和７年度から実施している事業で、熊日電子ライブラリーを活用した、元新聞記者による新聞の作り方を、中学校の全学年を対象として、学習支援を行い、生徒のプレゼン力の向上を図り、文化祭にて成果発表予定としております。

節13使用料及び賃借料で、学習ドリルソフト使用料62万6,000円を計上しました。小中学校全学年を対象とし、学習ドリルやプリントをタブレットに配信することが可能で、あわせてオフラインでの活用も、可能となり、学力の向上、ペーパーレス、ＧＩＧＡスクール事業の充実、教職員の働き方改革を図ります。82ページをお願いします。新規事業で、授業支援共同学習支援ソフト使用料106万1,000円は、ＧＩＧＡスクール第１期整備ソフトの更新時期に伴う新ソフトの導入費用となります。児童生徒と教師の端末、電子黒板と連携し、教材課題の一斉配布。画面共有等々行うソフトの導入費用であります。

節18負担金補助及び交付金には、小中学生英語検定料補助金25万7,000円。高等学校通学費補助金として337万3,000円を計上しました。くま川鉄道等公共交通利用での定期代補助金を３割から５割へ。通学用自転車購入補助を１万5,000円から２万円に引き上げ、子育て支援のさらなる拡充を図ります。また、修学旅行補助では、小学生１人当たり１万円。中学生２万円の補助を行うもので、89万円を計上しました。

目３学校施設整備費につきましては、小学校校舎の木質化を進めるための設計費、12委託料50万円と、節14工事請負費で450万円を計上しました。小学校校舎２階にあります、視聴覚室を木質化することで、子供たちの学習スペース、職員研修、各種交流事業や集会活動など、幅広い活用を予定しております。この事業財源としましては、森林環境譲与税を充当することとしております。また、中学校校舎１階和室へのエアコン設置を行うための工事費35万9,000円を計上しました。生徒の個別指導や面談する場所が不足しており、通年使用できる環境整備を行うものであります。

項２小学校費、目１学校管理費につきましては、5,559万9,000円を計上しました。小学校経営に要します経常的経費が主なものです。令和７年度に比べ1,352万3,000円の増となりました。増の主な要因は、電気料使用料の増。校舎及び遊具等の修繕料。ＧＩＧＡスクール第１期整備端末の更新時期に伴う機器の整備費用が主な増の主な要因となります。

節１報酬、３職員手当等、４共済費に、校医等報酬のほか、会計年度任用職員に係る経費を計上しております。支援員４名。図書司書兼学校事務補助員１名。庁務手１

名の計６名分の経費で、人件費は対前年で 138 万 1,000 円の増となります。

節７報償費におきましては、運動会参加賞 16 名分の 7,000 円を計上しました。

節 10 需用費におきまして、消耗品費 249 万 9,000 円。光熱水費 546 万円。修繕料 172 万円などを計上しました。消耗品では、臨時的な費用としまして、消火器 11 本、ＡＥＤバッテリーの使用期限が到来することから、交換費用 12 万 8,000 円を計上しました。修繕料は、令和７年度に遊具点検を行った際に、チェーンネットのチェーンの摩耗、鉄棒のボルト欠損、鉄棒の支柱の腐食及び破損の指摘を受けたため、修繕、その他、校舎玄関の修繕を行うものです。

節 12 委託料におきましては、構内樹木管理委託料 40 万 8,000 円をはじめ、警備委託、校舎窓ガラス等清掃委託。校内無線ネットワーク保守業務委託料 154 万 5,000 円など、合計 427 万 7,000 円を計上しました。

84 ページをお願いします。節 13 使用料及び賃借料 638 万 8,000 円は、ＩＣＴ関連機器等使用料 492 万 2,000 円が主なものです。校務支援システムが令和８年度まで利用延長となり、12 ヶ月分の利用料 35 万 2,000 円が増の主な要因です。

節 17 備品購入費では、一般備品 20 万円と、図書費 50 万円を計上しました。また、公立学校情報機器整備事業は、ＧＩＧＡスクール第１期整備端末の更新時期に伴う機器の購入費 875 万 8,000 円を計上しました。児童指導者用のタブレット端末 151 台の購入費用であります。歳入教育費県補助金に整備事業費補助金として 498 万 6,000 円計上しております。目２教育振興費につきましては、87 万 4,000 円を計上しました。準要保護、特別支援対象児童に係る扶助費が主なものです。

節 12 委託料と、節 13 使用料及び賃借料に、総合学習等での稲作などを対象とした農業体験学習委託料 17 万円。85 ページをお願いします。農地等借地料１万円を計上しました。農業体験学習委託料は、令和７年度と比較しまして、２万円の増となっておりますが、資材費や人件費の高騰分が増の要因であります。

節 19、扶助費につきましては、就学援助費、特別支援教育の支援にかかる費用となりますが、対象児童が減少したことと、小学校の給食費が全額国の負担となることから、対前年で 122 万 3,000 円の予算減となります。

項３中学校費、目１学校管理費につきましては、5,349 万円を計上しました。中学校経営に要します経常的経費が主なものですが、前年度に比べ 304 万 5,000 円の増となりました。ＧＩＧＡスクール第１期整備端末の更新時期に伴う機器の整備費用が増額の要因となっております。

節１報酬、参加。職員手当と、４共済費に、会計年度任用職員にかかる経費を計上しております。特別支援教育支援員３名、教育支援センター指導員１名、事務補助金他、図書館司書１名、庁務手１名の計６名分の経費となります。教育支援センター指

導員は、小学生も対象に含め、不登校傾向の児童生徒などの対応に十分な知識と経験を生かしていただき、指導を行っていただくものです。特別支援教育支援員１名も、この業務に従事し、児童生徒の個別対応強化を図ります。

節 10 需用費に消耗品 252 万 1,000 円と、光熱水費 599 万 4,000 円他を計上しました。消耗品費では、臨時的な費用としまして、消火器 14 本、ＡＥＤバッテリーの使用期限が到来することから、交換費用 15 万円を計上しました。修繕料は、学校施設の一般的な修繕料と臨時費用として、小プール機械室滅菌器交換、23 万 6,000 円。談話室、フローリング修繕 8 万 4,000 円を計上しました。

86 ページをお願いします。節 12 委託料においては、構内樹木管理委託料として 53 万 6,000 円をはじめ、その他の各種検査点検委託料、公社清掃委託 146 万 9,000 円を合わせ、委託料 454 万 2,000 円を計上しました。87 ページをお願いします。

節 13 使用料及び賃借料では、ＩＣＴ関連機器等使用料として 386 万 2,000 円を計上しております。これは教員用のパソコン、動画編集用パソコン、電子黒板用パソコン、電子黒板のリース料ほか、無線ＬＡＮ機器利用や利用及び保守料やセキュリティにかかる費用となります。コピー機、車両等借り上げなどを含め、使用料及び賃借料全体で 541 万 9,000 円を計上しました。

節 15、原材料費では、図書室カーペットの種修繕用材料費含め、18 万 7,000 円計上しました。

節 17 備品購入費では、図書費 45 万円と、一般備品として、保健室用、メディカルワゴン１台とベッド３台が、経年劣化により、更新時期を迎えていることから、33 万円。公立学校情報機器整備事業は、小学校管理費でご説明いたしました通りであり、684 万 4,000 円計上しました。生徒指導者用タブレット端末、118 台の購入費用であります。歳入教育費県補助金に整備事業費補助金として 385 万円計上しております。目２教育振興費につきましては、290 万 8,000 円を計上しました。準要保護、特別支援、生徒に係る扶助費が主なものです。

節 7 報償費では、伝統芸能継承活動の講師謝金８万円など、合わせて 12 万 8000 円を計上しました。

節 19 扶助費では、就学援助費及び特別支援教育奨励費の学用品、新入学生徒学用品、給食費補助、修学旅行補助を合わせまして、265 万円を計上しました。88 ページをお願いします。

○議長（金子光喜君）　ここで、昼食のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５３分

再開　午前１３時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　発言を許します。

○教育課長（赤池寛子君）　88ページをお願いします。項４社会教育費、目１社会教育総務費につきましては、3,961万1,000円を計上しました。対前年で1,152万1,000円の増となっております。令和７年度は、美術館費に計上しておりました、一般職２名の人件費を令和８年度から社会教育総務費に集約し計上。教育委員会事務室の空調工事等の工事費が増の主な要因となっております。

節２給料から節４共済費までは、社会教育係５名分の職員人件費となります。節７報償費で、生涯学習奨励費132万8,000円を計上しました。書道や水彩画、写真、民謡など15教室を生涯学習事業として実施していますが、英会話教室を除く12教室の講師謝金に加え、陶芸家庭教育講座及び奥球磨セミナー講師謝金等と合わせ、令和８年度では、随時開催となりますが、樹木の管理、運動を伴う活動など、特別講座を計画しております。また、地域学校協働活動に伴う謝金として、協働本部運営費用と、中学生を対象として、夏休み等に開催します地域未来塾の講師謝金など、合計73万1,000円。89ページをお願いします。また、中央公民館、まんが美術館の電気設備の３年に１度の停電を伴う点検で、高圧引込ケーブル、経年劣化により、漏電の危険があるため、高圧ケーブルと、高圧気中開閉器の取替工事費、教育委員会事務室、空調設備改修工事は、事務室エアコン２台が故障し、機種も古く、修理不能であることから、改修工事を行うための工事費合わせて413万8,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、町婦人会補助金36万円。町青年団15万円。町文化協会33万円など、各種団体に対する補助金を計上しました。人権教育推進協議会補助金は、17万円の増となりますが、令和８年10月17、18日に、熊本県人権教育研究大会が、人吉球磨大会として、人吉球磨全域で開催されるため、その参加費等を増額計上しました。また、地域コミュニティ活性化事業補助金、８団体要望分67万7,000円を計上しました。

目２公民館費につきましては、1,393万1,000円を計上しました。公民分館長の会議謝金と、分館管理委託料、その他公民館の維持管理に要する、経費が主なものです。令和７年度と比較しまして、56万1,000円の増となっています。

節７報償費の分館花作り奨励費に、７分館から要望があり、上限１万円の７分館分７万円を計上しました。

90ページをお願いします。節８旅費から節13使用料及び賃借料までには、中央公民館にかかる経常的経費を計上しております。

91ページをお願いします。節18負担金補助及び交付金では、分館活動振興補助金に、令和７年度まで、保健福祉課で実施していた家屋消毒実施分館への薬剤の配布事業を、令和８年度から、分館活動振興補助金に８分館分の薬剤代実費を加算し、交付すること

から、12 万 6,000 円の増で 225 万 1,000 円。分館施設整備補助金につきましては、４分館からの要望により、施設の改修や各種修繕費用の２分の１を補助するもので、78 万円を計上しました。目３文化財保護費につきましては、１億 1,902 万 3,000 円を計上しました。令和７年度と比較しまして、1 億 1,204 万 3,000 円の増となります。増の主な要因としましては、令和８年度に城泉寺本堂及び九重石塔の改修に着手するもので、令和９年度までの２ヵ年で実施予定としており、令和８年度、事業費を計上したことによるもの。また、歴史的風致維持向上計画策定業務委託料を計上したことによるものです。

節１報酬から節 11 役務費までは、文化財保護委員会に関する費用と、文化財施設の管理に要します経常的費用を計上しています。

92 ページをお願いします。節 12 委託料においては、各施設の、管理委託費用として 116 万 9,000 円を計上しました。埋蔵文化財調査委託料は、城泉寺九重石塔修理に伴う発掘調査業務委託料 567 万 4,000 円。城泉寺屋根及び九重石塔の改修工事を行うための設計監理業務委託料 1,460 万円。第二期の歴史的風致維持向上計画策定のための策定業務委託料 557 万 5,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金に、地域文化財振興補助金として 175 万円を計上しました。文化財施設での地域活動の補助及び、無形民俗文化財、保存３団体に対する活動並びに、歴史的風致維持向上協議会に対する補助金となります。令和８年度は、下村の御大師堂の修理事業及び、山ノ口稲荷神社修理事業の２件の要望がありましたが、令和７年度に実施された事業より、小規模の事業であることから、対前年で 215 万 40,00 円の減となりました。また、城泉寺本堂及び九重石塔の改修に関します歳入として、教育費国庫補助金に 6,736 万 3,000 円。県補助金に 518 万 1,000 円計上しております。

93 ページをお願いします。目４美術館費は、2581 万 7,000 円を計上しました。まんが美術館の管理運営、特別展や、漫画コンクール等に要する費用が、主なものです。令和７年度と比較し、970 万 8000 円の減となります。減の主な要因は、一般職２名分の人件費を社会教育総務費に集約したことと、令和６年度から一般社団法人地域創造から助成を受けて実施しました、公立美術館共同巡回展開催助成事業が令和７年度で終了したことによるものであります。また、美術館運営に関します歳入として、教育手数料で観覧料 232 万円、美術館グッズ販売量 280 万円の計 512 万円を計上しています。

節１報酬、３職員手当、４共済費では、主に、窓口業務を担当します会計年度任用職員１名と、令和８年度から、まんが美術館ショップの整備グッズ開発及び、管理業務を担当する地域おこし協力隊の人件費となります。節７報償費に漫画コンクール。入賞賞金等として、94 万円。漫画コンクール、審査員謝金として 33 万 5,000 円を計上しました。風刺漫画コンクールですが、令和６年度から新たにデジタル作品の応募も可能とし、令和７年度は、応募総数 659 点の応募があり、令和８年度は第 35 回目となるものです。漫

画イベント等謝金では、令和７年度において、漫画体験教室事業は、委託料から支出しましたが、令和８年度は謝金に計上しております。

節 10 需用費、消耗品に地域おこし協力隊のグッズ開発にかかる予算 10 万円のほか、94 ページになりますが、17 備品購入費、美術館ショップ商品陳列用什器など、地域おこし協力隊活動に係る関連予算を計上しました。

節 12 委託料では、美術館特別展事業委託料として 1,000 万円を計上しました。夏休み期間中に、親子で楽しめる展示や、くま川鉄道全線開通記念誌関連イベントとも連動した企画展示を企画し、委託料には、オリジナルグッズの製作費も含むものとしております。また、まんが美術館グッズ製作委託料は、くま川鉄道全線開通を記念して、まんが美術館のオリジナルグッズのデザイン制作を委託するため、委託料 57 万円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、事業、地域おこし協力隊住宅費補助金 60 万円を計上しました。95 ページをお願いします。

次に、項５保健体育費。目１保健体育総務費につきましては、3,757 万 4,000 円を計上しました。社会体育係職員３名分の人件費、スポーツ推進委員の報償費、費用弁償など、経常的経費が主なものです。令和７年度と比較し、508 万 8,000 円の減となりました。減の主な要因としましては、令和７年度に地域おこし協力隊の配置替えを行いましたが、令和７年度の当初予算には、関連予算の計上がありましたことによるものです。節７報償費に、スポーツ推進委員謝金として、11 名分の 134 万 3,000 円を計上しました。年間を通しまして、スポーツ行事の企画運営や、地域スポーツ振興支援などを行っていただき、郡関係の行事にも協力をいただいているところとなります。

節 12 委託用にスポーツ教室委託料としまして、125 万 6,000 円を計上しました。これは主に小学校で実施している総合運動クラブへの指導者と、中学校運動部活動の外部指導者の派遣事業を総合型地域スポーツクラブに委託して実施するため計上するものです。同じく節 12 委託料の中で、スポーツコミュニティ活性化事業委託料として 11 万円を計上しました。令和４年度に始めましたＳＵＰヨガ体験事業の開催を令和８年度も計画しています。

96 ページをお願いします。節 18 負担金補助及び交付金では、スポーツ協会等の負担金及び団体補助金の他、全国スポーツ大会等出場奨励金。151 万 8,000 円。奥球磨男子駅伝大会負担金 150 万円。奥球磨女子駅伝大会負担金 722 万円を計上しました。また、奥球磨女子駅伝大会に関します、歳入として、雑入でスポーツ振興くじ助成金 572 万円を計上しています。

目２体育施設費につきましては、1,816 万 4,000 円を計上しました。Ｂ＆Ｇ海洋センタープール、町民グラウンドなどの社会体育施設の維持管理に要する経費です。令和７年

度と比較し、38 万 9,000 円の減となりました。

節 10 需用費の修繕料 70 万円は、プール、町民グラウンドなど、施設の維持管理に必要な修繕費を計上しています。97 ページをお願いします。節 12 委託料にはプール監視業務委託料として 469 万 5,000 円。海洋センター外部清掃等委託料として 59 万 5,000 円。センター管理に委託料として 291 万円など、海洋センターを初めとした社会体育施設の維持管理に必要な経費を計上しました。プール監視業務委託料は、近年の猛暑等にかんがみ、プール開館期間を 18 日間延長するため、増額となっております。

続きまして、目３給食費につきましては、4,748 万 6,000 円を計上しました。給食施設整備の、維持管理費のほか、給食運営委員の報酬、費用弁償、給食調理業務委託料等の経常的経費や経費が主なものです。令和７年度に対しまして、372 万 4,000 円の増となりました。増の主な要因は、光熱水費や社会的な人件費の増に伴います、給食調理業務委託料の増。施設建築 10 年経過により修繕箇所や機器の不具合の増加による修繕費となります。また、前年に引き続き、給食費の無償化では、食材費の価格高騰により、１食当たりの単価値上げを実施することから、補助金額を増額計上しました。

節１報酬から節８旅費までは、前年度同様の予算で計上しております。節 10 需用費消耗品費は、消火器使用期限到来のため、６本分５万円。施設が建築 10 年経過し、施設の修繕や機器の故障が増えてきているため、維持管理に必要な修繕料を 30 万円増額計上しました。

98 ページをお願いします。節 12 委託料では、学校給食センター調理業務委託料 2,216 万 4,000 円のほか、警備委託料。各種清掃委託料、新規では、調理機器点検委託料、８万 3,000 円など総額で 2,387 万 9,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、学校給食費の無償化分として、補助金 1,400 万円を計上しました。子育て世代の支援を図るとともに、学校給食の質的量的安定を図っていきたいと考えております。給食費は１食当たりの単価ですが、給食の１食当たりの単価ですが、食材費が高騰していることから、令和８年度から給食費の値上げを予定しており、小学校が 286.7 円から 340 円に、月額で約 5,700 円。年間で 6 万 2,900 円。中学校が 343.67 円から 400 円に、月額で約 6,700 円、年間で 7 万 4,000 円となります。令和７年度と比較しまして、補助金額が全体で 100 万円増となります。小学校分は、令和８年度から月額 5,200 円が国の負担となることから、小学校分の町負担分は、１人当たり月額 500 円。年額で 5,500 円となります。歳入では、教育費、教育費県負担金に 715 万円計上しました。また、小学校分の補助残と中学校分は、過疎債のソフト事業を活用することとし、歳入で 680 万円を、過疎地域持続的発展特別事業債として計上しています。これからも児童生徒に安全安心で安定したおいしい給食の提供に取り組んで参ります。以上で款９教育費の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（金子光喜君）　款９教育費の質疑を行います。まず、項１教育総務費、項２小学校費、項３中学校費の質疑を行います。ページは、80 ページから 87 ページです。

○１番（田山幸平君）　82 ページ、目、学校施設整備費の節、委託料、工事の木質化についてなんですけども、こちらというのは利用されるというようなことは先ほど、ご説明の中にもありましたが、このなんでしょうか。税金の用途といいますか、そういった性格上こうなんですかね。木だとかそういったものにも触れてもらうみたいなものをちょっと見受けたりとかもしてるんですけど、これに使われるその、材質とかっていうのは町内のものを使われたりとかそういったご予定はあるんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　はい。使用します材料につきましては、球磨産材を指定しております。

○１番（田山幸平君）　承知しました。続けてなんですけども 83 ページの委託料についてなんですが、校内無線ネットワーク保守業務委託料という記載がございまして、ちょっと要するに、無線ＬＡＮ等の保守点検なのかなあっていうところでもちょっと、この金額 150 万もするっていうところにちょっとぴんときてない部分がございまして、でなおかつ、中学校の方には業務がないとかいうような部分も踏まえてですね、令和６年度の決算が 26 万 4,000 円、令和７年度の当初予算としましてが 83 万 5,000 円というようなものも見受けてる中で、これが大幅に２倍ぐらいになったというようなものの根拠を根拠といいますか、どういった内容なのか、お尋ねいたします。

○教育課長（赤池寛子君）　この小学校の校内無線ネットワーク保守業務委託料ですけど、小学校のネットワークにつきましては昨年の夏に更新が来て整備をしております。それによりまして、また新たな保守料というのが、よりネットワークが強化されたという面もありまして、機器も更新されておりまして、ネットワークの保守料も少し値上がりして、上がってきているところであります。

○１番（田山幸平君）　強化されたっていうことでなんですけどこれ無線ネットワークって書いてあるのは、要はタブレットとか教室で使われるルータ目の子のＷｉ－Ｆｉの環境のことを指されてるんでしょうか。具体的にどのような、学校、月１の点検であるとか、何か、なかなかこれが何といいましょうか、現場においてですね、どうにかなったっていうような部分がちょっと想像できないといいますか、どういったことを点検されてるものになるでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　この整備の内容についてですけども、各階におきますアクセスポイントの整備。それから、各階にありますハブ、それから、センターハブっていうのがまたありますけれども。そういったのを昨年の更新時期にすべて取りかえて交換しています。それを初期費用を抑えるために、５年間でそれをリースっていう部分も入っておりまして保守とあわせて機器のリースっていう形も合わせて入っているところで

す。それによりまして、５年間、こういった形で支払いをしていくということになっております。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

○３番（西　靖邦君）　82ページのですね。節の18の小中学生英語検定料補助金25万7,000円について伺います。この予算は何名分を見込んで計上されているのか、また、昨年度と比較して受験者数の増減はどのような状況であるのかを説明を求めます。

○教育課長（赤池寛子君）　これにつきましては、3級の検定が10名、それから準２級から５級の検定が45名ということで見込んでおります。昨年度は50名で、すいません級の内訳はわからないですけど50名で見込んでおりましたので、昨年より少し多めに、計上しているところです。

○３番（西　靖邦君）　先ほど田山議員からもありましたけど、82ページ図の、小学校視聴覚室の木質化工事費450万について伺います。この工事内容はですね、その壁面の木質化だけと考えてよろしいんですかね。それとね、またその使用する木材がありますよね。その木材は何立方メートル程度あるんですかね。予定されとるんですか。それもお願いします。

○教育課長（赤池寛子君）　この視聴覚室をですねヒノキのフローリングを中心として、床が中心です。一部、壁の方も整備いたします。面積にしまして110平米ありまして、材積の方はちょっと求めておりません。

○３番（西　靖邦君）　110平米に厚さかけたらいいんちゃうん。

○教育課長（赤池寛子君）　床の厚さが３センチとしたときに、大体3.3立方ぐらいと想定しております。壁につきましては施工範囲を打ち合わせの上、詳細は決めたいと思いますのでまだ詳細わかっておりません。

○３番（西　靖邦君）84ページのですね。節13のコピー使用料、57万8,000円等について伺います。これ、昨年度と同額の予算計上となっておるんですけども。これコピーしよるのは、ほんまに修理でコピー機本体のリース料じゃないですよね。

○教育課長（赤池寛子君）　このコピー使用につきましては、使用した枚数、場所によるものです。

○３番（西　靖邦君）　枚数やったら例年使用料に一定の変動があると思うんですよ。変動がね枚数の、今回、昨年と同額で計上された理由について伺います。

○教育課長（赤池寛子君）　まずコピー使用料につきましては、ペーパーレスに努めながら、節約をしていくという方向で進めておりますけども、最低必要な使用量を確保するというところで、例年、同額を計上させていただいております。

○３番（西　靖邦君）　校舎清掃委託料146万9,000円について伺います。これ小学校ではね。窓ガラス清掃委託料として計上されてるんですよ。表示の仕方が違ういうこと

は、清掃委託の内容に違いがあるのか。その内容について説明してください。

○教育課長（赤池寛子君）　当公社の清掃業務委託料につきましては、校舎の床やカーペット、それからトイレ、体育館の床、窓ガラス等ということで、計画をしておりますけども、清掃する箇所がとても広い広いというか範囲が大きいですので年次計画によって、清掃する場所を決めながら、進めているところであります。

○３番（西　靖邦君）　てこと小学校では窓ガラス製等清掃委託料以下その他の床とかそういう関係ないんですか。

○教育課長（赤池寛子君）　はい。小学校におきましても校舎の床、窓ガラス、トイレの清掃を行う予定としております。表記の仕方がちょっと中学校とそろってないっていうところです。

○３番（西　靖邦君）　その表記は一緒にしたらええんちゃいまんの。

○教育課長（赤池寛子君）　はい。おっしゃいます通り、わかりやすいように、次の年からは、そろえるようにしたいと思います。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

　では続いて、4、社会教育費。項5保健体育費の質疑を行います。ページは88ページから98ページです。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○５番（椎葉弘樹君）　89ページ、公民館費の報酬についてお尋ねします。先ほどの補正予算の関連になります。公民館長は現在、栃原教育長ということでしたが、条例上は報酬月額18万5,200円ということになっております。現在教育長がなられて、予算計上はなくなってるんですけども、これは教育長が辞退されているのか或いは他のルールに基づいて、教育教育長が兼務された場合には、これが、報酬として支払い者が選ばれないのかについて、お伺いしたいと思います。

○教育課長（赤池寛子君）　非常勤者非常勤職員には報酬を支給する条例がございますけども、常勤職員が非常勤職員の職と兼ねる場合は、当該職員に対しては、報酬は支給しないという規定がございますので、支給はしてないところでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　現在教育長におかれましては、まんが美術館の館長でもありますし、Ｂ＆Ｇの責任者でもあります。この中央公民館についても本町の場合もう長年にわたり、教育長が、中央公民館長として兼務されております。今後ですねもう、もし教育長のご負担がないのであれば、この中央公民館も教育長と兼務というふうな位置付けにして、この条例上規定されている18万5,200円、これをもうなくしていくっていう考え方もあると思いますが、これについては、おそらく教育長自身では判断できないと思

いますので、町長の方にお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君）　これまで私が記憶に残ってるところでいきますと、10年以上にわたってですね、多分この運用で、ずっとやってきたんじゃないかなと記憶しております。今のご指摘いただきました内容でございますけども、もうこれ後程また打ち合わせしなくちゃいけないかなと思ってるんですけども、現状教育長の方の中でですね、職務、１年まだ経ってらっしゃいませんので、そこら辺も加味しながらですね、今後どうするかということで、結論付けさせていただければというふうに思っております。内容的には、いわゆるなんて言いますか。財政的にも減になるわけでございますんで、負担で伴わないということであれば、そういうことも考えられるかなというふうに思っておるところ。以上でございます。1

○５番（椎葉弘樹君）　あともう１点運営に関する条例の中で、委員数、審議委員の数が15人以内となってるんですが、現在は11人の運用になってるようです。もうこの15人というのも、おそらくこの条例制定が昭和25年からのもので、そのまま引き継がれているんではないかと思いますので、これについてもあわせてご検討いただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君）　条例上学校教育社会教育の関係者。それから家庭教育の向上に資する活動を行う者、それから学識経験者ということがございますので、それも同時にちょっと検討させていただけばと思ってると。以上でございます。

○３番（西　靖邦君）　92ページの節の12のですね。埋蔵文化財調査委託料567万4,000円について伺います。これは現地における発掘作業からですね、整理作業を経て、報告書の刊行までを含んだ委託料と考えてよろしいですかね。

○教育課長（赤池寛子君）　発掘調査だけの報告書というのはこれには含んでおりません。

○３番（西　靖邦君）　そしたら報告書とかの刊行はどうされるんですか。また別の予算計上されるんですか。

○教育課長（赤池寛子君）　発掘の調査報告書につきましては、別の予算の城泉寺屋根、九重石塔修理、設計監理委託料1460万に含めることとしております。

○３番（西　靖邦君）　その別の予算はわかるんやけどやっぱり発掘作業だから、委託料が、そこまで報告書までを、含めるのが予算ちゃうかな。その発掘作業の中に。その屋根工事のところに報告書を持ってくるのはちょっとおかしいんじゃないんですか。

○教育課長（赤池寛子君）　一般的にはこの修理報告書の中に含めて、報告していただくということになっておりますので切り分けて考えております。

○３番（西　靖邦君）　修理やなしに新しくできた発掘調査でしょ。それ別もんでしょ大体。考え方としたら。

○教育課長（赤池寛子君）　修理に伴う発掘調査ですので、修理報告書と一緒にしていただくことになっております。

○３番（西　靖邦君）　それはそういう報告で問題ないわけですか。

○教育課長（赤池寛子君）　以前行いました、八勝寺や御大師堂の改修のときにも同様のように行っております。

○３番（西　靖邦君）　98 ページの節の 12 ですけどね。厨房機器等点検委託料 8 万 3,000 円ですけども先ほど昨年度ないということをおっしゃったんですけども。それどのような厨房機器が点検時期を迎えたんですかね。

○教育課長（赤池寛子君）　点検の機器の内容ですけれども、スチームコンベクションオーブン点検、それから、立体炊飯器の点検、食洗機の点検、スケール洗浄、それから真空冷却器点検ということで、急に壊れてすぐに支障があるものですね、こういったものを、年３年に１回とか、１年に１回とかですね、点検を行っていきながら未然の故障を防ぐということで実施するものです。

○３番（西　靖邦君）　西議員。先ほど５項目を言われたんですけどそれは、点検業者１社で済むんですか。

○教育課長（赤池寛子君）　はい。点検業者は１社で行う予定としております。

○議長（金子光喜君）　他に。

○５番（椎葉弘樹君）　92 ページの歴史的風致維持向上計画策定業務委託料 557 万 5,000 円についてお尋ねします。これは、平成 29 年から 10 年間の計画、様々に事業を展開され、これらについては高く評価をしているところです。何点か確認しますけど。この今後つくられる計画というのは、これもまた今後の 10 年間の見越した策定なんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君）　10 年間の計画としております。

○５番（椎葉弘樹君）　あと、これまでの計画書の改訂なのか、それとももう大幅なまたリニューアルになってくるのかについてはどうなりますか。

○教育課長（赤池寛子君）　基本的に改訂ということです。そして実施する事業を更新して記載していくということになります。

○５番（椎葉弘樹君）　改訂であれば、事業的にはやっぱり結構入ってくるもんなんでしょうか。簡易な見直しであれば、そんなに予算はかからないと思うんですが、おそらく 550 万円かかってるということは、またいくつかの主力事業が入ってくるのかなと思ってるんですが。そのあたりはどうなってますか。

○教育課長（赤池寛子君）　計画といたしましては、八勝寺、宝陀寺周辺事業、それから下町橋、下町橋里宮通りの周辺の整備ですね。それと、潮神社の周辺の開発ということも視野に入れながら、計画していきたいと考えております。

○議長（金子光喜君）　他にありませんか。

では、次に、最初に戻り、款１議会費の説明をさせます。

○議会事務局長（赤池昌信君）　それでは戻りまして、款１議会費の説明をいたします。ページは29ページでございます。款一議会費につきましては、令和８年度予算額として、6,697万3,000円を計上いたしました。令和７年度と比較して、143万3,000円の減というふうになっております。令和８年度一般会計予算の歳出総額に占める割合は、1.5％となっています。減の主な理由は、議員共済給付費負担金の率の改定による減額、また、令和７年度においては、臨時的に議場用椅子の購入を予算計上していたためでございます。

それでは節１報酬から順にご説明いたします。節１報酬から節４共済費までは、議員の皆様及び議会事務局職員の人件費関係を計上しております。議員共済負担金は、議員年金制度廃止に伴います共済金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しておりまして、令和７年度と比較して、58万円減の、684万5,000円を計上いたしました。

節８旅費は、本会議、全員協議会、常任委員会、特別委員会等が対象となります。議員会議出席に伴う費用弁償101万8,000円。それ以外の会議出席は出張に伴う費用弁償254万5,000円。事務局職員の普通旅費60万3,000円を計上しました。

節９交際費は、議長交際費として、前年度同様63万円を計上しました。

節10、需用費では、議会だよりと会議録の印刷製本費として97万1,000円を計上いたしました。

節12委託料では、会議録電子データ化業務委託料として、135万4,000円を計上しました。古い時代の会議録は、紙媒体のみの保存となっておりますので、電子データ化するための委託料でございます。令和８年度は、昭和60年から平成４年度分までの分を行う予定であります。また、本会議映像配信業務委託料78万7,000円を計上しました。これは一般質問の映像を配信するための委託料でございます。30ページをご覧ください。

節18負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協議会負担金を計上しております。以上で款１議会費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君）　これから款１議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで款１議会費の質疑を終わります。次に、款２総務費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君）　それでは同じく30ページです。款２総務費をご説明申し上げます。款２総務費は、全体で９億6,587万3,000円を計上しました。令和７年度と比較して952万3,000円の減であります。歳出に占める構成比は21.4パーセントになります。以下、目ごとに主なものをご説明申し上げます。

目１一般管理費につきましては、２億 326 万 6,000 円を計上しました。前年度と比較して、4,614 万 4,000 円の増でございます。節１報酬と切に給料は、町長副町長及び総務課に所属しております職員。また、会計年度任用職員の報酬給料を計上し、節３職員手当等 9,070 万 5,000 円につきましても、同様に、町長、副町長及び、総務課職員の期末手当、時間外勤務手当等ほか、総務課が所管しております各種手当等を計上しました。

31 ページをお願いします。一般職の児童手当、特別職と一般職の、退職手当負担金を計上しておりますが、退職手当金につきましては、特別職一般職合わせて、5,175 万 4,000 円となり、令和７年度と比較しますと、3,979 万 1,000 円の増となります。役職定年制の導入により、令和５年、７年、９年、11 年、13 年は原則定年者がいない年となり、特例で負担金の額が４分の１に減額となっておりましたが、令和８年度は通常額に戻るからでございます。ただし、残りの令和９年、11 年、13 年につきましても、４分の１の減額はできなくなる旨の連絡が参っておりますので、今後は通常額を支払っていくことになります。

節４共済費は１段目。市町村共済組合負担金 1,901 万 5,000 円のほか、職員の雇用に関する保険料等を計上しております。

節８旅費 261 万円は、町長副町長及び、総務課職員の出張旅費と、会計年度任用職員の通勤手当を計上しました。

節 9 交際費。町長交際費は 107 万円を計上しました。様々な企業団体等と連携親交を深めまして、本町への継続的な支援をいただけるよう、努力して参ります。

節 10 需用費、１段目、消耗品費や 560 万円と、令和７年度と比較して 90 万円減でございます。物価高騰が見込まれますが、ペーパーレスの取り組みや、事務用品の無駄のない使用及び管理に努め、経費の削減を目指します。１番下、被服購入費 11 万 7,000 円は、新規採用職員の防災服等を購入いたします。

節 11 役務費。２段目の運転記録証明書修正手数料８万円。これは職員の交通違反歴、事故歴、免許更新の確認を行い、役場みずからの交通安全のリスク管理を行うものです。そのおかげもあってか。湯前町役場が２年連続で優良安全運転管理者表彰を受賞するなど、その効果も上がっております。広告料 162 万円は、各種新聞広告等のほか、龍谷大学女子柔道部とのロゴ広告料 144 万円が含まれます。なお、龍谷大学柔道部１年生の、森近選手が、２月末に行われました、湯前合宿直後に、ヨーロッパのオーストリアで開催されました、グランプリアッパーオーストリア国際大会で、銀メダルを獲得するなど、多くの選手が国内外で活躍しており、その効果も上がっているところが確認できます。

災害対策費用保険料、60 万 4,000 円は、集中豪雨や台風接近の際の、避難指示や高齢者等避難を発令した場合に、避難所の設置、飲料水や食料の提供。対応に要した職員人件費に対して保険金が支払われるものです。節 12 委託料は、２段目。職員健康補診断委

託料 143 万 9,000 円、32 ページをお願いします。下から２段目、職員採用試験委託料 14 万 1,000 円等を計上しました。

節 13 使用料及び賃借料、は、664 万 3,000 円を、でございます。２段目、有料道路使用料 187 万円は、Ｗｅｂ会議の増加で、職員の出張が減っておりますので、15 万円減額しました。一番下、庁舎内ＢＧＭシステム使用料、7 万 7,000 円は、来庁者の相談内容が周りに漏れにくくなるマスキング効果、職員のメンタルヘルス対策、集中力生産性アップなど、職場環境の改善を図るために導入しています。

節 17 備品購入費 38 万円は、職員用の机、椅子について数の不足及び老朽化により、計画的に追加及び更新をしています。節 18 負担金補助及び交付金 265 万円は、職員研修費でございます。業務量の増加で、なかなか研修への参加が難しくなっておりますが、質の高い行政サービスを行うためには、職員のスキルアップは不可欠でありますので、各課長が意識的に受講を進めるように取り組んで参ります。

○議長（金子光喜君）　ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後　１時５８分

再開　午前　２時　９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、款２総務費の説明の途中です。発言を許します。

○総務課長（西村洋一君）　引き続き 32 ページをお願いします。目２文書広報費につきましては、329 万 5000 円を計上しました。広報旬報に関する経費を計上しております。

33 ページをお願いいたします。目３財政管理費につきましては、8,344 万円を計上しました。節 1 報酬 13 万 3,000 円は、令和８年度は、行政改革第８期計画の、作成年度となりますので、その委員報酬を計上しました。

節 24 積立金 7,740 万 7,000 円は、主に各基金の利子積立となりますが、５段目、ふるさと応援基金積立金は 6,000 万円が、ふるさと納税からの積立分で、利子 35 万 8,000 円となります。また、７番目、水の恵み交付金基金積立金は、熊本県企業局からの交付金 1,000 万円と利子２万 3,000 円となります。

目４会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上しました。

34 ページです。節 11 役務費、１番下、公金振込手数料 357 万円を計上しました。令和７年度と比較して、約２倍以上の額となりますが、もともと公金振込手数料は無料でありましたが、令和６年度から各金融機関とも有料となり、値上げが続いているところでございます。

目５財産管理費につきましては、4,031 万 4,000 円を計上しました。令和７年度と比較

して、770 万 4,000 円の増でございます。増の主な要因は、旧南部保育所空調修繕と、公用車の購入でございます。

節１報酬から節８旅費まで、町長車運転の会計年度任用職員の人件費を計上しました。

節 10 需用費、４段目、修繕料、456 万円を計上しました。７年度と比較して、269 万円増となっておりますが、旧南部保育所の、元遊戯室と乳児室の空調が故障しており、整備するものでございます。

節 11 役務費 621 万 6,000 円については、電話料６万円は、クラウドフォンに変えたことにより、電話料が不要とされましたが、ＦＡＸ回線のみ残っておりますので、その分を計上しました。その他、町有建物災害保険。公用車検等々、それぞれ計上いたしました。

35 ページお願いします。節 12 委託料 849 万 4,000 円は、３段目。役場庁舎警備委託料 60 万 1,000 円。５段目。登記委託料 215 万円は、ＪＡ倉庫跡地の宅地分譲に伴う分筆のための登記委託料です。その他、下から２段目、第二期公共施設等総合管理計画策定業務委託費 411 万 7,000 円など、各種委託料を計上いたしました。

節 13 使用料及び賃借料 607 万 3,000 円は、総務課で管理します公用車のリース料、電話サービスのライセンス使用料を計上しました。また新たに役場庁舎ＬＥＤ照明リース料 66 万円を計上しました。月額７万 7,000 円の８ヶ月分となります。なお、５年契約で終了後は無償譲渡されます。なお他の施設につきましては、庁舎の整備は何も補助制度ございませんので、一般財源を充当しますが、福祉教育施設等は、有利な起債などの制度がございますので、過疎計画等に追加記載するなど、またほかの事業との兼ね合い段取りを含め、随時進めていきたいと考えております。

節 15、原材料費 80 万円は、里道維持補修用の原材料費となります。

節 17 備品購入費 388 万 1,000 円は、企画観光課主要の公用車をなくし、新たに「ゆっくん」の輸送に便利で、また、６名程度の出張にも対応できるワゴンタイプの車両を購入したいと考えております。節 26 公課費 18 万 9,000 円は公用費の車検に伴う重量税です。以上です。

○農林振興課長（浅田　徹君）　目６公有林管理費です。目６公有林管理費は、9,453 万 4,000 円を計上しました。町有林の維持管理に要する経費が主なもので、令和７年度と比較しまして、171 万 1,000 円の減額となりました。減額の要因は、前年度の森林災害保険料の見直しによるものです。

節７報償費は、還暦者記念植林記念品、１万 3,000 円を計上しました。記念植樹に伴います、配布苗木代となります。

節 10 需用費は、31 万 2,000 円を計上しました。消耗品費６万円ほか、公用車の燃料点検時の修繕、また、食糧費をそれぞれ計上しました。

節 11 役務費は 12 万 7,000 円を計上しました。森林災害保険料では、令和７年度に、10 年最長の複数年保険に見直しを行い、長期的な保険料総額の減額を図りましたので、令和７年度の 96 万 3,000 円から大きく減額となっております。

36 ページをお願いします。節 12 委託料は、9,118 万 1,000 円を計上しました。令和７年度に対し、2,900 万あまりの増額です。

町有林造成事業委託料は、5,658 万 5,000 円を計上しました。再造林 15 ヘクタールを初め、防護柵、下刈りなどを計画しております。この事業の財源としまして補助率 68%の森林環境保全整備事業の、国、県補助金を活用いたします。

次に、４つの企業との協働の森づくり予算です。紅の森造成事業委託料で 648 万 1,000 円。ＪＴの森造成事業 1,756 万 6,000 円。ダイダンの森造成事業 664 万 2,000 円。次に、未来の森造成事業 40 万 7,000 円を計上しました。この４つの企業の森におきまして、再造林、下刈り、間伐など、27 ヘクタールあまりの事業を予定しております。町有林全体では 84 ヘクタールあまりの事業量となります。

次に町有林管理委託料は、350 万円を計上しました。町有林の巡視、境界管理、路網管理等を委託するものです。節 13 使用料及び賃借料は、98 万 3,000 円を計上しました。森林ＧＩＳシステム使用料 67 万 4,000 円と、積算システム等使用料 30 万 9,000 円の内訳となります。

節 15 原材料費６万 2,000 円は、湯前小学校の卒業記念植林に必要な苗木代を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、185 万 6,000 円を計上しました。人吉球磨管内の市町村で組織します、公有林経営協議会負担金、１万 6,000 円と。企業法人等との協働の森づくり事業活動などを運営する､森づくり実行委員会補助金 184 万円を計上しました。公有林管理費は以上です。

○総務課長（西村洋一君）　同じく 36 ページです。目７交通安全対策費です。1,132 万 8,000 円を計上しました。交通指導員の活動経費、交通安全対策に対する要する経費を計上しております。

節７報償費、交通指導員報償費、330 万 1,000 円は、これまでの実績をベースに積算して計上してございます。

節 10 需用費の光熱水費 240 万円は、街路灯防犯灯の電気料でございます。また修繕料は 160 万円を計上しました。街路灯防犯灯の修繕でございます。

節 13 使用料及び賃借料 44 万円は、新規事業となります。見守りカメラリース料で学校周辺の通学路、４ヶ所に設置し、児童生徒を初め、住民の安全確保と安心感の向上に努めます。

節 14 工事請負費 200 万円は、こちらは防犯灯、街路灯のＬＥＤ化更新工事についてで

す。ふるさと応援基金、いわゆるふるさと寄付金を活用させていただき、街路灯防犯灯をＬＥＤタイプに計画的に取りかえて参ります。予定ではあと３年程度ですべてがＬＥＤ化できるものと予定をしておりますが、工事の箇所のよって金額が変わって参りますので、目安というところでご認識いただければと思います。

37 ページをお願いいたします。節 18 負担金補助及び交付金 35 万 4,000 円は、各種協会等の負担金を計上しました。目８防災諸費は、8,927 万 6,000 円を計上しました。

まず節７報償費 38 万円は、重機等操作研修の講師等謝金を計上いたしました。節 10 需用費の消耗品費 65 万 5,000 円は、球磨川水系防災減災ソフト対策債補助金の対象とならない消耗品、事務用品費等となります。今回は主に、備蓄用の食料品、飲料水等を購入いたします。また修繕料 10 万円は、防災用機械修繕料の、待ち受け予算となります。

節 11 役務費 33 万 5,000 円は、災害発生時における住民と役場との、非常用通信手段の確保、役場対策本部と災害現地調査に向かう職員との山間部での通信手段の確保のための通信機器の通信料などを計上しました。

節 12 委託料 1,074 万 6,000 円は、防災ラジオシステム維持管理業務委託料 801 万 6,000 円をはじめ、防災ラジオシステムメール連携改修業務委託料 33 万円は、防災無線における火災発生放送について、現在のシステムでは、行政区など、具体的な放送ができませんでしたので、その改修を行うものです。改修後は、行政組合または目標物名を追加して放送がされます。防災拠点及びトイレ等整備工事監理業務委託料 170 万円を計上しました。

節 14 工事請負費 7,100 万円の内訳は、防災拠点等整備工事に 7,000 万円。次に防災倉庫内に格納している機材が、近年の気温の上昇により、グリス等が溶け出るなど、機械の方に悪さをしておりますので、倉庫内の温度を下げるための換気扇設置工事に 30 万円。また、備蓄倉庫においては、すでに換気扇は設置しておりますが、食品等を保管している関係上、さらなる気温管理と、直射日光を避けることが必要であるため、ガラス窓に、遮熱塗装を行う工事に 70 万円となります。

節 17 備品購入費 309 万円は、新たに建築します、災害対策室用にビデオ会議システムを整備します。38 ページをお願いいたします。

節 18 負担金補助及び交付金。湯前町自主防災組織活動補助金 199 万 1,000 円は、各負担金のほか、自主防災組織が、自主的に実施する事業について、その経費を上限 10 万円で補助するものです。以上です。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　同じく 38 ページでございます。目９企画調整費は、２億 1,487 万 8,000 円を計上しました。令和７年度に比べ 1,906 万 8,000 円の増額となります。増額の主な要因は、令和２年７月豪雨災害から全線開通する、くま川鉄道に対しまして上下分離方式等の事業が進みますので、一般社団法人くま川鉄道管理機構の負

担金や、くま川鉄道利用促進補助金が主なものでございます。節ごとに説明をいたします。

節１報酬に 285 万円を計上しました。振興計画策定審議会委員報酬、移住定住促進事業に携わる、地域おこし協力隊１名分の報奨金を計上しました。振興計画策定審議会委員報酬は、第６次総合計画や第３期湯前町総合戦略の検証に係るものでございます。

協力隊にかかる費用は、節３職員手当等の人件費のほか、活動費用として、それぞれの科目に必要経費を計上しております。

節２給料は、2,250 万 8,000 円を計上しました。企画観光課、職員の職員５名分の給料を計上し、職員に係る人件費関係につきましては、節３職員手当等、節４共済費に計上しております。節７報償費に、報償費 27 万 4000 円を計上しました。ふるさと納税の窓口寄付。寄付分の返礼品や空き家に関する相談窓口に対し、司法書士などに支払う講師謝金を計上しております。また、移住定住促進事業につきましては、熊本県の空き家対策等を専門家支援補助金を活用いたします。

39 ページをお願いします。節 11 役務費に 575 万円を計上しました。ふるさと納税に係る決済手数料が主なものです。節 12 委託料につきましては、9,648 万 2,000 円を計上しました。そのうち、ふるさと納税業務委託料につきましては、9,306 万 3,000 円を計上しております。目標額を令和７年度同額の２億円とし、目標額に近づくよう努力して参ります。

１番下のライフデザイン結婚支援重点推進事業委託料につきましては、若い世代の将来設計を支援し、その中で、結婚という選択を後押し、サポートする事業に 150 万円を計上しました。

40 ページをお願いします。節 18 負担金補助及び交付金には 6,609 万円を計上しました。主なものにつきましては、令和８年度上半期に全線開通するくま川鉄道への補助金や、上下分離方式に伴う一般社団法人くま川鉄道管理機構への負担金などが主なものでございます。上から４段目、人吉球磨スマートインターチェンジ協議会負担金は、209 万 7,000 円を計上しました。令和元年に供用開始されたスマートインターチェンジ整備に伴う償還にかかる負担金となります。その下、住宅リフォーム補助金は、補助限度額 30 万円の 10 件の 300 万円を計上し空き家リフォーム等補助金は、1,200 千円を計上しました。その下、地方バス運行等特別対策補助金は、令和８年度見込み額 589 万 2,000 円を計上しました。その下４つめ、くま川鉄道経営安定化補助金には、令和７年度実績から 1,673 万 4,000 円を計上しました。

41 ページをお願いいたします。上から２段目、一般社団法人球磨川鉄道管理機構負担金に 1,437 万 8,000 円を計上しました。令和２年豪雨災害からの、被災したくま川鉄道は、令和８年上半期に全線開通しますが、鉄道事業再構築実施計画に基づき、全線開通

後は、上下分離方式により運営を行っていくこととなっており、事務的経費、維持管理委託などの負担することとなっております。その下、くま川鉄道利用促進補助金につきましては、全線開通後にくま川鉄道に乗ってもらい、鉄道の利便性を際に確認してもらう取り組みに320万円を計上しました。

湯前町ＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業補助金につきましては、ＬＰガス世帯に対し3,000円を補助するもので、県の２分の１の補助を活用いたします。以上、企画調整費の説明を終わります。

○総務課長（西村洋一君）　目10情報通信管理費。これにつきましては、1,134万4,000円を計上しました。令和７年度と比較して、775万4,000円の増となります。大幅増の要因は光ケーブル撤去を令和８度から４年間かけてスタートするためでございます。

節10需用費60万円は修繕料ですが、地デジ難視聴世帯向け光ケーブルの断線等の修繕を見込みました。

目11電算情報管理費は8,529万2,000円を計上しました。職員が業務で使用する庁舎内電算運用関係の費用や、国や県及び町内の公共施設間のネットワーク費用などを計上しています。大きく減額した理由は、令和７年度は総合行政システム標準化業務委託料4,397万円があったからでございます。

42ページをお願いします。節13使用料及び賃借料の中で、下から３段目、ガバメントクラウド利用料2,088万3,000円は、デジタル庁が主導する国や地方団体が、地方自治体が、共同で運用する安全高機能な政府クラウド基盤の使用料です。なお、財源は一般財源を充当していますが、現在国で協議がなされておりますので、国から何らかの措置があれば財源更正をお願いしたいと考えております。

その下、グループウェア勤退管理システム利用料99万円を計上しました。タイムカードをなくし、パソコン上で管理することで、時間外勤務の管理、各休暇制度の管理などの簡素化、省力化を図ることで、職員の住民サービスにかける時間確保と働き方改革に寄与します。

その下、ローカルブレイクアウト環境サービス利用料110万9,000円は、現在職員が使用しておりますパソコンの環境が、国、県、市町村間で繋がっている回線と、一般のインターネット回線と分けて利用しておりますが、このサービスを利用することで、双方の回線からの様々な機能を利用できるようになりますので、業務の大幅な効率化ができることとなります。

節17備品購入費31万9,000円は、職員用タブレット４台を購入いたします。

節18負担金補助及び交付金538万6,000円を計上しました。県市町村電子自治体共同運営協議会負担金ですが、議事録作成支援システム、文書管理システム。電子決済システム、ロゴチャットシステムなど、県内町村で共同運用を行うことで、システム構築と

保守の手間と経費を削減するものです。目 12 諸費につきましては、2,252 万 5,000 円を計上しました。昨年度と比べて 625 万 6,000 円の減となります。

43 ページをお願いします。節８旅費、１番下、区長出張に伴う旅費 44 万 2,000 円は、２年に１回開催されます、区長研修の旅費を計上しました。

節 12 委託料、上段の地上デジタルテレビ難視聴世帯解消事業委託料 38 万 5,000 円は、難視聴世帯に対し、ひかりテレビやインターネット加入申請受け付けを、町に代わって代行していただくものですが、全世帯方向性は定まっておりますが、手続きが終わってないところもございますので、見込みにより計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金 1,275 万 6,000 円は、人吉球磨広域行政組合運営費負担金をはじめとする各種協議会の負担金のほか、下から３段目、多良木地区少年補導員活動補助金は、新規となりまして、２万 2,000 円を計上しました。これまでは個人の会費とボランティアで活動しておられましたが、会員の減少や高齢化により、活動継続が厳しい状況でございましたが、活動自体は町としても必要と考えましたので、多良木警察署管内の町村で一部負担することとなりました。

44 ページをお願いします。地上デジタルテレビ難視聴世帯解消事業補助金は、490 万 2,000 円を計上しました。また、県町村会、郡町村会、全国町村会負担金をそれぞれ計上いたしました。

44 ページです。目 13 定額減税にかかる調整給付事業費は、廃目でございます。以上です。

○税務町民課長（黒木博行君）　引き続き、項２徴税費についてご説明いたします。

目１税務総務費については、前年度比 36 万 9,000 円増の、4,711 万 6,000 円を計上しました。短期の会計年度任用職員を含む職員等７名の人件費、物件費等の経費が主なものとなります。各節による多少の増減がありますが、増の主な要因としましては、人件費の増になります。

45 ページをお願いします。節 12 委託料については、不動産鑑定委託料に、302 万 5,000 円を計上しました。これは固定資産税の３年に１度の評価替えに向けた、土地の鑑定評価等に関するもので、令和８年度が最終年度の３年目となります。また、家屋評価業務委託料 66 万 3,000 円を計上しました。過去３年間の調査棟数及び令和７年度の実績見込みをもとに計上しました。年末頃には実績の方が見えてくると思いますので、不足が見込まれる場合には、補正予算のお願いしたいと思います。

また、マイナンバーカード関連申請書作成システム保守委託料に、13 万 2,000 円を計上しました。これは、令和５年度に購入しました機器の保守委託料で、購入時に保守が３年間付帯されておりましたが、期間が終了するため、予算計上しました。なお保守の期間は２年を予定しております。

節13、使用料及び賃借料については、地方税ポータルシステム利用料に令和７年度と同額の168万3,000円を計上しました。そのほか、地籍管理システムリース料については、令和７年度と同額の101万円を計上しました。これには、プリンターのリース料も含んでいるところでございます。

節18負担金補助及び交付金については、地方税共同機構負担金に令和６年度から、共通納税対象税目が拡大しておりまして、令和８年度においても、取扱件数の増加が見込まれるため、49万3,000円を計上しました。

また、軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金５万4,000円を計上しました。これは県が賦課徴収し、町に払い込まれる軽自動車税環境性能割の５％を負担するものです。

節22償還金利子及び割引料については、町税還付金及び加算金に、過去３年間の実績を勘案した80万1,000円を計上しました。

次に目２賦課徴収費については、税の賦課徴収に要する経費として、前年度比365万4,000円増の848万8,000円を計上しました。

46ページをお願いします。節10需用費、細節３印刷製本費については、納付書等印刷物の適切な在庫や単価の管理を行い、不足する納付書や共通納税用の納付書、通知書等の印刷に73万3,000円を計上しました。

節12委託料については、ｅＬＴＡＸ第５期更改に伴うシステム改修業務委託料に345万4,000円を計上しました。国税からｅＬＴＡＸを通じて送付される申告書や、法定調書等の連携対象情報の範囲拡大等に伴うシステム改修となります。また、納税通知書の電子化に伴うシステム改修業務委託料に196万6,000円を計上しました。固定資産税及び軽自動車税において、紙の納税通知書に加え、希望のあった納税義務者に対し、電子データにより受領閲覧できるように改修するものです。

節13使用料及び賃借料につきましては、預貯金照会システム使用料に13万8,000円を計上しました。

続きまして、項３戸籍住民基本台帳費については、職員２名及び会計年度任用職員１名の合計３名分の人件費を初め、戸籍住民基本台帳事務に要する経費に、4,497万6,000円を計上しました。前年度比666万6,000円の減となりました。減の主な要因は、総合行政システムの標準化対応のための戸籍総合システム改修等に要した経費1,469万6,000円が、標準化移行が完了し、減となったためです。

節１報酬、節３職員手当等、節４共済費、節８旅費に窓口業務に係る会計年度任用職員１名分の人件費を計上しております。

また、節２給料、節３職員手当等、節４共済費に、一般職員２名分の人件費を計上しております。

47ページをご覧ください。節12委託料に住基ネットワークシステム機器保守料207

万3,000円を計上しました。住基ネットプログラム修正委託料につきましては、年３回の対応を予定しており、令和７年度と同額の104万円を計上しました。

また、戸籍総合システム保守料として278万6,000円を、戸籍総合システム機器保守料は13万3,000円を、令和７年度から減額した額で計上しております。これは令和７年８月25日からシステム標準化及びガバメントクラウドへ移行したため、減額となったものになります。戸籍情報システム改修業務委託料に185万9,000円を計上しました。これは令和８年度標準仕様書の改版によるシステム改修となります。マイナンバーカード専用プリンター保守委託料に、令和７年度と同額の６万5,000円を計上しました。ガバメントクラウド運用補助委託料250万8,000円は、システム標準化移行後にかかる費用で、標準化移行が完了し、令和８年度から年間分の負担が必要になったため、増となったものになります。

節13使用料及び賃借料は、住基ネットワークシステム機器リース料及び戸籍総合システム機器リース料に、令和７年度と同額の230万1,000円、61万8,000円を計上しました。また、戸籍総合システム使用料は、システム標準化、ガバメントクラウドへの移行後にかかるシステム使用料で416万円を計上しました。ガバメントクラウド利用料812万3,000円は、デジタル庁が指定するクラウドサービスプロバイダのデータセンター環境利用におけるランニングコストになります。デジタル庁に支払う経費ですが、人口５万人未満の自治体における算出に基づき計上しておりますが、ドル建てであるため、１ドル160円で試算し、概算で計上させていただいておりますので、今後、増減額が発生した場合には、補正の方をお願いしたいと思います。

節17備品購入費にマイナンバーカード申請用タブレット購入費６万円を計上しました。財源につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金10分の10を充当しております。説明は以上であります。

○総務課長（西村洋一君）　項４選挙費でございます。目１選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として、28万7,000円を計上しました。目２選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として、12万1,000円を計上しました。目３参議院議員選挙費は廃目でございます。なお、令和８年度の選挙は、熊本県知事選挙が予定されておりますが、町が決定する選挙ではございませんので、熊本県選挙管理委員会からの通知があり次第補正予算で対応いたします。

項５統計調査費、目１統計調査総務費の２万2,000円につきましては、市町村民経済計算負担金などを計上しております。目２指定統計費は、経済センサスに関する必要な経費をそれぞれ計上しております。以上で説明を終わりますよろしくお願いします。

○監査書記（赤池昌信君）　項６監査委員費、目１監査委員費は122万5,000円を計上いたしました。令和７年度と比較して、4万4,000円の増となっております。増の主な要

因は、令和８年度におきましては、代表監査委員が郡の監査委員協議会の役員となられたことに伴い、旅費等が増額となるものでございます。監査委員費では、年間の監査実施計画に基づく、決算審査、定期監査、例月現金出納検査に係る経費や、県及び郡の監査委員協議会の研修会への参加経費などを計上しております。

以上で款２総務費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから、款２総務費の質疑を行います。まず、項１総務管理費の質疑を行います。ページは、30 ページから 44 ページになります。

○３番（西　靖邦君）　36 ページ目ですけども、節の 12、町有林造成事業委託料 5,658 万 5,000 円についてです。前年度より約 3,700 万ですかね、増額となっております。先ほど事業面積 15 ヘクタールとかなんか言ってはりましたけども、その増額の主な要因って委託業務の内容がいろいろあると思います。造林、保育、間伐、除伐等いろいろあると思いますけども。3,700 万円増額はそのどれに該当するんでしょうか。

○農林振興課長（浅田　徹君）　はい。町有林造成事業委託ですけども、ここ数年、計画的に全伐を毎年 10 ヘクタールぐらい進めて参っておりますので、その分の再造林から下刈り、それから鹿ネットですね防護柵、これの経費が膨らんできていると、そういうことで考えております。

○３番（西　靖邦君）　それ、昨年度事業面積も増えたんですかね。

○農林振興課長（浅田　徹君）　はい。施業面積自体が増加しておるものでございます。

○７番（味岡　恭君）　37 ページの防災諸費で、工事請負費であります。防災拠点等整備工事ということで聞きましたが、内容の説明をもう一度お願いいたします。

○総務課長（西村洋一君）　はい。こちら場所は庁舎の中庭を使いまして、防災対策室を建設するものでございます。大規模災害が起きた際には、国、県、または自衛隊、消防署などから、多くのスタッフの方が、派遣されてこられますので、そういったところの活動するスペースが現在ございませんので、そのような、広い会議室を設ける。またトイレも現在、町の庁舎には多目的トイレがございませんので、多目的トイレや、また現在のトイレは、なかなかこう、すぐ不具合が起きて使用禁止になったりしますので、そういったところの改修も必要となりますので、トイレ等、防災対策室を、建設したいと考えております。以上です。

○７番（味岡　恭君）　設置場所が中庭というふうに聞きましたが、ほかに検討はされなかったのでしょう。場所的には。

○総務課長（西村洋一君）　はい。まず前提として、役場庁舎の近くでなければ、なかなか機能しづらいところもございますので、役場周辺でというところで、裏の駐車場とか、様々に検討しましたが、今のところ駐車場も不足している。ところもございますので、今使用していないというとこちょっと語弊がありますが、空いたスペースが、もう

中庭しかございませんでしたので、様々に検討は行いましたが、中庭に落ち着いたというところでございます。

○７番（味岡　恭君）　災害って言われましたが、どういう災害があるかわかりません。例えば地震、大規模な地震の場合に、中庭だったら、建物の被害等がありまして、なかなか場所が、災害が起きればその災害の拠点が使えない場合があるかと思います。で、いいのが、私が思うには、あそこは何ていうんですかね。防災備蓄倉庫がありますよね。そこの横に車庫があるかと思いますが、その車庫あたりを移設してあそこあたり作った方が道路に面してるし、一番いいのかなと。災害的にはなんか何もあそこ害するとかないのかなというふうに思いますが、いかがなんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　先ほども申し上げました通り町の庁舎のトイレの機能も有するということで、離れてしまいますと、庁舎から離れたところにトイレが、なりますので、それにつきましてはやっぱりかなり不便を来しますので、通常は庁舎のトイレとしても使用いただきますので、中庭が一番、ベストだという判断を下したところでございます。

○７番（味岡　恭君）　トイレだったら今のところ改修とか、お金がかかるかもしれませんが、改修なんかしたほうがいいのかなあというふうに私個人的には考えます。その辺はどういうあれが、今の、災害備蓄倉庫っちゅうか災害事務所、そこの中にトイレをつくるということで考えておられるのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　議員の皆様も、もうご案内の通り町のトイレのスペースは、かなり狭くてもう改修の余地がないというところもございます。また防災倉庫も庁舎と一体化していないと、移動とかもそういったもし台風のときの、場所の移動とかですね、そういった場合もございますので、隣接が一番、機能的であると判断したところでございます。

○８番（倉本　豊君）　今のちょっと関連で、お聞かせください。トイレの改修についてはもう設計委託料が、補正で減額されたようにもう、設計委託料は通っとるですよね議会。ということは、トイレと防災センターは別の物として考えてよかですかね。

○総務課長（西村洋一君）　建物自体は１つで考えております。別々ではありません。

○８番（倉本　豊君）　ということはその防災のところは２階建てかなんかになっとですか。平屋でいくわけですか。スペース的に考えたときに。

○総務課長（西村洋一君）　平屋でございます。

○６番（森山　宏君）　はい。今言われてる防災拠点ですか、防災拠点が中庭を潰して、採光の問題もありますし、いかがなもんかなとは思ったんですけども、もしもこれができたとして、この拠点っていうのは、通常は何かに利用される考えがあるんでしょうか。でないと、ただの、箱物になってしまいますし、それと、もしも防災拠点っておっしゃ

るんであれば、基礎高はどのくらいを考えてられるのか。もしも、多分基礎を上げられるんだろうとは思いますけども防災拠点だけん。なんですか廊下がありますよね。裏門が。搬入路とか考えたときに、高さ制限が出てくるんじゃないかと思いますけども。あわせてお答えください。

○総務課長（西村洋一君）　まず、高さにつきましては、現在の庁舎の執務室と同じレベルに合わせるところでございます。もう１つ、採光のところも、設計のときで計算はしてあるところでございますし、執務室の方には影響はないところで計算をしているところでございます。それと通常ですけども、現在の会議室はもう洋会議室しか本庁舎にはございませんので、かなりこう、時間を融通しながら今どうにかこうにかやっておるところですが、会議室も通常でも不足しておりますので、会議室で使うという予定でございます。

○６番（森山　宏君）　ここは防災拠点というふうにとらえてよろしいんでしょうか。その際には、通信システムとか、発電関係、それと、防災拠点であったら、多分、災害対策本部とかなんかいうのが、そこに出てくるんだろうとは思いますけども、そういう、なんて言うんすかね。モニターとかいう。通信機器まで一緒に整備されるんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　ビデオ会議システムにつきましては、さきほどご説明しました通り整備を予定をしております。令和８年度で予算化しております。今なお、議員もご存じかもしれませんがモニターは、移動式の大きいモニターを４つもうすでに購入しておりますので、それを利用したり、様々なところでも事前の準備はできておるところでございます。

○議長（金子光喜君）　他にありませんか。ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後　２時５８分

再開　午後　３時０９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

質疑がありませんでしたので、項１総務管理費の質疑を終わります。失礼しました。項１総務管理費の質疑の途中です。発言を許します。

○７番（味岡　恭君）　39 ページですかね。企画調整費の委託料で、ライフデザイン結婚支援重点推進事業委託料というのが 150 万上がっておりますが、これまた少し説明をお願いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　ライフデザイン結婚支援重点支援推進事業の分ですけれども、今まで婚活事業なんかを町の方でやっておりまして、県の要綱が国、県の要綱が変わりまして、こういう事業に移行したものでございます。先ほど説明しましたけ

れどもライフデザインにつきましては、若い世代の将来設計をまずやっていこうという国の指針がございますので、そこに基づきまして本町もその指針に基づいて、結婚に導けるようにサポートする事業ということで、150 万を計上してるところでございます。

○７番（味岡　恭君）　その内容をちょっと説明でできますか、何か説明では講師を呼んでどうのこうのということがありましたんで。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　事業の内容の案ですけれども、本町在住の 20 代から 40 代の若い世代に対しましてですね、ライフデザイン支援講座という講座を年数回開きまして、そのあとに少子化対策関係の、子育て関係ですね、結婚妊娠ともに育てて、相談の機会をふやすという感じでですね、結婚だけじゃなくて、そのあとの部分のサポートも含めまして、事業を展開したいと思っております。

○７番（味岡　恭君）　これは町単独で行う事業なんでしょうか、それとも人吉球磨全体で行う事業なんでしょうかお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　この事業につきましては町単独でございます。ただ国の補助金を活用しますので、歳入のほうを計上しているところでございます。

○７番（味岡　恭君）　多年度で行われるということだと思うんですが、年数回ということも言われましたので、その辺の内容をちょっと教えてください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　一応ですねライフデザインの、今まで委託してきた業者さんも踏まえまして、あと結婚アドバイザー的な方がいらっしゃいますので、そういう方を活用しまして、年、数回、その講座を開いてですね、オンラインなのか、対面なのか、そういうのを含めましてまず、結婚に対しての醸成を、気持ちをですね、向けるような仕組みづくりを今後やっていきたいと思っております。

○７番（味岡　恭君）　多年度なのか。単年度なのか。年１回、続けていくのか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　一応ですね国の方でも、少子化対策の方力入れておりますので、今回補助金を使っております。補助金があればという話じゃないんですけれども、やはり定住促進も踏まえてですね、少子化対策については、本町についても、前向きに取り組んでいかなければならないかなと思っております。

○６番（森山　宏君）　31 ページのですね。役務費ですか。ここで総務課長言われた、運転管理者証明申請手数料というのが上がっております。これは総務課長が本町の多分安全運転管理者になられていると思いますので、お尋ねしますけども。この俗にいう事故歴、違反歴がないですよっていうやつの、証明書とは思うんですが。これは個人が、１個人が、通勤手当を申請するときに添付するとか、それは添付せんことには申請できませんよとかいうふうにして、いわゆる運転経歴書ですか。これは、公用車を運転される場合とかいうふうで考えていけますので、これは自己負担の方で、申請するような方向性で今免許が分かれてますよね。いっぱい普通免許と中型免許だけじゃなくて、普通

免許が今２段階ぐらいに分かれてますので、公用車でも運転できる人できない人っていう区分も出てくると思うんですよ。こういう管理の方に、尽力されて、こういう、何ですかその経歴書っていうのは、自己申告という形にとらえた方が、よっぽど管理の方に手が届くんじゃないかなと思うんですけども。

○総務課長（西村洋一君）　これ経費がかかることでございますので、自己申告になったら、本当のことを報告するか、その証明ができない。またあと、仕事のことに対して、個人負担をさせるっていう、強制はできませんので、そんなにこう、多い金額ではございませんので、すべてが一目、事故歴違反歴ですが先ほど議員が言われました、運転できる免許の種類とか、免許更新の忘れとかそういった管理を、もう１発でできますので、その手間というか、私たちの作業を時間の単価に比べて、計算し直せば大分安くなるし、おまけにこれをするようになって、違反事故も減りましたのでその効果もあります。住民の方へ迷惑もかからないし、職員本人もそういった精神的な負担もかかりませんので、これについては続けていかせていただきたいと思っております。

○６番（森山　宏君）　私が言っている自己負担というのは、通勤手当とかいうのを申請するんであれば、それに伴う経費というふうに個人でも取られると思いますので、自己負担。ていうか、一般の方はいるときは自己負担ですよね。ですからそういう考えはできないもんか。いや、通勤手当というのがなかったらいいんですよ。してましてや公用車を運転する場合でしたら、やっぱり確認が必要だと思いますもんですから、質問したわけです。自己負担といいますか、申請するんだったらその証明書がいるので、添付書類で公的書類を出してくださいっていう。なんすかね申請時添付書類といいますか。そういうふうな考え方はできないんですか。

○総務課長（西村洋一君）　通勤手当はもう条例で出すようになっておりますのでその中で、そういった証明書の添付は義務づけしておりませんので、それを義務づけることはできないと思います。また１個人が、ご家庭で取られる部分は当然個人負担ですが、こういった従業員を数多く雇用してるところはどこの会社も皆さんの会社の方で負担しておられますので、それについては特に問題ないと考えております。

○６番（森山　宏君）　一言言いますと民間企業においては、手当申請をするんであれば、それに添付する証明書は自己負担です。会社がそれはもう営業外経費ですので、負担することは民間企業においてはありません。ですから、私が言ってるのはもう免許の種類とか、事故歴違反歴っていうのを確認する上でも、管理者等としたら、そっちが楽じゃないんですか。書類は一緒なんです。申請するのが法人化公益法人か個人かっていうだけの話ですから。

○総務課長（西村洋一君）　これにつきましては、個別の会社のご判断で、おそらく、一般の会社であれば、なんていいますか会社で負担されておると思います。普通のＳＤ

カードは当然個人負担ですが、ちなみに行政でも、水上村さんとかそういったところも、当然村の方で負担されておりますし、もし個人負担っていうことで、議員の皆様からご可決いただくんであればもう、これはもうその制度はもうできないかなと。思っております。

○６番（森山　宏君）　その際によくセットになるのが、通勤車両における、任意保険なんですね、任意保険の加入も義務づけられてるっていうか。それがないと会社には乗ってこんでくれとかいうのがあったんですけども、本町において任意保険の加入、ここは自治労かなんかの保険がありますよね。そういうのの確認というのも、できてるんでしょうか。いわく１号車に乗っとったらこれ保険に入っとる。たまたまやったけんていうて、別の代車に乗ってきとったときが無保険車やったと、いうことがあるもんですから、本人が加入してる場合やったら、代車に乗っとってもいいとかあるんですけども、改めて任意保険っていうとの確認というのをなさっとっとでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　当然やっております。これは先ほどのあれとは全く別の問題として、通勤期間中は、事業所で属するその通勤ですので、町がもし事故を起こした場合、請求されれば町の負担となったりすることもございますので、それはもう、そこにはもう通勤手当とかでというか、通勤に使用する手当は別として、通勤に使用する車には保険の添付を義務づけております。これと、証明は全く別の話とご理解いただきたいと思います。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

○８番（倉本　豊君）　41 ページ。くま川鉄道利用促進補助金 320 万について、ちょっと詳しい説明をお願いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　くま川鉄道を利用促進補助金 320 万ですけれども。今くま川鉄道と詳細をちょっと打ち合わせをしております。うちが考えてますのが上半期全線開通をしました後に、町民向けに、広報媒体毎月広報発行しておりますけれども、その一部分を乗車券として活用できないかということで考えております。大体３ヶ月程度の期間を定めましてですね、その部分で乗車してもらって、往復で子供さんとか家族で乗っていただく場合については、その人数をですね、把握、くま鉄さんの方で把握していただいて、その分を町の方に請求、くま鉄さんから請求していただくという、今スキームで考えているところでございます。

○８番（倉本　豊君）　全線開通したら一番の問題は、この利用促進ですよね。私は前々からちょっと、ご提案させてもらったりした経緯があって、いわゆる町民全員に例えば 1,000 円の往復券を配るとか。使わない人は、もう最初に買ってありますんで、使わない人は、使える人に譲ってやってもいいしですね。そういった方法はなんかないもんかなっていうふうに思っておったもんですから、そういうふうに、方法論はですね今、

課長言われたような方法論でいいんかなと思って、とにかく町民、すべて利用していただく。という方向を考えとったほうがいいのかなと思ったもんですからですね、そういうことであればぜひやっていただきたいというふうに思ってます。

○５番（椎葉弘樹君）　40ページの、同じくくま川鉄道関連についてお尋ねします。今現在、くま川鉄道安定化補助金というのは、くま川鉄道さんに支出していますが、これは上下分離になったときには、もう下の方の管理会社、一般社団法人のくま川鉄道管理機構負担金のみになるのか、それとも安定化補助金は継続して、くま川鉄道さんの方にお支払いになるのか、これについてはどのようになるんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まずくま川鉄道安定化補助金につきましては、例年ですと、赤字補填の分を安定化補助金として支出しておりまして、今まで維持管理の部分についても２種類あります補助金の内容がですね、赤字補填の部分と、線路等の維持管理の部分の法人と関わる分の補助金ということで、安定化補助金という補助金を支出しております。今度ですね上下分離になることによって上の方についてはくま川鉄道さんの方の運行に伴う部分が出てきますので、基本的には赤字がないのかなっていう部分が考えられますけども、そこについては料金をアップしなくちゃいけないという部分が、くま川鉄道さんでは考えられますので、そこをどう考えていくのか。もしそうなってきますと運賃で賄えられない部分については、やはり安定化補助金が出てくるのかなとは思っております。それと今（一社）くま川鉄道管理機構。今度は下の方の維持管理の部分についてはですね、再生構築計画が決まりまして、今後維持管理、鉄道の次期のですね維持管理の費用に、国の補助金２分の１補助金が充当できますので、くま川鉄道さんから引き継いだ部分のですね維持管理、その下の部分の維持管理についてはですね、ある程度の安定的な運航を見据えて、ハード的な投資をちょっと数10年ぐらいはやっていくという、計画がありますので、（一社）の部分の下の部分の維持管理をですね、今からちょっと、今年がどういう方向になるかが、令和８年度でちょっとわからないもんですから。今ちょっと予算の規模がですね大きくなってる部分はですねそういうところがございまして、今安定化補助金は前年度並みの予算で計上させていただいてる。と（一社）の部分についてはですね、安定機構の方からの、一応概算の試算が出てきておりますのでその部分で今やっていると、計上させていただいてるという部分がございます。今後くま鉄さんと、また新しい機構ができ始めてですね、予算のまた補正予算等が出てくるかと思いますので、ご承知おきいただければなと思っております。

○５番（椎葉弘樹君）　もう１点教えていただきたいんですが、くま川鉄道管理機構の負担割合。これ多分全協では説明を受けてないような感じがするんで。球磨郡全体でどのような本町の割合になってるのかについてお尋ねします。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため、暫時休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後３時２９分

再開　午後３時２９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩を終わり、会議を開きます。

椎葉議員の質問に対しての答弁の調整をしておりますが、先送りさせていただきまして、次の質問を求めます。

○６番（森山　宏君）　すいません 37 ページの防災諸費の件で、というのが自主防災組織とかいうふうに予算組まれておられます。肝心の町長の防災士の育成にとかいうふうに述べられておりますし、この防災士の育成に対する支援とかいうのは、どこの項目の中に入っとったんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　この後出てきます、まだ説明していません。水防費のところで出てきますので、詳しく説明したいと思います。

○４番（遠坂道太君）　40 ページでございます。企画調整費で湯前町移住支援についてお伺いしたいと思いますが、昨年度同じ 100 万円の予算が組まれておりましたが、補正で 40 万の減額となっております。そこで令和７年度は何名の方が支援を受けられたのか、また、他町村とのどのような相談システム、同じようなシステムがあればご紹介いただければと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）移住支援につきましては東京、関東圏域ですね、から移住をされた方に対して支援をするものでございまして、令和７年度は１名の方が移住されましたので 60 万支出をしております。令和８年度はですね、待ち受け予算でございますまた相談はございません。ただ相談あったときにすぐにでも対応できるように予算化をしているものでございます。他の町村も多分同じ移住支援金の要綱はお持ちだと、私はちょっと承知しておりませんけど。金額は国の補助金で決まってるもんですから、そこは金額変わらないと思ってます。

○４番（遠坂道太君）　昨年度１名ということでございますが、やはり移住促進を図るためには、やはりある程度来ていただく体制の、スキームで仕組みとか、そういう来やすいような、来ていただけるような環境づくりを、町としても今後ですね取り組んでいただければというふうに思ってるとこでございます。以上です。

○議長（金子光喜君）　他の質疑ありますでしょうか。

○４番（遠坂道太君）　38 ページの防災諸費につきまして伺いたいと思いますが、湯前町自主防災組織活動補助金につきまして伺います。昨年度は 230 万円の予算で組まれておりまして、補正で 100 万円の減額となっております。今年は 150 万ということでなっておりますが、この昨年度の実績をもとにして、このような予算を組まれたのか、また

自主防災組織の形の中で、地区からの要望等が少なかったのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君）　もう補正の減額についてはもう議員おっしゃる通り、要望がなかったということと、あと新年度の予算につきましては、見込みにより、予算の額の計上というところでございます。

○４番（遠坂道太君）　これも３年ぐらい前から、そのような自主防災組織の整備等を通じて取り組んでくれた事業と私も理解しておりますけれども、今後やはり地区での対応ができるような形の、備品対応とか、その辺のですね補助もですね、考えていただければというふうに思ってるとこでございます。

○総務課長（西村洋一君）　まさにその予算でございまして、各地区に自分の地区に必要なのを自由に選んでくださいという。かなり幅を広げた事業でございますので、ご安心いただきたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）くま川鉄道の管理機構の分の負担率なんですけれども本町のくま川安定化補助金、これは国鉄からくま川鉄道に移行したときの、割合部分があるんですけれども、出資金とか人口とかですね、標準財政規模なんかをずっと毎年更新しながらですね、補助率が決まっているところでございます。それをベースに、くま川鉄道安定化管理機構の方の方も同じように、率が決まっておりまして、本町が、令和８年度分がですね、7.821％の補助率、負担率になっているところでございます。またこの補助率関係につきましてはですね、また全協とかの機会がありましたときに、ちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

ないようですので、これで項１総務管理費の質疑を終わります。続いて項２徴税費、項３戸籍住民基本台帳費、項４選挙費、項５統計調査費、項６監査委員費は、一括して質疑を行います。ページは 44 ページから 49 ページとなります。

○３番（西　靖邦君）　46 ページのですね、節の 12 納税通知書の電子化に伴うシステム改修業務委託料 196 万 6,000 円について伺います。これ納税通知書の電子化をですね多分、法人が令和９年４月からですかね。個人が令和 10 年４月からの申請が可能になるとの予定と思っておりますが、今回のシステム改修は、その法人個人相応に、対応するものなのか、その内容について、説明を求めます。

○議長（金子光喜君）　答弁調査のため、暫時休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後３時３９分

再開　午後３時４０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

○税務町民課長（黒木博行君）　先ほど西議員が言われた通り、まず法人の方が、令和９年度から個人については令和10年度からになります。一応今回上げている費用につきましては、固定資産税軽自動車税のみの拡充分になりますので、それでうちの課税のシステムの方と、ＴＫＣっていうところの連携するためのシステムの２つの改修がちょっと一本で。予算として挙がってるっていうところになります。

○議長（金子光喜君）　再度整理した答弁をお願いします。

○税務町民課長（黒木博行君）　今回の予算ですけれども、納税通知書の電子化になりまして、これがですね、固定資産税と軽自動車税の紙の納税通知書を通常発送をします。それに加えて、希望があった場合には電子のデータでも、法人、個人受領できるようになりますっていうのを事前にシステム改修しておくという部分になります。

○３番（西　靖邦君）　個人も法人も個人も一緒で対応できとるわけやな。

○税務町民課長（黒木博行君）　法人も個人も対応できるような改修になります。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

ないようですので、これで款２総務費の質疑を終わります。

ただいま、総務費の質疑が終了したところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。

従って本日はこれで延会することに決定しました。次の会議は３月12日午前10時に開きます。議事は当初予算等を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

延会　午後３時４４分

第 3 号
3 月 12 日 （ 木 ）

令和８年第３回湯前町議会定例会　　〔第３号〕

令和８年３月１２日
午前１０時００分開議
湯前町議会議場

１．議事日程

日程第　１　議案第２６号　令和８年度湯前町一般会計予算について

２．応招議員

１番　田山幸平	２番　吉田精二
３番　西　靖邦	４番　遠坂道太
５番　椎葉弘樹	６番　森山　宏
７番　味岡　恭	８番　倉本　豊
９番　山下　力	１０番　金子光喜

３．不応招議員

なし

４．出席議員

応招議員に同じ

５．欠席議員

なし

６．職務のため会議に出席した者

議会事務局長　赤池昌信　議会事務局主事　中山政人

７．説明のために出席した者

町長	長谷和人	副町長	清藤浩文
教育長	栃原秀明	総務課長	西村洋一
税務町民課長	黒木博行	保健福祉課長	佐藤由美子
建設水道課長	髙木堅介	企画観光課長	伊藤賢一郎
教育課長	赤池寛子	農林振興課長兼農業委員会事務局長	浅田徹

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和８年第３回湯前町議会定例会第７日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　議案第26号　令和８年度湯前町一般会計予算について

○議長（金子光喜君）　日程第１、議案第26号、「令和８年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、款２総務費の質疑が終わったところです。款３民生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　款２民生費をご説明いたします。49ページをご覧ください。民生費は、令和７年度と比較して、941万5,000円増の９億8,412万1,000円を計上しました。増の主な要因は、老人福祉費、後期高齢医療費の増です。歳出に占める構成比は21.8パーセントです。科目ごとに、主要施策や新規事業などを中心にご説明いたします。

項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は、令和７年度と比較して、725万9,000円減の３億6,652万9,000円を計上しました。減の主な要因は、職員人件費や扶助費の減によるものです。

49ページから50ページの節１報酬、障害者施策推進協議会委員報酬及び節８旅費、障害施策推進協議会委員費用弁償につきましては、令和８年度が湯前町第７期障害者計画及び第８期障害福祉計画、並びに第４期障害児福祉計画の策定年度のため会議回数を例年１回から３回開催予定として、増額計上しました。ほか、計画策定に要する職員の時間外勤務手当や通信費等の諸経費を各科目に計上し、節12委託料に、障害福祉計画策定業務委託料313万5,000円を計上しました。

戻りまして、節10需用費、消耗品を２万1,000円計上しておりますが、経常経費に加えまして、令和８年度は新規事業の消費者被害未然防止啓発冊子経費を約15万円増額し、計上しました。昨今、年齢層にかかわらず、急増中のＳＮＳ被害や消費者トラブル等の未然防止の注意喚起や窓口の周知徹底を目的に、熊本県消費者行政支援補助金を活用し、取り組みます。

51ページをご覧ください。節18負担金補助及び交付金は、町民生委員協議会補助金200万、町社会福祉協議会補助金2,478万円など、合計3,153万8,000円を計上しました。

節19扶助費は、各事業の過去数年間の実績推移や前年度の利用実績数見込み等を算出根拠に、障害者介護給付訓練等給付扶助費１億7,190万円、障害児通所事業扶助費1,659

万 6,000 円など、合計２億 1,466 万 4,000 円を計上しております。52 ページの高齢者等移動支援助成金は、高齢者支援策の主要施策の１つとして、町単独事業で実施しておるところでございますが、町長の令和８年度施政方針にもございました通り、高齢者支援の拡充を図るため、令和８年度から、タクシー券１枚当たり単価を現行 500 円から 700 円に増額改定予定とし、722 万円を計上しました。

また、前年度当初予算比較では約 50 万円の増額となっておりますが、令和７年度と令和８年度の当初予算算定方法を見直して計上しておりますため、令和７年度の利用実績に基づき比較しますと、今回の拡充に伴う増額分は約 150 万円となる見込みとなっております。

節 27 繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金 4,109 万 5,000 円を計上しました。

目２老人福祉費は、敬老祝い金や高齢者生活福祉センター指定管理料、老人福祉施設入所措置費。介護保険特別会計への繰出金など、令和７年度比較で 1,494 万 7,000 円増の 1 億 6,290 万 3,000 円を計上しました。増の主な要因は、高齢者福祉計画等策定に係る委託料等の臨時諸経費や老人福祉施設入所措置費の増によるものです。

52 ページから 53 ページにかけまして、高齢者福祉計画等策定につきましては、令和８年度湯前町高齢者福祉計画、第 10 期介護保険事業計画の策定年度のため、本計画設定に係る、高齢者福祉計画策定等委員報酬、費用弁償などの諸経費を各科目に計上し、53 ページの節 12 委託料に策定委託料 460 万円を臨時計上しております。

節 18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金、82 万円。敬老会実行委員会補助金 150 万円、介護予防拠点活動補助金 79 万 2,000 円など、合計 106 万円を計上しました。

節 19 扶助費は、養護老人ホームへの入所措置費 1,530 万円など、令和７年度の利用実績見込みを算定根拠に算出し、292 万円増の合計 1,610 万円を計上しました。

節 27 繰出金は、介護保険特別会計への繰出金１億 2,316 万 6,000 円を計上しました。目３社会福祉施設費は、老人憩いの家及び年輪館の維持管理経費として、36 万 1,000 円を計上しました。令和７年度と比較し、約 700 万円の減額となっております。これは令和７年度に高齢者生活福祉センターのボイラー室内の改修経費を臨時計上していたためです。目３社会福祉施設費までは以上となります。

○税務町民課長（黒木博行君）　続きまして、目４国民年金費につきまして説明させていただきます。国民年金費につきましては、国民年金事務に係る経費としまして、124 万 7,000 円を計上しました。前年度比 118 万円の増となりますが、これは、節 12 委託料に年金システム改修委託料 118 万 6,000 円を計上したことによるものです。内容につきましては第１号被保険者にかかる育児期間中の免除制度の創設に伴う様式等の追加等があることと、令和７年度税制改正に伴いまして、特定親族特別控除に係る税情報の情報

連携のためのシステム改修となります。財源につきましては、国民年金事務委託金で 10 分の 10 措置されます。

54 ページをご覧ください。目５後期高齢者医療費につきましては、前年度比 1,913 万 7,000 円増の１億 1,861 万 9,000 円を計上しました。

節 12 委託料においては、健康診査委託料は、令和５年度からコスモにおいて、集団検診のみではなく、個別に受診できるようになっております。同年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいる中で、より正確な健康課題を把握するためにも、多くの方に受診していただきたい面もありますが、これまで様々な理由で、集団検診での受診を控えていらっしゃる方々もおられます。近くで個別に受診できるよう進めてきておりますが、令和７年度の見込みを勘案しまして、310 万円を計上しております。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金となります。8,410 万 9,000 円を計上しました。うち療養給付費負担金 7,841 万 3,000 円は、過去３年間の、本町の医療費実績により、熊本県全体での医療費の伸び率を用いて算出した額となっております。広域連合の示した概算金額をもとに計上しております。今後必要となれば、補正の方お願いしたいと思っております。

節 27 繰出金 3,139 万 7,000 円を計上しました。上段は、後期高齢者医療保険特別会計への事務費分として繰り出すもので、135 万 9,000 円を計上しており、前年度比 55 万 9,000 円の減となっております。減の主な理由としましては、令和７年度に実施した庁内ＬＡＮ配線整備が完了したことと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むための予算を、実績と見込みを勘案して減額したことによるものです。また、後期高齢者医療保険特別会計基盤安定繰出金としまして、県４分の３、町４分の１の財源で繰り出すもので、3,003 万 8,000 円を計上しました。後期高齢者医療保険広域連合の試算により、前年度比 164 万 7,000 円の増となりました。低所得者の保険料軽減分を公費で補填する、この繰出金ですが、増の主な理由は、保険料の見直しに伴い、軽減額の増が見込まれるためと、令和８年度から付加が開始される子供子育て支援制度分の軽減が見込まれることによります。以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　次に項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は、出生祝い金や各種保育事業補助金、学童クラブの運営補助金など、令和７年度と比較して、716 万 8,000 円減の 7,724 万 6,000 円を計上しました。減額の主な要因は、一時預かり事業の利用児童数の減に伴う事業規模の縮小や学童クラブの利用児童数の減に伴う、学童クラブ支援数の減によるものです。

節７報償費、出生祝い金は、直近数年間の出生者数などを考慮し、対象者 15 名で見込

み、225 万円を計上しました。

55 ページの節 12 委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料 950 万円、一時預かり事業委託料 605 万 2,000 円など、合計 1,590 万 7,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、学童クラブの運営にかかる放課後児童健全育成事業補助金 2,604 万 9,000 円。病児保育事業補助金 851 万 1,000 円。放課後児童クラブ支援事業補助金 669 万 6,000 円などの継続事業のほか、令和８年度からの新規事業となります。放課後児童クラブ育成支援体、制強化事業補助金 156 万 8,000 円を計上し、合計 5,847 万 2,000 円を計上しました。放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の目的は、クラブにおいて、児童が安全かつ安心して過ごすことができる環境を確保するため、支援員等の業務負担の軽減や、児童の育成支援の質の向上を図り、より安定的で経済的な、継続的なクラブ運営につなげるものです。主に清掃等の施設管理に関する業務や、児童が学習などの活動をより充実して行えるように、環境整備等の、補助支援業務を行うものです。令和８年度は、慈光学童クラブが実施予定で、従事する加配職員１名分の人件費への補助となります。財源は子供子育て支援交付金を活用し、補助率国県町それぞれ３分の１負担となります。

目２児童措置費は、町内及び広域の保育園子供園の運営費、児童手当など、令和７年度と比較し、408 万 7,000 円減の２億 5,625 万 2,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、合計１億 9,225 万 2,000 円を計上しました。湯前保育園及び慈光こども園の運営費、広域入所運営費負担金は、各園の令和８年度の入園見込み児童数と、令和８年度の保育料、副食費の無償化分をそれぞれ見込み計上しました。また、12 月議会にて可決いただきました議案第 75 号、及び３月議会定例会において可決いただきました。議案第 18 号の各条例に基づきまして、令和８年度から新規となります、乳児等通園支援事業運営費に、対象者 14 名分を見込み、64 万 6,000 円を計上しました。56 ページの節 19 扶助費は、児童手当 6,400 万円を計上しました。

目３母子福祉費は、ひとり親家庭費等医療費助成金など、合計 52 万 1,000 円を計上しました。

項３災害救助費は、福祉避難所開設時の福祉避難所運営費負担金を前年度同額 44 万 3,000 円を計上しました。

以上で款３民生費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから款３民生費の質疑を行います。

ページは 49 ページから 56 ページです。

○１番（田山幸平君）　52 ページの扶助費、高齢者等移動支援助成金についてなんですけども 500 円から 700 円に拡充されたということで、現状、タクシーの初乗り料金なんかもそのような金額と伺っておりまして、非常に助けられるんじゃないかなとは、思う

上でなんですけども。このタクシー券が、今現状２冊、24 枚つづりが 2 冊発行。段階的に発行されてるということなんですが、これの利用状況といいますか各個別においてどのような割合で、使われてるかというようなものっていうのは把握されてるでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　一番直近の実績状況になります。タクシー券発行人数につきましてが 386 人、うち、高齢者の利用が 361 人、うち障害者の利用が 25 人となっております。これに対しまして、独居高齢者のみ世帯で１冊目交付をしているのが 232 人になります。うち２冊目終了が 76 人です。その他世帯施設に対して発行が 154 人、うち２冊目終了が 40 人となっております。今、一応うちの方で調査している数字が、今の数字となっております。

○１番（田山幸平君）　ありがとうございます。これお尋ねさせていただいたのがなんですけども、おそらくお声入られてるんだとは思いますが、これを使い切られてる方と、実は家族なんかがいらっしゃってててそういった送迎、あまりこう、タクシー券を利用されてない方がたと、いらっしゃる上でですね。やっぱ透析であったり通院頻度が高い方々って言われるのは、そういうお話も聞かれた上でですね、もし使われてないんであれば、回して欲しいみたいなお声も伺っておりまして、何かそういったところに対する考え方とか検証方法等は考えられておられるか、お尋ねさせていただきます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今、田山議員の方がおっしゃいます通り、今のようなご相談とかですねそういったことを承っている報告は受けております。その中でですね一応当課としましても、検討協議を行っておるところでございますが、やはりこれが、町内、同じ対象者に対しての、やはり公平性とですね、財政のところ、負担のところもですね、含めたところで、総合的に勘案しますと、やはりそこは公平性を考慮して、一律にですね、交付をすべき性質のものだと考えておりますので、やはり今の交付の方法を見直すという予定の方はしておりません。

○５番（椎葉弘樹君）　関連で、同じ項目についてお伺いします。先ほど佐藤課長からの答弁は、令和６年度の実績だったと思うんですが、その説明がなかったもんですから。まず、令和６年度の実績だったということを確認したいと思います。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　はい。今のご質問ですが、私が先ほど申し上げた数字が令和７年度調査による数となっております。正確に申し上げますと、令和７年の３月 31 日現在の調査の結果となっております。令和６年度になります。すいません。何回も。えっとですね。この調査の日付ですね、令和７年の３月 31 日現在となっております。ですので、令和６年度の調査の結果です。

○５番（椎葉弘樹君）　こっからが本題なんですけど、今現在タクシー利用券と、ＩＣカードの利用で、３パターンあると承知しているところです。今回 722 万円の予算のうち、その３パターンの予算の積算というのはどのように分担されていますでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　令和７年度の利用状況についてご説明させていただきます。令和８年度の予算のですね。なので、令和８年度の当初予算編成の積算の根拠になります。令和７年度の実績に基づいて積算をさせていただいております。令和７年度の実績が、これがですねメニューが３つあります。１つ目が、タクシー券のみですね。こちらの利用については、タクシー券の令和７年度についてが、386 件ですね。そして、令和７年度について、ＩＣの方が令和７年度は１件のみですね、産交バスの方を使われた方が１件ということで、実際利用の実態がタクシー券を利用される割合がかなり高いものでございまして。ですので、令和８年度の当初予算の積算も、タクシー券の方をやはり、もう実績もこれまでの実績を加味してですね、それで計上させていただいてるところです。はい。ただ、やはりその産交バスの方も、実際メニューの方にございますので、そういったところの周知もやっていきたいとは考えております。

○５番（椎葉弘樹君）　令和７年度、ＩＣカードの利用が１件だけだったということであります。ということは今回の予算は、ほぼ、タクシー利用券の、積算根拠になっているということで理解しました。ただ、そのＩＣカードの利用につきましては、もう実際１件しかないこと、そして、くま川鉄道が今年度全線開通することから、もう必要性というのがだんだん薄れてきてるんではないかと思うんですが、このＩＣカードの利用が少なかった要因についてはどのように分析されていますでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　はい。やはりですね、利用者にしますと、高齢の方の利用ということ。あとは、障害の方の利用ということで、やはり目的地に対してのそのドアツードアというところが一番、利用者さんとしましては、利用がしやすいというところで。今回産交バス利用につきましては、高齢者の方障害者の方ですね。なかなか利用しづらいっていうところが、背景としてあるのかなというふうに感じております。

○５番（椎葉弘樹君）　当然高齢者の方ＩＣカードを利用しづらいということも要因としてあると思います。もう１点、そのパターン、１、２、３のパターンで分けたときに、補助額がですね、全然違っている。例えばバスの利用券、ＩＣカード利用だけだと 8,000 円分しか出ない。そうすると町民の方は、額面で比較されて、手厚いたくさんもらえる方を申し込むというのもあるかと思います。ただ、もう令和７年度１件しか実績がないのであれば、もう思い切って、タクシー利用券だけに絞るとか、或いは、ＩＣカードが利用できない部分をどうしていくのかの対策を打つ。どっちかの対策に絞っていったほうがいいのかと思うんですが。基本的にはやっぱり、令和８年度もＩＣカード利用というのを周知していくんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　椎葉議員さんのおっしゃる通りですね検討の余地はあると感じておるところです。ただ、これを導入した年数もですねそれほど経っておりませんので、やはり今後の傾向を見ながらですね、令和８年度中やはりそれも、検討を

しながら、そして次年度ですね。また見直しの結果、実績を見ながらですね、反映をしていけたらと考えております。

○５番（椎葉弘樹君）　実はそのＩＣカードの利用については昨年もですね、同じような質疑をさせてもらった経緯があります。もう利用が１件なんですね。ということはもうこれは政治的な決断、判断でできると思うので、例えばもう、先ほど言いましたくま川鉄道全線開通もあるもんですから、もうそういう長距離路線はくま川鉄道とか、産交バスについても支援はなくして、もう駅との沿線のこの移動手段についてしっかりと町が、支援していくという方向性でいいんではないでしょうか。これについて町長にお伺いします。

○町長（長谷和人君）　現状の制度に変えましたのが実は、Ｒ１年度からでございまして、私がちょうどなってからですね。この３パターンで運用させていただいたという形になってきております。今ご質問がございました３パターン目のいわゆる産交バス利用のみの助成、これ上限8,000円という形になっておって、利用者がお１人だということなんで、切ってもいいんじゃないかというふうなお問い合わせだったんですけども。ここは利用者もいらっしゃるということでございますんで、現状、この制度で運用させていただきまして、この方が、今どういうふうな状態の方なのかというのをちょっとよく私わかりませんので、そこら辺を見ながら、また今おっしゃるようにくま川鉄道がいよいよ上半期には全線開通する予定というふうになってきております。このくま川鉄道を使ってですね、公立多良木に行かれる方っていうのは、非常にまれでございます。といいますのが、これちょっと今日の質問とちょっと違ってるお話をさせていただくところになるかと思うんですけども。公立多良木病院で売れなくちゃいけない。あれから公立病院までの距離があるということで、なかなか歩いていかれるのも高齢者の方であるということで、くま川鉄道にはなかなかの利点はないという形になってきてます。

それからもう１点、この中身の話をさせていただくところでございますけども。この３パターン目の8,000円ていうのは、実は、もう１つの２パターンがですね、タクシー助成券プラス、バス券という形になってきております。この３パターン目っていうのは、実は、湯前駅から多分近くの方がご利用されてるんじゃないか、もしくはそこまで自転車で来られてる。こういう方が高齢者の中で、いらっしゃるところでございますんで。そこら辺のですね、もう少し変化を見なくちゃいけないのかなというふうに思っております。これいろいろ、実はくま川鉄道が全線開通する上でですね、駅からの、いわゆる、前も議論がちょっとしてきておるところでございますけども。デマンド関係の交通ですね。これらにも付随してくるのかなというふうに思っておりまして、私としては、今回、助成金を上げさせていただいたところでございますけども。これを運用しながらですね、もう少し研究をする余地があるのかなというふうに思ってるところでございます。ちょ

っと答弁がちょっと長くなっておりますけどそういう意味で、私は今予算をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　令和８年度については、急に制度を変えるというのもあれですので、現行通りいってもらってもいいかもしれないんですが。やはり、地方バスを支援するということは、くま川鉄道もじゃあ支援はどうなるのっていう話も出て参りますので。要は長距離路線としてですね。だから、そこも含めて。利用状況も踏まえて、令和８年度で、先ほど研究と言われましたけれども。ぜひ令和８年度中に調査研究をしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君）　先ほどちょっと長くなった答弁の中の前半の部分をちょっとまた来切り離しさせていただくんですけども。今お１人方という話だったんすけど、これがですね、どういうふうにして、いわゆる、この８年９年 10 年に移動することによって、その対象者がどうなってくるのか。そこら辺もやっぱりニーズとういうところを調査するべきじゃないかなと。いうふうに思っておりますんで、今年でというお答えだったんですけど。しばらくはそこを見ながら、ちょっと研究させていただけないかなというふうに思ってるところでございます。

それからもう１点ちょっと違うところでの、答弁をさせていただくところでございますけども、地方バスの件でございますけども、今回、くま川鉄道が全線開通するにあたりまして、これ以前も椎葉議員が質問されたんじゃなかったかなと思うんですけども。この再編の計画がございまして、その中で、地方バスをどう維持するのか。そこら辺の部分の変化もですね、起きてくるんではないかなというふうに思っております。そこも見ながら、今の質問と合わせながらですね、していきたいというふうになってるところでございます。すいません。ちょっと違った話になってしまってるところでございます。よろしくお願いします。

○３番（西　靖邦君）　51 ページのですね。節の 19 更生医療給付事業扶助費 588 万円についてですけども。これ前年度と比較して 510 万円の増額となっております。それは対象者数の増加を見込んだものか。医療費の増加によるものなのか、どのような根拠に基づいて、試算されたのか伺います。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　西議員ご質問ございました更生医療給付事業扶助費で、こちらの方が約 510 万ほど増額となっておりますが、こちらが令和７年の４月から、対象となる医療機関、これが１機関から２機関に増となっております。増となったのが多良木公立病院の方になります。それによって利用者数が増となって、増額となっておるものです。また令和７年度６月に、この不足が生じました 522 万円を増額補正させていただいております。

○３番（西　靖邦君）　54ページの節の18ですけども。療養給付費負担金7,841万3,000円ですけども。これ、前年度比較して、1,781万7,000円の増額になってます。先ほどね、実績によるという説明でしたけども、その実績いうのは、被保険者の増加とかいろいろ増加とかあるんと思いますけど、その実績というのをちょっともう少し詳しく教えてもらえませんか。

○税務町民課長（黒木博行君）　この金額につきましては、後期高齢者医療広域連合からの試算の結果とはなりますけれども、療養費でですね、一応令和６年度の実績の方がもう確定しておりますのでそちらの方でちょっと説明をさせていただきます。

被保険者の見込みにつきましては、一応、微減というところで、令和８年度は推移するものと思われます。一応令和６年度の、１人当たり医療費ですけれども、入院につきましては、県内でも44番目と低いところで推移してるんですけども、入院外につきましては県内で14番目と、１人当たりの医療費がちょっと高額になっているところです。

また、歯科については、15番目とこちらの方もちょっと高くはなっておりますので、希望としましては、毎年、検診を受けていただいて、早めの治療をしていただければ、低く抑えられるのではないかなというところで、考えております。以上です。

○６番（森山　宏君）　51ページのですね、１つは、成年後見人制度とは思うんですけども成年後見制度利用支援事業。これは多分区長さんでも、後見人になれるっていうふうになったとは思うとですけども。この利用実績っていうか。結局、後見人すると親御さんばっかりが地元に残ってきて、ご子息関係が遠方におられた場合に、なんすかね詐欺とか何とかに合わないがためとか、財産の管理のために、後見人制度っていうのがあるんですけども。これの利用実績はどうなってるんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　令和７年度につきましては、対象ありません。

○６番（森山　宏君）　この成年後見人制度は前と違っている、緩くなったっていうか区長さんでも、後見人になられて、財産の保護っていうのができるようになった制度なんですけども。これは皆さん、周知されとっとでしょうかね。結局一人親、じいちゃんばあちゃんとかなった場合の、遠方に出ておられる方の財産管理のためにも。とか詐欺とか、どの予防にも繋がる制度だと思うとですけども。ゼロですか。周知はされてとっとでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　まず周知につきましては、旬報等で周知の方は定期にやっておるところです。また、こういった地域からはそういう対象になり得るような方々の情報というのを、やはり各機関ですね関わる機関、例えば、地域民生委員さんだったり、社協だったりですね。あと、実際そういう悩みを抱えていらっしゃる方が、今、人権相談とかですね、特設心配事相談日とかああいうのも解消して、そういった悩みを等の相談を受け付ける機会を設けております。そのような中で、そういうお話が出た場

合は、今の人吉球磨管内で、人吉球磨成年後見センターというのがございます。ですので、直接やはりかなり専門的な内容の部分になってくるところもございますので、この人吉球磨成年後見センターの方が、相談を受けて、そしてそこで、もし必要なものがございましたら、そのセンターの方から各対象市町村の方へ、つなぎの情報が入るというこのような流れで今、人吉球磨管内動いているところでございます。

○６番（森山　宏君）　私が言いたいのはその周知の方法ですね。結局、本人から申し出っていうのは、ほとんど、できない状態とかいうのを対象にしたのが後見人制度なんですよ。ですから何ですかね、対象者にこういうのがありますよって言われても、多分理解できないか、関係ないというふうに判断されると思いますので、民生委員さんなり区長さんなりに、周知いただいて。そして、逆にそういう人が近くにおられたら、親族の方が入ってこられたりとか親族の方に相談したりとかいう方法もありますので、もちろん親族が後見人になってもいいんですけども。そういう、なんて言うんすかね、被害に遭わないためとかいう予防処置的なことでも、本人からは、多分意思決定ができないと思いますので、担当の、民生委員さん、区長さんなりに、周知の方法というのを徹底されたらいいかなと思います。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今森山議員おっしゃいました通りですね、なかなかその対象者本人からみずからの発信というのが難しいということでございますが、今おっしゃいました、地域の、まず、区長さん、民生委員さん方に対しまして、例えばその民生委員様に対しましては、民生委員様方の毎月行われる定例会というのがございます。定例会の中で、そういった、地域住民様に関わるようなことについての情報共有の場を設けたり。あと先ほど、例えばこの成年後見センターの件とかですね、そういった対象になり得る方々がいらっしゃった場合の対応の流れとか、そういったことを勉強するような場も設けさせていただいておるところでございます。

○６番（森山　宏君）　それともう１つ扶助費の障害者の居宅支援ていう、助成金っていうのがありますけども、51 ページ。19 扶助費。そん中で確か障害者の家族見守りで、それに対する家族見守りやったですかね。その方に対する支援があったと思うんですけども。どこ見たらよろしいんでしょうかね。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため、暫時休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４７分

再開　午後１０時５０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　森山議員のご質問の確認からですが、在宅寝たきり高齢者等介護者手当の件でよろしいかったでしょうか。これが主な高齢者等の中に含まれます。こちらにつきましては、寝たきりや認知症高齢者の在宅介護者。これ１年以上ですね、対象となられる方に対しての手当となります。はい。こちらにつきましてが令和８年度の当初予算の積算については、対象を実績見込みになりますが、15 名で見込んで、90 万を計上しておるところでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　53 ページの、社会福祉施設費についてお尋ねします。これは年輪館と憩いの家の件です。今回も合計 36 万 1,000 円が計上されておりますが、この維持管理費の予算というのは、いつまでこれ計上していく考えなんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今現在、憩いの家につきましては、陶芸クラブの会員様方がご利用中です。年輪館につきましては、木工クラブの、会員の皆様がご利用中です。今、それぞれにですね活動方、継続なさっているという現況もございまして、当面はですねできるだけ活動の場を残していきたいという考えはございます。ただ、やはりどちらもですね、建物については、大分老朽化もしてきておるところでございますので、当課としましても、やはりそこの、今後の維持管理のところとあと、会員様方の活動の状況、この辺りを総合的に、勘案しながら、長期的にですね、きちんと計画立てしながら、そこの対応をやっていくべきかと考えているところではございます。

○５番（椎葉弘樹君）　答弁の通り老朽化の課題につきましては、平成 29 年の湯前町公共施設等の総合管理計画の中にもうたわれております。昨日代替施設へ移転後、建物を解体しますということを書いてあります。また、令和５年度に出され、改定された内容についても、さらにともにご築 50 年以上が経過し、安全性に懸念が残るということでうたわれております。従いましてこの現在の機能を代替施設へ移行する方法というのはどのようなことを考えておられるのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君）　なかなかに計画上はそういうふうにうたってあるところでございまして、私もそれは意識しているところでございます。特にご希望が強いのが、元の憩いの家の方でございまして、これもこれまで、少し経緯からちょっとお話をさせていただくんですけども、旧南部保育園ですか。施設が余ったということで、そちらに移動しようかという計画も実はございました。そして、窯の問題もございました。なかなかにそのタイミングも合わないということもございまして、現在に至っているというところでございます。

もう１つがですね。陶芸クラブの方からも直接私お話をして、聞いておりますし、総会の方にもちょっとお邪魔した経緯がございまして、その思いもちゃんとわかっているところでございます。あとはですね、要はその施設に応じた部分とですね、敷地の問題とか、それとか、それに伴います、補助事業が何かいいものがないか。すでにこの話に

ついては課長としておりまして、そういうふうな財源の伴ったですね、いいものがあればちょっとそれを選択して持っていこうかと。いうことで、敷地もですね、これ私が今考えてるところでございますがそこにあるという話ではないんですけど、考えてるところだけでちょっと汲み取っていただきたいんですけども。今の施設の南側の部分が、元の泉水がございまして、その泉水の部分をですね、少しじゃらめたらば、そこの施設の空き地を利用したところで施設ができないか。一番そこがいいのかなというふうなことも今思ってたところでございますが、なかなかねそれがまだ踏み切れてないという状況がございます。

それからもう一方の年輪館でございますけども、ここも、活動している方々が非常に少なくなってきておりまして、そこにおいて、今、年間どれだけ活動されてるかちょっと私もそこは把握してないんですけども。現状のままでできる限り今の年輪館の方を利用していただければと、というふうに私は思っているところでございます。以上でございます。

○５番（椎葉弘樹君）　毎年度維持管理をされるのも結構なんですが、やはり町としても危険箇所ということで認識されているようでございますので、そろそろですね課題からもう 10 年たっておりますので、この調査或いは検討っていうのも、今後ぜひ進めていただければと思います。これはもう答弁は結構ですので。

○４番（遠坂道太君）　52 ページです。老人福祉で、毎年、町長にお尋ねしてるんですが、敬老祝い金につきましてお伺いします。まず 80 歳以上の方に祝い金を配布されていると思いますが、その中で要支援、要介護受けてない方、元気な方、どのくらいおられるかその辺の把握をされてるかを聞きたいと思います。何も受けてない方。

○議長（金子光喜君）　ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時０９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。発言を許します。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　遠坂議員のご質問でございますが、この敬老祝い金の対象要件の定義の中に、そういった要介護認定等のことはちょっとうたっておりませんので、現状把握はしておりません。

○４番（遠坂道太君）　今まで町長にいろいろと敬老祝い金について話をしてきましたけれども、80 歳以上になってですね、やはり、要支援も要介護も受けてない。元気な方に対してですね、何か別の支援策等もですね、考えるべきじゃないかなというふうに思ってる通りでございます。それにつきまして町長のお考えを、したいと思いますが。

○町長（長谷和人君）　これまでこの質問関係につきましては、アップしろとかというような一般質問もございましたけども、他町村との比較もしてみましても、損得ないところで真ん中程度でいってるんじゃないかなというふうに思っております。今遠坂議員がですね、おっしゃってる部分のとこちょっと要約。するっていうか、ちょっとよくわかんないんですけど、私もちょっと余りにも、大きく言われてるのであれなんですが。

実は、他町村の中身をちょっと見ますときにですね、町村によっては経過型っていいますか。例えば、80歳。90歳、100歳。それ以上という形で、報奨金でお支払いされてるところがございます。そこもですね実は担当課と、調べました。ですから今答えることが可能であるということでございますので、もしもそういうふうな、ご意見もちょっと聞いてみましょうか。お年寄りに。そしたらば改正しても可能なのか。ただいま毎年6,000円をおあげしておりますので。これはあくまでも毎年１年間元気で健康で、１年間過ごされたというお祝いの意味でございますもんで、それで経過型にしますと、その途中の方が、支給ができないというパターンもございますんで。なかなかに難しい部分がございます。ですから今言いましたように、何かの機会でお年寄りにこういうのもありますけどもいかがでしょうかと。いうふうなお話を聞いてみてですね、制度設計をしてみるのもあるのかなというふうに思っております。

ただ私が今言ったから決めましたということではないんでちょっと、よろしくそこは理解していただければというふうに思っています。そういう、ちょっと考えてみたいというふうに思います。以上でございます。

○４番（遠坂道太君）　はい。今町長から、老人の方に、お聞きをして、話をしてそういうことを考えてみたいと。みたいと言いますか、一応、検討するというような形だと思いますけども。本来やりくりして80歳過ぎて、支援も何も受けないで、やはり頑張っておられるという方おられると思いますので、そんなに金額的にですね、大きくやるんじゃなくて、少しでもちょっと上乗せしたぐらいで、敬老祝い金でもして差し上げると。まず生きがいができるんじゃないかというふうに私は考えてるところでございます。やはり頑張ってまた100歳でも生きたいなって、そして病院もあまりかからないなという方も結構おられますので、やっぱそういう方に対しての考えを模索して欲しいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで款３民生費の質疑を終わります。次に、款４衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　款４衛生費についてご説明いたします。衛生費は２億417万7,000円を計上しました。令和７年度と比較して、1,456万9,000円の減です。

減の主な要因は、救急医療対策委託料の減や予防接種委託料の減です。歳出に占める構成比は4.5パーセントです。以下目ごとに、主要施策や新規事業を中心にご説明いたします。

56ページをご覧ください。項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は、環境衛生係職員２名分の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金、子ども医療費助成金など、令和７年度と比較して、1,919万6,000円減の6,605万7,000円を計上しました。減の主な要因は、人吉球磨10市町村で構成されます。球磨圏域保健衛生協議会の主要４事業のうち、令和７年度は本町で、事務局を３事業を担っておりました。代表町として、救急医療対策委託料、小児科休日当番医療事業委託料、病院群輪番制病院運営事業負担金にそれぞれ総事業費分を計上しておりました。事務局が単年度輪番で移行するに伴いまして、令和８年度は、町負担金額のみの計上となりますので、大幅減となっております。

57ページにかけまして、節１報酬、節７報償費及び節８旅費に、乳児等の各保健事業など、医師報酬、講師謝金、費用弁償など、それぞれ計上しました。各種健診事業などの医師報酬につきましては、本定例会にて可決いただきました議案第14号の通り、令和８年度からの改定後、日額単価で見込み算定を行い、増額となっております。

節１報酬、節３職員手当等、節４共済費には、会計年度任用職員２名分の人件費を計上しました。令和７年度は、保健衛生総務費８ヶ月分と、国保、保健衛生普及費４ヶ月分で計上しておりましたが、令和８年度は、各事業の拡充を図るため、保健衛生総務費に職員１名の12ヶ月分。国保保健衛生普及費に専門職１名の12ヶ月分を計上しております。それに伴い、会計年度任用職員に係る人件費の増となっております。

節７報償費に、令和８年度の新規事業で、産婦向け教室講師謝金３万円を計上しました。あさぎり町、多良木町、水上村、湯前町による合同事業で、産婦のセルフケア及び子育て世帯の交流支援を目的として、理学療法士を講師に教室を開催します。少子化に伴いまして、乳幼児健診等の町村単独実施が大変困難になりつつある中で、継続的な支援提供を行うため、広域連携によります新たな事業展開となっております。

節10需用費は、各種保健事業に使用する消耗品費、保健センターの維持管理費に係る消耗品費、光熱水費、修繕費など、286万1,000円を計上しました。58ページの節12委託料は、冒頭ご説明いたしました、救急医療対策委託料、小児科休日当番医料事業委託料の他、妊婦健診委託料180万1,000円、保健センターの維持管理に係る委託料など、合計498万1,000円を計上しました。また、産後ケア事業委託料に118万1,000円を計上しました。産後１年未満の母子を対象とするケア事業で、人吉球磨管内の助産院や、産婦人科医院に事業を委託し、令和６年度から実施しておりますが、委託先事業所から令和８年度からの単価増額の要望があり、現在、管内10市町村と委託料基準について協

議中であります。当初予算については、要望額単価で算定計上しておりますので、約 50 万の増額となる見込みです。

59 ページをご覧ください。節 17 備品購入費 36 万 3,000 円は、保健センター常備のＡＥＤが耐用年数を超えますため、新調するための購入費を計上しました。節 18 負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金 1,483 万 5,000 円。広域で保健医療体制確保するための各種協議会負担金、食生活改善推進協議会補助金、はりきゅう助成基金など、合計 100 業合計 1612 万 9000 円を計上しました。

節 19 扶助費には、18 歳までの子供医療助成金について、直近３年度分の実績をもとに、1,555 万 4,000 円など、合計 1,675 万 4,000 円を計上しました。

次に、60 ページをご覧ください。目２予防費は、各種癌検診や総合健診及び各種予防接種委託料、狂犬病予防事業費など、令和７年度と比較して、317 万 6,000 円の減。合計 4,976 万 9,000 円を計上しました。減の主な要因は、予防接種委託料の減によるものです。

60 ページの節 12 委託料は、改善センターで実施する町集団健診及び各種機関で行います総合健診、各種癌検診、各種予防接種に係る委託料を合計 4,727 万 2,000 円計上しました。総合健診委託料は、３ヶ所の検診機関におけます対象を合計 450 人と見込み、1,433 万 3,000 円を計上しました。また、ロタウイルスや小児用肺炎球菌、子宮頚癌予防ワクチン、高齢者の季節性インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス予防接種、帯状疱疹ワクチン予防接種などのほか、令和８年度から新たに定期接種化されますＲＳウイルスワクチンや、追加接種となりました 75 歳以上の高用量インフルエンザワクチンなど、全 17 種の予防接種委託料 2,284 万 6,000 円及び臨時経費として、システムの標準化に伴います健康管理システム改修費委託料 19 万 3,000 円を計上しました。

節 19 扶助費には、生後６ヶ月から 18 歳までのインフルエンザワクチン接種助成金や、がん患者ＱＯＬ向上事業助成金など合計 154 万円を計上しました。

次に、61 ページをご覧ください。目３環境衛生費は、人吉球磨広域行政組合負担金など、令和７年度と比較して、382 万 9,000 円減の 487 万円を計上しました。減の主な要因は、水上斎場にかかる人吉球磨広域行政組合負担金の減によるものです。

節 12 委託料は、河川水質調査委託料のほか、令和８年度は水銀含有製品廃棄処分委託料 13 万 6,000 円を計上しております。節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金 245 万 2,000 円のほか、合併浄化槽設置補助金は５人槽２基、７人槽１基分、206 万 8,000 円などを計上しております。

目５省エネ家電買換え促進補助事業費は、物価高騰対応重点振興地方創生臨時交付金を活用し、令和８年度臨時事業費として合計 252 万 5,000 円を計上しました。事業概要は、物価高騰の影響を受けます省エネ性能の高い家電製品への買い替え及び設置に対し補助金を交付し、エネルギー性能のすぐれた家電製品を普及促進することで、温室効果

ガス排出の削減と、快適で安全な生活環境の維持向上に資することを目的に実施するものです。対象者要件には、町内に住所を有することや、全世帯に町税等の滞納がないことなど、幾つかの要件を定め、すべての要件を満たすものとしております。対象家電は統一省エネラベル、多段階評価点３以上の基準を満たすエアコンディショナー、照明器具、電動冷蔵庫となります。補助金の対象額は、補助対象経費額の３分の１以内とし、１世帯１回限り、上限５万円で、当初予算算定では、上限５万円の 50 件を見込みまして、それに伴う通信費などの諸経費を計上しております。

項２清掃費、目１塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料 845 万 4,000 円、人吉球磨広域行政組合負担金 6,007 万 2,000 円など、令和７年度と比較して、677 万増の 6,916 万円を計上しました。増の主な要因は、節 12 委託料の塵芥収集運搬委託料が、82 万 5,000 円の増となっております。

運搬業務にかかる人件費や燃料費など、経費負担の増によるものです。また、節 18 負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金は、次期ごみ処理施設整備にかかる負担の増額などに伴いまして、559 万 8,000 円の増となっております。目２し尿処理費は、汚泥再生処理センター運営等にかかります人吉球磨広域行政組合負担金 1,179 万 6,000 円を計上しました。

以上で款４衛生費の予算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　款４衛生費の質疑を行います。

ページは 56 ページから 61 ページになります。

○４番（遠坂道太君）　61 ページでございますが、環境衛生費の委託料で、水銀含有製品廃棄処分 13 万 6,000 円につきまして、お伺いします。該当する商品はどのようなものがございますでしょうか。それをまずお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　水銀を含みます血圧計等になります。

○４番（遠坂道太君）　血圧計ほかにはなかですかね。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　体温計等も、該当になります。

○４番（遠坂道太君）　この事業はずっと続けていかれるかそれについてお伺いします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　こちらにつきましては、家庭でご使用の水銀を含む、そういった回収になるところでございますが、こちらについてが、１年度中に廃棄で出される量というのが、ごくわずかということで、この予算計上については、過去調査しました結果５、６年前にですね、予算化をされておりました。ですので、大体５、６年スパンで、予算計上になる臨時的な経費と思っております。

○４番（遠坂道太君）　であれば周知の徹底をですね、やっていただくことが１つじゃないかというふうに思います。最終というかもうこの最後のあれですかね。５年に１回とかそういうふうな形でやっていくというなことですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　まず住民に対しての周知なんですが、町の方で発行しております、ごみ収集等のルールブックの方で、有害ごみの分野で周知をさせていただいてるところです。ですので一応先ほど申し上げました通り、１年度中に出るこの量というのが、極わずかということでございますので、やはり、５、６年ですね、実際廃棄された物の量がある程度まとまりました時期に、業者の方にお願いするというところで、大体そのときに臨時的に計上をさせていただいているところでございます。

○４番（遠坂道太君）　であれば現在もどっかあるということですよね。わかりました。ちょっと次の、もう１つ質問させていただきます。今度新しく言っておりました省エネ家電の事業につきましてですが、補助金が 250 万上がっております。それを超えた、計画予算以上の申し込みがあった場合は、どのように対応されるか、それについてお伺いしたい。オーバーしたとき、それ以上。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今回のまず 50 件と見込んだ根拠でございますが、こちらの事業が、この重点支援交付金の推奨メニューにまずなっておりまして、これをされている近隣町村の実績状況のところも把握今回させていただいて、人口規模等ですねそういったところもすべて勘案した時に、湯前の人口規模で、50 件程度が妥当ではないかという見込みを立てたところでございます。今議員がおっしゃいました、その超えた場合の検討につきましては、やはり地域のニーズも一番ですが、やはり財源のところを考慮する必要もございますので、そこはやはり実績を見ながら、協議検討していきたいとは思っております。

○４番（遠坂道太君）　はい。町民の方もですねやはりこういう便利なものがあれば今度買いかえようかとか、そういう考え方もですね結構おられると思います。そしたら、結構この 50 件以上もしかすると、この人口規模で 50 件と言われましたけど、それ以上に出ていくんじゃないかなというふうに思いますので、今後、そういうような財源の問題もあるかもしれません。ここで検討していただければというふうに考えておるところでございます。答弁は以上です。

○２番（吉田精二君）　同じく 61 ページの、目 3 の環境衛生費の需用費のところですけども、以前の質問、発表の中で薬剤費ですかね。につきましては公民館費の方に移すというようなことでした。で、公民館費の方で、質問すればよかったんですけどもちょっと漏れておりましたので、あえて保健福祉課の方にお伺いしますけども、今までは公民館衛生係の方で背負い式動墳それから薬剤等については申し込みがあったところに現物支給とか、ミストの対応とかされていましたけども、現在のそのミスト機、今度はもう補助金として出されるので、ミスト機とか今ストックがある薬剤等についてどうするのか。それから今後については、教育課の方の、考えかもしれませんが、補助金としてす

るならば、結局各分館公民館が、薬剤を買ってそのお金を補助するというようなことになると思いますが、どのような考えで引き継がれると思いますか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　吉田議員のご質問にお答えいたします。家屋消毒の移行につきましては、まず、令和７年度、４月以降、各地区の区長様方とも協議を行っております。あと、アンケート調査も実施した結果をもとに、検討協議を進めてきたものでございます。今23地区のうち、家屋消毒を実施なさっている区が８区ございました。その実施されている地区が少なくなってきていること。それと、町の方で提供しておりました薬剤、スミチオンっていう薬剤になりますが、それが厳密にいくと、その薬機法の中で、大変危険性がある。なかなかですね危険性があるので、管理等もきちんとしていただくべき薬剤であるということもございまして、今後、その部分をですね、少し検討していく必要があるのではないかということで、今回協議を行ったところです。その結果、今回、公民館分館の助成の方に回ったんですけれども。今後の、流れとしましては、やはりもう、その家屋消毒自体が、各地区の地域の中での活動という一環の考え方で、各地区で分館費の中で負担をしていただいて、継続してやりたいとおっしゃる地区につきましてはそこで助成をして、継続していただくという流れを一応保持したところでございます。

あと、そのストックの部分ですが、こちらも令和７年度中検討しましたので、令和７年度中に、今現在各地区に保管されている在庫分、それと町の方で保管していた在庫分、これをすべて計算しまして、そして希望調査も令和７年度中に、令和８年度実施希望のところ本数等をきちんと把握しまして、そこに対して、この在庫分を充てて、不足する分を各地区、この分を購入してくださいということで、そこら辺のきちんとした、令和８年度に対して必要になる個数っていうのも、こちらの方でですねちょっと確認を取らせていただきまして、在庫については、町の方と各地区に残る部分、これすべて今回収が済んだものと考えております。

あと、ミスト機の件ですが、もう町の方でこの家屋消毒事業っていうのを、町の事業として継続はもういたさないという結果にしておりますので、ミスト機ですね、今、動くものにつきましては、ご希望があれば、貸し出しを継続したいと考えております。ただし、経年劣化で修繕等必要になった場合ですが、その場合についてはもう廃棄として新調する考えはございません。

○２番（吉田精二君）　各分館、各地区にある薬剤は各地区で処分してもらうんですけど、回収して、もうその危ないからうちの方で処分するということですね。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　各地区からも、令和７年度中に回収を終えておるところです。その回収しました薬剤については、令和８年度に各地区希望される地区で使っていただく。一応そこをきちんとその分を確保して、不足する分についてを、今度の

分館助成の方で100パーセントこう見るっていう、こういった、流れで対応しておるところです。

○３番（西　靖邦君）　57ページの節の８心の相談事業精神科医師費用弁償２万7,000円が計上しております。これはですね、年に何回実施されるんですか相談室いうのは。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　令和８年度につきましては、これまでの実績等加味しまして、年度中３回を見込んで予算を計上しております。すいません。４回を見込みまして計上しております。ただ、これもその時の開催状況に、状況で、もし必要に応じてですね補補正対応が必要な場合は、補正をしまして、きちんと対応していくべきものだと考えておりますので、予算については、４回で計上しております。

○３番（西　靖邦君）　相談を受ける方がおられるんですけども、その相談を受ける方のその周知とかいう、それちょっと難しいかもしれませんけど、どのようにされとるんですかね。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　こちらの、まず対象ですが、これもう全住民様が対象となっております。こちらについては、定期に旬報等でもお知らせをさせていただいております。

○５番（椎葉弘樹君）　61ページのごみ処理容器等購入費用助成金27万円についてお尋ねします。昨年の決算審議において、要綱の確認をちょっと運用面でさせていただきました。町の責務第９条町は設置された生ごみ処理容器等が適正に維持管理されているか、定期的に調査する。というものがございました。これについては見直しはされているのか、それとも定期的に調査をする予定なのかについてお尋ねします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　椎葉議員がおっしゃいました。その後の取り扱い、調査の部分ですが、そちらについて、の把握の方がですね今なかなかうちの方でできてないのが現況です。ですので、その点につきましては、今後きちんと、うちの方で意識をして進めて参りたいと思います。すいません。今現況。購入をなさったご家庭の把握はとっておりますので、その後、そのご家庭の方に調査をかけるというところを今後やっていきたいと思います。

○５番（椎葉弘樹君）　私がそのときに提案したのは、その調査が大変だから、条文をちょっと変えて、町長が必要に応じて調査することができるにしませんかという提案だったんですね。今の答弁ですと、今後定期的に調査をするというふうにとられるんですが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　申し訳ございません。私の理解不足でした。申し訳ございません。一応、まず要綱につきましては、今ご提案いただきました内容で、改正の見直しの方を考えたいと思います。ありがとうございます。

○５番（椎葉弘樹君）　あともう１点確認なんですが、町税などの滞納者に対する交付制限が、今の要綱には記載されておりません。現状、この補助金を出すにあたり、そのチェックというのは行われているんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今現在の要綱の中にその要件が含まれておりませんので、その審査の方は行っておりません。

○５番（椎葉弘樹君）　例えば補助金とか助成金の性質上、そういう税の公平性なども含めまして、そういうチェックというのも、今後必要になってくるんではないんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今椎葉議員がおっしゃいました通り、私もそう思います。ですので、滞納等ないことという条文の方、改正するような検討を行いまして、。対応したいと考えております。

○５番（椎葉弘樹君）　先ほど遠坂議員の質問に質疑にもありました、61ページの省エネ家電買換え促進補助事業について伺います。この要件について、購入する先はですね、人吉球磨管内に所在する店舗または個人事業主という要件が入るのか入らないのかについてお尋ねしたいと。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今回の補助対象要件の中に、省エネ家電製品は、人吉球磨管内に在所する店舗または個人事業主から購入することというのを設けております。

○５番（椎葉弘樹君）　あと遠坂議員の続きになるんですが、予定の予算額を超えた場合、もし超えた場合はですね、財源をもとに検討するっていうような答弁だったと思うんですが、そうだと先着順になってしまう可能性もあるんですよね。予算枠の中でやってしまうと、だからそれだとちょっと公平性としては、ちょっと問題があるのかなと思いまして。きればもう、もし超えた場合には追加補正して対応するという答弁をいただかないと公募の条件がちょっと変わってくるのかなと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今のところ、当課としましては、先ほど椎葉議員がおっしゃいました通り公平性を加味しまして、それとあとこの事業が単年度事業っていうところもございますので、期間を限定しまして、そこで、その期間中募集をかけさせていただきたいと思っております。

○５番（椎葉弘樹君）　実はですね同僚議員にも、これの補助金に関心がある方が数名いらっしゃいました。ここで数名ということはおそらく、町民の方に問うたときに、予算を超える可能性が、これは否定できないと思っております。私が言ってんのは超えた場合なんですけど、期間を狭めても、予算額をオーバーする可能性はあるわけで、そうした場合にどうするのかっていう対応です。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　この事業につきましてが、先ほど申し上げました通り、今回、物価高騰に対しての交付金というのがございましたので、一応単年度の限りの事業として、今回この、事業に取り組むことといたしております。先ほど申し上げました通り、財源の部分。あと、実際その交付金スケジュールの方もございますので、やはり一定期間、もう当初からですね、当初一定期間を設けまして、その中で一応、公募を募り、そして、もう今、一応大体50件と見込んでおりますが、その予算枠の範囲内でもし超えるような状況であった場合は、やはり抽選ですね。抽選という方式でやらせていただけたらと考えております。

○５番（椎葉弘樹君）　町長これはもう抽選という方向性でもう、まとまってるんでしょうか。

○町長（長谷和人君）　50件を超えるという想定が、かなり見えてるような発言でございますが、私もうれしゅうございます。それとやっぱり超えた場合にですね、どれだけの人数が超えるのか。ここも議論の１つになってくるんかなというふうに思っておりますんで。何て言いますか。今回の重点交付金の中での配分で、ほかの事業のメニューの部分がですね、幾らか残ってるようであれば、先ほど言いましたどれだけオーバーするかどうか、そこでもあるだろうし、それからその抽選も前提としておりますので、その期間内に必ず50人に来ていただいたらもうそれで終わりでございます。打ち止めでございますんで、かなりの方が、50人以上の方が抽選でいらっしゃるということであれば、また１つ考える余地があるのかなと、そんなことも今思ったところでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　状況見ながら判断するだと公募するときの条件が定まっていませんので、抽選にするなら抽選にするとか決めないといけないと思います。

○町長（長谷和人君）　抽選を大前提でのことで今、答弁したところでございました。

○１番（田山幸平君）　61ページ、扶助費のがん患者ＱＯＬ向上事業費用助成金についてなんですけども。こちらってご利用の方の実績はあられたでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　令和７年度につきましては、アピアランスというのが１件実績としてございます。

○１番（田山幸平君）　実際お尋ねしたのはですね、制度の評価というよりかは実務的なところをお尋ねしたいと思いまして、このようなちょっとデリケートなご相談といいますか。そのような方々に対してそういう申請時とか、窓口業務として何かこう、何でしょうか、意識されてることであるとか、何かそういったことがございましたら、教えてください。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　田山議員がおっしゃいました通り、やはりかなりデリケートなお悩みをお抱えになられている方がやはり対象となられるものと感じております。ですので、その対象者御本人、そしてその後、その方をサポートする、御家族だ

ったり、かかわられる方々、こういった方々とも連携しながら、町としましても、その後の経過もですね、見守るところで、関わっているところでございます。

○１番（田山幸平君）　もう本当におっしゃるような意識づけというのも大切なんでしょうけども、実際御相談等にこられて、保健センターの窓口辺りを想定したときになんですが､その場で窓越しにやりとりをされるような形なんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　基本的にそういったデリケートなお話の部分になり得るような場合は、個室の方にきちんとお部屋を確保しましてそこで、ゆっくり対応しているところでございます。

○１番（田山幸平君）　個室等でされてるということなんですけども、これちょっとお声があったものですから。ちょっと節電でしょうかちょっとなんですかね、入口のところが暗いであるとか、やっぱ静かなところに入っていくこと自体が少し圧迫感を感じるというようなことも、伺っておりまして。その上で最近私も庁舎の方に、ちょっとすいませんこれ予算の話超えちゃうかもしれませんが、庁舎の方をお伺いしたときに今音楽が鳴ってたりしてまして、これ、いいもんだなというふうにちょっと受けとめたりもしたんですが、何かそのような工夫等をですね持って、何かそういうより安心して御相談できるような環境を整えられたりとかそういったことをちょっとこう、検討されるっていうようなお考えがあるかないかをお尋ねいたします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今、田山議員がおっしゃいました件につきましては、保健センター内にいる職員もですね、そういったお話伺っているところもございます。今事務所の中では、音楽をかけているところではあります。ただ、うちのロビーがやはり広うございますので、あと各部屋で割と教室が開催されているということがございまして、あと会議ですね。ですので、そこに対して支障があってもいけないのかなっていうそこに対する配慮が結構、大きいところではあります。ですけれども、そういったお声もあるということですので、今後、その点についてはですね検討はしていきたいと考えております。

○３番（西　靖邦君）　61ページのですね。目３の環境衛生費、節12の動物死骸処理業務委託料５万9,000円について伺います。これ当初予算ではですね、これ１件当たりどの程度の処理費用、見込んでおられるんですかね。それとまた、令和７年度の処理件数は何件であったかいうことを教えてください。

○議長（金子光喜君）　ここで昼食のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５９分

再開　午後０１時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、款４衛生費の質疑の途中です。発言を許します。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　西議員のご質問にお答えいたします。まず令和８年度の積算根拠のところをお尋ねになられております。それと令和７年度の実績についてお答えいたします。まず、令和７年度の実績見込みにつきましてご説明いたします。

本日現在 25 件の窓口相談があっております。その内訳としまして、国県道分が 13 件となっております。この 13 件につきましては、国県道管理の対応窓口の方が球磨地域振興局となりますので、この件については、うちが取り次いで、連絡を入れるという流れになります。残りの 12 件についてが町道分になります。この町道分のうちには自宅のお庭だったり私有地だったりっていうのもありますので、そういったのは、もう基本的には個人で対処していただくものとなりますので、そのご案内を差し上げているところです。残りの件数についてを、これまで職員の方が対応していたところですが、令和７年度事業採択っていうことで、今 12 件ですね、12 件の方を、業者の方に委託をしているところでございます。対応の種別についても、実績ですが、一番多いのがやはり猫です。その次たぬきとイタチ、蛇ということで対応しております。これをもとに、令和８年度の見込みですけれども、平日 10 棟分と、休日６棟分で試算をして計上しております。

○３番（西　靖邦君）　ちょっと初めて聞きましたけど蛇も該当するんですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今うちで受けておりますこの蛇なんですが、アオダイショウのご相談がありまして、こちらも対応しておるところです。

○７番（味岡　恭君）　61 ページの塵芥処理費、18 の負担金補助及び交付金で、広域事業組合の負担金、560 万円ばかり増えております。さっきの話の中では設備を計画しておりますということがありましたが、どういう設備を考えておられるのかお尋ねします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　人吉球磨広域行政組合、構成市町村の方の負担金の方、増額となっておる理由でございますが、今人吉球磨構成町村で負担して、人吉球磨クリーンプラザの方の運営等を行っておるところでございますが、今現在、赤池地区に建設されておりますクリーンプラザの方、あちらの方が、今後ですね、新ごみ処理施設の建設を計画的に考えてあるところでございまして、今後の将来的な支出に備え、令和７年度から段階的に負担金を上げていき、今後の将来的な計画に備えるために、この広域行政組合一般廃棄物処理施設基金の方に積み立てを行っていくこととなっております。そのため、計画的な増額ということになっております。

○７番（味岡　恭君）　年々また増えていくわけですね。積立金として、最終的にどのくらいのあれが目標なのかお尋ねします。年間。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今のごみ処理施設整備基本構想、こういったものを令和８年度から見直しをするということで、財政計画上の事業変更を行う可能性があるということで説明を受けておるところでございます。ですので、今現在、私の方から、今後どのぐらい予算規模ですね、額とかそういったことをお答えするのはちょっと、今日現在ちょっといたしかねます。

○７番（味岡　恭君）　ちょっと議長、関連質問ですけどちょっとお聞きしてよろしいでしょうかね。ごみ処理場の関連。今現在ごみはどうなってますか増えてるんですかね減ってるんですか。年間トータルでいきますと。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　まず人吉球磨管内を見ましても、まず、人口が減少していること。それと、資源ごみ化の促進をやっていること、こういったことが要因で、ごみの量的には減っているところでございます。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ございませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで款４衛生費の質疑を終わります。

次に、款５農林水産業費の説明を求めます。

○農林振興課長（浅田　徹君）　款５農林水産業費について説明いたします。ページは62ページからです。農林水産業費は、２億9,627万9,000円を計上しました。令和７年度と比較しまして、549万5,000円の増で、歳出総額に占める割合は6.6パーセントになります。項目ごとに説明いたします。

項１農業費、目１農業委員会費。は2,704万円を計上しました。令和７年度と比較しまして18万円の増となります。

節１報酬から節４共済費まで、農業委員８名及び農地利用最適化推進委員７名分の報酬、そして事務局職員と会計年度任用職員の給与など、人件費を計上しました。

節８旅費は119万2,000円を計上しました。ページまたぎますが、農業委員等の費用弁償、出張に伴う費用弁償、事務局職員の普通旅費を計上しました。

節９交際費は、農業委員会会長交際費３万円を計上しました。節10需用費は59万5,000円を計上しました。地域計画と目標地図の見直しなどの事務に必要な消耗品費、農業委員会だよりの印刷製本費。また、食糧費は球磨郡市農業委員会協議会など懇親会費が主なものです。

節11役務費は61万1,000円を計上しました。郵送代の通信費と農業委員と最適化推進員が使用します、農地タブレット端末15台の通信費となります。毎月の総会資料、農地パトロールでの活用など、ペーパーレスに繋がるよう、利用を拡大しております。

節 12 委託料は、145 万 2,000 円を計上しました。農地台帳システム関連の予算となります。

節 13 使用料及び賃借料は 168 万 5,000 円を計上しました。農政業務支援システムリース料 76 万 9,000 円のほか、農地台帳システムリース料、農業委員タブレット利用料、駐車場利用料等をそれぞれ計上しました。また、農業委員タブレット端末、アンチウィルスソフト利用料９万円は、ＯＳのサポート終了などに伴います、セキュリティ強化のための費用となります。

節 18 負担金補助及び交付金は 39 万 7,000 円を計上しました。球磨郡市農業委員会協議会等負担金、全国農業委員会会長大会負担金を計上しました。目２農業総務費は、8,478 万円を計上しました。農林振興課職員の人件費等が主な内容となります。節１報酬は 979 万 8,000 円を計上しました。

農振整備促進協議会委員の報酬８万円、会計年度任用職員の報酬 261 万 5,000 円。また、農業公社の地域おこし協力隊３名分の報酬 706 万 2,000 円。地域計画と目標地図の見直しに係る、地域計画策定検討委員会の委員報酬４万 1,000 円を計上しました。

節２給料、節３職員手当等、節４共済費まで、農林振興課職員のほか、会計年度任用職員、地域おこし協力隊の人件費に要する経費を計上しました。一般職括（任期付職員）は、令和８年度より、農業公社への職員派遣１名を計画し、農業公社事業の円滑な実施と兼ねて、農業普及指導の役割を担い、地域全体での農業経営改善を目標といたします。

節８旅費は、23 万 7,000 円を計上しました。農振整備促進協議会費用弁償、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償。65 ページをお願いいたします。地域計画策定検討委員会費用弁償、職員の普通旅費をそれぞれ計上しました。節 10 需用費は 58 万 2,000 円を計上しました。

地域おこし協力隊活動に必要な消耗品、公用車の燃料費、食糧費等を計上しました。なお、令和８年度予算より、次の目農業振興費に計上しておりました事業費や役務費等は一括して、農業総務費に組み替えを計上しております。

節 11 役務費は、25 万 4,000 円を計上しました。農林振興課の事務に要する通信費と地域おこし協力隊のリース車両の保険料となります。

節 12 委託料は、102 万 3,000 円を計上しました。農振農用地に係る、農業振興地域整備計画の全体を見直すための委託料で、令和８年度が最終事業年度となります。

次に節 13 使用料及び賃借料は 64 万 8,000 円を計上しました。職員出張の際の駐車場使用料と、地域おこし協力隊活動活動用の車両リース料です。

節 18 負担金補助及び交付金は 318 万 3,000 円を計上しました。県野菜振興協会負担金８万円をはじめ、球磨農業活性化協議会負担金、稚魚放流補助、湯前町農業再生協議会補助金 119 万 6,000 円は、国の経営所得安定対策推進事業、県の水田産地化総合推進事業などの円滑な運営を目的としております。

そのほかに、各種団体負担金と地域おこし協力隊の住宅費補助金 96 万 5,000 円、研修費 50 万円を計上いたしました。66 ページをお願いします。

目３農業振興費は１億 2,461 万 8,000 円を計上しました。農産物加工施設の修繕工事や、鳥獣害対策費、町単独補助事業の増などにより、対前年で 2,700 万あまりの増となります。

節１報酬の７万 1,000 円、それから節８旅費の費用弁償３万 2,000 円は、それぞれ農業振興検討委員会の委員の会議、費用弁償また職員の普通旅費を計上しました。節 10 需用費は消耗品３万円を、節 11 役務費は、通信費５万 7,000 円を計上しました。

節 12 委託料は湯前町地域産業交流施設の指定管理料 130 万円を計上しました。節 13 使用料及び賃借料の現地確認支援システム使用料 18 万 5,000 円は、多面的機能支払交付金に係る現地確認のタブレット使用料で、国の交付金対象となっております。

節 14 工事請負費及び節 17 備品購入費では、農産物加工施設の塩蔵庫漬け込み槽６ヶ所の修繕に 501 万円。地域産業交流施設の保冷倉庫への超音波加湿器を設置する費用、破砕米除去機１台の導入とあわせまして、85 万円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は１億 1,700 万円を計上しました。主なものは、農業用廃プラスチック類処理対策補助金 40 万円。次に、中産間地域等直接支払交付金、3,065 万 6,000 円は、23 集落分の活動費に対する交付金を計上しました。次に、鳥獣害防止対策協議会補助金 1,031 万 1,000 円は、主に各集落での防護柵の設置費用で、事業財源として、歳入の農業費県補助金、鳥獣被害防止対策交付金 925 万 7,000 円を計上しております。

次に、環境保全型農業直接支払交付金 499 万 8,000 円は、自然農法や有機農業を実践される農業者３団体に交付するものです。次に、多面的機能支払交付金 3,299 万 4,000 円は、27 集落、429 ヘクタールの農地を対象とし、農地維持、資源向上共同活動、そして、長寿命化分を合わせて計上しました。

次に湯前版中山間地域直接支払補助金 324 万 7,000 円は、５集落 54 ヘクタール分の活動費補助金を計上しました。次に有害鳥獣対策となりますが、狩猟免許取得支援２万円、防止策事業補助金 20 万円。町単独事業で計上しまして、有害鳥獣捕獲補助金 656 万円は、近年の捕獲実績を１つ基礎として予算計上しました。捕

獲補助事業の財源としましては、歳入に特定鳥獣適正管理事業補助金499万5,000円を計上しております。

67ページをお願いします。農業公社運営補助金450万円は、本町の農業振興事業を担う湯前町農業公社事業の運営補助金を計上しました。次に果樹振興総合補補助事業補助金60万円は、主に栗の生産農家を対象とし、省力化施設等の導入支援を行うものです。

次に中心経営体農業機械導入支援事業補助金（認定農業者等）1,300万円は、経営規模の拡大や生産性の向上など、認定農家等の生産者に対し、農業機械の導入の支援を行います。農業用施設等導入補助金500万円は、野菜や畜産等の意欲ある農業者に対し、ハウス施設や畜舎などの経費支援を行うものです。

次に法人化支援事業として200万円。また中心経営体農業機械導入支援事業補助金（その他経営体）150万円は、地域計画に位置付けられた、認定農業者等以外の中心経営体に対し、農業機械の導入支援を行うものです。そのほか、作物種苗補助、担い手スキルアップ支援、農業臨時雇用支援事業費をそれぞれ計上しました。なおこれらの単独補助事業は、令和7年度に補助要件等の見直しを行っていますので、予算成立後に要綱等を整備し、事業対象者へ周知等を行って参ります。

続きまして目4畜産業費は1,383万4,000円を計上しました。物価高騰対策重点支援事業を活用した経営支援対策と、消費拡大支援に係る補助事業を予定し、対前年で967万円の増となりますが、国県支出金としての交付金900万あまりを充当いたします。

節7報償費7万8,000円は、和牛管理品評会の商品代を計上しました。前年と比較して子牛品評会分の減となります。

節10需用費は25万5,000円を計上しました。光熱水費はアグリセンター施設分で、一部を農業公社事務所として使用しておりますので、節13使用料及び賃借料、5万2,000円の下水道使用料を合わせ、農業公社と案分負担し、農業公社の負担分は歳入の雑入で受け入れを行います。

節18負担金補助及び交付金は、1,339万4,000円を計上しました。まず酪農ヘルパー制度補助金は、近年利用実績が増加しており、100万円を計上いたしました。また畜産経営継続補助金335万8,000円は、繁殖素牛、乳用素牛、肥育素牛のそれぞれの導入保留に要する、定額補助金を計上し、畜産経営の持続、拡大を図って参ります。

続きまして畜産飼料価格高騰対策支援金690万円は、飼料価格の高騰等、販売量、価格の低迷などを踏まえ、飼料価格高騰分の15パーセント相当額を支援する

もので、酪農繁殖肥育それぞれに定額助成で、約 1,100 頭に対する補助を計画しております。

次に球磨畜産物消費拡大活動支援金 210 万円では、小中学校給食での地域畜産食品の活用。畜産物ＰＲ活動への支援を計画しております。

68 ページをお願いします。目５農地費は、3,323 万 3,000 円を計上しました。令和７年度と比較しまして、4,155 万 3,000 円の減額となります。減の主な要因は、前年度の辻地区沈砂池整備事業費によるものです。

節１報酬８万 9,000 円及び、節８旅費の費用弁償は、農業農村基盤整備事業推進委員会の委員報酬と費用弁償を計上しました。これは本格的な工事着手予定しております、上溝・中溝用水路改修工事、また令和８年度から事業着手を予定しております、松下・中部地区の用水路改修事業に関し、事業推進に向けた検討委員会の費用となります。

次に、節 10 需用費は 159 万円を計上しました。主な支出は、農道、用排水路などの維持管理に係る修繕等に要する経費を計上しております。

節 11 役務費は４万 3,000 円を計上しました。水路改修事業の地区説明など、通信費、切手購入等の予算です。

節 12 委託料、農道等管理委託料 50 万円は、農道、用排水路、農村公園の除草等の管理を委託するものです。

節 13 使用料及び賃借料は８万 8,000 円を計上しました。工事積算システムで、建設物価及び積算資料による単価を使用するためデータ使用料を計上しております。

節 18 負担金補助及び交付金は 3,078 万 1,000 円を計上しました。県土地改良事業団体連合会負担金１万円と、特別賦課金 25 万 4,000 円は、定額の一般賦課金と本町で実施される県営団体営事業の事業に基づいて算出された特別賦課金を計上しました。

農村地域防災事業負担金 154 万円は、蓑谷ため池の取水施設、底樋の改修等の工事に係る事業負担分です。町の負担割合は 11 パーセントとなっております。

県営水利施設等保全高度化事業負担金 2,896 万 3,000 円は、上中溝の二溝用水路改修工事及び県営松下中部地区水利施設等保全高度化事業の町負担金です。令和８年度の計画事業費に対し、町負担分 10 パーセントと、地元負担分 7.5 パーセントを合計した、17.5 パーセント分を計上しました。なお、地元負担分は一般会計の歳入で受け入れます。以上です。

○教育課長（赤池寛子君）　続きまして、目６農村環境改善センター管理費につきましては、284 万 8,000 円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費が主なものです。対前年で７万円の減となっております。

節 10 需用費では、消耗品のほか、光熱水費で電気料金 151 万 2,000 円を計上しました。修繕料は対前年同額の 30 万円を計上しました。

節 12 委託料では、清掃警備委託料と消防設備点検、並びに、69 ページをお開きください。防火対象物点検で合計の 55 万 1,000 円を計上しました。

節 13 使用料及び賃借料 35 万 2,000 円は下水道使用料。新規で改善センター清掃用モップリース料として、2 万 1,000 円計上しました。

項１農業費につきましては以上となります。

○農林振興課長（浅田　徹君）　続きまして、項２林業費目１林業振興費は 992 万 6,000 円を計上しました。節８旅費５万 7,000 円は、職員出張のための普通旅費を計上しました。

節 11 役務費、２万 5,000 円は、通信費、緑の羽根販売手数料を計上しました。次に節 12 委託料は、各種の担い手支援事業を公益財団法人熊本県林業従事者育成基金に委託するもので、人間ドックなど、林業従事者の健康維持増進を支援する事業や、福利厚生事業支援を委託します。財源は森林環境譲与税を充当いたします。

節 18 負担金補助及び交付金は、424 万 5000 円を計上しました。熊地域林業振興木材需要促進対策協議会４万 7,000 円ほか、各種協議会の負担金です。上球磨地区林業振興協議会負担金 50 万円は、水上村、湯前町、上球磨森林組合、それぞれ 50 万円の予算計上し、協議会事業を行うものとなります。奥球磨未来の森創造協議会負担金１万円は、木材生産などの森林情報流通販売などの需要拡大や、林業労働者の人材育成などを推進するソフト事業で、国からの補助事業は終了しておりますが、継続して、協議会の事業運営を行うものです。次にみなと森と水ネットワーク会議。負担金５万円は、東京都港区と森林を有する自治体で構成される組織で、国産材活用を通じた森林整備の促進、森林の二酸化炭素吸収量を増大などを通じた低炭素社会の実現などを目的とする連携組織で、本町は、令和３年度から加入し、町負担金を計上しております。

次に、林業担い手対策事業負担金 250 万円は、財源に森林環境譲与税を充当する事業で、森林整備を担う人材の育成及び確保等を図るため、チェーンソーなどの機械安全対策装備品などの導入経費を補助するものです。

次に竹タケノコ生産支援事業補助金92万4,000円は、荒廃竹林の改善、竹林の整備と蓄財生産を行うとともに、作業効率と安全性の向上を図ることを目的とした事業で、熊本県の単独補助事業の継続を見込み、予算計上いたしました。

70ページをお願いします。節24積立金457万4,000円は、国からの森林環境譲与税の一部を積み立てるもので、令和８年度の譲与税の歳入見込み額が1,312万8,000円となっております。

歳出の委員管理費と、林業振興費の予算で説明しました事業、また、学校施設整備費の小学校会議室内装木質化事業等の充当をし、その残額を積み立てるものです。以上で款５農林水産事業費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから、款５農林水産業費の質疑を行います。

ページは62ページから70ページになります。

○３番（西　靖邦君）　65ページのですね、節の17地域おこし協力隊用備品購入40万について伺います。これは地域おこし協力隊はどのような備品を購入される予定なんですかね。またそれを何、人それぞれ何名分を予定されてるんですか。

○農林振興課長（浅田　徹）　現在農業分野の地域おこし協力隊としまして２名が着任されておりまして、合わせて１名の募集を行っております。この備品購入40万円につきましては、協力隊員が使用しますパソコンの２台分で計上しております。

○３番（西　靖邦君）　66ページの目２の農業総務費、節18の地域おこし協力隊の研修費を50万円についてですけども。昨年令和７年度は、10万円の予算であったと認識しておりますが、今回大きく増額になっていますので、どのような研修を予定されているのかその内容について、説明を求めます。

○農林振興課長（浅田　徹）　地域福祉拠点は、総額で３名分で組んでおりますが、この研修費50万につきましては、主にドローンの運転資格の取得を計画しております。ドローンの資格は１名です。

○２番（吉田精二君）　63ページの農業委員会費の予算、使用料及び賃借料で、農業機械借上料が３万5,000円上げてありますが、おそらくこれは耕作放棄地解消のための部分だと思いますけども、農業委員会の方は耕作放棄地解消を主な業務になると思いますけどもほかに、この令和８年度で考えてるような事業がありましたらお願いします。

○農林振興課長（浅田　徹）　この農業機械借上料につきましては、主として耕作放棄地解消事業に使用します、機械の借上料として考えておりますけども。現在計画段階ですけども、耕作放棄地に、農業委員と、例えば緑の少年団など子どもたちとですね、作物を作付していく、そういったことも計画検討をしております。

○９番（山下　力君）　杵つき精米所交流施設について、町長に伺います。

杵つき精米所の再開にあたっては、私は、熟慮して慎重に検討して欲しいと、意見を申し上げましたが、町長は動かしてくれという住民の声がある。また、交流施設の目的を果たしたいと。との考えで、再開をされました。令和８年の１月20日の全員協議会で農林課の、説明資料を見ますと、令和７年度の杵つき精米等の実績を見ますと、杵つき精米の量がですね、少ないと思います。町長もいわゆる、湯前町の公の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例10条で指定管理者から、業務の報告を求めておられると思います。その報告書を見てですね、杵つき精米所の量をどう見ておられるのか、感想をまずお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　今ご質問の内容の部分の、量的にいきますと、370キロということでございますんで、こちらが指定管理を公募しますときに、週３日でオープンしてくれと、開けてくれと、営業してくれということでございまして、その数量についてはですね、その中には定かにしてないところでございますんで、ちゃんと営業の日数は工事であれば、私としては、稼働してるんではなかろうか。ただ今ご質問の数量が少ないといえば、確かに370キロでございますんで、もう少し利用があっていいのかなというぐらいは思うところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　350キロと言ったらですよ。30キロの袋で何袋かわかりますよね。令和７年の４月から12月までの９ヶ月間ですよ。で量はそれだけなんですよ。私も少ないと思いますよ。

そこで、町長。杵つき精米所を再開にあたってですね、先ほど言いましたような、思いもあるんですよ少々の。または杵つき精米の期待もあると思います。町長の考えがですね、指定管理者に届いていないんではなかろうかと私は見てみてるんですよ。それで、今後のことを思いますとですね。指定管理者等やはり協議をされるべき。もう少し杵つき精米に頑張ってくれという話し合いをして欲しいと。私は思いますけれども。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　ちょっとお言葉を返すかもしれませんけども、これまでにもですね、指定管理者、機会あるごとに実は協議をしておりまして、370キロといえば確かに数量的には一体30キロでございますんで、少なく感じるかもしれません。

それと先ほど申しましたけども、今回の中に、１年間に幾らしてくださいという数量等は決めておりません。営業を週３日営業してくれということが条件に入っておりまして、その分に合わせて指定管理料も払ってるということでございます。それからもう１つこの370キロ以外で話してるんですけども。この精米所ので

すね、関連いたしましては、議会の方にもご説明しておりますけども、兵庫県の本社がございます、フードゲートさんと連携を組ましまして、この中でこの精米所を利用させていただきましてですね。今、どんな形でどういうふうにして精米して杵つきをしたらいいか。それの試験研究も実はこの中でやっていただいているところでございますんで、そこも将来的にですね、この湯前の米をですね利用してそういうふうなフードゲート、もしくはそれ以外のところにですね、利用が広がらないか、そんな夢を持ちながらやっております。

ですので今、話題がございました。指定管理者との代表との話し合い、これは継続してずっとやっていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　少ないのはもう事実なんですよ。フードゲートさんの期待にこたえるためにもですね。もう少し、杵つき精米をやってくれと。ちなみにですね。杵つき精米をやろうと思えばですね。いわゆる、1日に60キロはできるんですよ。1日60キロ。やろうと思えばですよ。そういうところを、やはり指定管理料130万も払って、1,000万円を超える金額で施設の改修工事もやって、そして、なんですかね。湯前町の農業の、いわゆる付加価値をつけて、頑張りたいと頑張ってくれという町長の姿勢があるんですから。もう少し指定管理者にですね、頑張ってくれと言って欲しいと思うんですよ。先ほど言いました公の指定管理の10条ですね。これの10条には、必要な指示をできるというふうになっておりますんで、私はずっと１歩も２歩も降りてですね頑張ってくれという意味で今言ってるんですよ。ですから、ぜひですね、指定管理者に、町長のお考え、思い、等々が伝わるような、そして、もう少し量をふやしてくれと。そのお願いをぜひお願いしたいと。いうふうに思いますんで再度、町長の、考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　私もできる限りですね、今山下議員がおっしゃるような形でですね、ここまでやっと私、時間かけて、ようやく精米所が動き始めたことでございますんで、大いに利用していただきたいというふうに思いますんで。もう少し頑張っていただくようお願いしておきたいと思っております。

○９番（山下　力君）　課長にお尋ねしますけども。杵つき精米。いわゆる精米をしてから、時間が経つと、いわゆる味が劣化して、美味しくなくなるという話も聞くんですよ。そういったところの情報は、課長として、聞いておられませんか。

○農林振興課長（浅田　徹君）　杵つき精米ですので、糠の成分が残留し、酸化をすると劣化するというところで、一般的な精米とはやや品質が悪くなるスピードっていうのはあるのかなというふうに私自身も考えております。

現在フードゲートさんと、くまくまアグリさんで、それらも回避するような杵つき精米の方法。或いは保存、もしくはパッケージですね、包装方法なども、いろいろと検討がなされているようですので、杵つき精米として胸を張って販売できるようなですね、そういった製品ができるのを、私も願っておるとこでございます。

○９番（山下　力君）　担当課長の伊藤課長にちょっと、なんかね、お願いしますけども。いわゆる杵つき米の。１キロか２キロの袋を、湯楽里温泉の販売コーナーに売ってあるんですよ。今言いましたように、私が、聞く限り、長期間において売れない杵つき精米を、置いてあったと。味が劣化しますとせっかく不販売網ば広げるために、販売してあるんですから、やはり、賞味期限ちゅうかな。等をやっぱ研究されで、もうこれ過ぎたら、撤去せろといったような、指針も必要かと思うんですよ。そういった事実が、あるかないか、聞いてなかったらそういう話を聞いたけん、そういうことに注意せろということもして欲しいと思うんですけども、課長のお考えをお聞かせください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まず湯楽里の売店に杵つき精米が置いてるかというのちょっと私が確認しておりませんので、何とも言えませんけれども。そういう事実があればですね、湯楽里の職員に対して、そういうところを含めてですね、商品の管理を徹底してくれということでお伝えをしたいと思っております。

○６番（森山　宏君）　65ページのですね、稚魚放流補助金がありますよね、10万円。これはどこにって言いますか、多分だろうとは思うんですけど、球磨川漁協に対して、これ自治体が払うようになったのは、もうずっとですかね。稚魚放流。これ多分、アユの稚魚のことだろうとは思うとですけども、自治体が払うのは、ヤマメですか。これ、球磨川漁協に払う稚魚放流の助成じゃないんですね。

○農林振興課長（浅田　徹君）　まず、この稚魚放流補助金につきましては交付先は球磨川漁協となっております。内容ですけども都川、牧良川等々にヤマメの稚魚を放流するのが一般的な事業となっておりまして、私が覚えてる限り、もう20年近く確か補助金を支出しておる事業であると思っております。

○６番（森山　宏君）　はい、わかりました。多分俺、アユの稚魚のことだろうって球磨川漁協のとは思ったんすけど、２級河川、１級河川に流れ込む２級河川が、そのヤマメの稚魚とかなんかいう放流等を、球磨川漁協の方に委託してるていうことでしょうけども。この実績とかヤマメとかを言うのは、次、２級河川の方は放流すっとですよね稚魚放流。球磨川漁協に委託して、まずそこを確認させてください。

○農林振興課長（浅田　徹君）　先ほどちょっと答弁とちょっと重複しますけども、ヤマメを先ほど申しました都川、牧良川、上流部の方に、放流される事業に対して補助金

を出しているということになりますけども、いわゆるヤマメ釣りをされる方は、漁業権、遊漁券か。を購入されて、その収益は球磨川漁協に入るものと私は認識しておりますけども、そういったものも含めて、あと、いわゆる観光振興ですかね。魚釣りに人が訪れる、そういったことも含めて町は補助金を支出しているもの。そういうふうに認識をしております。

○６番（森山　宏君）　ちょっと知らなかったので、２級河川の方も、漁協の水系の、何ですかね遊漁券といいますか。それの管轄になっとる訳ですね。内水面の申請して、そこで釣りすっときには遊漁券要っとよとかいうあれじゃなくても、２級河川は１級河川に繋がるところは全部漁協の。自分の縄張りといいますか。そういうふうに、なっとっとでしょうかね。それと稚魚放流したっていう、実績等というのは確認されとっとでしょうか。

○農林振興課長（浅田　徹君）　まず１級河川に２河川というお話出てますけども、いわゆる内水面、準用河川等含めましてすべての、内水面間での魚釣り等をするときは、遊漁券が必要で、その遊漁券の収益は、球磨川漁協に入るものと、そういう認識でおります。

それから稚魚放流の確認ですけども、職員が同席しまして、稚魚の重量で、頭数をですね、大体把握しております。これは毎年度、必ず同行して放流しておりますので、それが実績の確認と、そういった方法になっております。

○６番（森山　宏君）　内水面の部分は、私が知る限り、綾北川とかもう宮崎になりますけども。そういうところとか、槻木の川ですね。ああいうところは、外だったんですよね。ですから、ある事業者がそこに、内水面の申請をしてそこで鑑札券っていいますかね、遊漁券の事業を行うようにされた実績があります。ということは２級河川ですかね、俗に言う県の管理する河川。これは全部内水面のほうに入るわけですね。わかりました。

言ってるのがですね。なぜかちゅうと、昔勤めとった関係で知ってるのが、球磨川の水を濁す工事をするときには、漁協に対して負担金払わないかんやったんです。この名目が稚魚放流だったんですけども、その部分の稚魚が十分に放流されとらんじゃないかということで、賦課金の、あれは協会で拒否されて、自分たち独自で放流されるという経緯があったんですよ。ですから確認事項を追視して放流の確認はされたんですかと。で、されましたと。それと内水面っていうのはもう２級河川はもうすべて内水面に入るわけですね。

○農林振興課長（浅田　徹君）　すいません。私の浅はかな知識でお答えしましたので、よくよく調べてからお答えさせていただいて、よろしいでしょうか内水面に関してですね。

○５番（椎葉弘樹君）　67ページの、農業公社運営補助金についてお尋ねします。例年は300万円の予算が、今回令和８年度で450万になっている理由についてお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（浅田　徹君）　議員おっしゃる通り、例年300万程度の補助金で今回上乗せ150万、450万円とことということですけども、これちょっと理由がございまして、現在農業公社で活動しておられる地域おこし協力隊の方がですね、10月末に３年の任期を迎えられるところでございます。

その方は就農を希望しておられますが、当面、自立型の農業は厳しいのではないかなというところで、農業公社で雇用することも一応、想定した、補助金というふうにそういった想定をした、予算立てをさせていただいております。

○５番（椎葉弘樹君）　実施計画を見ますと令和９年と令和10年には、さらに増額して700万ということになってますが、これも新たな人材を、補強するために、700万に上げておられるんでしょうか。

○農林振興課長（浅田　徹君）　はい。議員お見込みの通りでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　あともう１点農業法人化支援事業についてお尋ねしたいと思います。これ200万円の予算となっているところです。

まず、令和５年から令和７年度の実績についてお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（浅田　徹君）　まず令和５年６年、これは交付実績ございません。

○５番（椎葉弘樹君）　農業振興検討委員会の意見として、実績はないが、町として、農業分野での法人化を推進するのであれば、制度を継続すべきであるということで、聞いております。つまり、町として、農業分野の法人化を推進するのであればということで、どっちかというと、積極的な意見というよりも、町がやるんであれば、ちょっとやってもいいんじゃないのっていう感覚で私はとらえております。その場合、町として農業法人化支援事業を継続した理由についてお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（浅田　徹君）　まず農林振興課としましては法人化は、推進していきたいという考えのもとで予算計上しております。経営規模にもよりますけども、法人化が向く場合と、向かない場合もあるかと思います。そこは経営判断となりますでしょうから。また併せまして今年度は集落営農の合併の話がありまして、その中でも将来的には法人化を目指すというお話もいただいたところでございます。それらも踏まえましてこの補助事業につきましては、待ち受け予算となっておりますが、予算計上をさせていただいております。

○５番（椎葉弘樹君）　この事業も含めまして農業振興検討委員会で出た答申をもとに、これは作られてると思うんですが、３年前の令和５年には、農業振興プラ

ン第１期目を策定されて、予算審議の前にて、提示された。経緯があるんですけども、今回第二期の農業振興プランっていうのはもう策定済みなんでしょうかもし策定済みであれば、これについてもですね、今後でいいんで、ちょっと、説明もいただきたいと思います。

○農林振興課長（浅田　徹君）　農業振興プランを策定しておりまして、今年度の単独補助事業見直しとあわせてですね、振興プランの見直しも行いたいというふうに考えておりましたが、この単独事業のいろいろな検討で、時間を要してですね、振興プランの改定改正までには至ってないところでございます。そこで、令和８年度につきましては、この振興プランの改定を視野に入れて会議を進めたい、そのように考えております。

○８番（倉本　豊君）　67ページ、各町の単独事業が上がっておりまして、前年よりもかなり、レベルをアップされたような感じで、大変喜んで見ておりますが、１つだけ前年までは農耕車の資格取得、資格補助があったんですが、今回、私は一般質問の中でもドローンの免許のお願いをしておりましたけれども、それはこのステップアップの方に入ってるんでしょうか。まずそこをお伺いします。

○農林振興課長（浅田　徹君）　農耕車の運転転免許資格の助成が今年度まであっておりましたが、こちらにつきましては振興検討委員会、それから農業委員会の会議の中でもですね、もう法改正から相当の年数が経過し、自己責任の範囲でやるべきではなかろうかと。そういった提言ご意見等をいただいておりますので、今回はその分については予算計上しておりません。

このスキルアップの中には含まれてないということになります。ただし新規就農者とかの申請があればですね、またちょっと制度を考えたほうがいいのかなと個人的にはちょっと考えております。

○８番（倉本　豊君）　私が一般質問でしたときにですね、結局将来的にドローンが、かなり導入されるとするならば、結局免許取得についても、補助するべきではないかということで、一般質問をしております。で、私はてっきり入っているんだろうと思っておったんですが、今見ますと入っておりませんので、その点はいかがでしょうかね。

○農林振興課長（浅田　徹君）　私のちょっと説明の仕方が悪かったかもしれませんけども、ドローンの資格取得費用の支援につきましては、このスキルアップ支援事業の中に組み込んでおります。私が先ほど申しましたのは農耕車、牽引とかですね、ああいった免許の支援はもうやめておりますよという答弁でございます。大変申し訳ございませんでした。

○８番（倉本　豊君）　40万でしょ。スキルアップ支援事業補助金。足りないときは、補正を組んででもやられるということでいいんですかね。

○農林振興課長（浅田　徹君）　令和８年度の町単独事業の予算要求に当たりましては、地域計画、それから目標地図に位置付けられております。町内150件の農家の方に対しまして、要望調査を行っております。その事業要望結果に基づいて、当初予算を計上しております。待ち受け予算は別にありますけども。そこでですね、要望調査を取った際に、基本的には補正増額は厳しいですよと。今回の要望調査で挙げてない事業の令和8年度採択は、難しいというところを記載しておりますこととあわせ、今月当初２日間にわたり営農座談会開催しておりますけども、その中でも同様の説明をしているところでございます。

ただし、必要等ありまして、財源的な許しがあるならばですね、補正も検討はするものとする、そういうふうに認識をしております。

○８番（倉本　豊君）　そこもあわせてお尋ねしようかなって、実は思っとったんですが、何月まででしたかねあれ、２月ぐらいまでだったですかね、申し込みがありましたですよね。私もそれ承知しとっとですけれども、ただ、諸般の事情で、その時はまだ、例えばその機械を買うにしてもですよ。その時まではそうは思ってなくても、例えば８月９月10月ぐらいになって、はやっぱりもう、これすぐ導入したほうがいいとかっていう諸般の事情が出てきた場合には、やはり今まで過去、補正はやってきたですよね。ずっと。原則こうですよって、今課長が言われたのは全くわかりますしそれで私はいいと思ってます。ただ、諸般の事情があって、やはりそのそれぞれの方が、後からどぎゃんかならんしょうかねっていう状況が生まれた場合にはやはりそれには対応していくべきじゃないかなというふうに思っておりますが、町長、農業一生懸命やっているという話をいつもされてますんでそこ辺を、端的によろしくお願いします。

○町長（長谷和人君）　今回の農業振興補助金、予算規模を見ていただくと、昨年より2,700万円ほど上回っております。今ご質問の部分のところがですね、確か2,300万円ばかり予算計上させていただいておりまして、事前に先ほど言いましたように２月までに、令和８年度、新しく今度制度が変わりますから、事業の希望を出してくださいと。いうことでございますんで、全部。実は採択したところでございました。本当は令和７年度並みにしたかったんです。ですけど、制度が変わった時点ですので、思い切って、議会の方からもそういうお言葉いただきましたんで、前年度並みには残念ながらという言い方おかしいですけど、農業振興の立場上、思い切ってやりましょうということでさせていただきました。ですので、今のご質問がございました、それなりのなにがなしかの特別な理由があればです

ね。そういうこともありうるかもしれません。そういう意味でですね、私が当初予算を組ませていただきましたということでご理解いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（金子光喜君）　ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０２時０３分

再開　午後０２時１４分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、款５農林水産業費の質疑の途中です。発言を許します。

○４番（遠坂道太君）　66ページです。農業振興費、負担金補助及び交付金で、中山間地域等直接支払交付金3,065万6,000円につきまして伺います。現在中山間地の統合を進めておられると思います。現在先ほども説明がありましたように23集落を、中山間地の、なってるというところでございますが、将来的な町で一本というな方向づけを考えられるかそれにつきまして、お尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（浅田　徹君）　中山間地域のですね協定の合併は実際合っているところでございますけども、町としてそれを強力に後押ししてとか推進するという事実はまずありませんでして、もしそういう要請がありましたら、協力したいとは思っておりますけども。将来的には、そういった協定の合併一元化ということはあろうかと考えております。

○４番（遠坂道太君）　昨年度も深田地区と、協定地区が一番大きい組織ができたわけですけども。やはり小さいところもですねやっぱご苦労しながら協定をやっておられておりますので、やはり、町としても協力しながらやっていしていただければというふうに思っております。

○農林振興課長（浅田　徹君）　先ほどの森山議員のご質疑の中で内水面の河川等級のお話ありまして、先ほど休憩の間ちょっとお知らせしましたけども、河川等級による区分っていうのは、ちょっと見当たらないところでございました。よろしければこの、質問につきましては、後日ゆっくりと私と森山議員でお話させていただければと思っております。以上です。

○９番（山下　力君）　66ページの、工事請負費。農産加工施設の塩蔵庫の修繕工事について、いわゆるこの本議会の前の全協等で、説明がなされておりませんので、どういう修繕工事なのか、説明を求めます。

○農林振興課長（浅田　徹君）　まず農産物加工施設、いわゆる下村婦人会の漬物工場でございますけども、本体建物の手前で婦人会に入りまして左手の方に塩蔵庫という建

物がございます。鉄骨で230平米程度の面積となっております。こちらにつきましては平成22年度に改修事業を行っておりまして、当時1,000万円近くかけましてこの塩蔵層などを改修したところでございます。改修から16年が経過しております。今回修繕対象につきましては、全部で15層の浸漬槽または塩抜き層という、漬物をですね、塩漬けする層がございますが、そのうちの６機につきまして、ステンレスの張替えといいますか、張り足しですね、カバー工法による修繕を検討しております。損傷の状態といいますか、ステンレス板の継ぎ目がですね、やはり溶接が劣化しておりまして、漬物を漬けてる間に水が抜けを落ちてしまうと。そういった不具合が生じているようでございまして。これまではですね、婦人会さんが簡易な修繕、またはブルーシートを引いて、応急対応する、そういったことがございましたけども、本年度中に修繕の相談がありまして、いろいろ、検討した結果ですね、従前のステンレス補強による修繕が適切であろうと、そういったところで、今回501万円の工事費を計上させていただいております。

○９番（山下　力君）　この加工施設はですね、以前は、いわゆる本工場の改修のときは、利用料金を取っていたと思います。その後の条例改正で、利用料金が条例にうたってありませんので、利用料金はないと思うんですが、その利用料金を取らない、徴収しない理由をお聞かせください。

○農林振興課長（浅田　徹君）　令和５年の11月22日に、議会全員協議会が開催されておりまして、農産物加工施設条例の改正の事前説明といくことが行われております。当時婦人会の漬物工場と杵つき精米地が一本の条例の中にありまして、それを分離することと併せまして、施設使用料徴収の廃止をしたいというご提案をしております。そして令和６年３月に現在の条例が可決いただいておりますが、資料を見ますと、施設の建設から相当数の年数が経っておること。それから、大変厳しい経営が見込まれることのなどを理由にしまして、この使用料徴収の廃止をしておるところでございます。

○９番（山下　力君）　農業公社についてお尋ねをいたします。前にも町長にちょっと話をしたことあるんですけども。農業公社の今後の方向性、進む道等について、湯前町農業振興検討委員会に諮問をされる考えはありませんか。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため暫時一律休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０２時２０分

再開　午後０２時２１分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

○町長（長谷和人君）　今回これまでにですね、農業公社につきまして、今山下議員の方がご質問ございました検討委員会の中で、協議をさせていただきながら、

答申をいただいて、これまで来ております。農業委員会の方からもそういうふうな、農業公社の今後の運営の考え方。こういうのについてもご意見をいただいておるところでございます。今回、先ほど椎葉議員でございましたか。振興プランの検討を今回、先ほど倉本議員の質問もございました、今度の農業振興補助金。これにちょっと時間を要したということでございますんで、令和８年度のプラン進行のですね、計画の中で、今お話があった部分につきましてもですね、改めて、ちょっと揉ませていただいて、プランの方に加えさせていただければというふうに思ってるところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　最近耳がちょっと遠くなりまして、うまく理解できなかったんですけど。農業公社の、いわゆる事業は、湯前町の大きな、基本産業の農業をどうして担っていくかという大きな、私は課題と思ってるんですよ。その時に振興検討委員会の目的は、やはり基幹産業の農業の課題解決、問題解決に、一言助言をするという目的がありますんで。ぜひ、農業公社の、今後についてですね、諮問をしていただきたいというふうに思うんですよ。

その理由を申し上げますと、いわゆる10年後に、耕作者が未確定の面積が127ヘクタール。それから２つ目に、全国的にですけど、いわゆる農業経営体が急速に減少しております。湯前も当然全国と一緒だと思います。それから、湯前町で現在、受託作業。既存の受託される方が何人かおられますけども、この人たちの話を聞きますと、もう多くは受託できないと、いっぱいいっぱいのところまできておると。それと、そういうことで、対策を打たないと、耕作放棄地がどんどん出てくるんではなかろうかというふうに思います。もう、実際そういう話があっておりますんで。そういったところを、理由として申し上げましたけど。ぜひですね、検討委員会に諮問をしていただいて、今後の方向性を、探って欲しいというふうに思いますんで、再度町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　ちょっと遡ってお話をさせていただくところでございますけども。この農業公社。実は、議会の方と一緒になって立ち上げた組織でございまして、今の山下議員がおっしゃってることはこれ10何年前で実は、予測できたのでございまして、それをしっかり受け継いでるのが、今農業公社だと思っております。農地を農地としてしっかりと将来につなぐという言葉がございますけども、それを理念にですね、私としてはしっかりつないでいきたいというふうに思っております。ですので、検討委員会の中で、検討してくれというお話ですけども、私ちょっと聞こえにくかったかもしれませんが、先ほど来年度の中で、プランの検討の見直しを行うので、これにも盛り込んで、ちゃんと農業公社を未来の

姿を描きながらですね、行動して参りたいということで発言したところでございますので、山下議員との気持ちは一緒でございます。

○９番（山下　力君）　今の町長は農業公社の理念、言われましたけども、その理念もですね、先ほど言いました理由の中に入るんですよ。ですから、いろいろ考えてですね、諮問しても同じ答申が出ると思いますけども。農業公社の方向性、進む道はですね、私は水稲栽培の受託作業だと思ってるんですよ。これをどれだけ面積を広げる、できるかが問題なんですよね。そういうことを考えたらですね、やはり、機械オペレーターを育成するために、若い人の採用が必要ではなかろうかというふうに思っております。公社の方向性として、水稲栽培の受託作業だろうと私は思ってるんですけども、これについての町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　基本的にはやっぱり水稲栽培が原則だろうと思っております。これまで過去にですね、あまり過去語りたくないんですけども。いろんな栽培をやって、目に見えた形になってしまってるというところがございますので、農地をお借りする以上はですね、水稲が作付可能な農地をお借りするということも、これ1つの条件になってこようかと思っております。当然耕作放棄地等については、以前はお借りしとったんですけどもこれもやっぱりちょっと難しい部分もなってくるのかなと、そういうのも考えます。原則はやっぱり水稲が基本になってくるんではなかろうか。それに伴いまして仰ってる若いオペレータ、これらの採用も当然なってくるんじゃなかろうかなというふうに思っております。今回令和８年度は特に、新しく農業公社にですね、人材を１人入れまして、そしてその中で新たな体制のもとにですね、階段を一段一段登りながらですね、実績を積み上げていきたいと、かように思っているところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　今町長が話されました。今年の４月からの採用ですね予定者、これについてもいろんな意見があるんですよ。そのうちの１つの意見を申し上げますと、採用を見送って、能力的にも、指導力的にも、副町長に兼務させないかと。いう意見もたくさんあります。そういう事例を出してですね、私は早く若い人を機械オペレーターを採用したほうがいいと思うんですよ。もう、話をすれば、副町長もやる気満々かもしれんですよ。そういう町民の意見もあるということは頭に入れていって欲しいと思います。

それからこの農業公社の農業公社というよりも、町の課題の1つに、担い手の育成があるわけですが、昨日の熊日かな。南阿蘇村。農業公社で、地域おこし協力隊を採用して、もうそのほとんどの方が地域に残って後継者に担い手となるというような記事がありました。湯前町の農業公社で採用される地域おこしの方にはそういった話もされていると思いますけども。今までそういう方おられましたか。もし、おられなかったら、今後は

どういう、採用、いわゆる募集するときにですね。そういった条件をやっぱしつけるべきではなかろうかというふうに思うんですよ。この件について課長の見解をお聞かせください

○農林振興課長（浅田　徹君）　まず、ちょっと余談になるかもしれませんけども、阿蘇地方ではですね農業師匠制度といいまして、地域の篤農家の、一生懸命やってる農家さんの元で２年程度研修をして、そのうち自立するといった就農スタイルが多いと伺っております。本町におきましては実績としまして地域おこし協力隊１名の方が、協力隊終了後に就農をされておられます。今後も今お二方、農業公社におられますけども、そういった形でぜひ、地域の農業、或いは林業、そういった産業関係で、残っていただきたいと心から願ってるところでございます。それの実現に向けてどういった事業をやるのか、業務をやるのか、そういったことも考えていきたいと、そういうふうに考えております。

○９番（山下　力君）　町長。その南阿蘇村ですよ。いわゆる７割から８割方が担い手として残るんですよね。ぜひ、担当課長、担当者をですよ。勉強に行かせて欲しいと思うんですけども。町長、どうですか。

○町長（長谷和人君）　はい。その新聞私も読ませていただきまして、勉強に行かせたいと思います。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで款５農林水産業費の質疑を終わります。次に、款６商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　ページは70ページでございます。款６商工費は、前年度比較して２億2,999万6,000円減の１億9,835万8,000円を計上しました。一般会計総額に占める割合は4.4パーセントとなります。減額の主な要因は、目２商工振興費における湯前駅レールウイング複合施設改修事業や、サテライトオフィス建設事業が完了したためでございます。

目１商工総務費からご説明いたします。目１商工総務費は1,797万5,000円を計上しました。企画観光課職員３名分の人件費などでございます。

目２商工振興費は6,956万2,000円を計上しました。前年度と比較して、２億42,06万9,000円の減でございます。商工振興に係る事業及び施設管理にかかる費用となります。

節7報償費に企業誘致アドバイザー謝金として60万円を計上しました。町が認定した企業誘致アドバイザーが誘致企業した場合に、上限30万円以内で謝金を支払うものでございます。

節10需用費に204万7,000円を計上しました。物価高騰対応入浴券事業に関する経費でございます。修繕料に114万1,000円を計上しました。湯前駅周辺施設維持管理の修繕に加えまして、避難防災交流施設ゆ～とぴあ音楽室照明の取りかえに伴う経費を計上しております。

節12委託料につきましては、1,746万7,000円を計上しました。商工振興施設の指定管理料が主なものです。指定管理料は、避難防災交流施設に1,006万7,000円を湯前駅レールウイングに480万円を、令和８年度から稼働しますサテライト指定管理料に250万円を計上しました。なお、サテライトオフィス指定管理者の指定の議案につきましては、本定例会最終日に上程する上程する予定でございます。

71ページをお願いいたします。節17湯前駅レールウイング備品購入費に40万円を計上しました。イベント開催の負担軽減を図るため、イベント用テーブルと椅子を購入する予定でございます。

節18負担金補助及び交付金は4,772万6,000円を計上しました。商工会補助金につきましては、850万円を計上しました。くま川鉄道全線開通に合わせて、商品開発や広告宣伝の強化に取り組む予定であります。人吉球磨しごと創生連絡協議会負担金につきましては、201万8,000円を計上しました。令和６年度から独立行政法人、国際協力機構ＪＩＣＡが、人吉球磨地域の地域課題解決などに向けた支援を実施している事業に負担するもので、令和８年度が最終年度となります。湯前町事業承継サポート事業費補助金216万円を計上しました。令和７年度認定者１名と、令和８年度認定見込み１名分の計２名分を計上いたしております。商工振興補助金につきましては、商工業の振興や活性化を図ることを目的とし、補助限度額300万円を補助するもので、見込み件数３件の900万円を計上しました。サテライトオフィス等進出支援金事業補助金につきましては、本町にサテライトオフィスなどを開設し、創業を行うものに対し、家賃の補助を行うもので、５年以上の事業を行うことを条件に、月額上限５万円を補助するものです。120万円を計上しました。物価高騰対応商工業振興補助金は、物価高騰や人手不足等の影響で、町内事業者の取り巻く環境が厳しい状況にあり、販路拡大や生産性向上に取り組みたいとの商工会からの意見を踏まえ、補助率４分の３補助限度額100万円の15件、1,500万円を計上しました。また、入浴券交付金につきましては、840万円を計上しました。物価高騰の影響を受けている町内事業者支援の一環として、湯楽里の利用促進を利用促進を図るため、町民１人につき2,500円の入浴券を交付する事業に係る費経費を計上しております。以上２つの事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

次に、目３観光費を説明します。観光費は１億1,082万1,000円を計上しました。令和７年度に比べて、1,066万1,000円の増額となっております。増の主な要因は、企業連携

型地域おこし協力隊事業や、令和２年豪雨災害から復旧するくま川鉄道全線開通関連イベント事業が主なものです。

節１報償報酬費に1,364万3,000円を計上しました。観光関係に従事する３名分と、新たに募集を行う２名分、合計５名分の地域おこし協力隊の報酬でございます。地域おこし協力隊関連では、このほかに、節３商工職員手当等などの人件費や活動に関する費用をそれぞれの関係する節に計上しております。

72ページをお願いします。節11役務費に3,152万1,000円を計上しました。町の観光をＷｅｂ上でＰＲし、認知度を高めるための広告料3,134万円が主なものです。節12委託料に2,323万3,000円を計上しました。湯前町の観光拠点施設グリーンパレス指定管理料に、1,385万7,000円を計上しております。

73ページをお願いします。一番上、湯前町グリーンパレス再整備基本計画委託料に300万円を計上しました。グリーンパレス公園と湯楽里施設、潮神社周辺を魅力ある観光施設へ再整備するための業務を委託するものでございます。企業連携型地域おこし協力隊業務委託料に550万円を計上しました。地域振興、地域活性化などに関し、活動に前向きな団体が、地域おこし協力隊を採用し、商品開発など観光振興に資する業務を委託するものでございます。

節18負担金補助及び交付金は3,009万7,000円を計上しました。各協議会の負担金のほか、イベント実行委員会補助金が主なものでございます。人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、事業費分55万7,000円、事務費分94万円を計上しました。

令和８年度は、令和７年度に引き続き、日本遺産の資源を生かした誘客事業や観光関連データの収集分析を行うこととしております。また、バイク愛好家の受け入れ整備を行い、バイクツーリズムを展開していく予定です。さらに、アニメ夏目友人帳を活用した広域誘客事業やイベント運営などの受託事業に取り組み、持続可能な組織体制整備を進めていきます。次にイベント実行委員会につきましては、前年比590万円増の1,790万円を計上しました。漫画フェスタや、くま川鉄道全線開通に向けた各種イベント実行委員会へ補助するものです。また、毎年好評をいただいている夏目友人帳関連イベントにも補助する計画でございます。

74ページになります。観光施設修繕補助金につきましては、湯楽里１室を和室から洋室へ改修し、バリアフリー化を実施するため、270万円を計上しました。その下、企業連携イベント負担金につきましては45万円を計上しました。令和７年度、包括連携協定を結んだ企業様と合同でキャンプイベントを開催するための事業の一部を負担するものでございます。最後に、未来経営安定化支援補助金につきましては、コロナ禍で経営安定化のために借り入れた借入金の返済金を補助するため、288万円を計上しました。

以上で款６商工費の説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（金子光喜君）　これから、款６商工費の質疑を行います。

ページは、70ページから74ページです。

○１番（田山幸平君）　73ページ、委託料のですね、湯前グリーンパレス再整備基本計画委託料としまして、町長の施政方針の中にもこの部分は示されているぐらい、力強く進めていかれるのかなというところなんですけども、これはもうここに挙げられてます、潮神社、ため池周辺、グリーンパレス公園、湯楽里、ＢＧ、町民グラウンド、すべてに手をかける、もしくはここを周遊できるような、全体的な計画になるものなのか。その辺を、そのあたりをお示しください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まず湯楽里周辺の整備につきましては、やはりいろいろと要望もあっておりまして、もう１度再整備をしたほうがいいだろうということで、キャンプ場も含めまして潮神社も含めましてですね、ちょっと整備が必要ではないかということで、まず青写真を描くというところで業務委託を計上しております。またグリーンパレス、Ｂ＆Ｇについてもですね、やはり関連する部分が非常に多ございますので、そういったところにつきましても何らかの青写真を描きながらですね、概算の事業費をまずつかみまして、年次的に整備をできる、まず、整備計画を今回業務委託としてやりたいと思っておるところでございます。

○１番（田山幸平君）　もう本当にこれからの話ではあるんでしょうけども、この中でちょっと重点的にちょっと力を入れたいなみたいなものっていうのは、お考えとしては、られるでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まず湯楽里の、やはり複合施設でありますキャンプ場、今地域おこし協力隊で非常に頑張っております。その中でいろいろキャンプのお客さんからの要望もございまして、部分で何かできないか。ペットを含めたところのですね、区画割り。また隣は山、もう隣接する、山もありますので、森林を活用した何か、施設といいますか周遊ができる部分がないのか。滞在型の施設に、何とか動きができないかという部分を、今回この業務委託の中で検討していければなあと思っております。また潮神社の方も、経営アドバイザーの黒澤さんも含めましてですね、田山議員も一緒に頑張っていただいておりますけれども、その付近もですね、なんかＰＲができる、また１つの観光の資源としてですね、潮神社ができればなと思ってるところでございます。

○１番（田山幸平君）　はい。ご存じいただいてて、ありがたく思います。本当にご縁をいただきまして、アドバイザーの方とはよく日頃よくお話なんかをさせていただいておりまして、やっぱり何ですかね整備をするからにはそういう、効果が得られるようなものっていうのが優先的にもなるのかもしれませんが、やっぱ湯楽里の潮湯であったりとか、それに元となった歴史的なアイデンティティもあるし神社みたいなものも、大事に取り扱っていただきたいなと。もし周遊を見直していただけるんであればですね、鳥

居からの動線であるとかですね、なかなか幾つもわかりにくい経路から行かなければならないし、本来そのおっぱい神社とも、観光資源にもなり得るものに対してこの神社の作りとしてどうかなみたいな、本来はテニスコート側から上がれたりとかですね、ちょっと、ああいうようなものも踏まえてご検討いただければと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　今後神社についてはですね、アプローチがどうしても高齢者の方も含めて、ちょっと行きにくい部分がございますので、そういったものを含めましてですね、総合的にちょっとまず青写真を描かせていただいて、あと事業費関係をですね、今後どういう補助金を取りに行くのか、そういうのも含めまして、まずは初年度、実施していきたいと思っております。またワークショップも、数回ちょっと計画しておりますので、住民の方の意見も踏まえながら、様々な意見を入れながらですね、青写真というか、整備基本計画を作成したいと思っております。

○４番（遠坂道太君）　72ページの観光費で、広告料3,134万円につきまして伺います。先ほど課長からは町のＰＲを目的としてという形でございますが、これしこ金を使ってやる以上はどのぐらいの、効果を求めていらっしゃるのか。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため、暫時休憩させてください。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０２時４８分

再開　午後０２時４９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり、会議を開きます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　広告料につきましては一応Ｗｅｂ上でいろんな分野にですね、広告を打ちながら、町をＰＲしていきたいと。という思いで予算計上しているところでございます。

○４番（遠坂道太君）　これ私がちょっと考えてるのはですね、地元出身で、全国をトラックで走っていらっしゃる方がおられます。そういうトラックをですね、お願いしたらできるんじゃないかなと。いうふうに思います。だから湯前町をですね全国的に売り出すんであれば、そのくらいの、されてもいいんじゃなかろうかなというふうに思ってますけど、それにつきまして、お願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　新しい視点の広告をですね、ご提案いただきましたけれども。ちょっとその付近検討させてください。よろしくお願いします。

○５番（椎葉弘樹君）　70ページのサテライトオフィス指定管理料250万円についてお尋ねします。この250万円の根拠は、単なる維持管理料なのか、それともソフト事業、例えばイベントとか、事業展開の経費も含まれるのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　今回の250万につきましては維持管理分で計上しております。イベント関係につきましては、指定管理者が決まりまして、指定管理者の方で自主事業として行っていただくという形で考えてるところでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　全国のサテライトオフィスの失敗事例をちょっと見ますと、場所だけを貸す管理っていうのがちょっと多いみたいです。本町においては、たまにはその指定管理者が、本町に出向いていろんなイベント企画等もやっていただけるのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まだ今回早めに指定管理の議案をご提出できればよかったんですけど、指定管理の中にですね、今回提案書の中に、いろんな企業さんのマッチングのイベントとか、事業計画をされてる企業さんが応募されておりますので、そういったところを含めてですね、受託、指定管理者になられた、指定管理者と一緒になって、町も、その部分については利活用はですね、促していきたいと思っております。

○５番（椎葉弘樹君）　もう１点追加で確認します。70ページの企業誘致アドバイザー謝礼金60万円についてお尋ねします。これは令和６年度と令和７年度は、実績がなかったということで伺っております。現在企業誘致アドバイザーというのは、今委嘱はされている状況なんでしょうか、それともまだ委嘱はされてない状況でしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　今年度企業誘致の事業展開をしてる会社に、今、委託はして、受託はしてる。委託してるってところ。

○５番（椎葉弘樹君）　いや、もしあてがなかったら、今度の指定管理者がなっていただけないものかという期待もあったもんですから、そこは決まってるんであればいいと思います。

最後にちっちゃい確認を１点だけちょっとさせてください。71ページのサテライトオフィス等進出支援事業補助金。これについては、交付要綱を見ますと、町内の空き店舗等を賃借した場合とあるんですが、今回新設されたサテライトオフィスもこれに含まれるかどうかだけ確認させてください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　この補助金につきましては今度新しくできましたサテライトオフィス個室の部分の契約をされた場合については、それなりの費用がかかりますので、その分のにも使用できるという形になっております。

○９番（山下　力君）　サテライトオフィス条例の７条利用料金についてお尋ねをいたします。このサテライトオフィスは利用料金は上限を定めてあります。湯楽里温泉との違い。湯楽里温泉の場合は、もう下限で、いわゆる、特別の事情、それからいろんな法律を探してみえてですね。間違いない。下限がいいという説明をされておりますんで。どこがどういうふうに違うのか上限と。今回、定められた理由ですね。をお聞かせください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まず湯楽里につきましては、町民の福祉も含めまして下限で運用していく。また株式会社という経営体が違いますので、そこで条例で部分があったと思います。ただ今回サテライトオフィスにつきましては指定管理が上限で定めておりますけれども、あとはその範囲内で、指定管理者が決めていただく、また相手がですね、企業さんという形になりますので、その中で上限で定めさせていただいたところでございます。

○９番（山下　力君）　グリーンパレスの場合はですね。いわゆる温泉の場合は、第３セクター株式会社。しかし、第３セクターのメリットですね。民間の能力のノウハウを、十分発揮していただいて、利用者のために、頑張っていただくところというふうに思ってるんですよ。ですから、湯楽里の方はまた別のところで質問しますけども。このサテライトオフィスの上限を設けられたことに対してはですね、私はよかったなと思ってるんですよ。いわゆる指定管理者が、地方自治法244条の２の８項ですね。いわゆる指定管理者が頑張って、その収益は、指定管理者の収受することができますんで、よかったなと思ってるんですよ。ですから、総括で湯楽里の方をしますけども、湯楽里の方もですね、本当もう今日から検討していただいて、湯楽里も上限に設定、定めましょうかという話し合いをしとってください。それとですね。こういう条例の場合に、利用料金の条例の場合に、承認制度、承認を受けなければならないと、文言があるんですよ。必ず。承認制度とは、その目的とは、承認の一般的な流れですね、町長が決裁するまでの。そのところの説明を求めます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まず承認制度につきましてはですね、町長の指定管理の方からこういうイベントをしますとか、利用料金をこれだけこの料金を安く、湯楽里の場合はですね。安価の場合については、承認を指定管理者の方から、役場の方に、私達の方に承認の手続きの部分があります。それに対して私たちが町長に対して承認してよろしいかという伺いを上げまして、町長が、いいということであればその決定を指定管理者側に、今通知をしているという事務の手続きをしておるところでございます。

○９番（山下　力君）　私が調べた範囲ではですね。範囲では、承認制度とは、いわゆる、組織や業務において申請された事柄がですね、事柄が適切かどうかを確認して、正式に、認可を与える仕組み。目的は上がってきた申請書のチェックですね。いわゆる不適切な、部分がないのか、そういったところの誤りを未然に防ぐのが目的であろうと思うんですよ。そうすと、承認のいわゆる一般的な流れとして、申請が上がった段階で、担当が審査して、内容をチェックして、町長が決裁すると。今そのように、担当の方も町長の方もされていると思うんです。思う

んで、何も問題ないと思いますけれども。承認制度というの、承認というのが必ず出てきますんで、確認の意味で、尋ねたところでございます。

○議長（金子光喜君）　ここで、休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０２時５９分

再開　午後０３時０８分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり会議を開きます。

ただいま、款６商工費の質問の途中です。発言を許します。

○３番（西　靖邦君）　72ページですけども、節の10観光施設等修繕の45万円について伺います。これ昨年度同額の予算計上となっておりますけども。これ昨年と同様の修繕内容を想定した予算なんでしょうかね。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　修繕料につきましては待受け予算となっておりますけれども昨年令和６年度につきましては、駅周辺のＬＥＤ関係の修繕をやっております。

○３番（西　靖邦君）　ほな、来年度はそのＬＥＤですかやっぱり。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　先ほど言いましたように待受け予算ですので、何かあったときの不測の事態というか、すぐ対応できるような修繕料という形で、ご承知おきいただければと。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、次に、款７土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君）　款７土木費についてご説明いたします。74ページから78ページになります。土木費につきましては、令和７年度と比較して、4,072万1,000円増の４億2,484万9,000円を計上しました。増の主な要因は、河川改修工事、一般住宅建設工事などによるものです。歳出全体に占める構成比は9.4パーセントです。以下主なものについて、項目ごとにご説明いたします。

74ページをお願いします。項１土木管理費、目１土木総務費は、職員人件費のほか、積算システム使用料、各種期成会等負担金など、令和７年度と比較して、454万7,000円減の、5,454万9,000円を計上しました。減の主な要因は、職員人件費の減です。

75ページから76ページにかけての、節18負担金補助及び交付金は、各種期成会等負担金のほか、戸建て木造住宅の耐震改修等補助金173万3,000円など、合計207万7,000円を計上しました。項２道路橋梁費、目１道路維持費は、町道の維持管理や舗装修繕、改良工事にかかる経費など、１億495万8,000円を計上しました。

節 10 需用費の修繕料は、町道の維持管理に必要な修繕経費として、例年と同額の 400 万円を計上しました。

節 12 委託料は、橋梁点検業務委託料 1,500 万円など、合計 2,160 万円を計上しました。橋梁点検業務委託は、道路法施行規則に基づく５年ごとの定期点検で、対象橋梁 101 橋のうち、令和８年度は下町橋など 35 橋を点検するものです。道路台帳作成業務委託料 40 万円は、令和７年度に歩道整備事業が完了した、町道新村線の道路台帳を修正するものです。町道寺田線道路改良工事測量設計業務委託料は、350 万円を計上しました。

節 14 工事請負費は、7,750 万円を計上しました。町道舗装修繕工事は、３路線分 3,300 万円を計上しました。町道寺田線改良工事は、令和７年度からの継続事業として、3,000 万円を計上しました。緊急自然災害防止対策事業債対策事業として、法面整形と路肩保護を行うものです。

77 ページをお願いします。項３河川費、目１河川総務費は、河川の維持管理や改修工事にかかる経費など、令和７年度と比較して、2,490 万 7,000 円増の、5,330 万円を計上しました。増の主な要因は、継続事業の浅巻谷川改修工事の施工内容によるものです。

節 12 委託料は、河川管理委託料など、224 万円を計上しました。河川管理委託料として、県管理の都川、牧良川護岸及び都川親水施設の雑草処理業務委託料として、168 万円を計上しました。河川敷地内支障木伐採委託料 50 万円は、豪雨や台風などにより、河川敷地内に支障が発生した際に対応するものでございます。

節 14 工事請負費は、令和５年度からの継続事業として、浅巻谷川改修工事 5,300 万円を計上しました。令和８年度は、線形が蛇行している区間をストレートに整備する工事のため、柵渠の新設となりまして、令和７年度と比較して 3,500 万円の増となりました。

項４都市計画費、目１公共下水道費は、節 24 繰出金に、下水道事業会計繰出金 7,825 万 6,000 円を計上しました。令和７年度と比較して、1,283 万 1,000 円の減となります。減の主な要因は、球磨川上流流域下水道建設事業費の減に伴う町村負担金の減。及び、令和７年度は、下水道経営戦略を改定したため、その業務委託料分の減によるものです。

目２街なみ景観整備事業費は、歴史的風致維持向上計画第二期計画策定にかかる、国土交通省と関係省庁との協議のため、節８旅費に、24 万円を計上しました。

項５住宅費、目１住宅管理費は、町営住宅の維持管理及び、一般住宅建設、分譲地場造成に要する経費など、令和７年度と比較して 3,357 万 4,000 円増の、１億 3,154 万 6,000 円を計上しました。増の主な要因は、一般住宅建設事業予算の計上によるものです。

78 ページをお願いします。節 14 工事請負費は、上牧原住宅２棟２戸の解体工事 350 万円のほか、牧原地区分譲地 10 区画の造成工事 5,700 万円。単身者向け１棟３戸の一般住宅上里団地１号棟建設工事。6,100 万円の合計１億 2,150 万円を計上しました。

節 21 補償補填及び賠償金は、牧原地区分譲地造成工事に伴う、電柱移転８本の移設補償費 250 万円を計上しました。

以上で款７土木費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから、款７土木費の質疑を行います。

ページは 74 ページから 78 ページです。

○３番（西　靖邦君）　76 ページですけども、節の 18 ブロック塀等耐震化支援事業補助金は 20 万について伺います。例年、補助金の申請は何件程度あるのか。またこの予算で何件分を見込んでいるのか。説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君）　この補助金につきまして、実績はあっておらないところです。撤去補助につきましては、30 万円の３分の２の１件で予算を計上しております。

○３番（西　靖邦君）　今まであまりこれは補助申請はないということですね。やっぱりここの補助金を残しとかなあかんいうことよね。

○建設水道課長（高木堅介君）　このブロック塀につきましては対象となるブロック塀は見受けられますので、残しておるところでございます。

○３番（西　靖邦君）　76 ページの節の 12 橋梁点検業務委託 1,500 万について伺います。近年ですね、ドローンを活用した橋梁点検が進めてられておりますが、安全性の向上や、作業効率化、コスト削減の効果があるとされています。本町においてもですね、そのドローンを活用した橋梁点検の検討とかはされたことがあるんですか。

○建設水道課長（高木堅介君）　この橋梁点検につきましては、橋梁点検の計画を立てまして、そういう新技術ですね、そういうのも盛り込むということが国からも示されております。町の計画にもそれを取り入れております。本町の橋梁 101 橋ですが、もう小規模な橋梁が多い中で、球磨川にかかる橋梁ですとか、そういうところ、ほんの一部ですけれども、ドローンを使っての点検というのは今年度の委託業務の中でも受託業者と打ち合わせをしているところでございます。そういうところもきちんと、採用といいますか、見えないところを、危険なところですね、ドローンを使って点検するということは取り入れております。

○４番（遠坂道太君）　76 ページの道路維持費の中で、工事請負費で、町道舗装修繕工事 3,300 万についてお伺いします。３路線ということでございましたが、どの路線をされるかについて伺います。

○建設水道課長（高木堅介君）　路線名ですが、１つが、町道植木二本柿線、今年度上水道の敷設替を行った部分でございます。それからもう１つが、町道向田上辻線、浜川から城泉寺に通る道でございます。それからもう１つが町道古城線、高沖の手前の方になります。以上です。

○４番（遠坂道太君）　なぜこれを聞いたかといいますと、今からの水道の管の入れ替えがずっと続いてると思います。それも今度植木二本柿線されるということでございますので、やはり水道工事が終わったところで、やっぱりやっていただいた方がいいんじゃなかろうかというふうに思ってるとこでございます。やはり、そこだけしたら、傷みですね、ひどく傷むような形が見受けるわけでございます。古城の町の、古城の集落の中の道路もやはり綺麗になりましたけども、いわゆるあそこもいろんな工事の後で、何もしてなかったから、ああいう状態だったかと思います。今後ですね、工事をされるんであれば、水道工事等の配管の張りかえ。あと、この舗装工事ですね、続けていただければというふうに思ってるところでございます。

○３番（西　靖邦君）　先ほどちょっとドローンの関係なんですけども、そのドローンを活用したら普通の点検よりも補助率が高いということを聞いてますが、どのくらい高くなるでしょう補助率が。

○建設水道課長（高木堅介君）　その技術を使って、それだけでという大規模では影響があるかもしれませんが、数字の影響はありません。

○３番（西　靖邦君）　もう１つですけども。78 ページのですね、節の 14 一般住宅上里団地１号棟建設工事 6,100 万円について伺います。今回の工事費はですね、住宅１戸当たり約 2,000 飛んで 30 万円ですかね、となりますが、近年は建築資材や人件費の高騰もあると認識しております。これまでのね、住宅建設比較して、工事費はどのように推移しているのか、説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君）　詳細な金額は持ち合わせておりませんが、資材価格が年々値上がりをしますので、一般住宅、若者向けの、１棟３戸ですね、中里団地を建設しておりますけれども。そこと比べても工事価格は上がっております。なので、今後も建設にかかる人件費、工事技術者の人件費等も、下がることはございませんので、今後も少しずつ、上がっていくものと思います。

○３番（西　靖邦君）　これまでの住宅とはどのくらい上がったかいうても、その 100 が 150 なったとか、100 パーセントが 150 とか 100 が 130 パーセント。その辺は掴んでいらっしゃらないんですか。

○建設水道課長（高木堅介君）　すいませんお待たせしました。中里団地が平成 30 年と令和元年だったかと思います。その頃と比べますと、２倍近くに上がってるということでございます。

○３番（西　靖邦君）　もうちょっと詳しくなるかもしれんですけども、本体工事がですね、基礎工事、木工事の構造ありますよね。屋根工事、外装工事内装工事あと設備工事、トイレとかユニットバスとか、その辺の水回りのことがあります

けども。特にですね、この科目の中で、上昇の影響を受けてる。科目の工種はどれなのか。比較されてます。

○建設水道課長（髙木堅介君）　そこまでちょっと私の方では比較は、数値はしておりません。

○３番（西　靖邦君）　今後その上昇してますからどこの部分、どこの工種の科目のところが上がったかぐらいはやっぱり執行部としては認識して欲しいのかなと思います。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　では、次に、款８消防費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君）　78ページをお願いします。款８消防費の説明を申し上げます。消防費は全体で２億492万8,000円を計上しました。前年度と比較して、531万3,000円の増であります。歳出に占める構成比は4.5パーセントになります。

目１常備消防費については、上球磨消防組合負担金、１億4,667万6,000円。県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金38万5,000円。合わせて１億4,706万1,000円を計上しました。令和７年度と比較して、2,640万4,000円の増となっております。増の要因は、上球磨消防組合の人員増。また、資機材等の高騰に伴う増でございます。

目２非常備消防費は、2,642万8,000円を計上しました。消防団の活動経費となります。

節１報酬で消防団員年報酬、703万1,000円と出動報酬280万4,000円を計上しました。

節８旅費485万3,000円は、消防団活動に関する団員の費用弁償と、職員の普通旅費を計上しました。なお、令和８年度は消防ポンプ操法の郡大会、県大会が開催されますので、その分を増額しております。

節11役務費で、消防団災害活動用自動車保険料49万5,000円を計上しておりますが、これは消防団員が団長等の指示を受けて行う活動中において、団員所有の車などを使用している際に生じた事故を補償する保険であります。財源には、特別交付税にて、掛け金の50パーセントが措置されます。

79ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金962万7,000円は、消防団退職報償掛け金518万4,000円のほか、団員の活動中における、傷害保険掛け金や負担金など必要な予算を計上しました。なお、消防団退職報償金は、本定例会の条例改正で、機能別団員は支給しないことをご承認いただきましたが、

掛け金の計算が前年の、10月１日の条例の定員数となりますので、令和８年度までは変わらないところでございます。令和９年度からは下がることになります。その中で一番下、救急安心センター事業負担金１万7,000円は、急な病気やけがをしたとき、救急車を呼んだほうがよいか、今すぐ病院に行った方がよいか迷ったときの相談ダイヤル事業です。

目３消防施設費につきましては、1,436万円を計上しました。消防施設等にかかる維持管理経費を計上しているところです。

節10需用費の消耗品費94万円は、消防ホース、消火栓ホースの購入をはじめ、無線機の劣化したスピーカーマイク、バッテリーの購入が主なものでございます。修繕料125万円は、消防団車両の車検、法定点検及び消防ポンプ等の修理代の予算を計上いたしました。被服購入費は、通常の消防法被やヘルメットの購入のほか、活動服と編み上げ靴など、在庫が不足しているものを購入するものでございます。

節12委託料20万円は、消防資機材処理委託料ですが、令和８年度は使用不可能となった、法被やヘルメット等を産廃処理するものです。

節17備品購入費は、上段の消防団用備品購入費403万5,000円で、操法用吸管４本。耐用年数を迎えた詰所に配備しております、ＡＥＤ10機を購入いたします。なお、財源は、電源立地地域対策交付金で177万円を、補助残は特別交付金で80％措置されます。下段の、軽積載車等購入費267万円ですが、第四分団二部の小型消防ポンプ１機を購入するための予算を計上いたしました。なお、財源は水力発電交付金を充当いたします。

節21補償補填及び賠償金400万円は、上水道管路敷設工事に伴い、消火栓も同時に工事を行いますので、水道会計への保証を上水道施設工事に伴う、消火栓設置も併せて行い、失礼しました。工事に伴い、水道事業会計負担金を計上するものです。

目４水防費につきましては、節10需用費消耗品に、備蓄用毛布などの購入など、34万1,000円を計上しました。

節10需用費と、節11役務費は、防災士10名の登録料と、資格取得のための、研修資料代を計上しました。現在、職員を除く、住民の方13名取得していただいておりますので、最終的にはすべての、自主防災組織に、最低１名程度の防災士の資格取得を目指して、各地区にお願いをしたいと考えておるところでございます。

80ページをお願いします。節12委託料77万円は、消防団出動支援システム整備委託料となります。上球磨消防署と連携し、出火場所の情報が消防団員のスマ

ートフォンにピンポイントで送られるものです。なお財源は球磨川水系防災減災ソフト対策交付金３分の２の補助を活用いたします。

節 17 備品購入費。上段の避難所用備品 528 万 2,000 円は、簡易ベッドと投光器等を整備いたします。なお財源は球磨川水系防災減災ソフト対策交付金３分の２補助を活用いたします。下段の災害対策用備品 1,060 万 6,000 円は、水防活動中の熱中症対策として、空調服、ミストファン、テント、テーブル椅子等を整備します。なおこの財源も球磨川水系防災減災ソフト対策交付金３分の２の補助。補助残は、緊急防災減災事業債を活用いたします。このことにより、町の負担は全体の約１割となります。以上で終わります。

○議長（金子光喜君）　これから、款８消防費の質疑を行います。
ページは 78 ページから 80 ページです。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、次に、お諮りします。

款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 予備費を一括して説明及び質疑を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。

それでは、款 10 から款 12 まで一括説明を求めます。

○建設水道課長（髙木堅介君）　款 10 災害復旧費についてご説明いたします。99 ページをお願いします。災害復旧費につきましては、令和７年度と比較して、２億 3,564 万 2,000 円増の、３億 5,068 万 9,000 円を計上しました。増の主な要因は、林業用施設災害復旧費の増です。歳出全体に占める構成比は 7.8 パーセントになります。以下項目ごとにご説明いたします。

項１農林水産施設災害復旧費、目１林業用施設災害復旧費は、節 14 工事請負費に３億 4,100 万円を計上しました。繰越工事もあるため、単純比較はできないところでありますが、令和７年度と比較して、２億 4,100 万円の増となりました。増の主な要因は、林道宮の谷線３号箇所、１工区までの完了のめどが立ったため、その先の比較的復旧規模が大きい２工区と３工区の予算を計上したためです。また、林道牧良線につきましては、県の治山工事が実施されているため、県工事の進捗状況により、残りの復旧箇所について予算計上することとなります。

項２公共土木施設災害復旧費、目１河川災害復旧費は、節 14 工事請負費に、牧良川の災害復旧工事費 300 万円を計上しました。

目２道路橋梁災害復旧費は、町道牧良線災害復旧工事に係る用地測量委託料、工事請負費など 666 万 5,000 円を計上しました。

節 12 委託料及び節 16 公有財産購入費は、町道牧良線笹の平橋、また、牧良川の復旧箇所に係る登記委託料、用地測量委託料、用地購入費をそれぞれ計上しました。町道牧良線等の災害復旧工事につきましては、本来、用地取得後に施工するところですが、当該箇所が牧良川の線形を変えて、橋梁を架け替える工事となり、民地の影響部分が不透明なまま進んでしまいました。当該復旧箇所について、令和８年度中の完了見込みとなりましたので用地への影響面積が確定するため、今回予算を計上しました。

節 14 工事請負費は、町道牧良線及び笹の平橋の災害復旧工事費。350 万円を計上しました。以上で款 10 災害復旧費の説明を終わります。

○総務課長（西村洋一君）　款 11 公債費についてご説明を申し上げます。公債費は３億 4,312 万 6,000 円を計上いたしました。令和７年度と比べまして、571 万 9,000 円の増となります。歳出全体に占める公債費の割合は 7.6 パーセントになります。まず償還元金は、３億 838 万 3,000 円。償還利子は 3,399 万 3,000 円となります。また、一時借入金の利子につきましては、75 万円を計上しております。100 ページをお願いします。款 12 予備費につきましては、突発的な災害など、前もって予見しがたい事態による予算の不足に備えて、200 万円を計上しております。

以上、歳出の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから、款 10 から、款 12 までの質疑を行います。

ページは 99 ページから 100 ページです。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　では、以上で歳出の質疑を終わり。お諮りします。

ただいま、日程第１、議案第 26 号、令和８年度湯前町一般会計予算についての、質疑が終わったところです。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。

従って本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、明日３月 13 日午前 10 時に開きます。議事は、当初予算を予定しておりますので、ご参集願います。本日はこれで延会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

延会　午後３時４２分

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第 4 号
3 月 13 日 （ 金 ）

令和８年第３回湯前町議会定例会　　〔第４号〕

令和８年３月１３日
午前１０時００分開議
湯前町議会議場

１．議事日程

日程第　１	議案第２６号	令和８年度湯前町一般会計予算について
日程第　２	議案第２７号	令和８年度湯前町国民健康保険特別会計予算について
日程第　３	議案第２８号	令和８年度湯前町介護保険特別会計予算について
日程第　４	議案第２９号	令和８年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第　５	議案第３０号	令和８年度湯前町水道事業会計予算について
日程第　６	議案第３１号	令和８年度湯前町下水道事業会計予算について
日程第　７	議案第３２号	湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について
日程第　８	議案第３３号	湯前町サテライトオフィスの指定管理者について
日程第　９		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会）
日程第１０		議員派遣について
日程第１１		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第１２		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第１３		広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第１４		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

２．応招議員

１番　田山幸平	２番　吉田精二
３番　西　靖邦	４番　遠坂道太
５番　椎葉弘樹	６番　森山　宏
７番　味岡　恭	８番　倉本　豊
９番　山下　力	１０番　金子光喜

３．不応招議員

なし

４．出席議員

応招議員に同じ

５．欠席議員

なし

６．職務のため会議に出席した者

議会事務局長	赤池昌信	議会事務局主事	中山政人

７．説明のために出席した者

町長	長谷和人	副町長	清藤浩文
教育長	栃原秀明	総務課長	西村洋一
税務町民課長	黒木博行	保健福祉課長	佐藤由美子
建設水道課長	髙木堅介	企画観光課長	伊藤賢一郎
教育課長	赤池寛子	農林振興課長兼農業委員会事務局長	浅田徹

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから令和８年第３回湯前町議会定例会第８日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　議案第26号　令和８年度湯前町一般会計予算について

○議長（金子光喜君）　日程第１、議案第26号、「令和８年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、歳出の質疑が終了したところです。予算書の最初に戻り、議決に付された各表及び事項別明細書歳入全科目を審議します。説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君）　それでは歳入についてご説明を申し上げます。款１町税につきましては、２億7,375万3,000円を計上しました。前年度と比較して、753万9,000円の増額です。歳入に占める割合は6.1パーセントになります。

13ページをお願いいたします。項１町民税は１億2,148万5,000円を計上しました。令和７年度と比較しますと、912万4,000円の増となります。個人所得の増を見込んでおります。これにつきましては、賃金の上昇や、また米の価格の上昇など、事業所得も増を見込んでおるところでございます。

項２固定資産税は１億1,952万9,000円を計上しました。令和７年度と比較しますと、62万9,000円の増となります。住宅新築の増も見込んでおりますし、また、建築価格の上昇によるものでございます。

項３軽自動車税は、1,866万2,000円を計上しました。令和７年度と比較しますと、38万9,000円の増となります。軽自動車の台数の増を見込んでおります。

14ページです。項４町たばこ税は、令和７年度の調定実績により、1,320万円を計上しました。令和７年度と比較しますと、255万9,000円の減となります。町内のたばこ販売店の減と喫煙者の減による減額を見込んでおります。

項５入湯税は48万8,000円を計上しました。

款２地方譲与税から、15ページの、款９地方特例交付金までは、令和８年度の国の地方財政計画に示されたものを参考に、試算、実績見込みにより計上しました。この中で、14ページの森林環境譲与税については、1,312万8,000円の計上しております。

款10地方交付税は18億4,000万円を計上しました。一般会計歳入予算に占める割合は、40.8パーセントとなっております。普通交付税につきましては、過去最高だった令和７年度よりさらに２兆円多い見込みでありますので、出口ベースでの対前年比が1.6

パーセント増で示されておりますので、前年度予算に1.6パーセント上乗せをし、また、公債費の、償還増による交付税で措置される金額を、上乗せして計上しました。

15ページにかけて、款11分担金及び負担金につきましては、1,105万7,000円を計上しました。前年度と比較して、1,954万2,000円の減額でございます。歳入に占める割合は0.5パーセントになります。

目２衛生費負担金、これは３つの広域的な事業において、令和７年度は本町が輪番制で事務局となり、構成自治体からの負担金を計上しておりましたが、令和８年度は事務局が移転しますので廃目といたしました。

16ページをお願いいたします。項２分担金は、二溝地区水利施設等保全高度化事業地元分担金690万円、松下中部地区水利施設等保全高度化事業分担金551万2,000円を計上しました。

款12使用料及び手数料は、3,370万円を計上しました。令和７年度と比較して、158万1,000円の減でございます。歳入予算に占める割合は0.7パーセントです。

項１使用料2,946万7,000円は、高齢者生活福祉センター居住部門使用料をはじめ、町営住宅など、町有資産の使用料を計上しました。

項２手数料423万3,000円は、戸籍住民印鑑証明手数料、美術館観覧料など、各種手数料を、令和７年度の収入調定の実績により、それぞれ計上しました。

18ページをお願いいたします。款13国庫支出金は、４億3,286万3,000円を計上しました。前年度と比較して、１億1,917万円の減であります。歳入予算に占める割合は9.6パーセントです。主な、減額の要因は、街なみ景観整備費補助金の減でございます。

項１国庫負担金は、金額が大きいもので、子どものための教育保育給付交付金9,331万円、障害者自立支援給付費国庫負担金8,597万3,000円。児童手当国庫負担金5,071万9,000円を計上しました。

目３土木費国庫負担金を費目でございます。

項２国庫補助金は、目１総務費国庫補助金は大きく減額しておりますが、令和７年度は、地方公共団体システム標準化共通化システムの導入があったからでございます。４段目、物価高騰対応重点支援臨時交付金（推奨事業メニュー）これにつきましては、3,385万円を計上しました。５段目、地方未来交付金。これはこれまで、デジ電交付金から名称変更されたものですが、75万円を計上しました。

次に目２民生費国庫補助金。18ページをお願いいたします。２段目、子ども子育て支援交付金2,340万6,000円は、保育園と認定子供園関係と、学童クラブに関する国庫補助金を計上しました。

次に目３衛生費国庫補助金、合併処理浄化槽設置補助金、35万9,000円を計上しました。国から３分の１が補助されるものです。

目４土木費国庫補助金、節１土木費補助金 2,945 万 2,000 円は、社会資本整備総合交付金として、舗装修繕事業及び道路メンテナンス事業分が交付されています。

節 2 住宅費補助金 1,907 万 3,000 円は、社会資本整備総合交付金として、耐震改修促進事業、ブロック塀耐震事業、耐震診断補助事業、新築応援事業分が交付されます。また、過疎地域持続的発展支援交付金として、牧原地区分譲造成工事分として交付されます。

目６教育費国庫補助金、文化財保存事業費関係補助金 6,736 万 3,000 円は、城泉寺屋根改修及び九重石塔保存修理事業分が交付されます。

目６消防費国庫補助金は廃目といたしました。

項３委託金は、全体で 241 万 1,000 円を計上しました。自衛隊募集事務や国民年金事務など、国から委託金となります。

19 ページをお願いいたします。款 15 県支出金につきましては、６億 9,519 万 4,000 円を計上しました。令和７年度と比較して、２億 4,142 万 4,000 円の増となります。歳入予算に占める割合は 15.4 パーセントです。増額の理由は、林業用施設災害復旧事業補助金によるものです。

項１負担金、目１民生費負担県負担金１億 2,792 万 4,000 円は、子どものための教育保育給付費県費負担金 3,761 万 5,000 円をはじめ、熊本県障害者自立支援給付費等負担金 4,319 万 6,000 円、後期高齢者保険基盤安定制度負担金などそれぞれ計上しました。

項２県補助金は、目１総務費県補助金、2,924 万 5,000 円を計上しました。

節１総務費補助金の中で、球磨川水系防災減災ソフト対策事業補助金 1,138 万 4,000 円は歳出で説明しましたが、災害対策本部室の整備、水防活動の熱中症対策、備蓄物資の整備に係る経費の３分の１が交付されます。熊本県水の恵み交付金 1,000 万円は、県の水力発電所所在自治体が行う地域活性化事業の対象に、令和 11 年まで毎年交付されるものです。また、熊本県企業局の広報に係る催事への協賛金交付金 200 万円は、同じく水力発電所所在自治体が行うイベント等に対し交付されるものです。

節２電源立地地域対策交付金事業補助金 440 万円は、消防団の小型ポンプと、詰所配備のＡＥＤの購入に係る補助となります。

目２民生費県補助金 5,125 万 5,000 円は、老人福祉費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、児童福祉費、住宅改造助成費、障害者福祉の県補助金をそれぞれ計上しました。20 ページをお願いいたします。その中で、節５児童福祉費補助金、３段目、放課後児童健全育成事業補助金 868 万 3,000 円は、学童クラブの運営補助になります。

21 ページをお願いいたします。節７熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金 1,476 万円は、町が行います、居宅介護の訪問サービス事業の補に対し補助されるものです。

目３衛生費県補助金は364万4,000円を計上しました。２段目、子どもの医療費補助金224万7,000円は、県の補助率が２分の１で、入院分が０歳から15歳まで。外来分が０歳から５歳までの医療費分となります。

目４農林水産業費県補助金、節１農業費補助金7,206万6,000円は、一番下、中山間地域等直接支払交付金2,299万2,000円を。22ページをお願いいたします。２段目、鳥獣被害防止総合対策交付金925万7,000円は、野生鳥獣の侵入防止策の整備を行うための補助となります。また、下から２段目、多面的機能支払交付金2,474万4,000円などを計上しました。

節２林業費補助金３億8,015万3,000円は、森林環境保全整備事業補助金5,893万7,000円、林業用施設災害復旧事業補助金３億2,029万2,000円などを計上しました。

目５教育費県補助金、３段目公立学校情報機器整備事業費補助金883万6,000円は、小学校にタブレット等を整備するための補助金です。下から２段目。熊本県文化財保存整備費補助金518万1,000円は、城泉寺屋根九重石塔保存修理費事業の県補助金です。一番下、学校給食補助金715万円は、公立小学校の食糧費を無償化にするため、児童１人当たり月額5,200円が補助されます。

23ページをお願いいたします。項３委託金は、目１総務費委託金で、県税徴収事務委託金450万円などの県委託金を計上しました。

目４農林水産業委託金254万8,000円は、農地中間管理事務業務委託料です。

款15財産収入は3,415万2,000円を計上しました。項１財産運用収入につきましては、土地貸付収入、財政調整基金ほか、各基金の利子を計上しております。

24ページです。項２財産売り払い収入の生産物売り払い収入として、木材売り払い収入の2,430万円を計上しました。

款16寄付金は、一般寄付金にふるさと納税を、指定寄付金に、企業版ふるさと納税合わせて、２億200万円を計上いたしました。

款17繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金２億8,000万円を計上し、目２ふるさと応援基金繰入金5,535万6,000円は、新築応援事業、修学旅行助成、防犯灯のＬＥＤ化など、ふるさと寄付金を活用した事業費分として計上しました。

目３公共施設等整備基金繰入金683万8,000円は、旧南部保育所空調修繕、教育委員会事務所空調整備工事、中央公民館高圧受電設備更新工事分として計上しました。

25ページをお願いします。目５湯前町宅地分譲事業等基金繰入金700万円は、牧原地区の造成と、上下水道施設工事費分として、また、目６湯前町情報通信関連事業整備基金繰入金800万円は、光ケーブルの撤去工事分として。目16水の恵み交付金基金繰入金3,000万円は、単身向け住宅１棟３戸の建築費分として、それぞれ繰り入れる見込みでございます。なお、目４熊本地震復興基金繰入金は廃目しました。

款 18 繰越金は前年度繰越金１億円を計上しました。

款 19 諸収入につきましては、4,032 万 7,000 円を計上しました。項３雑入、節１予防接種等徴収金、64 万 8,000 円は、基本検診、胃癌検診など、各種健診の個人負担金を計上しました。

26 ページをお願いいたします。節２雑入 3,035 万 7,000 円は、６段目くま川鉄道再生協議会職員派遣ほか、町村負担金 694 万 2,000 円のほか、スポーツ振興くじ助成金 572 万円、ＪＴの森造成事業助成金 370 万円、そのほか、くれないの森、ダイダンの森、みらいの森造成事業負担金などを計上しています。また美術館グッズ販売量 280 万円は、商品開発や品ぞろえ等稼げる美術館を目指し、特に力を入れるよう、町長から指示があってございます。

款 20 町債につきましては、３億 2,730 万円を計上しました。前年度と比較しますと、１億 3,680 万円の減額となります。歳入予算の占める割合は 7.2 パーセントとなっております。

28 ページです。目７商工債は廃目いたします。

８ページにお戻りください。第２表債務負担行為です。記載されております２件を設定いたします。第１役場庁舎にかかるＬＥＤ照明リース料。期間が令和８年度から令和 13 年度まで、限度額が 412 万 5,000 円です。第２城泉寺屋根九重石塔保存修理事業。期間が令和８年度から令和９年度まで、限度額が 7000 万円です。９ページに参考として、契約期間内の限度額を掲載しております。

10 ページをお願いいたします。第３表地方債です。歳入の調整で説明いたしました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載いたしております。

２ページです。第３条一時借入金の借り入れ最高額の設定です。３億円といたしました。

第４条歳出予算の流用です。地方自治法第 220 条、第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の期間、金額を流用することができる場合の定めでございます。各項に計上した給料、職員手当及び、強制金、両括弧賃金に係る、共済費を除くにかかる、予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるというものでございます。101 ページ以降に附属書類等を付しております。説明は省略させていただきます。以上説明を終わりますよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから説明のあった議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を行います。ページは８ページから 28 ページになります。

○３番（西　靖邦君）　15 ページのですね、株式等譲渡所得割交付金、104 万円ですけども。これはどのような交付金なんですかね。譲渡所得いうのは。

○総務課長（西村洋一君）　株式の譲渡益につきまして、その分を株式の譲渡益予定に対する課税ですね。その分は県がまとめまして、それを人口等で案分して、市町村に配分するものでございます。町で管理してる分ではなく。

○１番（田山幸平君）　すいませんちょっとタブレットが動かなくてページが。おそらく 24 ページかと思うんですが。寄付金についてです。令和８年度当初予算では寄付金を２億 200 万円計上されてますけども．前年度はこれ歳出のほうでもお伺いしたかとは思うんですが、補正で減額されています。その中で令和８年度の予算でまた令和７年度と同等のところに、設定をされた根拠というものは、お尋ねいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　一般寄付金の２億円ということで一応目標値でございます。３年前ぐらいはまだ 8,000 万台のふるさと納税でございまして。いろいろと施策をやりながらようやく１億 5,000 万まできたところでございます。ふるさと納税の規模としましては１兆円．国全体としましてですね、１兆数千億円という規模で動いておりますので、ふるさと納税の制度的には、今からでも伸びてくる部分じゃないかなと思っております。その部分を踏まえまして町としては２億円をまず目標として、寄付を募っていこうかということで今回２億円の計上してるところでございます。

○１番（田山幸平君）　今後見通したところでの設定というふうにお伺いしたところなんですけども、歳出の答弁中でもいろいろ改善であるとか、対応策をとっていくということだったんですが。ここに何すかね再度設定されたことについて、何か対応が見込まれているだとか、何かめどがつくというようなものをちょっと、想定した部分もあるんですけども、この部分については取り組みとしてはいかがでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　歳出のところでもお話を差し上げたんですけれども、ここ返礼品をどう今後展開するかという部分が非常に重要なポイントだと思っております。中間事業者等と打ち合わせをしながらですね、情報を入れながら、どういう寄付を求めて、寄付者がどういう寄付を用いてあるのか。また町が独自で今漫画の部分も踏まえまして、漫画を活用した寄付ができないかという部分も含めましてですね、今後今年令和８年度は取り組めればなというところで、今考えているところでございます。

○６番（森山　宏君）　13 ページのですね、固定資産税について伺います。先ほど課長の方から建設物価が上がって、なんすか。建立費っていいますかそれが上がっとるけん、上昇が見込まれますというふうな説明もあったんですけども。この中でちょっと俗に言うのが、今からの分は今の物価が反映されて、100 平米の建物立ったら１億円。でも去年やったら 5,000 万円やったというふうな評価になると思うんですけども。この評価替えっていうのは、固定資産ですね、評価替えっていうのは、今の現状で把握、反映されるわけではないんでしょう。というのが全部固定資産評価額、名寄とかに載ってきますよね。その金額が上がるのかなと。基礎金額がですね、償却資産じゃなくて固定資産の元

の金額が上がるのかなっていうところをちょっと危惧しておりますので、そこをお知らせください。

○税務町民課長（黒木博行君）　固定資産税の評価替えにつきましては、３年に１度見直しがされます。家屋に関しましては、一応３年ごとになりますので、前回評価替えの年が令和６年度でした。実際評価がどれくらいになるのかっていうのが、前年度の年末ぐらいになる。にしかちょっとはっきりとした評価がどれくらいになるっていうのはわからないんですけれども．なので次が令和９年度からになります。なので令和８年末頃に、やっと上がるかどうかっていうのはなりますけれども、多分資材の単価等も上がってきてるので、上がるんじゃないかなという見込みでおります。

○６番（森山　宏君）　３年にいっぺんの評価替えっていうのがあったとしますと、固定資産、評価なんやったかな。名寄帳のごたっとがありますよね。あたが持っとっとはどしこですよっていう、課税する元が。というのが３年にいっぺん見直しがあって、今まで持っとった建物が、それ以上の評価が上がるっていうことも想定されるわけですかね。結局、今は、約３倍ぐらいですかね。私個人でいきますと３倍ぐらいになると思いますけども。評価額が上がると相続云々にも関係しますので、それが今建てたらなんぼっていう評価になるのか、もうその時の現状でいかれるのか。そこだけの再確認です。

○税務町民課長（黒木博行君）　固定資産税の評価は、再建築費評点数っていうのをまず求めてそれに対して、まだその評価年度ごとの、増減を加味したところで評価額っていうのが出てくるんですけれども。一応評価の方も、物価だったり、家屋建築に関する人件費だったりとかも含まれますので、多分評価は上がるのかなとは、反映されます。

ただ、税額に関して言いますと、評価が上がったとしても、課税標準額が前年度の７割が上限となっておりますので、７割に達している場合はそれ以上税額は上がりません。それよりももっと低い方がいらっしゃったら少しずつ上がってはいくんですけど、６割から７割のところで据え置きになりますので、税額は極端に上がることはありません。今回の補正で上がってる分に関しましては、ちょうど令和４年度までがですね、毎年 25、6 軒家が建ってました。なのでそこが、新築軽減が入ってたのが取れてきてるっていうところで少しずつ上がってきてるっていうとこです。以上です。

○３番（西　靖邦君）　24 ページのですね、企業版ふるさと納税 200 万円ですけども。これは企業は何社を見込んでいらっしゃるんでしょうかね。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　企業版ふるさと納税につきましては企業さんから指定を寄付をいただくという制度でございまして、これに地域再生計画という計画に基づいて、寄付を募っているものでございます。これは何社というわけでもなくてですね、額はもう少額 10 万円から、希望される企業さんもあればですね、50 万円単位でとか 100 万円とか、もうそれぞれの企業さんが、私たち、町にその計画にのっとった事業に対し

て、共感を持たれるということで寄付をいただくということでございまして、220 万ですかね。今年は何社というよりも、これも金融機関の力を借りながらですね、今ＰＲをさせていただいてるというところはあります。以上でございます。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　では次に、101 ページからの給与費明細書及び各調書の説明は省略し、これらもあわせて予算案全体にわたって補足または総括して質疑を行います。

○３番（西　靖邦君）　もう令和８年度いっぱい関係当初予算はですね、災害復旧は令和２年７月豪雨からの創造的復興を最優先とし、あわせてくま川鉄道全線復旧を契機とした地域活性化事業などを盛り込んだ、過去最大級となる積極的な予算編成となっております。一方で、財源として財政調整基金などから約３億 8,000 万円を繰り入れるなど、今後の財政運営とのバランスも重要になると考えます。また、予算説明の中では、くま川鉄道全線復旧に伴う開通イベント等の事業も計上されているところであります。

そこで伺います。くま川鉄道の全線復旧をですね、一過性のイベントに終わらせることなく、本町の活性化や交流人口の拡大、さらに地域経済の復興につなげていくため、地方創生交付金等も活用しながら、今後どのような施策展開を考えておられるのか、町長の所見を伺います。

○町長（長谷和人君）　総括といいます一般質問みたいな、いただきましてありがとうございます。もう全くおっしゃる通りでございまして、本年上半期ということで、全線開通の予定となっております。第４橋梁もトラス高が組み立て上がっておりまして、それに伴います今補修工事が着々と進められているというところでございまして、もう間近に迫っておるというところでございます。これを待つために、実は３年前から、全線開通を見据えたところでですね、先ほど一過性というお言葉をいただいたところでございますけども、まずはこの令和８年度におきましては、冠事業という形で全線開通のイベントをですね、企画しよう。そして来ていただきます。お客様をですね、お迎えして、積極的な売り込み。先ほど少し総務課長の歳入の中でも説明しましたけども、例えばまんが美術館。見せる漫画から稼ぐまんが美術館にしようということもしておりますし、それから駅前の再開発関係も今取り組ませていただいておりまして、しっかりと未来を見据えながらですね、取り組んで参りたいというふうに思っております。

具体的に申し上げるならば、今令和８年度で事業が一旦終了するわけでございますけども、歴まち事業関係もですね、今日ちょっとお話が出て参りましたけども。こういうようなやつも活用しながらですね。さらにまちづくりの促進を進めていかなければならない。そんなことも思いながらですね、今回の 45 億程度のですね、事業をする。そして歳入のほうも、3.5 億ほど繰り入れをさせていただいてまして、大変厳しい財政の状況で

ございますけども、思い切った施策を講じらせていただいたところでございます。しっかりと未来を見ながらですね、対応して参りたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　98ページの学校給食補助金1,400万円についてお伺いいたします。この件につきましては、町長が努力をされまして、いわゆる小学生には基準額に上乗せ。と中学校は無償化をされております。そこで、児童生徒の１人当たりの無償化の額ですね。いわゆる月額、そして年額、そして小学校にはこれだけ、中学校にはこれだけの、無償化に対して経費を入れたという説明をいただきたいと思います。

○教育課長（赤池寛子君）　小学校中学校、それぞれの給食費の単価等々について説明いたしたいと思います。まず小学校が１人当たり、令和８年度給食費は値上げ予定になっておりますので、令和８年度の金額になりますけども、１人当たり１食、340円。月額で約5,700円ですね。年額で６万2,900円というふうになります。

中学校におきましては、１食当たり400円。月額が6,727円。年額で７万4,000円という予定しております。

小学校におきましては国の負担が、5,200円入って参りますので、715万円が国の負担ということになっております。

中学校におきましては、685万円。の負担をする予定となっております。

○９番（山下　力君）　1,400万円の内訳は、国からの支援金が715万円。一般財源から685万円ということですね。

そこで今度は町長にお尋ねしますけども、今どうなるかわかりませんけれども、中東情勢が非常に厳しくなってくると思います。想定以上の物価高になった場合ですね。それに対して、どのような対応を考えておられるのか。わかりませんので難しい質問ですけども。いわゆる物価高騰になると思います。そのときの対応、今の時点での考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　大変難しい質問でございまして、昨日一昨日ぐらいからちょっと話がまた申し訳ないですが、ちょっと逸れちゃうかもしれませんけども。ガソリンの価格が上がってきておりまして非常に、中東情勢が世界にもう一挙に広がってるという状況でございまして。それに伴いまして、各種の食料品等も当然値上げの方向に動いてしまうんじゃないか。これもちょっと恐れるべき事態かなというふうに思っております。

今、ご質問されてる中でですね、国からの支援が１人当たり月に5,200円という形になってきておりまして、標準より、結局5,200円より本町の場合について令和８年度上回るという形になっておりますんで、小学校の部分、それから中学校分合わせまして現在過疎のソフト対策で、今起債を頼っているところでございますので、今現状、申し上げられるところでありますけれども、そういう場合につきましては、過疎ソフト対策を

使いながらですね、何とか無償化で対応させていただけないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　これ１つの考え方ですけども。いわゆる、物価高になって幾らぐらい給食費がかかるかわかりませんよ。ただ、大きくなった場合ですね。いわゆる、一般財源からばかり考えずにですね。保護者負担も少しはいただきたいという考えは、あるかないか。考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　これもなかなか難しい質問でございまして。どこまでいった場合についてが、町の持ち出しが限度を超えてしまうか。そこら辺もやっぱり総合的に判断しなくちゃいけないかなというふうに思っております。家庭のご負担も抑えるために、少子化対策という形で、私も全面的に押し出しておりますので、できる限り無償化をしたいわけでございますけど、それ以上に、どこまでのかわかりませんけども、超えた場合についてはそういう対応もしなくてはいけないのかなと。いうふうに今思ったところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　保護者の方がですね、一定の負担を担う。これもやっぱ学校給食に保護者が関心持ってもらうためにはですよ、私は重要だと思うんですよ。だから、物価高で上がった分お願いしますじゃなくて、そこは話し合いだろうと思いますけども、少しは、負担を求めてもいいんではないかと。意見ですけども。そのように思っております。

○町長（長谷和人君）　今のご意見いただきましたので、それも参考とさせていただきたいと思っております。

○９番（山下　力君）　ちょっとページわかりませんけども、常設消防について、この議会の始まる前に、控え室で町長の方から少し話がありましたけども、いわゆる上球磨消防組合の西分署、下球磨消防組合の東分署が、いわゆる両組合長の覚書を交わされております。その覚書に沿ってですね、まず、指令台の統合をされました。そして次の段階で、上球磨消防組合は備えて、職員の採用もされました。今学校に行かれていっておられると思いますけれども、その方たちが帰ってきたときですね。今、仮分署という話があるんですけども。この件について、いわゆる、人吉球磨全体で、上球磨消防署に、そういう状況だから仮分署を、設置しようかという話になっておるのか。上球磨消防だけでの先行で、そういうふうになっておるのか。そこんところちょっと説明をいただきたいと。

○町長（長谷和人君）　これは今山下議員が今お話をされましたように、説明をさせていただいた経緯がございまして、なかなかに進んでないというお話もさせていただいたところでございます。１つにはですね、ちょっと詳しく説明させていただくところでございますけども。人吉下球磨のですね、本署の位置、これがなかなか決まらなかったと。

いうことで今、梢団地の方にようやく移転の方が決まってですね。さあ動き出そうかというところで、予定地に遺跡があったということで、これで２年延長になってしまう。併せまして平行に動いてたのが、いわゆる上球磨で言います、西分署。人吉下球磨で言います、東分署。これも一緒になって統合してですね共同運用をやろうという話で進んでおったところでございます。これも実は、説明をさせていただいた通り、全く進展がない。ここは上球磨消防署の組合長、それからあさぎりの北口町長。人吉下球磨の方は松岡市長と錦町町長、ビッグ４で協議をされてるんですけど。なかなかにうまくいかない。それは、これは、記録に残りますんで、少しだけちょっと控え目させていただくところでございますけども。なかなかこちらの方の西分署側の方にですね、いわゆる分署の位置が来ない。

もともと、今、山下議員おっしゃってました協定書の中に、中間点に置くというのが記述されておったもんですから。上球磨の方はそれを慎重に、基本的にそれを守りたいというふうに思いますもんですから、そこを譲れないと。いうところがございますんで、うちとしては、このままでは、先ほどおっしゃったように、消防隊員の方もですね、教育を終わった隊員もいますし、それから、これから、４月１日採用の職員もおりまして、10 月には、消防学校を卒業して参る。この対応をしなくちゃいけないというふうになってきておりました。ちょっと長かったんですけど、前談。

ここに来ましてですね、一緒になって、仮の分署というのは、同じだったんですけども。進んでないもんですから。まずは、あさぎりの方にですね、上球磨消防署だけでですね、分署の運用をしたほうがいいんじゃないか。職員がそこに６人、９人ほど、残ってしまいますんで、それではいけないということで、それとあさぎり町のですね、安全安心度を高くするためにもですね、仮分署を設置したほうがいいんじゃないか。ということで、協議をしましょうということで今始まった段階ということでご理解いただければと思っております。

○９番（山下　力君）　いろいろ難しい問題だろうとは思いますけれども、いわゆる上球磨消防署だけで、仮分署の方の設置ですね。は進めないほうがいいと思います。やはりそれには下球磨消防組合の方の協力も、話し合いしながら協力をいただきながら、進めたほうがいいんではないかと。確かに難しい問題ですよ。今後、上球磨下球磨の組合の関係から 10 市町村長の関係。いろいろ考えながらですね。職員の９人ですか。が余剰になると思いますけれども、それは置いといてですよ、やはり関係を重要重視されてですね。しっかり話し合いをさせていただきたいと。要望しておきます

○町長（長谷和人君）　おっしゃる通りでございまして、これ人吉下球磨、上球磨消防署合わせて、もともとからそういうふうになろうというふうな話で進めておって、上球磨の方はですね、ちゃんとその規定に乗って、スケジュールもそれに従って実は動いて

るわけでございまして。それでお話を投げかけてくるんですけどキャッチボールするんですけど、なかなかにこれがうまくできてないと。いうところがございます。

ですから仮分署の話もしておりますけどもこの仮分署についても、お金をあまりかけないような形でですね、運用ができないかということで、今正副組合長で打ち合わせをですね今始めたばかりということでございますんで、一緒になってやれということでのお話を伺いましたので、そこを念頭に置きながらもですね、対応して参りたいというふうに思っております。

○９番（山下　力君）　これもページわかりませんけども。湯楽里温泉の安定化支援補助金 288 万円について伺います。町長の政治信条の１つにですね、住民、或いは議会に丁寧な、説明を心がけますと。いう発言をされております。

しかし、令和８年度の施政方針の中で、このコロナ禍において、運転資金として借り入れた借入金の返済返還を、町において補填したいと述べておられますんで、意味は少しわかるんですけど。ただ、全協等で詳しい説明が、ありませんでしたので、いわゆる担当課長の方から借入金額、残高、今後の返済計画について、お聞かせください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　湯楽里のコロナ禍における貸付、借入金の部分でございます。令和３年２月４日に借り入れをしておりまして、金額につきましては 3,000 万円でございます。令和 17 年度までの返済期間がございまして、今残高としまして、３月末になりますけれども、2,451 万円の残高となっておるところでございます。

○９番（山下　力君）　その残高ですね。残高を、今年を最初の年にして、ずっと引き続き、湯前町の方で補填するのか。そこのところの説明をいただきたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　取締役会の中でもう町の支援をどうにかお願いできないだろうかというご意見もございまして、今、担当課の方では償還終わるまで、毎年補填をしていきたいというところで考えてるところでございます。令和 17 年の毎年償還分を町の方で補填していくという形で考えておるところでございます。

○９番（山下　力君）　町長。もう事情はわかるんですよ。運転資金で必要なお金だったということはですね。ただ、その丁寧な説明がなかったもんで今日質疑するんですけども。今後もですね、やはり、議会との関係は、やはり緊張感をもってですよ。丁寧な説明に心がけていただきたいと。いうところだけを要望しております。

○町長（長谷和人君）　失礼いたしました私も丁寧にすべきところをですね、皆様方に説明することがなかったということで、これについてはお詫びを申し上げるところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○９番（山下　力君）　これと別にですね。いわゆる、利用料金の上限下限についてちょっとお尋ねします。いわゆる、今回、サテライトオフィスの利用料金は上限を定められました。今まで、湯楽里温泉の方も、下限よりも、上限の方が、いわゆる第３セクタ

ーのメリット。指定管理者がスピード感持って、利用料金を設定できますんで、上限をどうかという話をしてきましたけどもなかなか、下限の方がいいということですけれども。今回そのサテライトの利用料金を、上限を定めたということはですね。湯前町の、例えばサテライトの施設も湯前の温泉の施設も、町の公の施設なんですよ。そして、管理運営を指定管理者に委託する。そして担当も企画課で同じ。というところで、私は同じ条件ですから、湯楽里の方も、上限を設けていただきたいと。いうふうに思いますけれども。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　この議論、山下議員と、長らく議論をさせていただいている１つでございますけども。取り組み方、会社の経営の考え方。湯楽里につきましては当然第３セクターでございまして、その中で３セクの力を利用したところで、民間活力と、いうのがございますので、これを大いに活用するっていうことでの対応で、当時、この条例が決定されたものというふうに私も思っているところでございます。

今回の分については、サテライトオフィス関係ということでございまして、起業促進、こちらの方に来ていただきまして、企業を呼び寄せる。そしてその活性化を生み出そうと。いう部分でございますので、これらについては、それぞれの条例という形で、今回は制定させたということでの対応をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○９番（山下　力君）　じゃあ別の角度から質問しますけども。ゆらり温泉の場合ですね、利用料金を下限を設けておきますと、町長は、十条の利用料金の減免を適用してと言われます。減免制度とはということを勉強してみますと、減免制度は、いわゆる、対象者。減免を受ける方が、申請が必要だと思うんですよ。こういう理由で減免してくださいと。今までその申請が出たことありますか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　減免という、申請ということではですね、湯楽里の方からの申請というのは上がってきておりません。ただ、条例上、指定管理者が収受料金を収受できる。減免、その料金については、承認を受けなければならないという部分がございますので、湯楽里の形態、株式会社としての経営をする上ではですね、承認を受けた料金を、町長が承認をした上で、指定管理者の方で決定をしているという流れで今まで運用しているところでございます。

○議長（金子光喜君）　ここで休息のため休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時０９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、予算案全体にわたっての、補足または総括質疑の途中です。発言を許します。

○９番（山下　力君）　もう、湯楽里の件は質問しません。ちょっと浅田課長。町有林の件で、昨年の３月議会で尋ねました。クヌギ。クヌギについて、また１年経ちましたんで、お尋ねしますが．いわゆる樹齢も 30 年、面積も 20 数ヘクタールを１年目確認しました。その後、いわゆる、伐採等について、検討をされたと思います。結果をお聞かせください。

○農林振興課長（浅田　徹君）　町有林のクヌギの林分でございますけども、まずは現地を見て回ったところでございます。で、うちの町有林の台帳の林齢と比較しますと、割と若齢級でありました。といいますのは、東日本大震災のときですかね。あのときに、クヌギの原木での支援をした部分もあると。そういうところで台帳と現地の林齢が違うところもあったかと思います。ただし国有林内の分収造林地等におきましてもクヌギ林があるんですが、やはりそこは体系化をしておりまして、今後利活用をどうするかということを考えて参りました。

そこで五木村におきまして生薬にクヌギの皮を活用しておられるということを伺いまして、五木村の振興社さんの方に現地を見させてもらうことにいたしました。クヌギの皮、ボクソクという生薬になりまして、50 センチ代に玉切りをして、それを人力でハンマーでたたきながら樹皮を剥いで、それをしいたけ乾燥機で乾燥して、ツムラ製薬さんに出すということでございます。ただし１月２月から動き出して、５月下旬ぐらいまでの作業期間となられるようでございまして、高圧洗浄機、それから乾燥機、何より人手が必要というところで、10 人ほどの方が、現場で働いておられるのを拝見しまして、すぐすぐにこの湯前町で、その対応ができるのは、ちょっと難しいというふうに考えております。

また、木炭にできないかというところであさぎり町の製炭業者さんの方にもちょっとご相談しましたけども。なかなかクヌギ炭の扱いが少ないというところで、一斉の回答は難しいというところで、回答を得ております。引き続き、このクヌギの体系化に関しましては、対応を考えていく必要があるものと、そういうふうに考えております。

○９番（山下　力君）　１年経ちましたけども、なかなか、問題解決には至らんというとこですね。町長、30 年前。いわゆる、クヌギを植栽するときですね、やはり目的があったと思うんですよ。それができないと、現状では。どうこの後、進むという考えありますか、お聞かせください。

○町長（長谷　和人君）　これも 30 年前っていうか、その前から実は私も、林務の方におらしていただきまして、クヌギを造林しました。今山下議員がおっしゃるように、その当時はですね、しいたけの原木という考え方でですね、立木処分を実は行ってきたと

ころでございまして。その時にはもう買い手がかなりいらっしゃってですね。いわゆる更新をずっと伐採したらもう自然に萌芽すると、この更新をずっと続けておりました。加えて、先ほど言いましたように、増産体制を図ろうと。いうことで国の造林地を面積をふやしたという経緯がございました。ところが、近年になりましてから、しいたけがなかなか売れなくなってる。隣の宮崎県に大きなしいたけの会社があったんすけどここも倒産しております。こういうことで、なかなか国内産がはけなかったのが、お隣中国の安いしいたけが入ってきてるという現況もございまして、なかなかにこの原木のですね。将来の見通しが見えなかったということで、現状に至っていたというところでございます。

先ほど担当課長が答弁しましたように、勉強をさせましたし、それからまた立木処分ができないのか。そういうのも含めながらですね。もう少しちょっと時間が必要なのかなというふうに思っております。せっかく植えたしいたけでございますので、これは何よりも、１つには、先ほど言いましたように自然萌芽するということで、経営コストにも繋がるということで当時は受け入れたものでございますし、それからスギヒノキの植林ではなくて、針葉樹の位置ではなくて広葉樹。これも国土保全を守る以上は、非常に適してるという状況もございましたんで、この辺を見据えながらですね、もう少しちょっと時間をいただければというふうに思っているところでございます。以上です。

○９番（山下　力君）　今の最後は検討するっちゅうことかな。で、まあよかです。とにかく伐採する。したらですね、いわゆる枝葉は今のしいたけの、原木では使われると思うんですよ。ちょっと伐採したらまた新しい芽が出ますんでまた 10 年 15 年後は使われると思うんですよ。このまま伐採せずに置いといたら、利用価値がなくなるんじゃないかと思うんですよね。難しいこれも問題ですよ。しかし、30 年前植林した目的もあって植えたんですから、やはり活用するような、検討をしていただきたいと思います。

○町長（長谷和人君）　先ほど言いましたようにこれ、経済林でございますんで、山下議員おっしゃる通りでございまして、これ活用しなくちゃいけないというふうに思っております。でもしいたけの原木になりますと、もう、30 歳以上になると、しいたけの原木としては、いわゆる菌を植えたとしてもあまり、大きなしいたけは生産できないっていう形にもなっております。今菌が、新しくなってるんでそういうことはないのかもしれませんが私が勉強した範囲では、あまり大きいなしいたけ原木ではですね、大きなしいたけはできないというふうな話を伺っておりますんで。そういうところがあろうかなというふうに思っております。ですので、検討というか、しっかりと五木の例もございますし、かなり設備投資もしなきゃいけない。これ森林組合さんとも実はちょっとお話をさせていただいた経緯もございますんで。ここら辺を、よくよく多角面からですね、見ながら、検討させていただければというふうに思ってるところです。以上です。

○４番（遠坂道太君）　監査報告の指摘にもありますように、弓道場の建設用地として購入された土地があります。現在まで未使用となっているわけですが、総合計画にも、建設予定地というな形で記載してありますが、建設計画なければ、この総合計画の、計画の用途の使用用途を変えなきゃいけないんじゃなかろうかと思いますし、また今後どのように検討されてるのか、それにつきまして町長の方にお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君）　弓道場の今後の方向というふうに、今お伺いしたところでございます。非常に悩ましい問題でございまして、これ私の前から、この弓道場の話が実は出てきております。要望書のほうも、実は、弓道の方からも出てきております。湯前町弓友会からも出てきております。ここら辺の経緯を見ながらですね。どうしようかということで、先ほど言いましたように、悩ましい問題という形になっております。

１つにですね、建設するのは簡単でございます。そこに課題点がいくつかございまして、弓道人口が非常に少ない。これ建設しようとした場合についてはですね、申し訳ないんすけど、大きな額が実は発生するところでございます。弓友会からもですね既存の弓道場の改築もどうだろうかというふうなことでお話を伺っておるんですけども。見させていただいたんですが、なかなか要望されてる内容と違いまして、基礎、もしくは床等がですね、非常にバランスの悪いような状況になっておりますんで、部分改築っていうのを非常に難しいんじゃないか。１つ手を入れると多分あちこち、例えばシロアリが入ったりとか、そういうのが見えてない部分が見えてしまう可能性が高いんじゃないか。そうなると、全部やり替えしたほうがいいんじゃないかと。そういうのも実は私としては思っております。ですので、これあの吉田議員もいらっしゃいますけども。当分の間はですねもう少し熟慮させていただけばと思っております。もう１つの答えとしては建設せずに、近隣の町村で弓道場がいいのがございますので、こちらの方にもですね、実は担当課、私もちょっとお伺いしてるところでございますけども。使用料を払ってでもですね、近所の弓道場を使わせていただく．これも最善策なのかなというふうにも思っておるところでございます。

ですので、今、ご指摘いただきました。Ｂ＆Ｇの南側の弓道場。これについても、保留と。または別の使い方というのもあるのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○４番（遠坂道太君）　まだ、計画等ではないというような形でございますけれども。将来的に弓道場を作るというようなことじゃなくても、ほかのですね、今後町として活性化できるような方法もあるんじゃなかろうかというふうに思ってるところでございますので、その分ですね、執行部の方でも十分揉んで、何がいいかなという形も出していただければというふうに思ってるとこでございます。

○８番（倉本　豊君）　ページはですね 41 ページ。委託料の中の非常用自家発電機器保守点検委託料が出ております。が、これ非常用電源で何かあったときに庁舎内に供給する電源だと思いますが。端的に言いますと、十分その発電機で賄えることができるのかということをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君）　現在ここに記載しておりますのはサーバー室等の発電でありまして、庁舎を賄う容量はもう全くないところでございます。

○８番（倉本　豊君）　以前ちょっと話したこともあったかと思いますが、これ、今度防災拠点ができますですよね。だから、もう今電気がないと何も動かないような時代になってますですよね。これ早急に、そこだけじゃなくて、災害時に対応できる電源を確保しとかんと、大変なことになるのではないかなというふうに思ってますんで。発電機もありますし、蓄電池もあります。非常に高額ですけれども。これ何か計画か何か立てられて、早急に整備するようなことは考えられておられないんですかね。

○８番（倉本　豊君）　十分必要性は感じておるところですが、ちょっと優先順位が低い、もしものときというところで、ちょっと先送りになったというところもございます。しかしながらもう南海トラフの危機も迫っておりますので、十分検討しなければならないと思っておりますが、先ほど議員の皆様もお感じになっておられると思いますが、電力会社も努力しまして相方向から電気が来たり、なかなか長期の停電というのが減ってきておりますので、その兼ね合いがちょっと難しいなとは思っておるところですが、議員ご指摘の通り、早急にその方向性は示す、検討しなければならないと思っておりますので、公共施設の管理計画等もございますので、そういったところの兼ね合いも見ながら、検討したいと考えております。

○町長（長谷和人君）　先ほど言いましたようにもう電気がないと、全く、どうにもならないような状況になると思います。ここを町長頑張っていただいて。確か多分、災害関係かなんかで補助率があるのではないかなというふうに思ってますんで、そこも頑張っていただいてですね、早急な整備を、やはりされることを望みます。

○町長（長谷和人君）　災害は忘れたころにやってくると。今は忘れる間もなく災害が押し寄せております。ですのでこれは私の方でも、災害対応ということで安全安心な町づくりの中にもしっかりと溶け込ませていただいておるところでございます。今ご指摘がございました。発電関係につきましてもですね、これ庁舎災害時における庁舎を全部を補うというふうになりますと、大きなかなりの額でございまして。これ財源をどうしようかという話がございまして、今後１つ今検討するということで総務課長申し上げておりますけども。防災減災国土強靱化ですか、これの５年分が延長されておりますので、この中で取り組みが可能じゃないかなという部分でここら辺をちょっと検討させていただければというふうに思っているところでございます。

○１番（田山幸平君）　すいません。82 ページの目、学校施設整備費の委託料、小学校の木質化についてなんですがちょっと改めてお伺いさせてください。こちらに関しましては学校の方から要望であったりとかそれから、課題意識を持ってこの事業をされる構えになったのかその辺りをお聞かせください。

○教育課長（赤池寛子君）　この木質化事業ですけれども、森林環境譲与税を活用した整備ということになっておりますけども、担当課である、農林振興課の方から、各施設を持っているところに、木質化を改修する箇所はないかという調査をされまして、教育委員会の方から学校の方にお聞きしましたところ、小学校のほうから、ぜひ視聴覚室の方を木質化したいということで、返事が返ってきていたところであります。

○１番（田山幸平君）　これ本当に私個人の考えのもとでの発言でもあるんですが、この制度を用いた事例、他自治体の事例なんかで、げた箱を作ったりだとか、何か机を作られたりとか、そういうものも承知しております。何ですかね。床を張りかえられるみたいなことを、今想定されてるということでしたけども。ちょっとお伺いしましたのがなんでしょうか。調理室の食器棚になるんですが、これがだいぶ、なんでしょうか。年数が経ってでしょうかね乗せてる部分がたわんでて、結構危ないみたいな話をこれ先生方の間でも、結構認識されてるようなことをちょっとお伺いしたものですから。何か、せっかくであればこういう。木質化ましてやコンテストにも出られているような食との繋がりみたいなストーリーも踏まえてなんですが、こういった部分にそういう、木の触れ合いじゃないですけどもそういったものを取り入れられても、取り入れられるのかなという部分でちょっとお尋ねいたします。そのような何でしょうか、検討するかつ余地がないかというところでお尋ねいたします。

○議長（金子光喜君）　田山議員、予算審議とは全く変わってきますので、回答できる範囲が変わるかと思いますけども、その辺はご理解の上、お願いします。予算審議とは少し変わってくるかと思います。木質化の部分だけであればよよかです。答弁を。

○教育課長（赤池寛子君）　学校の環境整備の件になるんですけども、やはり学校現場にいる方が一番学校現場のことは、もうご存じでありますので、今回も、学校の方に木質化をする箇所についてお尋ねしましたところ、やはりこちらの方が優先順位が高かったということで、上がってきたというふうに理解しております。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、以上で本案の質疑をすべて終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案

第 26 号「令和８年度湯前町一般会計予算について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 26 号は原案の通り可決されました。ここで議長席を副議長と交代するため、休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時３１分

再開　午前１１時３１分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　議案第 27 号　令和８年度湯前町国民健康保険特別会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君）　議長席を交代しました。休憩終わり、会議を続けます。。日程第２、議案第 27 号「令和８年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（黒木博行君）　議案第 27 号、「令和８年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」ご説明いたします。令和８年度の予算は、歳入歳出それぞれ前年度比 2,721 万 6,000 円減の４億 6,124 万 3,000 円を計上しました。熊本県が、運営主体となって９年目となり、１月末時点で国保加入世帯 479 世帯、加入者数は 700 人と、団塊の世代の方が概ね後期高齢者医療保険に移行されており、減少幅は、昨年度と比べて小さくなっております。その影響で、予算の総額も、令和７年と比べて減少した当初予算となっております。国保を含め、現在の自治体を取り巻く環境として、自治体の情報システムの標準化共通化が進められております。そのシステム改修も、令和７年度に完了しましたが、令和８年度においても、法改正等に伴う補正対応など、必要となってくる可能性もありますので、今後とも、皆様のご理解をお願いいたします。

それでは、10 ページの事項別明細書、歳出からご説明いたします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費については、国民健康保険事業にかかる人件費、物件費などの経常的経費として、1,491 万円を計上しました。前年度比 738 万 2,000 円の減になります。減の主な要因は、人事異動による人件費の減及びシステム改修の減によるものです。

節 12、委託料では 122 万 3,000 円を計上しました。３行目の国保ライン保守委託料は、60 万円を計上しました。令和８年度は、通常の保守料に加え、子ども子育て支援制度が開始されるための対応業務委託が追加となりますので、増額となりました。また、国民健康保険システム改修業務委託料は、11 万 6,000 円を計上しました。これは、マイナ保険証を利用されている方へ毎年送付する資格情報のお知らせについて、標準仕様書の改版により伴います様式変更があるためになります。

節 18 負担金補助及び交付金は、オンライン資格確認等運営負担金３万 8,000 円を計上しました。11 ページをご覧ください。

項 12 徴税費については、36 万 6,000 円を計上しました。前年度比 16 万 3,000 円の増となります。増の主な要因は、令和８年度に国保所有軽自動車の車検があるためになります。

項３運営協議会費については、24 万 4,000 円を計上しました。国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償となります。令和７年度は、委員の改選がありましたので、現在の国保制度に関する図書の購入を配布しましたが、令和８年度は不要となりましたので、減となっております。

款２保険給付費については、各項目の節 18 負担金補助及び交付金に、過去の医療データ等を参考に、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費に２億 8,000 万円。目 2、一般被保険者療養費に 150 万円。目３審査支払手数料に 84 万 8,000 円の合計２億 8,234 万 8000 円を計上しました。

12 ページになります。項２高額療養費に一般被保険者分 4,800 万円。一般被保険者高額介護合算療養費を令和７年度と同額の３万円を計上しました。

項３出産育児諸費に２名分の計 100 万 1,000 円を、項４葬祭諸費に８名分の 16 万円。交互移送費に１万 5,000 円と、令和度７年度と同額を計上しました。

次に、款３国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果によりまして、項１医療給付費に 6,817 万 4,000 円。項２後期高齢者支援金等分に 2,398 万 3,000 円。項３介護納付金分に 860 万 7,000 円。令和８年度から新たに追加されました。項４子供子育て支援納付金分に 210 万 4,000 円を、各項の節 18 負担金補助及び交付金に県に納付する額としてそれぞれ計上しました。医療給付費分が減額となりましたのは、主に被保険者数の減少によるものになります。また、高齢化によりまして、高齢者支援金分及び介護納付金分については微増となっております。

次に、款４保健事業費、項１特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳を対象とする特定健診に係る経費で、主に、節 12 委託料の特定健診委託料 390 万 6,000 円を含む、438 万 6,000 円を計上しました。国が市町村国保に求めている令和５年度までの受診目標率 60 パーセント本町におきましては、令和４年度に 62 パーセントと突破しておりますが、令和５年度は 58.4 パーセント、令和６年度は 60.1 パーセントと推移しております。病気の早期発見、早期治療につなげられるよう、引き続き勧奨を行い、今後も様々な方策に取り組んだ上で、本町の健康課題を見つけ、効果的な事業が実施できるように進めて参りたいと考えております。

14 ページになります。項２保健事業費については、医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送に係る経費など、626 万 6,000 円を計上しました。350 万

2,000 円の増となりました。増の主な要因については、令和８年度から、看護師または保健師を会計年度任用職員として、年間を通して採用し、保健指導や重症化予防のための生活改善の指導等を行っていただくよう、人件費を増額したためです。なお、財源につきましては、県支出金の特別交付金により措置されます。

節７報償費においては、健康推進員の業務を令和７年度から、受診の勧奨に関する業務に変更しておりまして、28 名分の謝金 60 万 5,000 円を計上しました。

節 12 委託料には、熊本県国保連合会に作成業務を委託する医療費通知等電算委託料及び県下団体における手数料等を一括して請求処理まで行う電算処理を委託する共同電算委託料を、合計 27 万 5,000 円計上しました。

款５基金積立金については、節 24 積立金に国民健康保険給付基金積立金４万円を計上しました。

次に、15 ページになります。款６諸支出金。項１償還金及び還付加算、目１一般被保険者保険税還付金に 20 万円、目２一般被保険者還付加算金に 5,000 円を計上しました。歳出の説明は以上になります。

次に歳入についてご説明いたします。７ページになります。款１国民健康保険税については、見込みによりまして、合計で 8,143 万 2,000 円を計上しました。前年度比 2,075 万 8,000 円の増となります。県からの国保税予算算定基礎表を参考に算出した結果を、計上しています。なお、令和８年度の国保税率については、算定に要する所得の決定が６月頃になりますので、再度算定を行いまして、決定して参ります。国保税は、現在、医療給付後期高齢者支援金、介護納付金の３方式での課税となっておりますが、令和 12 年度の保険料及び税の水準統一に向かっているところですので、課税方式や算定方式が変わっていくため、税額の計算が変わっていくことも予想されております。そのような中、この子ども子育て支援金が加わるため、負担が増えていく恐れがありますが、少子化対策という趣旨から、子どものいる世帯の拠出が増えないよう軽減措置が講じられる予定になっております。

次に８ページになります。款３県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金については、３億 3,808 万 3,000 円を計上しました。節１普通交付金３億 2,954 万 5,000 円については、保険給付費の財源に充てるもので、町が事業費納付金を納めるかわりに、町の支払給付金を県が全額負担するため、交付されているものです。

節２特別交付金 842 万 3,000 円は、収納率向上分、特定健診の国県負担分など、特定事項の対象額を計上するものです。令和８年度を参考にした見込み額であるため、変動がありますので、必要に応じて補正予算で対応していきたいと思います。

款４財産収入については、国民健康保険給付積立基金積立金利子、４万円を計上しました。款５繰入金、項１他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、前年度比 445 万円減の、4,056 万 5,000 円を計上しました。

節１及び節２の保険基盤安定繰入金については、いずれも当初予算及び現時点での各種数値からの試算により計上しました。節３未就学児均等割保険料繰入金は未就学児均等割保険税の減額による減少額の補填となり、国２分の１、県４分の１、市町村４分の１の負担となっております。対象者見込み数をもとに計上しました。９ページになります。同じく節５産前産後保険料繰入金 1,000 円を減額の補填で、国県市町村による負担となっております。節７国保財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税に算入される分で、県が示した数値をもとに、730 万円を計上しました。

款６繰越金については、目１前年度繰越金として、86 万 6,000 円を計上しました。

款７諸収入、項１延滞金及び過料、目１一般被保険者延滞金、節１一般被保険者延滞金に 20 万円。節２退職被保険者延滞金に 1,000 円を計上しました。

以下、款７諸収入の中で、発生の予想される、項２預金利子及び、項３の雑入の、目１一般被保険者返納金及び目２雑入にそれぞれ 1,000 円を計上しました。以上で歳入の説明を終わります。16 ページから 23 ページまで、給与費明細書を添付しておりますが、説明を省略させていただきます。これで令和８年度湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いします。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。

○３番（西　靖邦君）　10 ページですけども。節の 12 の国民健康保険システム改修業務委託料について伺います。昨年度よりも 758 万 4,000 円、減額となったんですけども。これは単年度にそのシステムを改修したら、２年か３年、改修しなくていいということなんですかね。

○税務町民課長（黒木博行君）　国保等、ほかの事業の分のシステム改修もですけれども、特に税だったり国保税関係になりますと、もう上位の国が法律を改正したりするのに合わせてなので。それが翌年また改正があって、システム改修の必要が出てくる場合もあるし、何年後かに改正があって、システム改修になる場合と、ちょっとこちらでは、予想が立たないところです。

○３番（西　靖邦君）　12 ページの節の 18 ですけども、一般被保険者高額療養費 4,800 万円ですかね。これ、昨年と同額の計上となっておりますが、高額療養費とかいうのは例年医療費の状況等に変動があるとは考えてますけども。今回の予算額は、どのような実績や見込みをもとに算出されたのか、積算の根拠についてお伺いします。

○税務町民課長（黒木博行君）　高額療養費につきましても、一応令和３年度から令和７年度のちょっと１月末現在までですけども。支出実績と、令和７年度の見込みの方を、

活用しまして、見込みを出しております。ちなみですけれども、令和３年度は、3,385 万 4,550 円が年間の実績となっております。それが令和６年度になりますと、4,683 万 6,582 円と、約 1,300 万ほど上がってきております。なので、令和７年度につきましても、月平均の、高額療養費の支給が、昨年度が 390 万程度だったのが、令和７年度は 400 万程度になっておりますので、昨年の実績が、4,600 万ちょっと。なので、ちょっと上げたというか例年 4,800 万では組んであるんですけれども。4,800 万あれば足りるだろうというところで組ませていただいております。

○３番（西　靖邦君）　今年の６月から診療報酬費も上がりますよね。その辺も勘案してるんですか。

○税務町民課長（黒木博行君）　その辺も見て、被保険者数の減もちょっと加味したところでやっておりますので、それでも不足するときにはちょっと補正をお願いすることになると思いますけども、よろしくお願いします。

○副議長（椎葉弘樹君）　他に質疑ありませんか。

○３番（西　靖邦君）　14 ページですけども節の 18 保健事業等保険者支援負担金、10 万 3,000 円ついてございます。この負担金の目的と、本町においてどのようなその保険事業等に活用されているのか、それの内容について説明をお願いします。

○副議長（椎葉弘樹君）　答弁調整のため、暫時休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５２分

再開　午前１１時５２分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○副議長（椎葉弘樹君）　休憩終わり、会議を開きます。

○税務町民課長（黒木博行君）　保険事業と保険者支援負担金ですけれども、これが国保連が運用しております、ＫＤＢシステムといって健診結果とか、医療費の結果を、分析して、それを各市町村ごとに、表としたやつとか提供していただくためのシステムの負担金になります。県内全部の自治体のがあってその中で、町の分析も、医療にかかってる場合はどういうのでかかってる人が、どれぐらいいるかとか、そういうのも出てくるような、いろいろ、何か説明しづらいですけど。そういったシステムになります。

○副議長（椎葉弘樹君）　他に質疑ありませんか。

○２番（吉田精二君）　全体的なことなんですけども、予算書の全体ですね。施政方針予算編成方針の中で、国保会計につきましては、健全な財政運営に努めますというふうなことを書いてあるようです。この、会計の健全な財政運営ということになりますと、病院にかからないことをそれから医療費を抑制するためにですね、等が必要になってくるわけですけども。この、今回の予算書を見まして、病院にかからないこと。それから

重症化予防のためには、いろいろなことが必要だと思いますけども、もうこの予算書の中で、その付近がちょっと見えてない部分があって、例えば今年は健康づくりのために何をしますというようなところがちょっと見えないんですけど。一般会計の方では町全体としての保健事業とかされてるみたいなんですけども。この国保特会の方でのその付近はどこのところで取り組まれるのか、説明お願いします。

○税務町民課長（黒木博行君）　款の４の保健事業費の中におきまして、保健事業費関与保険事業費の方に保健事業費の方でですね。14ページです。すいません。保健衛生、目の保健衛生普及費の中におきまして、会計年度任用職員、令和７年度までは、特定健診の受診勧奨のみで、４ヶ月分雇用しておりました。令和８年度におきましては、受診勧奨もですけれども、受診後の生活指導ですね．とか、重症化予防だったり、糖尿病予防のための、取り組みだったり、個別に訪問していただくような形を、令和８年度は考えておりまして、この部分に今、令和８年度は力を入れているところです。

○２番（吉田精二君）　そこはもう、例えばハイリスクの方に対してのポイント的な支援になると思いますけれども、例えば町全体のですね昔は保健施設事業とかあって、健康づくり大会とかそういうのやっておりましたけども。今回、会計年度さん雇われてポイントされると思いますけども。その全体的な、取り組みというのは考えていらっしゃらないのでしょうか。

○副議長（椎葉弘樹君）　ここで昼食のため、休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５８分

再開　午前１３時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○副議長（椎葉弘樹君）　休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、議案第27号「令和８年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」質疑の途中です。発言を許します。

○税務町民課長（黒木博行君）　先ほどの吉田議員の質問ですけれども、健康づくり大会については、国保の方で以前は補助事業があった関係で行っていたようです。現在はその補助事業もなくなりまして、国保の方でそういった事業を行っているということはありません。その代わりですね、後期高齢者だったり介護保険、町民全体で言いますと保健福祉課の方で健康づくりに関しては事業を行っているというところになります。

○２番（吉田精二君）　町全体として取り組んでいただけるというようなことで、とにかく、今の国民健康保険税が高いというふうなことで住民の方、非常に負担感じられていらっしゃると思います。そのためにはなるだけ皆さんが病院にかからないような健康

づくりが、保険者としては大事かと思っております。今後ともですね、横断的にその健康づくりに対して取り組まれるような、希望しまして、私の質問を終わります。

○副議長（椎葉弘樹君）　他に質疑ありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 27 号「令和８年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○副議長（椎葉弘樹君）　従って、議案第 27 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議案第 28 号　令和 8 年度湯前町介護保険特別会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君）　日程第３、議案第 28 号「令和 8 年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。本案について、議案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 28 号、「令和 8 年度湯前町介護保険特別会計予算について」ご説明いたします。令和８年度当初予算は、歳入歳出それぞれ６億 9,483 万 7,000 円を計上しました。令和７年度と比較して、1,755 万 8,000 円、2.5 パーセントの増であります。増の主な要因は、款１総務費及び款２保険給付費の増であります。直近令和７年 12 月末時点の介護保険事業の対象者数は、第１号被保険者数が、1,547 人。要介護認定者数 271 人、要支援認定者数 45 人、合計 316 人です。認定率は、20.4 パーセントという状況でございます。

それでは 11 ページの事項別明細書、歳出からご説明いたします。款１総務費は、令和７年度と比較して、665 万 5,000 円増の 3,217 万 7,000 円を計上しました。増の主な要因は人件費及び委託料の増であります。歳出に占める構成比は 4.6 パーセントになります。

項１総務管理費、目１一般管理費は、介護保険係職員２名の人件費、その他事務経費として 1,558 万 3,000 円を計上しました。令和７年度と比較して、800 万 3,000 円の増です。増の主な要因は、令和７年度当初予算では、介護保険職員１名分の人件費計上となっておりますが、令和８年度は、職員２名分の計上により、１名分の増額となっております。また、介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料。144 万 8,000 円を計上しました。概要については、介護保険制度改正によります、介護情報基盤連携対対応に対し、

それに伴う総合行政システムの改修により、介護情報の受信連携の取り込みや照会機能の構築対応となります。

12ページの項２徴収費、目１賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収事務にかかる経費、24万1,000円を計上しました。項３介護認定審査会費、目１認定調査等費は、要介護認定調査に係る会計年度任用職員の人件費や、主治医意見書作成手数料、球磨郡介護認定審査会負担金など、合計1,619万9,000円を計上しました。

13ページの、項４運営協議会費、目１運営協議会費は、湯前町介護保険運営協議会の開催経費として、前年度同額の15万4,000円を計上しました。

款２保険給付費は要支援要介護認定を受けている方の各種介護サービス給付費など、令和７年度と比較して1,005万6,000円増の６億2,718万5,000円を計上しました。増の主な要因は、老人福祉サービス給付費の見込みの増であります。歳出に占める構成比は90.3パーセントです。

項１介護サービス等諸費は、要介護認定者が利用する居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、令和７年度の実績見込みをもとに、５億6,357万円を計上しました。保険給付費の89.9パーセントを占めております。

項２介護予防サービス等諸費は、要支援認定者の介護予防と心身の維持改善をも目的とした介護予防サービス給付費など、1,440万1,000円を計上しました。

14ページの項４高額介護サービス等費は、要支援要介護認定者の利用者負担について、一定の上限超過分を払い戻すもので、高額介護サービス等費、高額医療合算サービス費など1,681万4,000円を計上しました。

項５特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の方が施設サービスや短期入所サービスなどを利用した際の、食費、居住費について、利用者負担の限度額超過分の補足給付として3,190万8,000円を計上しました。

款３地域支援事業費については、介護予防日常生活支援サービス事業費、包括的支援事業任意し事業費などに3,445万4,000円を計上しました。令和７年度と比較して、15万3,000円の減です。減の主な要因は、人吉球磨在宅医療介護連携推進事業委託料の減です。歳出に占める構成比は5.0パーセントになります。

項１介護予防日常生活支援サービス事業費は、要介護状態等になることの予防、または要支援状態等の軽減、悪化防止と、地域における自立した日常生活を支援するための経費として、合計1,461万9,000円を計上しました。令和７年と比較しまして、385万7,000円の増となっております。主な要因は人件費の増です。

目１介護予防日常生活支援サービス事業費、節１報酬、節３職員手当等、節４共済費、節８旅費に、令和８年度事業展開の拡充を図るため、介護予防事業等の業務を担う会計年度任用職員１名分の経費を計上しました。目１介護予防日常生活支援サービス事業費、

節 12 委託料は、短期集中介護予防教室における各専門職派遣に伴う委託料。99 万を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者の訪問介護と通所介護の利用に係る第１号訪問事業負担金。第１号通所事業負担金を合計 873 万 6,000 円計上しました。15 ページの、目２介護予防ケアマネージメント事業費は、節 12 委託料に総合事業対象者のケアプラン作成にかかる委託料 156 万円を計上しました。

項２一般介護予防事業費は、すべての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や各種介護予防教室などに係る経費など、合計 103 万 1,000 円を計上しました。節 12 委託料には各介護予防教室、指導委託料などの他、介護予防サポーターフォローアップ講座委託料 22 万 2,000 円を計上しました。これは、令和７年度に介護予防サポーター養成講座を開催し、現在 16 名のサポーター様方に、町の介護予防事業にご支援ご協力をいただいております。今後も地域の介護予防事業の運営協力に携わっていただく貴重な人材となられますので、令和８年度は、サポーターとしてのさらなるスキルアップを図るための講座開設を、計画しております。

項３包括的支援事業任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料など、合計 1,876 万 3,000 円を計上しました。16 ページをご覧ください。目１包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料 600 万 2,000 円を計上しました。目３任意事業費は 64 万 7,000 円を計上しました。小学生向けの認知症サポーター養成講座開催諸経費、家族介護用品支給事業など、家族介護者の身体的、心理的な負担軽減などを目的とした事業に継続して取り組みます。

目 4 在宅医療介護連携推進事業は、合計 266 万 5,000 円を計上しました。令和７年度と比較して、361 万 4,000 円の減となります。要因は令和６年度から７年度まで、本町が事務局を担っておりました人吉球磨在宅医療介護連携推進事業連絡協議会の事務局輪番移行に伴いまして、令和７年度代表で契約支出しておりました。委託料分が減額となり、節 18 の負担金のみの計上となったためです。地域福祉ネットワーク構築委託料 16 万 2,000 円は、令和８年度システム移行に伴う臨時経費です。上球磨地域介護事業所連絡会の情報連携ツールで、主に災害時等の情報伝達を行っております。

目５生活支援体制整備事業費は、生活支援サービスの提供体制整備や、介護予防事業の支援などについて、社会福祉協議会への委託事業として、生活支援コーディネーター業務委託料 437 万 8,000 円を計上しました。目６認知症総合支援事業費は、認知症の人やその家族の早期に関わる、認知症初期集中支援チームなど、認知症に対する支援とし、認知症に対する施策として、節 12 委託料に認知症初期集中支援推進事業委託料 462 万 5,000 円など、合計 466 万 1,000 円を計上しました。目７地域ケア会議推進事業費は、上球磨地域の介護支援専門員や、保健医療普及に及び、福祉に関する専門職、その他の関

係者、関係機関で構成される地域ケア会議にかかる経費として、節 12 委託料に 35 万円を計上しました。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。７ページをご覧ください。款１保険料につきましては、第１号被保険者に係る介護保険料を調定見込み額に基づきまして、１億 1,570 万 8,000 円を計上しました。

７ページから８ページにかけて、款３国庫支出金、款５県支出金は、法で定められた割合に基づき、負担金交付金補助金をそれぞれ計上しました。８ページの款４支払基金交付金は、第２号被保険者保険料分につきまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金２億 7,357 万 5,000 円を計上しました。

９ページの款７繰入金、項１一般会計繰入金は、法で定められた割合による町負担分の繰入金及び事務費繰入金。１億 2,316 万 6,000 円を計上しました。款８繰越金は、当初予算編成の財源として前年度繰越金を計上しました。以上で歳入の説明を終わります。

附属書類として、18 ページから 25 ページまでが給与目給与費明細書、26 ページが債務負担行為に関する調書です。27 ページ以降の説明は省略いたします。令和８年度におきましても、今後も、自助、共助、公助、そして、ますます重要不可欠となります、互助の協力体制の構築を図り、地域包括ケアの基盤づくりに努めて参ります。また、引き続き、保健事業と連携し、各種介護予防事業に重点的に取り組み、町民皆様の介護予防と健康増進に取り組みます。介護給付費の抑制と健全な介護保険事業の運営に努めて参ります。以上で令和８年度湯前町介護保険特別会計の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○６番（森山　宏君）　9 ページのですね、繰入金で、基金繰入金で 240 万計上されてますけども。介護保険料、今現行してる部分では、足らないもんだから基金繰入だと思うとですけども。現状の介護保険料で持つんですかっちゅうか、今度の改正まで。基金繰り入れで持つのかお尋ねします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今、第９期の介護保険計画の方では、令和８年度に基金を約 300 万円程取り崩す計画見込みとはなっております。

○６番（森山　宏君）　ほんで、基金から繰り入れするでしょ。それと今度の解析っちゅうか、その時にまた介護保険料のアップを、申し出されると思うですけども、今の基金で、現状の介護保険料ですかね、納める部分で運営でくっとでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　その点も含めまして、今のやはり、保険給付費が、やはり要介護リスクが高い方々が、これから増える時代に入ってくることもございまして、今度の令和８年度に、第 10 期の介護保険、事業運営計画の方を策定する予定としておりますので、その策定の中で、保険料も含めまして、その運営事業運営の部分を検討していきたいと考えております。

○３番（西　靖邦君）　15ページですけども。目１一般介護予防事業費の節の12健康運動教室指導委託料で５万円について伺います。これ昨年度は計上がなかったと思うんですけども。今回計上された理由と、事業内容について説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　こちらについては、新規というよりは、以前なさっていたＢＧのトレーニングルームを活用した男性向けの教室の予定となっております。以前プラチナクラブとしてなさっていた教室だったんですが、今それがですねちょっと一旦途絶えておりますが、できるだけ再開したいということで令和８年度予算計上させていただいております。

○３番（西　靖邦君）　あれ、そして誰か先生が来はりまんの。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　今、令和８年度に、この経費、講師の方、２回分を予定しております。Ｂ＆Ｇのトレーニングルームを使いますので、そういった運動器具の使い方とかですね。あと、どういうのが一番運動としていいやり方なのかとかそういった指導を受けるために、講師の方をお招きする予定としております。

○３番（西　靖邦君）　そしたら年に２回ですな。年２回でほんでその周知の方法はその旬報かなんかで周知されるわけですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　広く周知をかけさせていただいて、できるだけ男性の方々参加いただくようにしていきたいと考えております。

○１番（田山幸平君）　15ページ、西議員と同じ内容にかかってくるのかなと思いますが、やっぱ居宅から施設の移行等が現れてる現状においてなんですけども、このここの分野のみといいますか、減額になった97万円の減額となっておりますが、これの理由等をお示しください。

○保健福祉課長（佐藤由美子君）　この主な減額の理由についてですが、令和７年度に、介護の方の予算の方で、通いの場の方を開催しておりました。こちらを令和８年度については、後期高齢の予算の方を使わせていただいて、そちらの方で一体的事業の中でやっていただくということで、事業自体は継続をします。ただその事業費の支出元が移行するということで減額となっております。

○副議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号「令和８年度湯前町介護保険特別会計予算」についてを採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 28 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第29号　令和８年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○議長（金子光喜君）　日程第４、議案第 29 号「令和８年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。本案について、議案の説明を求めます。

○税務町民課長（黒木博行君）　議案第 29 号、「令和８年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」ご説明いたします。令和８年度の予算の総額は、9,409 万 4,000 円となり、令和７年度と比べて 685 万 7,000 円の増となります。増の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものです。対象者は、１月末現在で 75 歳以上の方、955 人と、要件による 65 歳以上の方 14 人の合計 967 名となっております。令和７年度と比較しまして、20 人。2.0 パーセントの減となっております。実施主体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数値の主なものは、広域連合が算出した推計値をもとに計上しています。町が徴収する保険料、一般会計から繰り入れる事務費、県及び町負担金を含む保険基盤安定繰入金を歳入とし、熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する仕組みにより運営しております。また、令和５年度から取り組んでおります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業は、国民健康保険から後期高齢者医療保険と介護保険といった会計年齢の垣根を越えた縦横断的な体制によりまして、健康課題に対して一貫した保健事業を実施するものです。国３分の２、県３分の１の補助事業となり、熊本県後期高齢者広域連合からの受託事業となります。では、９ページの事項別明細書、歳出の方からご説明いたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費については、経常的事務経費として 121 万 2,000 円を計上しました。前年度から 55 万 5,000 円の減となりました。減の主な要因は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業について、これまでの実績及び見込みによる減。並びに、後期高齢者医療広域連合システム、庁舎内ＬＡＮ配線業務委託が完了したことによる減となります。

節７補償費は、歯科衛生士謝金 22 万円を計上しました。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にて、通いの場における老化予防であるオーラルフレイル予防教室として開催するためのもので、歯科口腔検診の重要性の周知と口腔機能チェック等を 22 ヶ所で行う予定になっております。

節 12 委託料は、一体的、実施業務委託料 50 万 6,000 円を計上しました。これは事業の一部を公立多良木病院に委託するもので、介護保険で実施している短期集中予防サービス終了後も継続して、支援の必要な方に対して、理学療法士が訪問して個別支援を行うものに 26 万 4,000 円。また、通いの場などへの積極的な勧誘として、加齢による運動

機能の維持のため、老化予防教室を 22 ヶ所において、運動指導を行うものに、24 万 2,000 円以上の２つの事業を合計した金額となります。項２徴収費については、保険料の徴収に係る経費 14 万 7,000 円を計上しました。賦課徴収に係る納付書の印刷費、納付書の発送等に係る通信費及び口座振替手数料となります。

次に、款２後期高齢者医療広域連合納付金については、節 18 負担金補助及び交付金に被保険者保険料負担金、6,198 万 4,000 円、保険基盤安定負担金 3,003 万 8,000 円の合計 9,202 万 2,000 円を計上しました。前年度比、762 万 1,000 円の増となります。広域連合からの推計値を参考に、当初予算に計上しているところでございます。増の具体的な要因としましては、被保険者はほぼ横ばいで推移する見込みとされておりますが、診療報酬の改定等によりまして、医療費総額が上昇すると見込まれており、また子ども子育て支援金制度も開始されることによります。

10 ページになります。款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金に、前年度同額の３万円を計上しました。項２繰出金、目 1 他会計繰出金 67 万 5,000 円は、繰越金が大きくなる見込みであり、一般会計に繰り出すため、歳入の前年度繰越金と同額を計上しました。

款４予備費については、前年同額の 8,000 円を計上しました。次に、歳入を説明いたします。７ページをお開きください。款１後期高齢者医療保険料については、目１特別徴収保険料、目２普通徴収保険料の合計 6,198 万 4,000 円を計上しました。前年度比 597 万 4,000 円の増となります。増の主な要因は、被保険者数の増。子ども子育て支援金分が始まること、保険料の見直しが２年ごとにありまして、令和８年度から保険料が上がる見込みであるためになります。保険料については、所得が確定した後、本算定を行い、年間の保険料額が決定されます。収納率 100 パーセントを目標としておりますので、納期限内の納付をお願いするとともに、遅延の際には早めの声かけなどを行い、対処して参りたいと思います。

款３繰入金については、目１事務費繰入金と、目２保険基盤安定繰入金の合計 3,139 万 7,000 円を計上しました。前年度比 108 万 8,000 円の増となります。事務費繰入金は、一体的実施に係る事業分と、ＬＡＮ配線業務分の減により、55 万 9,000 円減の 135 万 9,000 円を計上しました。また、保険基盤安定繰入金は、保険料の見直しに伴い、軽減額が増となる見込みであること。また子ども子育て支援金の開始により、軽減額が、増になる見込みであることによりまして、164 万 7,000 円増の 3,003 万 8,000 円を計上しました。保険基盤安定繰入金は、法に基づき低所得者の方の保険料の均等割額を、世帯構成と収入に応じて、７割５割２割と、段階的に軽減するもので、この総額を県が４分の３、町が４分の１の割合で負担し、一般会計で予算措置した後に本会計繰り入れております。

款４諸収入については、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金に前年同額の

３万円を計上しました。過年度分の歳入還付を行った場合には、その都度、広域連合へ請求し、本科目で受け入れることとなります。また、項２預金利子、項３雑入にそれぞれ 1,000 円を計上しました。

8 ページになります。款５繰越金については、67 万 5,000 円を計上しました。歳出でご説明しました、繰出金に対応するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○２番（吉田精二君）　６ページですかね。歳出の総括数なんですけども。全部特定財源の方でその他の方で見てありますんで、介護保険料につきましても特定財源だと思いますけれども、どうして特定財源というふうなことになるんでしょうか。説明お願いします。

○税務町民課長（黒木博行君）広域連合からの収入を一般会計で受け入れて、一般会計で繰り出し、特別会計で繰り入れっていう形でも使い道が決まってる歳入予算のため、その他の方に、財源として上がっているところです。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 29 号、「令和８年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○副議長（椎葉弘樹君）　起立全員。

したがって、議案第 29 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第 30 号　令和８年度湯前町水道事業会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君）　日程第 5、議案第 30 号、「令和８年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。本案について、議案の説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君）　まず、議案書の修正がありましたことについてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは、議案第 30 号、令和８年度湯前町水道事業会計予算についてご説明いたします。２ページをお願いします。水道事業会計予算第２条業務の予定量は、令和７年度実績を勘案し計上しました。第３条、収益的収入及び支出。第４条、資本的収入及び支出につきましては、収支明細書をもとにご説明

いたします。19ページをお願いします。令和８年度収支明細はまず収益的収入です。

款１水道事業収益は、令和７年度と比較して、115万円減の、8,375万4,000円を計上しました。減の主な要因は、項１営業収益、目２受託工事収益、節３他会計工事負担金で、令和８年度に実施予定の配水管更新工事に伴う消火栓更新の数が、令和７年度と比較して減となることによるものです。

20ページをお願いします。収益的支出、款１水道事業費用は、職員人件費のほか、日常的な水道事業の運営に要する経費として、令和７年度と比較し、101万6,000円増の6,789万円を計上しました。増の主な要因は、企業債償還金利子の増によるものです。

目１減水及び浄水費は、取水から浄水までに要する経費として、533万2,000円を計上しました。節17委託料の水質検査委託料は、水道水における有機フッ素化合物、ＰＦＡＳ、ＰＦＯＡついて、令和８年４月から水質基準に格上げされたため、定期的な検査が義務化されました。その検査項目、基準項目を追加しまして、89万5,000円を計上しました。目２配水及び給水費は、水道施設の維持管理経費として636万5,000円を計上しました。

節１委託料113万3,000円と、節４備消品費50万2,000円は、水道メーター器交換に要する経費を計上しました。目４総係費は、水道業務担当職員１名分の人件費のほか、水道事業運営全般に係る経費として1,168万1,000円を計上しました。21ページをお願いします。目５減価償却費、節１有形固定資産減価償却費は、水道管更新に伴い、200万円増の2,900万円を計上しました。項２営業外費用、目１支払利息は、令和８年度償還利子の見込み額として、95万9,000円増の、650万7,000円を計上しました。目３消費税は令和７年度と同額の400万円を計上しました。

22ページをお願いします。資本的収入は、款１資本的収入に、令和７年度と比較して、939万8,000円減の、2,183万2,000円を計上しました。減の要因は、資本的支出の事業費減に伴う企業債と国庫補助金の減によるもので、項１企業細、目１企業債は、500万円減の2,000万円。項４国県支出金、目１国庫補助金は439万8,000円減の、183万円を計上しました。

次に資本的支出は、款１資本的支出に、令和７年度と比較して、206万1,000円減の4,494万3,000円を計上しました。項１建設改良費、目２給排水設備改良費、節１工事請負費は、上猪地区、送水管更新工事1,000万円。植木地区配水管新設工事1,700万円、植木地区給水管切り換え工事120万円の合計2,820万円を計上しました。節２委託料は、送水管布設工事設計業務委託700万円。アセットマネジメント計画更新業務委託350万円の合計1,050万円を計上しました。項２企業債償還金、目１企業債償還金、節１元金償還金は、624万2,000円を計上しました。

23ページをお願いします。債務負担行為の支出予定額に関する調書になります。

次に、前に戻り、18ページをお願いします。令和７年度湯前町水道事業会計予定損益計算書になります。最下段、当年度末処分利益剰余金につきましては、1,880万5,000円を見込んでおります。

３ページをお願いします。第５条、企業債につきましては、起債の目的が、水道事業。限度額を2,000万円としております。次に第６条、一時借入金の限度額は2,000万円と定めるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号「令和８年度湯前町水道事業会計予算について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　議案第31号　令和８年度湯前町下水道事業会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君）　日程第６、議案第31号「令和８年度湯前町下水道事業会計予算について」を議題とします。本案について、議案の説明を求めます。

○建設水道課長（髙木堅介君）　下水道事業会計予算につきましても修正がございました。誠に申し訳ありません。それでは、議案第31号、「令和８年度湯前町下水道事業会計予算について」ご説明いたします。２ページをお願いします。下水道事業会計予算、第２条業務の予定量は、令和７年度実績を勘案し、計上しました。第３条、収益的収入及び支出。第４条、資本的収入及び支出につきましては、収支明細書をもとにご説明いたします。

20ページをお願いします。令和８年度収支明細は、まず、収益的収入です。款１下水道事業収益は、令和７年度と比較して、728万4,000円減の１億5,063万1,000円を計上しました。項１営業収益、目１下水道使用料は、5,505万7,000円を計上しました。項２営業外収益、目３一般会計補助金は、流域下水道維持管理負担金などに充てるため、6,580万8,000円を計上しました。

21ページをお願いします。次に収益的支出です。款１下水道事業費用は、令和７年度と比較して、448万7,000円減の１億5,342万8,000円を県計上しました。減の主な要因は、令和７年度に、経営戦略改定業務の委託を、の予算を計上したためです。項１営業費用につきましては、令和８年度予算において、人件費や修繕料など、支出内容に基づ

いて科目を整理し目１汚水管渠費と目３総係費との間で組み替えを行っております。目１汚水管渠費は、下水道施設の維持管理に要する経費として、マンホールポンプ 11 ヶ所の保守管理委託料 144 万 7,000 円。下水道施設修繕料 150 万円など合計 609 万 4,000 円を計上しました。目３総係費は、下水道事業運営のための事務的経費として、担当職員１名分の人件費のほか、22 ページの節 26 負担金の、下水道接続補助金 60 万円など、合計 896 万 1,000 円を計上しました。また、令和９年度以降に予定している下水道使用料改定等の調査審議のため、下水道審議会委員の報酬と費用弁償を、節７旅費と節９、節 29 報酬に計上しました。目４流域下水道維持管理負担金は、県が設定した令和８年度計画汚水量などをもとに算出された湯前町の負担金 4,696 万 4,000 円を計上しました。目５減価償却費は、有形及び無形固定資産減価償却費として、7,917 万 2,000 円を計上しました。項２営業外費用は、目１支払い利息、節１企業債利息は、下水道事業債利子を 800 万 7,000 円。目４その他営業外費用、節１その他営業外費用は消費税 400 万円を計上しました。項４予備費は 20 万円を計上しました。

23 ページをお願いします。資本的収入になります。款１資本的収入は、令和７年度と比較して、884 万 4,000 円減の 2,284 万 8,000 円を計上しました。減の主な要因は、資本的支出の流域下水道事業建設負担金及び企業債償還金の減によるもので、項１企業債、目１下水道事業債に 1,040 万円を、項２出資金、目１一般会計出資金に、1,244 万 8,000 円を計上しました。

次に資本的支出です。款１資本的支出は、令和７年度と比較して、1,018 万 5,000 円減の、7,198 万 9,000 円を計上しました。減の主な要因は、球磨川上流流域下水道建設事業費の減に伴う町村負担金の減。及び下水道事業債元金償還金の減によるものです。項１建設改良費。目４流域下水道建設負担金は 1,048 万 3,000 円。項２企業債償還金は、目１企業債償還金に、下水道事業債元金償還金、5,882 万 3,000 円及び、目２その他企業債償還金に、公営企業会計適用債元金償還金、268 万 3,000 円の合計 6,150 万 6,000 円を計上しました。24 ページには、地方債の前々年度末における、現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、25 ページには、債務負担行為の支出予定額に関する調書をつけております。

次に前に戻りまして 19 ページをお願いします。令和７年度、湯前町下水道事業会計予定損益計算書となります。前に戻り３ページをお願いします。第５条企業債につきましては、起債の目的が下水道事業、限度額を 1,040 万円としております。第６条、一時借入金の限度額は 1,040 万円と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○副議長（椎葉弘樹君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 31 号「令和 8 年度湯前町下水道事業会計予算について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○副議長（椎葉弘樹君）　起立全員。

したがって、議案第 31 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○副議長（椎葉弘樹君）　ここで議長席を議長と交代し、休息のため休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１３時５２分

再開　午前１４時０２分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　議長席を交代いたしました。休憩終わり。会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 7　議案第 32 号　湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について

○議長（金子光喜君）　日程第 7 、議案第 32 号「湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 32 号、湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。湯前駅レールウイング複合施設は、指定管理者の公募を行い、申請法人の事業計画及び運営方針等を確認し、施設の効用を最大限に発揮でき適正な維持管理が見込めることから、「合同会社　日本の端から日本を元気に」指定管理者に、指定したいと提案するものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○町長（長谷和人君）　議案第 32 号、「湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について」ご説明いたします。指定管理者に管理を行わせようとする、公の施設の名称は、湯前駅レールウイング複合施設でございます。指定管理者となる法人または団体の名称は、「合同会社　日本の端から日本を元気に」です。指定の期間は令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの３年間となっております。合同会社日本の端から日本を元気には、本社は熊本県天草市にあり、レンタルオフィスの運営や企業誘致、企画運営のほか、甲佐町では、企業等応援施設等を運営し、屋外交流スペースの運営、地域連携イ

ベント企画などの実績がある会社であります。募集にあたり事業計画書を提出いただいておりますけれども、ユノカフェの継続雇用と地元を飲食店の経営者を、経営者をリーダーとして招聘し、レールウイング施設の価値の向上を努めるということで、事業計画を提出いただいてるところでございます。なお議案説明資料のフォルダの中に、指定管理者候補者選定結果報告書を添付しておりますので、ご確認いただければと思っております。簡単ですけれども、議案の説明を終わりますどうぞよろしくお願いします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。

○５番（椎葉弘樹君）　この「合同会社　日本の端から日本を元気に」の社員数は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　合同会社の方は２名程度で、あとネットワーク、オフィス外の在宅ワーク関係は100名程度いらっしゃるというところでございます。またこの会社につきましてはですね、大元に大きな会社がありまして、本社広島でございますけれども、そこの事業の一部を今回日本の端から日本の方に譲渡するという、譲渡契約のもと、今回指定管理の方の募集をされて応募されてるということでございます。

○５番（椎葉弘樹君）　少し運用面になるんですけど、これまでユノカフェ月水金という平日の営業でしたけど、今回サテライトオフィスとの兼務ということになると思うんですが、そうなると、これはもう毎日、平日は営業されるようになってくるんでしょうかサテライトオフィス側の維持管理もありますので、お尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まだそこの部分はまだちょっと調整はしてませんけれども、椎葉議員が言われてるサテライトオフィス数の方も後からまた議案で提出させていただきますけれども、同じ会社が運営するという形になりますので、そういったところは今度飲食店のリーダー、商工会のですね、リーダーの方も一緒にやりたいということでございますので、定休日関係も含めてですね、再度ちょっと調整をさせていただければなと思っております。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第32号「湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について」を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

起立全員。従って、議案第32号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第 33 号　湯前町サテライトオフィスの指定管理者について

日程第８、議案第 33 号「湯前町サテライトオフィスの指定管理者について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第 33 号、湯前町サテライトオフィスの指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。湯前町サテライトオフィスは、指定管理者の公募を行い、申請法人の事業計画及び運営方針等を確認し、施設の効用を最大限に発揮でき適正な維持管理が見込めることから、「合同会社　日本の端から日本を元気に」指定管理者に指定したいと提案するものでございます。詳細につきましては、課長より説明させますどうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　議案第 33 号、湯前町サテライトオフィスの指定管理者についてご説明いたします。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、湯前町サテライトオフィスでございます。指定管理者となる法人または団体の名称は、「合同会社　日本の端から日本を元気に」です。指定の期間は令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までとなります。

合同会社日本の端から日本を元気には、本社は熊本県天草市にあり、レンタルオフィスの運営や企業誘致、企画運営であります。また令和７年度から本町の企業誘致促進事業や、熊本県が実施しております、県南地域企業誘致促進事業の受託者でもあり、地方への企業進出へのアプローチの実績があります。なお議案説明資料としましてフォルダ内に指定管理者候補者選定結果等の報告書を添付しておりますのでご覧いただければと思っております。以上簡単でございますけれども議案第 33 号の説明を終わります。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。

○６番（森山　宏君）　両方とも２ヶ所の指定管理ということで、この結果を見ますと、応募業者が、両方とも１社、そして判定がＣ、75 点と 70 点というふうに、なっておるようです。ちょっとこれが、勝ち抜きも申しわけなかばってんが。何で１社しか応募しなはらんやったかなと思いまして．それと合同会社っていうのは、ごめん会社法で言ったら、どの区分やったかなと思って。有限会社なのか、普通株式、合資なんですよね。久々合同会社聞いたもんですから。これ、俗に言う代表社員、無限責任社員とかなんかいう、区分の会社なんでしょうか。あわせてお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　まず応募１社だったのかということで１社でございました。なぜかということなんですけど、私たちはオープンにさせていただきましてインターネットでホームページで公募をさせていただきました。お尋ねが数社かございましたけれども、最終的に１社に落ち着いたというところでございます。応募がなかったということでございます。あと合同会社につきましては、出資者全員が有限責任者とな

っておりますので、株式会社とはちょっと違うのかなと思っておりますが、この合同会社の会社もですね、今株式の方の会社に、社名変更というか、手続きを行っておりまして、３月中には株式会社という形で。３月中に株式会社という形で社名が変わる予定になっております。

○議長（金子光喜君）　他に質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これで討論を終わります。これから議案第 33 号、湯前町サテライトオフィスの指定管理者についてを採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（金子光喜君）　起立全員。従って、議案第 33 号は原案の通り可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会）

○議長（金子光喜君）　日程第９、「委員会報告」

各常任委員会における所管事務の調査が終了しタブレットに掲載の通り、報告書が議長宛提出されています。この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で委員会の報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 10　議員派遣について

○議長（金子光喜君）　議員派遣についてを議題とします。お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表の通り、派遣することとし、また、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「ありません」の声あり］

○議長（金子光喜君）　意義なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはタブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合には議長に一任することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 11　総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君）　日程第 11、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 12　企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君）　日程第 12、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 13　広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君）　日程第 13「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第 14　議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君）　日程第 14、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（金子光喜君）　異議なしと認めます。

よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（金子光喜君）　これで、令和８年第３回湯前町議会定例会を閉会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午後０２時２０分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和　　年　　月　　日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯 前 町 議 会 議